

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都府県からの回答	
札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	1258	1258050	110010	PFI事業を推進するための税制措置、補助金の弾力的適用	PFI事業として公共施設等の整備を行う場合の補助金交付や、税制措置について、地方公共団体等が自ら事業を実施する場合とイコールファイティングを図る。	PFI事業についても非課税措置がなされたり、BOT方式、BT方式に関わらず補助金が交付されることによって、PFI事業が一層推進され、行政サービスの民間開放が促進される。	現行の制度では、課税措置を避けたり、補助金の交付を受けやすくするために、BTO方式のPFIを採用するケースが多くなりがちであり、所有も含めた民間開放に結びつきにくい。	(地方公共団体が実施する事業について課税の一部または全部を免除しているなどの優遇措置がなされている事業の税制優遇措置の根拠条文のすべて、地方公共団体が実施する事業について補助金を交付しており、かつ、同事業を民間事業者が行う場合において交付要件、補助率において地方公共団体と差違をつけている補助金の交付要綱の全て)	(地方公共団体が実施する事業について課税の一部または全部を免除しているなどの優遇措置がなされている。地方公共団体が実施する事業について補助金を交付しており、かつ、同事業を民間事業者が行う場合において交付要件、補助率において地方公共団体と差違をつけている。)	3-6		本構想の個別の事業が明らかになり、提案の内容が当省の補助金に係る内容であると確定した段階で、当省においてイコールファイティングの観点から、BOT方式、BTO方式を問わず補助対象とできないか等、可能な措置の存否を精査し、具体的な措置の検討を行う。[3] また、税制措置に関しては、一義的には財務省及び総務省の所管である。[6]	イコールファイティングの観点から、BOT方式、BTO方式を問わず補助対象とできないか等、可能な措置の存否を精査し、具体的な措置の検討を行う。[3] また、税制措置に関しては、一義的には財務省及び総務省の所管である。[6]	3-6		本構想の個別の事業が明らかになり、提案の内容が当省の補助金に係る内容であると確定した段階で、当省においてイコールファイティングの観点から、BOT方式、BTO方式を問わず補助対象とできないか等、可能な措置の存否を精査し、具体的な措置の検討を行う。[3] また、税制措置に関しては、一義的には財務省及び総務省の所管である。[6]	
特定非営利活動法人日本デスクワシニング協会	高齢消費者を回想法で育成する事業	3110	3110010	110020	高齢消費者の育成と痴呆老人抑制のための回想法センター設置事業	従来、消費者と痴呆予防は別のもので考えられてきたが、回想法センターを開設することで、外出への意欲が刺激され、外出ついでに介護サービス技術を所有する店員がいるデパートによって買い物をする。回想法センターでは、痴呆予防となる回想法とともに介護サービス講座を開催して高齢者が安心して買い物ができる商店街を育成する。支援措置としては、藤代町で管轄する「古屋」の改装費用と維持費を希望する。住民から公益活用を希望して管理譲渡されたが、町ではその予算がない。	現在、町で回想法の勉強会を開催したり、傾聴ボランティアをしているが、急速に進む高齢化対応として、回想法センターを開設したい。具体的な物件はあるのだが、資金がない。回想法センターができれば、消し行く藤代町の文化を保存でき、また一人ぐら高齢者の外出を促すこともできる。	現状では行政予算がない。		6	-	当省の所管ではない。						
佐渡連合商工会	佐渡産業の再構築への体制づくり再生計画	3030	3030010	110030	商工会への事業所統計などの調査実施業務の移譲又は委託	何に関して: [12添付資料]による統計業務 誰の権限: 県又は市 誰に: 佐渡島内の10商工会との程度、まとめまでの全面的な移譲又は調査部分の実施	事業の内容: [12添付資料]の統計業務の実施-まとめ、その効果: 行政合併による職員減少の中、事務のアウトソーシングによる合理化ができる。調査対象の6割以上は商工会員であり調査の効率的実施ができる。商工会の財源確保。商工会は現場ともいえる合併前の地域に止まる。このため、広大な佐渡における調査活動が円滑に実施できる。	現在の定めでは統計業務は、調査員となることもできない。しかし、商工会は国認定の指導団体として定められたカルテともいえる商工業者名簿をもち、秘密保持も課せられ、かつ事業者側もそれらを話すことに抵抗は少ない。したがって、多くの支障なく正確で円滑な調査実施ができる。	商工会法第11条第10号	商工会が行政から委託を受けて事業所統計の調査実施業務を行うことは可能である。	5		商工会が行政から委託を受けて事業所統計の調査実施業務を行うことについては、商工会の目的の範囲を逸脱するものではないことから、商工会法上妨げられるものではない。	要望内容は実現できるのか、確認された。	5		商工会が行政から委託を受けて事業所統計の調査実施業務を行うことについては、商工会の目的の範囲を逸脱するものではないことから、商工会法上妨げられるものではない。	
株式会社北海道二十一世紀総合研究所	地方分権・民間主体型統計分析の実施	3036	3036010	110040	地域経済動向に関する統計の一元化と地方主体の実態把握	1. 国で実施されている統計業務の都道府県(市町村)への移管 2. 地域企業による統計の一元管理と実施(地域での臨時雇用者を中心とした雇用管理を含む) 3. 地域企業による、地元企業や住民が利用しやすい(利用促進につながる)形式へのデータの加工、公表手法、デザインの検討 4. 上記は、北海道での「道州制特区」の枠組みで、試行することも考えられる。	1. 地域の各種統計(人口、商業、工業、雇用動向、景気動向、企業データベース等)で国で実施されているものの都道府県(市町村)移管 2. 地域企業による統計の一元管理と実施(地域での臨時雇用者を中心とした雇用管理を含む) 3. 一部統計については、都道府県レベルのデータ公表に留まり、市町村レベルでの施策推進に不十分なデータもある。 4. 総務省アンケートによれば、こうした統計結果が市民や企業に有効活用されているとはいえない状況にある。以上に対して、地域の民間企業の一円管理の上で統計調査等を実施すれば、データの地域密着化やデータ集計・管理の効率化が図られるとともに、データの有効活用を推進する。また、調査員の募集・管理も地域企業が実施することにより、地域での雇用創出につながる。	1. 失業率のように、地域では四半期ベースのみ公表されるため、月きめ細かな雇用政策の立案が困難な状況にある。 2. 景気動向や世論調査等複数のアンケート調査等が同一企業や個人に依頼される結果、多大な手数をかけている。 3. 一部統計については、都道府県レベルのデータ公表に留まり、市町村レベルでの施策推進に不十分なデータもある。 4. 総務省アンケートによれば、こうした統計結果が市民や企業に有効活用されているとはいえない状況にある。以上に対して、地域の民間企業の一円管理の上で統計調査等を実施すれば、データの地域密着化やデータ集計・管理の効率化が図られるとともに、データの有効活用を推進する。また、調査員の募集・管理も地域企業が実施することにより、地域での雇用創出につながる。	統計法 統計法施行令 各種調査規則等	[国の統計調査の移管] 国が行う基本的な統計調査は、国の現状を把握するために、国が本来果たすべき役割として、全国的な規模で、一元的な企画の下、統一的な方法で実施されているものであり、国の実態を把握するのみならず、地方の実態も一定の範囲で把握できるものとして、その結果が提供されているところである。そして、各自治体において、さらに詳細な情報が必要とされるときは、各自治体において追加して調査が行われているところである。 [統計業務の民間委託] 統計に関する各種事務の民間委託については、「国の行政組織等の減量・効率化等に関する基本的計画(平成11年4月27日閣議決定)」に基づき、各省において推進が図られているところである。 ただし、指定統計調査については、国の基本的統計調査として、調査の円滑かつ確実な実施・調査結果の制度を確保するため、特に必要があるものについては、都道府県、市町村、統計調査員の調査系統によって実施されており、統計調査員を設置する場合には、国又は地方公共団体が任命する非常勤の公務員をもって充てられているところである。調査の実施方法については、調査実施(各省において、調査ごとに規則(一部の調査については政令、以下同じ。))を定めておられるところである。指定統計調査以外の統計調査については、民間委託について基本的な法令上の制約はなく、その可否については、調査実施者の判断に委ねられる。	3: 国の統計調査の移管、7: 指定統計の実施業務に係る民間委託、5: 指定統計調査以外の統計調査に係る民間委託	[国の統計調査の移管] 国が行う基本的な統計調査の実施に当たっては、左記の現状であるとともに、統計法の趣旨に沿って、重複の排除、調査の簡素・合理化についても、常に配慮されているところである。 仮に、国は、全国的な動向把握のみにとどめ、地方は地方ごとに指定統計の調査を兼ねて行うことにより自治体の経費負担の増大や報告者の負担を増大させ、また、一元的な企画の下で統一的な方法で行われないことにより、国のみならず、地方にとっても、調査結果の精度の低下・比較可能性の困難化を来し、その結果として、調査の実施面及び調査結果の利用面の双方において混乱を生じおそれが高い。 [統計業務の民間委託] 統計に関する各種事務の民間委託については、左記のとおり、各省においてその推進が図られているところである。 なお、指定統計の実施業務に係る民間委託に関しては、特区第4次要望において総務省から回答済である。指定統計調査以外の統計調査については、基本的に法令上の制約はなく、調査実施者の判断に委ねられるものとする。	国が行う、統計調査の都道府県(市町村)への移管については、データの集計管理の効率化や雇用創出の観点から、要望を実現することが出来ないか再度検討された。	3: 国の統計調査の移管、7: 指定統計の実施業務に係る民間委託、5: 指定統計調査以外の統計調査実施業務に係る民間委託	要望の趣旨は、統計に関する各種事務の民間委託の推進であると理解しているが、これについては「国の行政組織等の減量・効率化等に関する基本的計画(平成11年4月27日閣議決定)」に基づき、各省において推進が図られている。民間委託の更なる推進により設けられた検討会議における議論を経て、同検討会議において「調査精度への影響など統計調査における民間委託の状況や問題点を把握した上で、委託先として求められる業務能力、委託分野、委託方法などについて検討し、報告者の信頼確保に重点を置いた統計調査の民間委託に係るガイドラインを平成16年度中に作成する」(「統計行政の新たな展開方向」平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議合合せ)こととしている。			
クリーン伊万里市民協議会	環境保全創造事業伊万里「環の里」計画	3099	3099010	110050	食品リサイクル法における登録再生利用事業者の登録基準の改正	本プロジェクトでは、食品リサイクル法の趣旨に鑑み、飲食店組合・旅館組合の食品関連事業者の支援協力のもと生ごみ(食品残渣)、廃食用油、その他の有機性廃棄物の分別収集を計画し、バイオマス(有機性廃棄物)の堆肥化・廃食用油の燃料化を核とし、循環資源の再利用による、各事業の実践普及活動を行うものである。	登録には、施設の種類、規模が事業を効率的に実施するにも足りるものとして、処理能力が1日当たり5t以上の基準が定められており、本市のような人口の少ないところにおいては、「5t」以上を確保することは、容易ではなく、同法の恩恵を受けることが出来ない状況であります。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業者の登録に関する省令第3条第2項	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づき、登録再生利用事業者に係る特定肥料等製造施設等の基準として、1日当たりの処理能力を5トン以上としているのは、一定の事業性を有する再生利用事業者の規模の基準として処理能力5トン以上とするのが適当であると考えられることによるものであり、一般廃棄物処理施設の許可要件が一日あたり5トン以上となっていることを参考としている。	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づく再生利用事業者の登録に関する省令第3条第2項	5		規模要件の規定が無い再生利用事業者計画の認定・制度により対応可能(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第18条)	要望内容は実現できるのか、確認された。	5		食品リサイクル法の促進のための措置として再生利用事業者の登録制度、再生利用事業者計画の認定制度の2つの制度があり、いずれも廃棄物処理法の特例や肥料取締法及び肥料安全法の特例が適用され、食品リサイクル法の「恩恵」が与えられる。再生利用事業者の登録制度は、食品関連事業者(食品循環資源の排出)が、食品循環資源の再生利用を安心して委託できよう、安価かつ効率的に再生利用を実施できる優良なリサイクル業者を育成することを目的としている。安価かつ効率的な再生利用を実施するには、一定の規模が必要であり、5トン以上という基準が設けられている。これに対し、再生利用事業者計画の認定制度は、食品関連事業者、再生利用事業者(リサイクル事業者)、農林漁業者等(リサイクル製品の利用者)の3者が連携し、再生利用事業に関する計画(再生利用事業計画)を策定した場合について、主務大臣が認定を行うものであり、関係者が連携した計画的な食品循環資源の再生利用の確保、その推進を図ることを目的としている。排出者、再生利用事業者、再生利用業者が連携し、確実に再生利用を実施していることが認定の要件であるから、特に規模については基準は設けられていない。「環の里」計画は、食品関連事業者(飲食店等)、再生利用事業者(はちがめ工房)、農林漁業者(農家)の連携が図られており、再生品の利用を含めた計画であるため、再生利用事業者計画の認定制度の方がなじむと思われる。したがって、本制度の利用により、提案者の要望を満たすことも可能である。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府県からの回答
広島県	行政サービスの民間開放による地域の新たなビジネス機会等の創出	2042	2042020	110060	特定計量器の検定業務の委託の推進	特定計量器の検定業務の委託を推進するため、知事が検定指定機関を独自に指定できるように計量法を改正すること。	特定計量器の検定業務について、民間等への委託を推進。(新たなビジネス機会や雇用機会の創出などの効果)	定期検査については、計量法により、知事が指定定期検査機関を指定し、定期検査を行わせることができるが、検定については、経済産業大臣のみが指定検定機関の指定を行うことになっており、知事が指定できないため、民間委託等による行政サービスの民間開放が図れない。	計量法第16条第1項第2号イ、第70条、第106条	計量法においては、検定は国、都道府県知事、日本電気計器検定所及び経済産業大臣が指定した機関(指定検定機関)が行うこととされている。このうち指定検定機関については、法律の基準を満たすものであれば民間機関も指定することが可能となっている。	5	-	現行制度においても、自治体に代わって検定業務を行えるような適切な者を指定検定機関として経済産業大臣が指定することで、検定業務を外部化することは可能である。したがって、具体的な要望があれば法律に基づき審査をする。 なお、適正計量の信頼性はまったく失われたらこれを回復することは非常に困難であり、計量制度の根幹をなす検定制度については全国一律に検定機関のレベルを維持していることが不可欠である。各県ごとに検定機関を指定する場合には当該検定機関のレベルを見極める能力が必要とされ、このための行政コストが新たに発生することから、現行制度により国が一律に指定する方が合理的である。 また、今回提案された制度の導入に当たっては、上述の検定レベルの維持の観点から慎重な意見を持つ自治体が多いものと思われる。	要望内容は実現できるのか、確認されたい。	5		現行制度においては、経済産業大臣は計量法第106条に基づき指定検定機関の指定を行うこととされており、都道府県知事に代わって検定業務を行うとする者から当該指定の申請があれば、経済産業大臣は指定基準に沿って審査を行い、当該基準を満たす場合にはその指定を行うこととなる。 その結果、都道府県知事は検定業務を当該指定を受けた者(指定検定機関)に行わせることが可能となる。
伊勢崎市	伊勢崎オートレース「リニューアルプロジェクト」	1217	1217010	110070	小型自動車競走実施事務の委託業務の拡大・施設設置基準の緩和	競走実施事務の委託できる業務内容の拡大を図ることによって、施行者が競走事務以外の場内における全ての運営を民間企業等にアウトソーシングできるようにするための法第4条の緩和	小型自動車競走法第4条第2号(勝車投票券の発売または払戻金及び返還金の交付)で定められた一括委託できる業務内容の拡大を図ることにより、施行者が小型自動車競走事務以外の全ての場内における運営(従業員の雇用、施設管理、駐車場管理、場内警備、売店等の運営等)を民間企業等に一括委託することにより、経営の健全化を推進する。	近年の長引く景気低迷やレクリエーションの多様化による市民ニーズの変化等に伴い、車券売上金額の減少によって、本市の財政運営と公営競技本来の目的である公共の増進に多大な支障を及ぼす状況にあることから、オートレース事業の抜本的再建築として、「競走事務の一括委託可能となる業務の拡大の容認」によるアウトソーシングの推進と「競走場内における設備に関する基準の緩和」による総合的アミューズメント施設への転換を車の両輪として実施し、新たなファン開拓と来場者の増加による事業運営の健全化を図るものである。特に、新たな雇用を創出する総合的アミューズメント施設への転換は、公共の増進への寄与と地域再生に向けて大きな効果が期待できる。	小型自動車競走法第4条第1項	5		理由:左記のとおり、開催経費の中心である車券発売事務を始めとして、警備、清掃、売店運営、施設管理といった「競走事務」以外の事務は、現行法第4条において、私人(民間企業)に委託できるとされているため、	要望内容は実現できるのか、確認されたい。	5		競走事務以外の事務の運営は民間企業等に委託することは可能	
伊勢崎市	伊勢崎オートレース「リニューアルプロジェクト」	1217	1217020	110080	小型自動車競走実施事務の委託業務の拡大・施設設置基準の緩和	競走場内設備の設置基準等において、日用品等を取り扱う物販店舗や他の公営競技の簡易型場外発売施設等の設置を可能とすることにより、新たな雇用の創出、ファンの開拓と売上増を図るための法第5条第4項の緩和	第5条第4項及び施行規則第10条第4号(小型自動車競走場の設置許可に関する位置、構造及び設備に関する規定)における場内設備の設置基準を緩和して、日用品等を取り扱う物販店舗や他の公営競技の簡易型場外発売施設等の設置を認めることにより、新たなファンの拡大と来場者の増加による売上増、来場者の利便性の向上、さらには公営競技施設を総合的アミューズメント施設として再生する。	近年の長引く景気低迷やレクリエーションの多様化による市民ニーズの変化等に伴い、車券売上金額の減少によって、本市の財政運営と公営競技本来の目的である公共の増進に多大な支障を及ぼす状況にあることから、オートレース事業の抜本的再建築として、「競走事務の一括委託可能となる業務の拡大の容認」によるアウトソーシングの推進と「競走場内における設備に関する基準の緩和」による総合的アミューズメント施設への転換を車の両輪として実施し、新たなファン開拓と来場者の増加による事業運営の健全化を図るものである。特に、新たな雇用を創出する総合的アミューズメント施設への転換は、公共の増進への寄与と地域再生に向けて大きな効果が期待できる。	小型自動車競走法第5条第4項	5	8	競走場内には、一般に飲食店等が設置されていることとみられるように、小型自動車競走法第5条では、のみ行為や不正競走を助長し、公安上及び競技運営上支障を来すものでない限り、物販店舗等の設置は容認される。なお、他の公営競技の場外車券売場の設置については、他競技の基準の問題であり、小型自動車競走法の規定とは関係ない。	要望内容は実現できるのか、確認されたい。	5	8	のみ行為や不正競走を助長し、公安上及び競技運営上支障を来さないよう配置を工夫すれば、日用品等を取り扱う物販店舗は設置可能。(他の公営競技の簡易型場外車券売場の設置は他競技の基準の問題)	
鹿島町	健康と福祉のまちづくり構想	1057	1057020	110090	収益が生じると認められる事業への補助金要件の見直し	電力移出県交付金により整備する場合において、主事業の目的の有効性の増大に寄与する収益事業を含む交付対象の範囲を広げ、運営を民間委託しても民間事業者のノウハウや創意工夫による効果発揮の妨げとならないようにする。	タラソテラピー施設を核とした広域交流拠点を整備する。運営を民間委託の効果を最大限発揮し、観光開発による産業振興及び雇用の安定、促進を図る	バランスのとれた産業構造の形成と広域的な地域振興を図るため、タラソテラピー施設を核とした広域交流拠点を整備するには、アウトソーシングの形で民間のノウハウ等を積極的に利用することが効果的かつ効率的である。町財政は厳しく単独で施設整備を行うのは困難で補助金は必要不可欠である。補助金適正化法により地元特産品の物販や収益事業とされる部分がネックで十分な効果が発揮されない危険がある。以前は棟を別にしたり、面積割りで対象外事業とする指導があったが、補助要件の見直しで民間委託が柔軟に対応できるようお願いしたい。	発電用施設周辺地域整備法第7条、第10条 電源開発促進対策特別会計法第1条第2項	5		電源立地特別交付金電力移出県等交付金については、2003年10月に、他の交付金と合わせて電源立地地域対策交付金へと統合されたが、これにより、交付対象事業が大幅に拡充され、地方公共団体が実施する事業を幅広く選択することが可能となっている。なお、電源立地地域対策交付金において実施しようとする事業が収益を上げる可能性が高い場合には交付申請時に届出を要するよう指導している。					
大阪府	電気工事士免状交付事務のアウトソーシング	2037	2037010	110100	電気工事士免状の交付事務の民間へのアウトソーシング	電気工事士免状の交付事務を民間へアウトソーシングする。	電気工事士免状の新規交付、紛失等に伴う再交付、氏名変更に伴う書換交付の事務を民間へアウトソーシングする。これにより新たな雇用の創出を図るとともに民間が有するノウハウを活用したサービス向上や交付事務のスピード化を図る。	電気工事士免状の交付事務を民間へアウトソーシングすることにより、雇用の創出、府民サービスの向上が期待できる。	電気工事士法第4条第2項	電気工事士免状は都道府県知事が交付する	2		電気工事士法の免状交付については、申請者の実務経験等の審査を必要とする場合があるため、その審査業務は引き続き都道府県において実施することが必要であるが、それら以外の事務については、個人情報の厳格な管理等一定の要件を満たすことを条件とした上での委託が考えられる。よって、それを踏まえたスキームの検討を行うこととする。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
広島県	行政サービスの民間開放による地域の新たなビジネス機会等の創出	2042	2042030	110110	電気工事士の免状交付業務の委託の推進(事項名)	電気工事士の免状交付業務について、知事の判断で民間等への事務委託が可能になるよう電気工事士法を改正すること。	電気工事士の免状交付業務について、民間等への委託を推進。(新たなビジネス機会や雇用機会の創出などの効果)	電気工事士法第4条第2項の規定により、免状交付業務は知事が行うこととなっているが、事務委託ができる旨の規定がないため、民間委託が図れない。高圧ガス保安法、液化石油ガス法、火薬取締法には、免状交付に係る事務委託についての規定あり	電気工事士法第4条第2項	電気工事士免状は都道府県知事が交付する	2		電気工事士法の免状交付については、申請者の実務経験等の審査を必要とする場合があるため、その審査業務は引き続き都道府県において実施することが必要であるが、それら以外の事務については、個人情報の厳格な管理等一定の要件を満たすことを条件として、それを踏まえたスキームの検討を行うこととする。					
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325680	110120	中核的支援機関の認定に際する同意	新事業創出促進法第19条第2項による、都道府県等が新事業創出支援体制の中心となるもの(中核的支援機関)を認定するに際して、経済産業大臣への協議及びその同意を不要とし、もって認定権限を政令県に委譲する。	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	独創性のある“元気な産業”への従事や、自己の能力を活用した起業等を通して、豊かな生活を築き、その意欲に応じて生涯現役で自己実現に挑戦できることを基本目標に、産業の競争力の向上や誰もが能力を発揮できる雇用環境の実現を図るためには、農地管理、商工会議所に関する許認可や労働局が行う雇用対策などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	新事業創出促進法第19条第2項	新事業創出促進法第19条第1項に基づき都道府県等は中核的支援機関を認定することができるが、その際には、同条第2項に基づき、経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならない。	3		国は、新たな事業の創出を促進するための総合的な施策を展開する立場から、都道府県等が整備する新事業創出支援体制の中心として適切かつ確実に機能すべき中核的支援機関が、国(経済産業大臣)として、法定の基準を満たすものであることを確認する必要があるため、	国が確認する必要性を明確にされた。提案の実現により、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、再度検討されたい。	3		国は、新たな事業の創出を促進するための総合的な施策を展開する上で、その基礎となる個々の施策が活力ある経済社会を構築していくという目的の達成に十分資するものであることを確認しなければならない。そのため、中核的支援機関についても、それが法定の基準を満たすものであることを、国が確認する必要がある。	
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325690	110130	「高度技術産業集積活性化計画」の同意	新事業創出促進法第24条第5項による、都道府県が作成する「高度技術産業集積活性化計画」への主務大臣の同意を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	独創性のある“元気な産業”への従事や、自己の能力を活用した起業等を通して、豊かな生活を築き、その意欲に応じて生涯現役で自己実現に挑戦できることを基本目標に、産業の競争力の向上や誰もが能力を発揮できる雇用環境の実現を図るためには、農地管理、商工会議所に関する許認可や労働局が行う雇用対策などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	新事業創出促進法第24条第1項	新事業創出促進法第24条第1項に基づき、都道府県等は高度技術産業集積地域が有する機能の維持及び強化に関する計画が、国として法定の基準を満たすものであることを確認する必要があるため、	3		国は、新たな事業の創出を促進するための総合的な施策を展開する立場から、都道府県等が作成する「高度技術産業集積活性化計画」(新たな事業の創出のため基盤となる高度技術産業集積地域が有する機能の維持及び強化に関する計画)が、国として法定の基準を満たすものであることを確認する必要があるため、	国が確認する必要性を明確にされた。提案の実現により、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、再度検討されたい。	3		国は、新たな事業の創出を促進するための総合的な施策を展開する上で、その基礎となる個々の施策が活力ある経済社会を構築していくという目的の達成に十分資するものであることを確認しなければならない。そのため、「高度技術産業集積活性化計画」についても、それが法定の基準を満たすものであることを国が確認する必要がある。	
堺市	地域雇用再生構想	2088	2088030	110140	新事業創出促進法に関する権限委譲	新事業創出促進法第2条第8項の規定に中核市を追加する。	本市では、「テクノフロンティア」及び「新事業創出センター」等を活用し、新規事業の創出に取り組んでいるところであるが、さらに国の制度を活用し、新産業の創出を図る施策を充実させ、雇用の拡大を図る。	本市内のインキュベーション施設を有効活用するとともに各種の新事業創出策により充実させるため、	新事業創出促進法第2条第8項、第18条、第19条	新事業創出促進法第2条第8項において、新事業創出支援体制を行うものであって、同法第18条に規定する都道府県又は政令指定都市が作成する基本構想に定められているものを「新事業支援機関」と定めている。また、同法第19条により都道府県又は政令指定都市は、「新事業支援機関」のうちから新事業創出支援体制の中心として「中核的支援機関」を認定することができる。	3		本法は、従来、各地域に存在する各種産業支援機関の相互連携が図られてこなかったことにかんがみ、各地域において、それらの連携強化・統合を通じた新事業創出支援体制の整備を促進するものであるが、そもそも法律によって新事業創出支援体制の整備を促進する意義・必要性が認められるのは、都道府県規模の地理的広さ又は政令指定都市規模の人口を有する地方公共団体であり、中核市一般については、かかる意義・必要性が乏しいため、	中核市には、意義・必要性が乏しいとする理由が不明確。要望を実現することが出来ないか再度検討されたい。	3		都道府県・政令指定都市においては、従前、区域内に潜在する経営資源(地域産業資源)を顕在化させるため、各種の産業支援機関が設立されてきたが、産業支援機関相互の連携が有効に図られてこなかったため、産業支援機関の試みが十分な成果を挙げていなかった。そこで、本法の制定により、産業支援機関相互の連携強化・統合を通じて新事業創出支援体制を整備することとしたのであるが、このように法律によって新事業創出支援体制を整備する意義・必要性が認められるのは、都道府県規模の地理的広さ又は政令指定都市規模の人口を有する地方公共団体であった。中核市(人口30万人以上、面積100km <sup>2</sup> (人口50万人未満の市の場合))一般が、あえて法律によって産業支援機関相互の連携強化を図らなければならないほどの事態にあるとは認めがたい。	
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325670	110150	「基盤的技術産業集積活性化計画」の同意	特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第5条による、都道府県が作成する「基盤的技術産業集積活性化計画」への主務大臣による同意を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	独創性のある“元気な産業”への従事や、自己の能力を活用した起業等を通して、豊かな生活を築き、その意欲に応じて生涯現役で自己実現に挑戦できることを基本目標に、産業の競争力の向上や誰もが能力を発揮できる雇用環境の実現を図るためには、農地管理、商工会議所に関する許認可や労働局が行う雇用対策などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第5条	都道府県は、同法第4条に基づき主務大臣が定めた活性化指針に基づき、当該都道府県内の基盤的技術産業集積であってその活性化を図ることが特に必要であると認められるものごとに、基盤的技術産業集積の活性化に関する計画を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。	3		国は、基盤的技術産業集積の活性化を図るための総合的な施策を展開する立場から、都道府県等が作成する「基盤的技術産業集積活性化計画」(基盤的技術産業集積の有する機能を活用し、その活性化を講ずることにより、地域産業の自律的発展の基盤の強化を図るための計画)が、国として法定の基準を満たすものであることを確認する必要があるため、	国が確認する必要性を明確にされた。提案の実現により、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、再度検討されたい。	3		国は、基盤的技術産業集積の活性化を図るための国の財政上の支援措置を含めた総合的な施策を展開する立場から、都道府県が作成する「基盤的技術産業集積活性化計画」(基盤的技術産業集積の有する機能を活用し、その活性化を講ずることにより、地域産業の自律的発展の基盤の強化を図るための計画)が、国として法定の基準を満たすものであることを確認する必要があるため、かかる財政支援が産業政策上の適切性を有することを担保する観点から、当該計画について、国は同意をすることが必要であるため、	
堺市	産業集積再生構想	2087	2087010	110160	工場立地法の地域準則に関する権限委譲	工場立地法における大都市の特例の範囲を中核市まで拡大することにより、市独自の準則の策定を可能とする。なお、地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例の活用についても併行して検討を進めていく。	本市では、臨海部及び内陸部には、多くの企業が操業しているが、現行法の工場緑地の規制のため、設備の更新や増設が困難な状況にあり、域外への施設統合が進んでいる。このため、工場立地法における大都市の特例の範囲を中核市まで拡大することにより、市独自の準則を策定し、環境保全と経済活動の活性化の両立を図る。	大阪府では、地域準則策定の予定がない。また、本市独自の課題に対応するため、	工場立地法第4条の2 工場立地法第15条の4	・都道府県は、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合については、緑地面積率などに関する区域の区分ごとの基準の範囲内において条例で定めることができる。	2		工場立地法は、国が定める準則に変わって、都道府県及び政令指定都市に一定の幅で緑地等の面積率を設定することができるようにしているところであるが、中核市等においても、その実需、要望などを踏まえて、地域の実情に応じた緑地面積率の設定を可能となるような方向で対応。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府県からの回答	
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325710	110170	「伝統的工芸品産業に関する振興計画」の認定	伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下「伝産法」という。)第4条による、特定製造協同組合等が都道府県を經由した「伝統的工芸品産業に関する振興計画」の認定	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項 製造事業者(伝統的工芸品を製造する事業者をいう。以下同じ。)を構成員とする事業協同組合等(以下「製造共同組合等」という。)であって、当該伝統的工芸品の製造される地域において製造事業者を代表するものとして政令で定める要件に該当するもの(以下「特定製造共同組合等」という。)は、伝統的工芸品産業に関する振興計画(以下「振興計画」という。)を作成し、これを当該伝統的工芸品の製造される地域を管轄する都道府県知事(当該地域の全部が一の市町村の区域に属する場合にあっては、当該市町村の長、第13条第1項、第14条第2項、第22条第3項及び第27条を除き、以下単に「都道府県知事」という。)を經由して経済産業大臣に提出し、当該振興計画が適当である旨の認定を受けることができる。	静岡県には、経済産業大臣が指定した伝統的工芸品が3品目があるが、振興計画を実施している品目は1品目のみ。	5	5	5 伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行令第5条により振興計画が終了した後に実施される振興計画に係る第4条第1項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は都道府県知事に権限委譲済み。	要望内容は実現できるのか、確認されたい。	5	5	5 伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行令第5条により振興計画が終了した後に実施される振興計画に係る第4条第1項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は都道府県知事に権限委譲済み。
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325720	110180	「伝統的工芸品産業に関する共同振興計画」の認定	伝産法第7条による、特定製造協同組合等が都道府県を經由した「伝統的工芸品産業に関する共同振興計画」の認定	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第7条第1項 特定製造協同組合等は、販売事業者(伝統的工芸品を販売する事業者をいう。以下同じ。)又は販売協同組合等(販売事業者を構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他政令で定める法人をいう。以下同じ。)とともに、前条第4項、第6号又は第7号に掲げる事項(同条第6号に掲げる事項)にあっては製品の共同販売に関する事項、同条第7号に掲げる事項にあっては消費者への適正な情報に関する事項に限る。)、について伝統的工芸品産業に関する共同振興計画(以下「共同振興計画」という。)を作成し、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該共同振興計画が適当である旨の認定を受けることができる。	静岡県には、経済産業大臣が指定した伝統的工芸品が3品目があるが、共同振興計画を実施している品目は無い。	3	3	3 「共同振興計画」は、地域の製造業者以外の者も参画し、その事業の広がり、経済効果が広範であると考えられるため、都道府県の自治事務とすることはなさない。	都道府県の自治事務とできない理由を明確にされたい。提案の実現により、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、再度検討されたい。	3	3	3 伝統的工芸品の製造事業は、複数の都道府県にわたる事業者の協力により成り立っているものが多い。また、流通業者も同様に複数の都道府県にわたる事業者の協力が不可欠。静岡県の伝統的工芸品である「駿河雛人形」を例にとると、埼玉県、群馬県や京都府等から材料や頭等の部分品を仕入れ、組み立てた後に、流通業者によって、全国各地で販売されている。よって、複数の都道府県の連携をとり振興施策を立案することが望ましいため、単独の都道府県の自治事務とすることはなさない。
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325750	110190	「伝統的工芸品産業の振興を支援する事業に関する計画」の認定	伝産法第13条による、支援事業を実施するものが都道府県を經由した「伝統的工芸品産業の振興を支援する事業に関する計画」の認定	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第13条第1項 従事者の後継者の確保及び育成、消費者等との交流の推進その他の伝統的工芸品産業の振興を支援する事業(以下「支援事業」という。)を実施しようとする者は、当該支援事業に関する計画(以下「支援計画」という。)を作成し、これを当該支援計画に係る当該伝統的工芸品の製造される地域を管轄する都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。	静岡県には、経済産業大臣が指定した伝統的工芸品が3品目があるが、支援計画を実施している品目は無い。	3	3	3 「支援計画」は、地域の製造業者以外の者も参画し、その事業の広がり、経済効果が広範であると考えられるため、都道府県の自治事務とすることはなさない。	都道府県の自治事務とできない理由を明確にされたい。提案の実現により、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、再度検討されたい。	3	3	3 伝統的工芸品の製造事業は、複数の都道府県にわたる事業者の協力により成り立っているものが多い。また、流通業者も同様に複数の都道府県にわたる事業者の協力が不可欠。静岡県の伝統的工芸品である「駿河雛人形」を例にとると、埼玉県、群馬県や京都府等から材料や頭等の部分品を仕入れ、組み立てた後に、流通業者によって、全国各地で販売されている。よって、複数の都道府県の連携をとり振興施策を立案することが望ましいため、単独の都道府県の自治事務とすることはなさない。
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325730	110200	「活性化事業に関する計画」の認定	伝産法第9条による、製造協同組合等が都道府県を經由した「活性化事業に関する計画」の認定	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第9条第1項 製造事業者又は製造協同組合等(製造共同組合等を除く。以下この項及び次条において同じ。))は、単独又は共同して、活性化事業(次に掲げる事業のうち1又は2以上の事業であって、伝統的工芸品産業の活性化に資するものをいう。以下同じ。))に関する計画(以下「活性化計画」という。)を作成し、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、製造事業者又は製造共同組合等が共同して活性化計画を作成したときは、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。	静岡県には、経済産業大臣が指定した伝統的工芸品が3品目があるが、活性化計画を実施している品目は無い。	3	3	3 「活性化計画」は、地域の製造業者以外の者も参画し、その事業の広がり、経済効果が広範であると考えられるため、都道府県の自治事務とすることはなさない。	都道府県の自治事務とできない理由を明確にされたい。提案の実現により、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、再度検討されたい。	3	3	3 伝統的工芸品の製造事業は、複数の都道府県にわたる事業者の協力により成り立っているものが多い。また、流通業者も同様に複数の都道府県にわたる事業者の協力が不可欠。静岡県の伝統的工芸品である「駿河雛人形」を例にとると、埼玉県、群馬県や京都府等から材料や頭等の部分品を仕入れ、組み立てた後に、流通業者によって、全国各地で販売されている。よって、複数の都道府県の連携をとり振興施策を立案することが望ましいため、単独の都道府県の自治事務とすることはなさない。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答			
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325740	110210	「連携活性化事業に関する計画」の認定	伝産法第11条による、製造協同組合等が都道府県を経由した「連携活性化事業に関する計画」の経済産業大臣への提出、経済産業大臣の認定を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	独創性のある「元気な産業」への従事や、自己の能力を活用した起業等を通して、豊かな生活を築き、その意欲に応じて生現役で自己実現に挑戦できることを基本目標に、産業の競争力の向上や誰もが能力を発揮できる雇用環境の実現を図るためには、農地管理、商工会議所に関する許認可や労働局が行う雇用対策などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第11条第1項製造事業者又は製造共同組合等は、単独又は共同して、連携製造事業者(他の伝統的工芸品を製造する事業者をいう。以下同じ。)(又は連携製造共同組合等(連携製造事業者を構成員とする製造共同組合等をいう。以下同じ。))とともに、連携して実施する活性化事業(以下「連携活性化事業」という。)に関する計画(以下「連携活性化計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該連携活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。	静岡県には、経済産業大臣が指定した伝統的工芸品が3品目あるが、連携活性化計画を実施している品目は無い。	3	3 「連携活性化計画」は、地域の製造業者以外の者も参画し、その事業の広がり、経済効果が広範であると考えられるため、都道府県の自治事務とすることはなじまない。	都道府県の自治事務とできない理由を明確にされたい。提案の実現により、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、再度検討されたい。	3		3 「連携活性化計画」は、地域の製造業者以外の者も参画し、その事業の広がり、経済効果が広範であると考えられるため、都道府県の自治事務とすることはなじまない。	3 「連携活性化計画」は、地域の製造業者以外の者も参画し、その事業の広がり、経済効果が広範であると考えられるため、都道府県の自治事務とすることはなじまない。	3 「連携活性化計画」は、地域の製造業者以外の者も参画し、その事業の広がり、経済効果が広範であると考えられるため、都道府県の自治事務とすることはなじまない。	3 「連携活性化計画」は、地域の製造業者以外の者も参画し、その事業の広がり、経済効果が広範であると考えられるため、都道府県の自治事務とすることはなじまない。	
日立市	ひとづくり・ものづくり・地域づくり構想	1377	1377060	110220	権限委譲による補助金交付決定の迅速化と規制緩和	経済産業省の「経営革新支援対策費等補助金」や「地域活性化創造技術研究開発費補助金」などの決定権を県に委譲する	国・県の研究開発型補助金は「事業者 県国」の順で交付申請が行われ、その逆の順で交付決定が行われているが、決裁手続き等の事務処理のため交付決定の時期が大幅に遅れ、開発期間を十分確保できない。そこで、県にできる仕組みを構築する。また、開発型補助金を資産となる製造装置の開発にも利用可能となるよう要綱等を緩和する。	企業での実質的な研究開発期間を確保するために、交付決定までの期間を短縮する必要がある。	補助金適正化法 中小企業経営資源強化対策費補助金 交付要綱第74条、第76条～第77条及び第89条	(交付手続きについて:地域活性化創造技術研究開発事業) 中小企業経営資源強化対策費補助金交付要綱において、県からの申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは補助金の交付決定を行っている。 (交付手続きについて:中小企業経営革新対策費補助金) 中小企業経営革新支援対策費補助金については、県からの申請に基づき(国の交付決定については、県からの申請受理後回答を行うまで、概ね一週間強にて処理を行っている。 (目的外使用について) 交付要綱に定める処分制限財産を財産処分(生産設備への転用等、目的外使用を含む)する場合には、交付要綱において所轄経済産業局長の承認が必要と規定している。	3:対応は不可能(権限委譲) 2:全国的に対応(目的外使用)	3 2	3 2 国から県への補助金交付に関しては、補助金適正化法により、国が適正な執行を審査することとなっているため、県への権限移譲は不可能である。なお、中小企業経営革新支援対策費補助金については、国の申請受理後、概ね一週間強にて処理を行っているため、国において諸手続に時間を要しているとは言えないと考える。 また、当該補助金の交付対象となった新商品開発事業が終了し、当該補助金で取得した機械、装置等を当該新商品開発事業補助金の補助目的に従って利用する余地が乏しくなった場合には、生産設備への転用その他の商業活動へ転用することは可能であり、補助金の返還も不要とする方向で検討している。	3 2 補助金の決定権限の委譲については、要望を実現することが出来ないか再度検討されたい。また、交付要綱に定める処分制限財産を財産処分(生産設備への転用等、目的外使用を含む)する場合には、何が新たに認められ、その時期はいつかを明確にされたい。	3 2	3 2 補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、当該補助金で取得した機械、装置等を当該補助金の補助目的に従って利用する余地が乏しくなった場合、等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成する。	3 2	3 2	3 2	3 2
平田村	遊休農地利用による循環型農業の村づくり	1268	1268010	110230	有機農業の振興と都市市民との交流	中山間地域活性化資金貸付基準の緩和、国有林野許可権限の一部県への移譲	遊休農地等所有者から畑地を借り受け、可能な限り耕地を集団化し、地区ごとに農作物等を作付けし、事業の共同化を図る。収穫、加工、発送は地元農家・住民の労働力を確保し、雇用を図る。加工・流通施設は、1年を通じ可動可能な地元の風土、気候を活用した製品の開発を目指す。	中山間地域活性化資金貸付基準の緩和、国有林野許可権限の県への移譲			6		提案事項を所管していない。							
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079090	110240	アジアビジネス等の拠点形成事業施設整備に係る民間事業者への支援事業	「民間事業者の能力活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」による施設整備に関し、純民間事業者への支援措置と同程度とすること及び、施設認定の要件を緩和するとともに認定権限を構造改革特区認定の地方自治体に権限委譲する。	(内容) アジアビジネスの交流拠点形成等に資する純民間事業者の施設整備が促進される。 (効果) 純民間事業者が整備した各種施設を拠点として、対内投資が促進されるとともに九州の企業への投資増や、産学連携に関する取り組みが促進され、地域経済の活性化及び雇用の創出が見込まれる。	特定施設要件が詳細に規定されているため、地域の実情に応じた必要な施設整備になかなか適用ができない。	民間事業者の能力活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第2条～第6条、第10条、第11条等	「民間事業者の能力活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」(以下民法法)による施設整備に関し、純民間事業者と第3セクターとで支援措置内容が異なるのは、事業所税の減税措置とNTT無利子融資。また、施設認定の要件となる基本指針の策定及び認定は主務大臣が行っている。	前半 3.5、 後半3	3	3 施設認定要件については、「民間事業者の能力活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」の「基本指針」により、地域の実情に応じるために、施設の公共性を担保する最低限の要件のみを定め、主務大臣が認定を行うものである。施設認定の要件緩和は、新たな財政措置を伴うものであり、不可能。	3 提案の内容は、要件の緩和により、地域の実情に応じた必要な施設整備が可能となるというものであり、最低限の要件を定めて、自治体が認定できないか、検討されたい。	3	3 民法法の認定については、以下の理由等から主務大臣に代わって、自治体が認定することは認められないが、これまで地域の自発性等を十分勘案するため、自治体と調整しながら認定を行っている。なお、民法法は平成18年5月までに廃止することとされている。 1. 大規模な施設については、施設整備による影響が広範囲の自治体に及ぶことから、一自治体の判断による認定は困難なこと。 2. これまでの民法施設の認定案件では、自治体が出資する第3セクターが事業者となっている案件が多数を占めているため、自治体が行うことは適当ではないこと。 3. 技術革新、情報化及び国際化といった経済的環境の変化等を認定要件へ柔軟に反映させていくためには、要件を定める主体と認定主体が一体であることが好ましいこと。	3	3	3	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県の回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079070	110250	競争的資金等に係る情報提供・受付窓口の一本化、採択権限の地方移譲	産学官連携を推進するための競争的資金等は、多くの省庁が所管し、様々な時期に様々な媒体を通して公募されることから、産学官連携等に大きな障害となっている。産学官研究開発グループへの周知徹底・利便性向上を図るため、情報提供・受付窓口の一本化を図るとともに、その採択にあたっては、国の出先機関等が、地域の実情に応じて、決定できるよう権限移譲を行う。	(内容) 産学官連携の推進による研究開発機能の強化を通じた地域産業振興(効果) 利便性向上により、競争的資金等の活用拡大が図られ、産学官連携が促進される。また、権限移譲により、地域の実情に配慮した研究開発が推進される。	産学官連携に係る競争的資金等は、多くの省庁が所管し、様々な時期に様々な媒体を通して公募されることから、産学官研究開発グループには、情報収集等に大きな障害となっている。また、中央で決定されることから、必ずしも地域の実情が反映されていない。	「産業技術研究助成事業公募要綱」	経済産業省の当該制度に関するインターネットのホームページは、文部科学省の科学研究費補助金にもリンクしており、研究者の情報収集の効率化を図ったところ。また、同事業の公募にあたっては、インターネットによる掲示に加え、全国主要都市で公募説明会を開催しており、情報収集に際し、地域格差のないようつとめているところ。当該事業は、全国の大学・独立行政法人等の若手研究者や若手研究チームから研究開発テーマを公募し、独創的かつ革新的な研究テーマを選定し、研究者個人に助成金を交付するもの。	前半5、後半3	—	情報収集の効率化については、インターネットによる公募に加え、省庁連携として今年度より、文部科学省の科学研究費補助金ホームページへの接続を可能にした。省庁横断的な取り組みについては、総合科学技術会議(内閣府)での議論等を踏まえた今後の検討課題と考えている。産業技術研究助成事業は、全国的な研究者の提案の中から優れたものを選定することを制度の目的としており、採択審査は一元的に行うこととしている。	要望の内容は、権限の委譲、窓口の一本化により、産学官連携が促進され、地域の実情に配慮した研究開発が推進され効果があるというものであるが、その趣旨を踏まえ再度検討されたい。	前半5、後半3	情報収集の効率化については、インターネットによる公募に加え、省庁連携として今年度より、文部科学省の科学研究費補助金ホームページへの接続を可能にした。省庁横断的な取り組みについては、総合科学技術会議(内閣府)での議論等を踏まえた今後の検討課題と考えている。産業技術研究助成事業は、全国的な研究者の提案の中から優れたものを選定することを制度の目的としており、採択審査は一元的に行うこととしている。	
ゼックテクノロジー株式会社	新観光立国一知ノユキピタ地域戦略プロジェクト	3049	3049010	110260	観光政策における知のユキピタ社会をめざすため、人材育成を行う財政措置を、T技術の分野 大学学科の増設に関する権限委譲	権限移譲:文部科学省による大学の学科増設及び定員に関する助言等に関する権限を都道府県に移譲する。財政支援:人材育成について、地域活性化に関する交付金・補助金に計上する。	1. コミュニティ・クリエーター育成事業 2. 観光評価システム事業 3. 地域の大学の観光学科増設事業 4. 情報ネットワーク構築事業 5. 地域の歴史文化遺跡・施設等整備事業	現下の地方公共団体の財政悪化では、地域創生のための新事業の創出が実施できない状況にあるため、また大学の学科増設については、地方公共団体には決定権がないため。		6	—	観光振興は我が国の活性化にとって非常に重要であると認識しており、昨年7月に観光立国行動計画が策定され、当省としても積極的に取り組んでまいる所存である。同計画の中で、各都道府県の取り組み政策課題がまとめられている。今回の提案については、同計画の中で、当省が対応すべきとされおらず、担当ではない。					
新城市 鳳来町	木質バイオマス利用を中心とした森林総合産業の創出	1238	1238010	110270	森林の健全化と木材の有効利用を軸とした持続可能社会の構築	森林の健全化に関する財源の確保権限 補助制度(地球温暖化防止森林吸収源10か年対策に基づくものなど)があるものの、エネルギー面や環境面、教育面を含めたトータルな施策を実施するものとなっていないため、森林の健全化に資するすべてを包括する財源制度として再編し、それを地域に密着して取り組む市町村長に移譲する。	市民参加の森づくり 市民参加の森づくりを促進するため、森づくりボランティア、森林提供ボランティア(森林所有者)を募集する。また、森林管理アドバイザーや大型機械とそのオペレーターなどを確保し、森林の健全化に取り組もうと希望する誰もが植林・育林・伐採などにかかわれるようにする。 林地残材等有効活用事業 木質バイオマス利用等持続可能な地域づくりになると認定した場合、森林所有者以外でも林地残材を搬出することができ、かつ搬出作業の対価に見合う環境貢献ポイント制を確立し、取り組みを促進する。これにより、資源循環型社会づくりの推進と参加者のモチベーションアップを図ることができる。	平成13年の森林・林業基本法の制定、森林法の改正により、木材生産を中心としたものから国土の保全、水源涵養、環境の保全等森林の多様な公共的機能に配慮し、その機能を発揮できるようにするものとされているが、縦割り行政の中でその趣旨が十分発揮できていない。さらに、森林法に基づく森林計画では森林所有者への義務履行を迫るためには弱いところがある(違反者に対する罰則規定がない、代行措置がとれない等)。森林の所有問題。現状では森林所有者以外、あるいは森林所有者の許可なく森林の手入れをすることができない。さらに、手入れが経済的に見合わないため、森林所有者による管理が放棄されている。木材副産物は、昭和30年代はじめまではエネルギー資源として活用されていたが、現在は廃棄物の処理及び清掃に関する法律とダイオキシン類対策特別措置法によって活用しにくくなっている。		平成14年12月に閣議決定された「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、関係府省が一体となって、木質系をはじめとするバイオマスの総合的活用を、引き続き積極的に推進する。なお、提案の趣旨が新たな補助金等の創設を求めるものであるとすれば、新たな財政措置を伴うものであり、不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	5		平成14年12月に閣議決定された「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、関係府省が一体となって、木質系をはじめとするバイオマスの総合的活用を、引き続き積極的に推進する。なお、提案の趣旨が新たな補助金等の創設を求めるものであるとすれば、新たな財政措置を伴うものであり、不可能。			
兵庫県	中心市街地における商業集積活性化促進構想	2108	2108010	110280	中心市街地活性化法に基づくTMO計画の認定権限の県への移譲	中心市街地活性化法に基づく中小小売商業高度化事業計画(TMO計画)の認定権限を県へ移譲する。	テナントミックス店舗の設置 アーケード、カラー舗装等の整備 等	現行では中心市街地活性化法でTMO計画の認定権限が県に認められておらず、補助申請手続きのみ行っているため、地域の特性に応じた中小企業への指導等を十分に行うことができない。そこで、TMO計画に係る経済産業大臣の認定権限を県に移譲する必要がある。	中心市街地活性化法第20条	TMO計画の認定は経済産業大臣が行う	3		国が財政上の支援措置を講ずるとされている計画を自治体が作成する場合には、国は財政資源の有限性にかんがみ、かかる財政支援が中小企業施策上の適切性を有することを担保する観点から、国は当該計画について認定することが必要である。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	国が財政上の支援措置を講ずるとされている計画を自治体が作成する場合には、国は財政資源の有限性にかんがみ、かかる財政支援が中小企業施策上の適切性を有することを担保する観点から、国は当該計画について認定することが必要である。	
美浜町	自助・自立の地域、そして町づくり	1302	1302020	110290	公の施設の地元地域への移管	美浜町立デイサービスセンターに関する町から地域団体への移管	現在の施設の設置及び管理に関する規則を廃して、施美浜町立デイサービスセンターを町から農業協同組合(地域団体)へ移管し、設置及び運営の合理化並びに効果的な室(部屋)の利用の促進を図る。	美浜町立デイサービスセンターの設置及び管理に関する規則を緩和して、施設の設置及び運営の合理化並びに効果的な室(部屋)の利用の促進を図る。	特定公共施設等用ソーラーシステム設置費補助金交付要綱		2		個別具体的な検討が必要であるが、一般論としては、当該施設の用途が維持されること(当省が転用を承認した場合を除く)、管理体制が相当程度合理化され、かつ、適切な管理体制が確保されていること、譲渡を受けた者が処分制限を承継すること、無断処分等の不適切な事態が生じた場合の責任関係が明らかになっていること、売却益が発生した場合に一定割合を国庫に納付すること、等の要件を満たす場合には、ご提案のような移管の承認を行える蓋然性が高い。	何が新たに認められ、その時期はいつなのかを明確にされたい。	2	補助金適正化法上の処分制限財産の処分申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、当該施設の用途が維持されること(当省が転用を承認した場合を除く)、管理体制が相当程度合理化され、かつ、適切な管理体制が確保されていること、譲渡を受けた者が処分制限を承継すること、無断処分等の不適切な事態が生じた場合の責任関係が明らかになっていること、売却益が発生した場合に一定割合を国庫に納付すること、等の要件を満たす場合には、ご提案のような移管の承認を行える蓋然性が高い。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325020	110300	石油貯蔵施設設立地対策等交付金事務	交付金の交付に関する地方経済産業局長の交付権限を廃止し、市町村に対する間接補助事業については、政令県で概ね完結するよう、権限を移譲する。	・エネルギーの効率的利用の推進、多様な自然環境の保全と復元、森林・林業の多面的機能の発揮など様々な政策手法を組み合わせ、地域における環境に関する総合的な事務事業を実施する。 ・環境に関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした経済社会システムから、最適生産・最適消費・最少廃棄を基調とする経済社会システムへの変革を促進し、「環境の世紀」にふさわしい「美しい地球文明」のモデル県をめざすためには、電源三法交付金の交付事務、国立公園内の行為の許認可、国有林野の管理などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	(事務委任) 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法第26条 昭和53年9月28日通商産業省告示第436号 (交付金) 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法第1条第2項第2号水、石油貯蔵施設設立地対策等交付金交付規則	石油貯蔵施設設立地対策交付金の交付事務は、適正化法第26条の規定に基づき、経済産業局長及び沖縄総合事務局長に委任されている。	3	エネルギー政策は国自ら行っていくべきものであり、本交付金制度もその一環であるが、「政令県」制度が導入された場合には、その段階で検討させていただきたい。	要望の内容は、様々な施策を総合的に実施することで、より効率的・効果的な施策を実施することにより、環境に関する多くの事務事業権限を委譲する観点から、要望を実施出来ないか再度検討されたい。	3	エネルギー政策は国自ら行っていくべきものであり、本交付金制度もその一環であるが、「政令県」制度が導入された場合には、その段階で検討させていただきたい。		
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325030	110310	新エネルギーに関する政策	「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」、「エネルギー政策基本法」等により、国や地方公共団体は新エネルギーの導入促進を図ることとされている。経済産業局の「新エネルギーに関する政策」の事務は、新エネルギーの普及啓発(理解促進)である。現在、新エネルギーの普及啓発業務は、県と経済産業局の両者が二重に行なっているため、これを政令県に委譲する。	・エネルギーの効率的利用の推進、多様な自然環境の保全と復元、森林・林業の多面的機能の発揮など様々な政策手法を組み合わせ、地域における環境に関する総合的な事務事業を実施する。 ・環境に関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした経済社会システムから、最適生産・最適消費・最少廃棄を基調とする経済社会システムへの変革を促進し、「環境の世紀」にふさわしい「美しい地球文明」のモデル県をめざすためには、電源三法交付金の交付事務、国立公園内の行為の許認可、国有林野の管理などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	新エネルギー利用等の促進に関する基本方針(第3(5)) エネルギー基本計画(第2章第3節3)	地方公共団体と並んで、国においても新エネルギーの普及啓蒙活動を行っている。	3	新エネルギーの導入促進のためには、地方公共団体や住民主導による草の根レベルでの取り組みが重要であるが、新エネルギー利用等の促進に関する基本方針第3(5)にあるとおり、国民のコンセンサスを取得するためには政府による普及啓発活動も重要であることから、国、地方公共団体等が一丸となって取り組んでいく必要があると認識している。	要望の内容は、様々な施策を総合的に実施することで、より効率的・効果的な施策を実施することにより、環境に関する多くの事務事業権限を委譲する観点から、要望を実施出来ないか再度検討されたい。	3	経済産業局においては、国全体として新エネルギーに対する国民のコンセンサスを取得するための普及啓発活動を行うのに対し、地方公共団体においては住民主導による地域に根ざした普及啓発活動であり、それぞれ役割が異なるため、仮に権限委譲を行ったとしても効率的・効果的な施策の実施に寄与するとは考えにくく、不可能。		
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325040	110320	省エネ法に基づくエネルギー管理指定工場に関する事務	現在、経済産業省関東経済産業局に報告されている県内のエネルギー管理指定工場におけるエネルギー使用量の報告等の事務を、政令県に全て移譲	・エネルギーの効率的利用の推進、多様な自然環境の保全と復元、森林・林業の多面的機能の発揮など様々な政策手法を組み合わせ、地域における環境に関する総合的な事務事業を実施する。 ・環境に関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした経済社会システムから、最適生産・最適消費・最少廃棄を基調とする経済社会システムへの変革を促進し、「環境の世紀」にふさわしい「美しい地球文明」のモデル県をめざすためには、電源三法交付金の交付事務、国立公園内の行為の許認可、国有林野の管理などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第15条(権限の委任)	エネルギーの使用の合理化に関する法律における経済産業大臣及び主務大臣の権限の一部を、地方支分部局長に委任している。	3	当該法律は、エネルギー環境問題に果たす国の役割の重要性に鑑み、国のエネルギー消費量の大きな部分を占める、エネルギーの使用量が特に大きい事業所を指定して、エネルギー使用の合理化の進捗状況を統一的に把握しているものである。エネルギーの使用の合理化は、エネルギーの安定供給、地球環境問題への対応等に資する施策であり、国が統一に対応していくべき施策であるため、国の地方支分部局で直接エネルギー使用の合理化の状況を統一的に把握して、施策に反映していく必要がある。	3	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。			
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325650	110330	特定事業活動に関する計画の承認(中小企業者及び組合を除く)	エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第4条により主務大臣が有する、特定事業活動を行うとされる当該特定事業活動に関する計画の承認権限を政令県に委譲する。	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせ、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	独創性のある「元気な産業」への従事や、自己の能力を活用した起業等を通して、豊かな生活を築き、その意欲に応じて生涯現役で自己実現に挑戦できることを基本目標に、産業の競争力の向上や誰もが能力を發揮できる雇用環境の実現を図るためには、農地管理、商工会議所に関する許認可や労働局が行う雇用対策などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法に基づき、中小企業者の申請承認については、各都道府県が、大企業については経済産業省がそれぞれ承認している。	エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法に基づき、共同事業者から提出される共同事業計画の承認については、事業所管大臣が承認している。	3	本法に基づく事業計画の承認は、エネルギーの使用の合理化、資源の有効な利用の促進という国の政策に照らし、支援対象として意義の高いものに対し計画を承認すべきであること、また、計画承認に基づく債務保証、利子補給は、国が財政支援を行うものであるため、計画承認は国の責任の下行うべきものである。なお、中小企業は際めて多数であることを勘案し、中小企業者に対する承認は、経済産業大臣の機関委任事務として、都道府県知事による承認としている。	3	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。			
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325660	110340	共同事業計画の承認	エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第5条により主務大臣が有する、共同事業者から提出される共同事業計画の承認権限を政令県に委譲する。	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせ、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	独創性のある「元気な産業」への従事や、自己の能力を活用した起業等を通して、豊かな生活を築き、その意欲に応じて生涯現役で自己実現に挑戦できることを基本目標に、産業の競争力の向上や誰もが能力を發揮できる雇用環境の実現を図るためには、農地管理、商工会議所に関する許認可や労働局が行う雇用対策などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法に基づき、共同事業者から提出される共同事業計画の承認については、事業所管大臣が承認している。	エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法に基づき、共同事業者から提出される共同事業計画の承認については、事業所管大臣が承認している。	3	本法に基づく事業計画の承認は、エネルギーの使用の合理化、資源の有効な利用の促進という国の政策に照らし、支援対象として意義の高いものに対し計画を承認すべきであること、また、計画承認に基づく債務保証、利子補給は、国が財政支援を行うものであるため、計画承認は国の責任の下行うべきものである。なお、中小企業は際めて多数であることを勘案し、中小企業者に対する承認は、経済産業大臣の機関委任事務として、都道府県知事による承認としている。	3	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。			
四日市市	石油貯蔵施設設立地対策等交付金の有効活用による地域活性化	2155	2155010	110350	石油貯蔵施設設立地対策等交付金の対象事業拡大	石油貯蔵施設設立地対策等交付金は、交付規則第4条により対象事業が定められているが、対象事業を拡大して頂くことにより、より広く社会基盤整備を進めたい。そのため、過去に同交付金を受けて設置した施設の維持管理等の費用にも充当可能となるよう拡大頂きたい。	同交付金を受けて整備した施設の維持管理等に充当していく。	同交付金をより有効に活用して社会基盤整備を進めることにより、周辺住民の一層の福祉向上等を図りたい。	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法第1条第2項第2号水、同法施行令第1条第3項第1、2号、石油貯蔵施設設立地対策等交付金交付規則第4条	石油貯蔵施設設立地対策交付金の交付対象事業は、交付規則において定められており、石油貯蔵施設の設置に伴って必要な消防施設等の公共用施設が対象。 交付金で整備した施設の維持管理費は交付対象となっていない。	交付金対象経費については、厳しい予算制約の中で政策効果の最大化を図る観点から決定しており、交付対象事業の追加は新たな財政措置を伴うものであり、不可能。	3	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	交付金対象経費については、厳しい予算制約の中で政策効果の最大化を図る観点から決定しており、交付対象事業の追加は新たな財政措置を伴うものであり、不可能。		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の見直し」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府県からの回答
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325360	110360	簡易ガス事業の許認可	経済産業局長が行うこととされている。「ガス事業法37条の2」の事業許可、「同法37条の7」において準用される事務(供給区域の変更許可、ガス工作物の変更の届出、事業の譲渡及び譲り受け並びに法人の合併及び分割の許可、事業の休止及び廃止並びに法人の解散の許可、事業許可の取消し、供給約款の許可、業務改善命令、ガス工作物の改善命令、主任技術者選任の届出、主任技術者の解任命令、保安規定の届出、等)の権限を政令県に委譲する。	・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ「安全社会」づくりをめざすためには、簡易ガス事業の許認可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	ガス事業法第37条の2(簡易ガス事業の許可)等 詳細は別紙	簡易ガス事業の許可にはじまる一連の規制と監督については、経済産業局長の法定権限となっている。	3		簡易ガス事業の許可に際しては、当該簡易ガス事業からガスの供給を受ける需要家の利益を審査するのみならず、当該簡易ガス事業が開始される周辺地域において一般ガス事業を営んでいる事業者から現にガスの供給を受けている需要家及び今後あらたにガス供給を受ける計画がある需要家の利益が損なわれるか否かについて併せて審査を行う必要がある。したがって、簡易ガス事業の許可に当たっては、一般ガス事業の許認可を行っている地方経済産業局において一元的に許認可を行う必要がある。行政事務の効率的な実施の観点からこうした仕組みが妥当である。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		簡易ガス事業の許可に際しては、当該簡易ガス事業からガスの供給を受ける需要家の利益を審査するのみならず、当該簡易ガス事業が開始される周辺地域において一般ガス事業を営んでいる事業者から現にガスの供給を受けている需要家及び今後あらたにガス供給を受ける計画がある需要家の利益が損なわれるか否かについて併せて審査を行う必要がある。したがって、簡易ガス事業の許可に当たっては、一般ガス事業の許認可を行っている地方経済産業局において一元的に許認可を行う必要がある。行政事務の効率的な実施の観点からこうした仕組みが妥当である。
富岡町	電源地域の再生計画(電源交付金の町村における一般財源化)	1151	1151010	110370	電源交付金制度の見直し	交付金制度を見直し、電源立地地方の独自の一般財源化とする。	使途のない財源として定額交付	22から24に同じ	電源開発促進税法第1条 発電用施設周辺地域整備法第7条、第10条 電源開発促進対策特別会計法第1条第2項	電源三法交付金は、発電用施設の設置及び運転の円滑化を目的として、電源地域の地方公共団体が実施する各種事業の費用に充てるため交付されるものである。2003年10月には、複数あった交付金を統合して、交付手続きの簡素化を図るとともに、交付対象事業を大幅に拡充したため、地方公共団体が実施する事業を幅広く選択することが可能となっている。	5		2003年10月に電源三法交付金制度を見直し、従来の主な交付金を統合した電源立地地域対策交付金を新設。当該交付金の交付対象事業として、従来の交付金の対象事業に加え、大幅な対象事業の追加を行っており、一般財源化を図らずとも、地方公共団体が実施を望む事業は十二分に実施できる内容となっている。				
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325010	110380	電源三法交付金事務	交付金の交付に関する地方経済産業局長の交付権限を廃止し、市町村に対する間接補助事業については、政令県で概ね完結するよう、権限を移譲する。	・エネルギーの効率的利用の推進、多様な自然環境の保全と復元、森林・林業の多面的機能の発揮など様々な政策手法を組み合わせて、地域における環境に関する総合的な事務事業を実施する。 ・環境に関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした経済社会システムから、最適生産・最適消費・最少廃棄を基調とする経済社会システムへの変革を促進し、「環境の世紀」にふさわしい「美しい地球文明」のモデル県をめざすためには、電源三法交付金の交付事務、国立公園内の行為の許認可、国有林野の管理などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。		電源三法交付金の交付権限については、本省で対応するものを除いて経済産業局に委任しており、各自自治体に対して申請等の手続きを行っており、局において交付決定されている。また、一部の交付金については、都道府県が域内市町村の交付をとりまとめ、交付の手続きを行っている。	3		政令県構想の枠組みが現実のものとなり、国の権限が委譲されることが可能となる場合には、その枠組みを踏まえて、どのような形で権限の委譲が可能であるか検討したい。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	政令県構想の枠組みが現実のものとなり、国の権限が委譲されることが可能となる場合には、その枠組みを踏まえて、どのような形で権限の委譲が可能であるか検討したい。	
茨城県	「鹿島経済特区」推進プロジェクト構想(=コンビナート地域再生プロジェクト)	1276	1276020	110390	保安四法の地方への権限移譲(高圧ガス保安法) -貯槽以外の高圧ガス設備開放検査期間変更許認可権-	貯槽以外の高圧ガス設備の開放検査期間変更に係る許認可権について、安全性検証を行える審査体制を有する県にその権限を委譲する。	「鹿島経済特区」(構造改革特区)において、既に、貯槽以外の高圧ガス設備開放検査期間変更に関し、県が独自に有する審査体制(保安等専門委員会)での安全性検証を条件に、2件の延長が認められたが、今後、かなりの数の特区申請が見込まれることから、上記体制を有する県への権限委譲の対象拡大を図る。	「鹿島経済特区」では、構造改革特区において、貯槽以外の高圧ガス設備開放検査期間の変更に関し、県保安等専門委員会で審査した上で特区認定(第1次・第3次)を受けているが、今後、かなりのプラントの特区申請が見込まれることから、県等が独自に有する組織等において安全性検証が可能の場合、現在、権限移譲されている貯槽等の高圧ガス設備に係る開放検査期間の変更の範囲拡大にかかるをお願いするもの。	コンビナート保安規則別表第4第1項第18号	設備の種類、使用材料の区分に応じ、経済産業大臣が定める期間については開放検査を行う必要がない。	2		16年度中に、保安検査全般について検討を行うこととしておりその中で検討する。	検討の中に提案者の要望もふくまれているのか、また、実施内容及び実施時期を明確にされたい。	2		平成16年度中に、開放検査周期等保安検査の実施方法全般について検討を行うこととしており、その中で貯槽以外の高圧ガス設備開放検査期間についても、事業者の設備管理の制度に応じて都道府県が決定できることとする方向としている。
茨城県	「鹿島経済特区」推進プロジェクト構想(=コンビナート地域再生プロジェクト)	1276	1276010	110400	保安四法の地方への権限移譲(石炭法) -レイアウト新設・変更許認可権-	レイアウトの新設・変更届出に係る許認可権について、市町村(消防本部)にその権限を委譲する。	事業所レイアウトは、当該地域の周辺環境、事業所毎の取扱物質・取扱量に伴う危険性、また地域防災計画を勘案して最善かつ合理的に判断されるべきもので、その届出(審査)先を地域特性を最も把握している市町村(消防本部)に権限委譲することにより、適切かつ迅速な処理とファインケミカルなど生産までの時間の長短が事業の成否を分ける先端産業の立地促進を図る。	事業所レイアウトの新設・変更の指示権は、現行法により主務大臣(総務省他)になっているため、地域毎の特性が活かされず全国一律に判断されている。しかしながら、事業所レイアウトは、本来、当該地域の周辺環境、事業所毎の取扱物質・取扱量に伴う危険性、また地域防災計画を勘案して最善かつ合理的に判断されるべきものであることから、その届出(審査)先を地域特性を最も把握している市町村(消防本部)及び県に権限委譲することが適切と考える。		事業者から新設・変更に関する計画の届出 国で審査し、計画の内容により計画に対する指示、不指示を実施 着工、工事完了後、国に「完了届」を提出 国で確認検査を実施 *計画の届出があった時は主務大臣は関係都道府県知事及び関係市町村長に意見を聴き、工事完了の確認をしたときはその旨を通知する。 *計画に対する指示を行う時は関係行政機関の長に対し協議し、また、関係行政機関の長は当該計画に対する「指示」を要請することができる。	3	-	石油コンビナート等災害防止法等については、昨今の企業災害の続発を踏まえ、安全対策の検討を進めているところであり、レイアウト審査についても当面は国が責任を持って審査を行うべきであると考えており、市町村長等に移管することは認められない。 (詳細は別紙)	提案の内容は、権限委譲により、地域特性に応じた適切かつ迅速な処理が可能となるというものであるが、その趣旨を踏まえて、検討されたい。また、将来的には検討するののか。	3	石油コンビナート等災害防止法のレイアウト規制は、災害が発生した場合に、自衛防災組織や消防機関による有効適切な消防活動により隣接施設地区への被害の拡大を防止するため、セツバックエリアの確保や特定道路の幅員等により、円滑な消防活動空間を確保し、また、災害時の放射熱の影響を低減させるための措置等を講じることとする客観的な基準を定めたものであり、地域の実情に応じて規制内容に差が生ずるものではない。審査の迅速性については、石油コンビナート等災害防止法第八條第五項において三月以内に審査を行うことと規定されているところであるが、総務省・経済産業省では迅速化を図るため、平成十年から三十日以内に審査を完了させることとしている。審査に際しては、消防防災上の観点のみならず、警察庁、環境省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省及び関係都道府県知事、関係市町村長の意見を聴く仕組み(石炭法第五條、第七條及び第八條)となっており、この手続きののちで事務を処理するためには三十日間は必要最低限の期間である。仮に市町村が事務を担っても、この手続きは必要不可欠であり、これ以上の迅速化は不可能である。よって市町村長等に移管することは認められない。	



15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
四日市市	四日市市臨海部工業地帯の再生	2156	2156010	110410	石油コンビナートの施設の新設・変更等に係る届出先の市町村長等への移管	石油コンビナートの施設の新設・変更等に係る届出先については、現行法により主務大臣(総務大臣、経済産業大臣)と定められているところを、コンビナートの実情を把握している市町村長に移管する。	石油コンビナート等災害防止法は、コンビナート地域における災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的としていることから、当該地域並びに当該施設地区の周辺環境、及び事業所毎の取扱物質、取扱量に伴う危険度などの地域特性を踏まえた規制が必要である。このことから、石油コンビナートの施設の新設・変更等に係る届出先及び審査主体を地域特性を十分に理解している市町村長にその権限を移管しようとするものである。	新設・変更等の届出先(審査)を市町村長とすることにより、手続きの迅速化と事業者負担の軽減が図られるとともに、地域が規制を担当することから、現地調査の実施など地域特性に応じたより効果的な指導が可能となり防災面からも有効である。	事業者から新設・変更に関する計画の届出 国で審査し、計画の内容により計画に対する指示、不指示を実施 着工、工事完了後、国に「完了届」を提出 国で確認検査を実施 *計画の届出があった時は主務大臣は関係都道府県知事及び関係市町村長に意見を聴き、工事完了の確認をしたときはその旨を通知する。 *計画に対する指示を行う時は関係行政機関の長に対し協議し、また、関係行政機関の長は当該計画に対する「指示」を要請することができる。	3	-	石油コンビナート等災害防止法等については、昨今の企業災害の続発を踏まえ、安全対策の検討を進めているところであり、レイアウト審査についても当面は国が責任を持って審査を行うべきであると考えており、市町村長等に移管することは認められない。  (詳細は別紙)	提案の内容は、権限委譲により、地域特性に応じた適切かつ迅速な処理が可能となるというものであるが、その趣旨を踏まえて、検討されたい。また、将来的には検討するののか。	3		石油コンビナート等災害防止法のレイアウト規制は、災害が発生した場合に、自衛防災組織や消防機関による有効適切な消防活動により隣接施設地区への被害の拡大を防止するため、セッパバックエリアの確保や特定道路の幅員等により、円滑な消防活動空間を確保し、また、災害時の放射熱の影響を低減させるための措置等を講じたものであり、地域の実情に応じて規制内容に差が生ずるものではない。審査の迅速性については、石油コンビナート等災害防止法第八条第五項において三月以内に審査を行うことと規定されているところであるが、総務省・経済産業省では迅速化を図るため、平成十年から三十日以内に審査を完了させることとしている。審査に際しては、消防防災上の観点のみならず、警察庁、環境省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省及び関係都道府県知事、関係市町村長の意見を聴く仕組み(石炭法第五条、第七条及び第八条)となっており、この手続きにのって事務を処理するためには三十日間は必要最低限の期間である。仮に市町村が事務を担っても、この手続きは必要不可欠であり、これ以上の迅速化は不可能である。よって市町村長等に移管することは認められない。	
美瑛町	美瑛町農業農村地域再生構想	1181	1181060	110420	自治体名を使用した商標登録などへの当該自治体の関与	地域振興にむけてブランド化を進める上で、自治体名を使用したものが登録済みの場合、その権利関係で障害が発生することから、自治体名にかかる商標登録などの認可に際して、当該自治体の同意を得ることを条件に加える手法。			商標法 第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用する商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む)、価格若しくは生産者若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通用いられる方法で表示する標識のみからなる商標 第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。 八 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは商標の一部分となつていし、又は、 一 自己の肖像又は自己の氏名若しくは名称若しくは商標を普通用いられる方法で表示する商標 二 当該指定商標若しくはこれに類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む)、次号において同じ)、価格若しくは生産者若しくは使用の方法若しくは時期又は当該指定商品に類似する役務の普通名称、提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通用いられる方法で表示する商標 三 当該指定役務若しくはこれに類似する役務の普通名称、提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期又は当該指定役務に類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む)、次号において同じ)、価格若しくは生産者若しくは使用の方法若しくは時期を普通用いられる方法で表示する商標	商標中に自治体名が含まれていても、当該部分については商標法第3条第1項第3号により自他商品識別力が無い産地、販売地等であると判断される。また、産地、販売地等の表示には、商標法第26条により商標権の効力は及ばないとされる。したがって、現行制度は権利関係で障害が生じないよう設計されている。なお、自治体名が商標法第4条第1項第8号の拒絶理由に該当すると判断された場合は、その自治体の承諾を得なければ登録されない。	5		商標中に自治体名が含まれていても、当該部分については商標法第3条第1項第3号により自他商品識別力が無い産地、販売地等であると判断される。また、産地、販売地等の表示には、商標法第26条により商標権の効力は及ばないとされる。したがって、現行制度は権利関係で障害が生じないよう設計されている。なお、自治体名が商標法第4条第1項第8号の拒絶理由に該当すると判断された場合は、その自治体の承諾を得なければ登録されない。				
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325700	110430	特定中小企業集積活性化計画の同意	特定産業の活性化に関する臨時措置法第21条による、都道府県が作成する「特定中小企業集積活性化計画」への経済産業大臣の同意を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	独創性のある「元気な産業」への従事や、自己の能力を活用した起業等を通して、豊かな生活を築き、その意欲に応じて生涯現役で自己実現に挑戦できることを基本目標に、産業の競争力の向上や誰もが能力を発揮できる雇用環境の実現を図るためには、農地管理、商工会議所に関する許認可や労働局が行う雇用対策などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第21条	都道府県は、同法第4条に基づき主務大臣が定めた活性化指針に基づき当該都道府県内の特定中小企業集積であってその活性化を図ることが特に必要であると認められるものごとに、特定中小企業集積の活性化に関する計画を作成し、経済産業大臣に協議し、その同意を求めることができる。	3		国が財政上の支援措置を講ずるものとされている計画を自治体で作成する場合については、国は財政資源の有限性にかんがみ、かかる財政支援が中小企業施策上の適切性を有することを担保する観点から、国は当該計画について同意をすることが必要であるため	3		国が財政上の支援措置を講ずるものとされている計画を自治体で作成する場合については、国は財政資源の有限性にかんがみ、かかる財政支援が中小企業施策上の適切性を有することを担保する観点から、国は当該計画について同意をすることが必要であるため	
堺市	地域雇用再生構想	2088	2088020	110440	中小企業支援法に関する権限委譲	中小企業支援法施行令第2条に指定する市に堺市を加え、中小企業支援法の制度活用を可能にする。	本市において、国の制度を活用し、既存企業の振興を図る施策をより充実させることにより、地域経済の活性化を図り、ひいては雇用の創出に努める。	本市には臨海部及び内陸部に中小企業が集積しており、これらの振興を図り、雇用の創出を行うため。	中小企業支援法施行令第2条	法第3条第1項の政令で指定する市は、次のとおりとする。 一 札幌市 二 仙台市 三 千葉市 四 さいたま市 五 横浜市 六 川崎市 七 名古屋市長 八 京都市 九 大阪市 十 神戸市 十一 広島市 十二 北九州市 十三 福岡市	3		経済産業省が定めた中小企業支援計画に基づき中小企業支援事業を実施する意義・必要性が認められるのは都道府県規模の地理的広さ、又は政令指定都市規模の人口を有する地方公共団体である。	地理的及び人口規模の基準が不明確であり、地域振興の観点から、要望を実現することが出来ないか再度検討されたい。	3		経済産業省が定めた中小企業支援計画に基づき中小企業支援事業を実施する意義・必要性が認められるのは都道府県規模の地理的広さ、又は政令指定都市規模の人口を有する地方公共団体である。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
墨田区	墨田区産業活力創生構想	1191	1191020	110450	経営革新計画(経営革新支援法)承認権限の市長等への委譲	「中小企業経営革新支援法」に基づく「経営革新計画」の承認に関する都道府県知事の権限の市町村長への委譲	経営革新に意欲的な企業に対して、中小企業経営革新支援法に基づく各種支援策(助成制度、低利融資制度、債務保証制度、税制上の優遇措置等)を活用しやすい環境を整備することにより、経営革新に取り組む企業を多数創出することをもって、地域産業の活力の再生を図る。	現状では、経営革新に意欲的な企業であっても、中小企業経営革新支援法に基づく各種支援策を活用するために必要な都道府県知事の承認を得るまでには、経営革新計画を作成することが心理的に大きな負担となっていることなどから、経営革新にチャレンジしないケースが見受けられる。 経営革新に意欲的な企業に対して、基礎的自治体である墨田区がきめ細かな経営指導等を行い、認定に向けたサポートを行うことで、経営革新へのチャレンジを促進することができる。	地方自治法により、都道府県知事が当該権限を市町村長の権限に委譲する条例を定めた場合においては、市町村長への権限の委譲は可能である。 なお、中小企業経営革新支援法における都道府県知事の権限に属する事務についても、上記の地方自治法に基づき、市町村長の権限への委譲は可能である。	5	5	商工行政に関しては、ある程度広域的な観点から行うことが必要であり、従来から中小企業支援施策の多くが都道府県単位で行われてきている。 また、地方分権推進委員会第5次勧告(平成10年11月)の中小企業支援策において、「地方公共団体」が一定の役割を果たしつつ、支援対象を選定できるよう「地域性の高い業種」については都道府県が計画承認を行う制度とすることが盛り込まれていることから、地域性の高い事業については都道府県が経営革新計画の承認を行うこととしている。 なお、地方自治法により、都道府県知事が当該権限を市町村長の権限に委譲する条例を定めた場合においては、市町村長への権限の委譲は可能である。さらに、中小企業経営革新支援法における都道府県知事の権限に属する事務についても、上記の地方自治法の規定に基づき、市町村長の権限への委譲は可能である。					商工行政に関しては、ある程度広域的な観点から行うことが必要であり、従来から中小企業支援施策の多くが都道府県単位で行われてきている。 また、地方分権推進委員会第5次勧告(平成10年11月)の中小企業支援策において、「地方公共団体」が一定の役割を果たしつつ、支援対象を選定できるよう「地域性の高い業種」については都道府県が計画承認を行う制度とすることが盛り込まれていることから、地域性の高い事業については都道府県が経営革新計画の承認を行うこととしている。 なお、地方自治法により、都道府県知事が当該権限を市町村長の権限に委譲する条例を定めた場合においては、市町村長への権限の委譲は可能である。さらに、中小企業経営革新支援法における都道府県知事の権限に属する事務についても、上記の地方自治法の規定に基づき、市町村長の権限への委譲は可能である。
墨田区	墨田区産業活力創生構想	1191	1191010	110460	研究開発等事業計画(創造活動促進法)認定権限の市長等への委譲	「中小企業創造活動促進法」に基づく「研究開発等事業計画」の認定に関する都道府県知事の権限の市町村長への委譲	創造的・革新的な事業活動に意欲的な企業に対して、中小企業創造活動促進法に基づく各種支援策(助成制度、低利融資制度、債務保証制度、税制面での優遇措置等)を活用しやすい環境を整備することにより、創造的・革新的な事業活動に取り組む企業を多数創出することをもって、地域産業の活力の再生を図る。	現状では、創造的・革新的な事業活動に意欲的な企業であっても、中小企業創造活動促進法に基づく各種支援策を活用するために必要な都道府県知事の認定を得るまでには、研究開発等事業計画を作成することが心理的に大きな負担となっていることなどから、創造的・革新的な事業活動にチャレンジしないケースが見受けられる。 創造的・革新的な事業活動に意欲的な企業に対して、基礎的自治体である墨田区がきめ細かな経営指導等を行い、認定に向けたサポートを行うことで、創造的・革新的な事業活動へのチャレンジを促進することができる。	中小企業の創造的・革新的な事業活動の促進に関する臨時措置法	5:現行の規定、取扱い等により実現が可能	5:現行の規定、取扱い等により実現が可能	創造法においては、商工行政に関してはある程度広域的な観点から行うことが必要であること、従来から中小企業支援施策の多くが都道府県単位で行われてきていることから商工行政に対して経験が豊富であること等の理由から、研究開発等事業計画の認定を都道府県知事が行うこととしている。 なお、地方自治法により、都道府県知事が当該権限を市町村長又は特別区長へ権限移譲することは可能であり、創造法においても都道府県知事の権限において市町村長又は特別区長への権限移譲を妨げない。					
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325640	110470	商工会議所の設立の認可など、商工会議所法に規定する経済産業大臣の権限に属する事務	「商工会議所法」に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部については、「商工会議所法施行令」により県知事が行うこととされている。県においては、この事務を「静岡県事務処理の特例に関する条例」により関係市へ権限移譲している。 このため、商工会議所法に規定する各許認可事務は、国と市の二つに分かれている。そのうち、国の許認可権限を政令県に移譲する	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	独創性のある「元気な産業」への従事や、自己の能力を活用した起業等を通して、豊かな生活を築き、その意欲に応じて生涯現役で自己実現に挑戦できることを基本目標に、産業の競争力の向上や誰もが能力を発揮できる雇用環境の実現を図るためには、農地管理、商工会議所に関する許認可や労働局が行う雇用対策などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	【商工会議所法】 ・設立の認可(第27条第1項、2項、第28条) ・定款変更の認可(第46条第2項、3項) 【目的、名称、事業、地区、会員、役員、議員、議員総会、常議員会、経理に関する事項】 ・設立認可の取消し(第59条第1項第2号) ・地区の変更又は解散すべき旨の勧告(第59条第2項) ・地区の変更又は解散すべき旨の勧告に従わないときの設立認可の取消し(第59条第3項) ・解散の認可(第60条第2項、3項) ・清算人の選任(第61条) ・財産処分の方法の認可(第62条第1項、2項)	商工会議所の有する広域性、国際性等の性格に鑑み、設立認可権限等組織の根幹に関わるものは国に留保し、軽微な定款変更の許可権限、届出・報告の受理等の日常的な監督権限は、都道府県知事に移譲している。	3	3	・商工会議所法は、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与することを目的としている(法第1条)。これを受けて、商工会議所の事業としては、単に地域内の商工業の振興に留まらず、税関手続の簡素化に関する国際条約(ジュネーブ条約)に基づく輸出品の原産地証明を行うこと(法第9条第6号)、国際的な商取引の紛争に関するあっ旋、調停又は仲裁を行うこと(法第9条第12号)等、広域的・国際的な役割を有する機関として事業活動を行うこととしている。 このように商工会議所の有する広域性・国際性等の組織の性格に鑑み、一地域内ににとどまらず、全国的・国際的な観点から商工会議所の事業が実施されることを国自ら監督するために、設立認可権限等の組織の根幹に関わるものは国の権限とすることが適当である。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		・商工会議所法は、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与することを目的としている(法第1条)。これを受けて、商工会議所の事業としては、単に地域内の商工業の振興に留まらず、税関手続の簡素化に関する国際条約(ジュネーブ条約)に基づく輸出品の原産地証明を行うこと(法第9条第6号)、国際的な商取引の紛争に関するあっ旋、調停又は仲裁を行うこと(法第9条第12号)等、広域的・国際的な役割を有する機関として事業活動を行うこととしている。 このように商工会議所の有する広域性・国際性等の組織の性格に鑑み、一地域内ににとどまらず、全国的・国際的な観点から商工会議所の事業が実施されることを国自ら監督するために、設立認可権限等の組織の根幹に関わるものは国の権限とすることが適当である。



15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答					
カゴヤ・ジャパン株式会社	Ubiquitous Recommendation System(URS)	3092	3092010	110520	システム構築費の助成、研究施設の貸与、国管理施設への協力		観光事業に「予測型情報提供エンジン」を元にしたデータ収集・解析・配信システム「Ubiquitous Recommendation System(URS)」を提供します。RFID技術を用いた個人識別機能付き非接触型クレジットカードで、人の移動・商品購入・宿泊・各種企画に参加することができます。これらの情報は行動履歴として全て記録され、その情報と様々な補正情報から利用者の嗜好性を推測し、予測されるコースに合致した情報を電子メールや専用端末から受け取ることができます。運営には情報登録端末を参加者に貸し、販売する商品やサービスに関する属性情報を提供する仕組みを有料で提供します。カード利用者はたとえ消費者は次に訪れる場所を決めていなくても、自らの好み合った商品の紹介をシステムに明示的に指示することなく受け取ることができます。ホテルでは予約客がどのようなサービスを期待しているかが事前にわかります。美術館では来場者の館内行動をモニターすることができ、どの展示が最も注目を集めたのか、また次に求められるテーマは何かを事前に知るができます。本事業の利用者拡大により、中小等細企業などの雇用を促進します。新たな雇用ポストの創出と事業拡大による雇用枠の拡大は、全体の10%が新規雇用を行うと仮定すると、3,000人の新規雇用を創出し、新商品・サービスの提供や起業を促し、地域再生の促進を可能とします。	URSが利用者の行動履歴と様々な補正情報から利用者の嗜好性を推測するためには、最適なデータ解析手法の開発が必要となる研究施設の協力が必要となります。これらの研究施設は民間事業者に開放していないところもありますが、これらの協力があればプロジェクトの開発が円滑になりコストもおさえることができます。またこのプロジェクトは国及び地方自治体が管理している公共スペース(観光地例えば御所など)内、道路への端末の設置にあたっての協力が条件となります。限定された場所のみでの事業は利用者、提供者へのメリットを生み出せなくなりプロジェクト自体の消滅にもなりかねないため支援措置を必要とします。		5		国において、システム構築を行う際の研究施設については、委託先等事業者の所有施設である。また、開発され、事業の成果として国の所有となった技術や、その評価結果については、報告書等で公開されることになっており、民間事業者を含め広くこの成果を活用できるように配慮している。										
社団法人日本プロジェクト産業協議会	東京湾臨海部再生プロジェクト 例・羽田空港再拡張・国際化関連プロジェクト(神奈川口拠点開発事業、東海道貨物支線旅客化、川崎アプローチ線整備事業、羽田アクセス構建設事業)、都市型集客施設整備プロジェクト、物流拠点・環境リサイクル拠点・防災拠点	3101	3101060	110530	税制・財政・金融上の措置	社会投資ファンド(仮称)の優先適用 PFIのさらなる推進 コミュニティボンド等地方自治体の債務負担行為に対する公債費比率の拡大 企業誘致助成金の要件緩和 鉄道事業制度に基づく補助制度の要件緩和、鉄道事業者への運営補助等の適用拡大 地域開発のための各種ファンドの購入者に対する減免措置 政策金融制度の創設		経済性の低さを補完しない限り民間としては投資に踏み切れない。	(地方公共団体が実施する事業について課税の一部または全部を免除しているなどの優遇措置がなされている。地方公共団体が実施する事業について補助金を交付しており、かつ、同事業を民間事業者が行う場合において交付要件、補助率において地方公共団体と差違をつけている補助金の交付要綱の全て)	(地方公共団体が実施する事業について課税の一部または全部を免除しているなどの優遇措置がなされている。地方公共団体が実施する事業について補助金を交付しており、かつ、同事業を民間事業者が行う場合において交付要件、補助率において地方公共団体と差違をつけている。)	3-6		本構想の個別の事業が明らかになった段階で、当省において可能な措置の存在を精査し、具体的な措置の検討を行う。[3] また、税制措置に関しては、一義的には財務省及び総務省の所管である。[6]	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3-6		本構想の個別の事業が明らかになり、提案の内容が当省の補助金に係る内容であると確定した段階で、当省においてイコールフィッティングの観点から、BOT方式、BTO方式を問わず補助対象とできないか等、可能な措置の存在を精査し、具体的な措置の検討を行う。[3] また、税制措置に関しては、一義的には財務省及び総務省の所管である。[6]					
ゼックテクノロジー株式会社	地域再生・知のユキピタ社会構築プロジェクト	3107	3107010	110540	コミュニティ・クリエイター育成事業に関する財政措置	1. 地域活性化対策費等、補助金にて補助金・交付金に計上する。2. 外国人医師の治療免許登録について緩和措置をする。	コミュニティ・クリエイターを育成事業	現下の地方公共団体の財政悪化では、地域創生の為の新事業の創出が実施できない状況にあるため、地方公共団体の条例・規則による取決が設置の障害になっているため。		6		当省の所管ではない。										
相模原市	新都市農業推進計画	1160	1160040	110550	新事業支援施設出資(出資範囲拡大(施策利便の向上))	現在、新事業支援施設出資事業は、技術開発・商品・サービス開発を前提にした貸オフィス・貸ラボラトリーを中心に支援されているが、これをアウトソーシングの一環として設立される新都市農業推進計画の推進母体である第3セクターの株式会社が行う「農業版支援施設整備事業」に範囲を拡大するもの。	第3セクターの株式会社が農業のフィールドとなる農地の取得や支援施設の整備を行い、農業及び関連産業の創業・新規分野進出の支援を行う。 ・アグリテクニカル&メディカル創造(農業版産学連携)事業 ・アグリセンター事業 ・アグリセラピー事業 ・バイオマスフロンティア事業 ・ヤングファーマー・インキュベーター事業	新事業支援施設出資事業は、主として技術開発、新たな商品サービス開発等を支援するための貸オフィス、貸ラボラトリーが前提であるが、農業分野では、そのフィールドとなる農地の取得整備や直売所等支援施設の形態が異なる。そのため、それらを整備する第3セクターの株式会社へ事業対象を広げる必要がある。	新事業創出促進法第26条第1項第4号	6		当省所管分野内での対応であれば現行制度で可能であるが、貴市地域再生構想の前身は、農林水産省の所管の範囲である農業の範疇での新農産物の開発、食品の販路の開拓が想定されており、当省所管事項ではない。										
福島県	ベンチャーランドふくしま	1197	1197020	110560	新事業創出促進法により猶予期間が与えられた最低資本金の増資について期間を延長する。	最低資本金規制の特例をこれまでの5年間で延長する。	最低資本金規制の特例については、会社設立から5年間認められているところであるが、これを10年に延長し、企業育成を効果的に推進したい。	起業家の資金調達は依然として厳しい環境にあり、適用除外期間5年で法定資本金まで増資することは現実的でない状況である。	新事業創出促進法第十条の十八	3		現在、法制審議会会社法部会において最低資本金の見直しを含めた会社法改正案につき審議が行われており、これらの改正は2005年の通常国会への法案提出を予定しているところ。当省としては、ご要望いただいている最低資本金規制特例の猶予期間延長については、審議会での結果を踏まえ必要に応じ検討したい。	要望内容を検討対象に含め、実現に向けて再度検討されたい。	3		現在、2005年の会社法改正に向けた法制審議会において、最低資本金規制の撤廃を含めた議論が行われており、その結果を踏まえた上でなければ現時点では要望についての対応は検討できない。 審議会の結果、最低資本金規制特例が撤廃となれば本要望は自ずと実現可能となるため						
伊万里市	伊万里サステイナブル・フロンティア構想	2005	2005010	110570	新事業支援施設整備に係る要件の緩和	新事業創出促進法第26条第2項第2号に規定された、特定高度研究機能集積地区の条件を廃することにより、同法第18条による基本構想を策定せずに、地域振興整備公団によって新事業支援施設の整備を行うことを可能にする。	地域振興整備公団による新事業創出型事業施設整備事業の実施	新事業創出促進法第18条に規定された基本構想を策定しなければ、同法26条第2項第2号に基づく地域振興整備公団による新事業支援施設の整備を行うことができない。	新事業創出促進法第18条、第26条第1項第4号、同条第2項第2号	3		高度研究機能集積地区は、研究機関が有する高度技術と企業が有する技術が融合されることによって、新事業の創出される蓋然性が極めて高いことから、政策的に支援している。平成13年12月18日特殊法人等改革推進本部決定の特殊法人等整理合理化計画において、地域振興整備公団の新事業創出基盤整備事業については、広域的に効果が高いものや先導的役割を果たすものなど国として真に関与すべきものに限定するとなっていることから、高度研究機能集積地区の要件を外すことはできない。	地域再生の観点から、計画が認定された地域については、撤廃又は緩和が出来ないか検討されたい。	3	本法においては、都道府県・政令指定都市に対して、高度研究機能集積地区に関する事項を含む基本構想の作成を認めることにより、都道府県・政令指定都市のイニシアティブの下での新事業創出を促進することとしている。また、高度研究機能集積地区において地域振興整備公団が関与する新事業支援施設の整備等を促進しているのは、高度技術に関する研究機関が相当数存在する当該地区において新事業支援施設の整備等を行うことによって、より効率的・効果的に新事業創出が促進されることが十分見込まれるためである。しかるに、都道府県・政令指定都市が高度研究機能集積地区として基本構想において定めた地区以外の場所、換言すれば、新事業支援施設の整備等を行っても効率的・効果的に新事業創出が促進されることが見込まれない場所において新事業支援施設の整備等を行うことは、自らの区域内において地域資源を有効に活用した新事業の創出を促進しようとする都道府県・政令指定都市の意向に沿うものとは認められず、かかる場所で新事業支援施設の整備等を行うことは適当でない。							

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
会津若松市	(仮称)会津ベンチャーランド構想	1041	1041020	110580	インキュベーション施設等の設置に伴う補助要件の緩和	新事業創出促進法での対象範囲を民間業者までに拡大することや、高度技術産業集積地域や高度研究機能集積地区等の対象地区の限定も解除する。	会津大学周辺の空き施設を再利用してインキュベーション施設を整備する際の補助要件を緩和し、補助対象として措置する。	現在の補助要件を満たすには大規模な地域計画が必要であり、補助要件を該当させるだけの計画策定にのみ振り回され、民間の先進的な研究開発を支援する機会を逸脱する危険性がある。補助制度と民間活用を適宜組み合わせることで効果の高い事業展開が期待できる。	新事業支援施設整備費補助金交付要綱第3条	交付対象地域は新事業創出促進法に基づく高度技術産業集積地域、高度研究機能集積地区、地域産業集積活性化法に基づく基盤的技術産業集積活性化促進地域、中心市街地活性化法に基づく特定中心市街地である。	3-5		補助要件については、厳しい予算制約の下で政策効果を最大化する観点から決定しているものであり、補助要件の緩和については新たな予算措置が前提となり、不可能。[3] なお、新事業支援施設整備費補助金の交付対象地域である高度技術産業集積地域、高度研究機能集積地区、基盤的技術産業集積活性化促進地域については、都道府県が、特定中心市街地については市町村に指定もしくは策定の権限があり、現行制度で対応可能。[5]	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3-5		提案の趣旨を踏まえ検討した結果、補助要件については、厳しい予算制約の下で政策効果を最大化する観点から決定しているものであり、補助要件の緩和については新たな予算措置が前提となり、不可能であると判断。[3] なお、新事業支援施設整備費補助金の交付対象地域である高度技術産業集積地域、高度研究機能集積地区、基盤的技術産業集積活性化促進地域については、都道府県が、特定中心市街地については市町村に指定もしくは策定の権限があり、現行制度で対応可能。[5]
鈴鹿市	健康・福祉・リハビリテーション関連人材育成・産業創出構想	2129	2129010	110590	新事業支援施設整備費補助金の対象要件の拡大	経済産業省において、地方公共団体が中小・ベンチャー企業の創出と雇用の拡大等を通じて地域経済の活性化を図るために進める新事業支援施設整備費補助金の対象要件として、市財政の安定化を目指すため、NTT西日本鈴鹿研修センター跡地の一角(6,600㎡)を取得するとともに、既存建物(延べ床面積約4,200㎡)の衛生施設等の改修、浄化槽設置及び備品の購入を行う。	当該地域は補助要件の地域である特定中心市街地にほぼ隣接しており、また平成16年3月末まで基盤的技術産業集積活性化促進地域に認定されている地域でもあり、ポテンシャルの高い地域であるため。	当該地域は補助要件の地域である特定中心市街地にほぼ隣接しており、また平成16年3月末まで基盤的技術産業集積活性化促進地域に認定されている地域でもあり、ポテンシャルの高い地域であるため。	新事業支援施設整備費補助金交付要綱第3条	交付対象地域は新事業創出促進法に基づく高度技術産業集積地域、高度研究機能集積地区、地域産業集積活性化法に基づく基盤的技術産業集積活性化促進地域、中心市街地活性化法に基づく特定中心市街地である。	3-5		補助要件については、厳しい予算制約の下で政策効果を最大化する観点から決定しているものであり、補助要件の緩和については新たな予算措置が前提となり、不可能。[3] なお、新事業支援施設整備費補助金の交付対象地域である高度技術産業集積地域、高度研究機能集積地区、基盤的技術産業集積活性化促進地域については、都道府県が、特定中心市街地については市町村に指定もしくは策定の権限があり、現行制度で対応可能。[5]	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3-5		提案の趣旨を踏まえ検討した結果、補助要件については、厳しい予算制約の下で政策効果を最大化する観点から決定しているものであり、補助要件の緩和については新たな予算措置が前提となり、不可能であると判断。[3] なお、新事業支援施設整備費補助金の交付対象地域である高度技術産業集積地域、高度研究機能集積地区、基盤的技術産業集積活性化促進地域については、都道府県が、特定中心市街地については市町村に指定もしくは策定の権限があり、現行制度で対応可能。[5]
富山県	とやま産業活性化プロジェクト	1291	1291020	110600	産業再配置促進補助金の弾力運用	消費者ニーズの高度化や多様化に対応するためには、地元製品のデザイン性向上による高付加価値化が不可欠であることから、本県では、昭和62年から平成10年までに産業再配置促進補助金の助成を受けて達成したデザイン振興基金(約7億4千万円)の運用益を活用し、「総合デザインセンター」を中心に、デザイン支援を積極的に行っている。 一方、近年の低金利政策により、当該基金運用益によって行われる事業費を十分に確保することは難しい状況となっている。 緩やかに持ち直している本県経済を軌道に乗せるためには、県内製造業者のデザイン開発能力の向上が不可欠なため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(産業再配置促進環境整備費補助金交付規則)の該当条項を弾力的に運用いただき、「産業再配置促進補助金によって達成した基金(デザイン振興基金)の(5年間程度に限った)取り崩し」当該資金について、デザイン支援のための機器等財産購入及び事業への充當を行い、県内企業のデザイン開発能力の支援を積極的に行っていくことを容認いただきたい。	厳しい環境下、県内製造業においては、付加価値増大のためにデザイン開発能力の向上が不可欠となっている。 一方、近年の低金利政策により、当該基金運用益は年々低下してきている。 このため、基金の運用環境が悪化し、当該基金の運用益事業費の確保が困難となっている。	同県には、昭和62年度から平成10年度まで基金を造成する補助金を交付しているが、交付条件(平成11年2月26日付け10中部適産地振第532号「産業再配置促進環境整備費補助金交付決定通知書、記の7の(10)他に「債務保証事業基金、研修・指導事業基金、社会システム調査研究事業基金又は研究開発・研究開発助成事業基金の運用による果実は、基金への繰り入れ又は当該事業に必要な経費以外に使用してはならない。」となっている。	産業再配置促進環境整備費補助金(平成2年8月以前は工業再配置促進費補助金、平成2年8月からは、産業再配置促進費補助金、平成4年7月から現名称)は、工業再配置促進法に規定する移転促進地域から誘導地域への工場等の移転、誘導地域における新増設を促進する、誘導地域に新増設を行った工場等の所在地を管轄する地方公共団体に対し、環境保全施設等の設置費等及び研修・指導事業等に必要な基金に対し補助金を交付することができる。この当該基金に対する補助金は、基金の運用益で事業を行うこととして交付されているものであり、運用による果実であっても、基金への繰り入れ又は当該事業に必要な経費に使用することを条件に交付している。		5		積み立てられている基金の充當の可否は、当該事業が基金積立の目的の範囲内の事業であるか、補助金交付の趣旨に合致しているか、処分方法が合理的であるか等を個別に検討する必要がある。これらが満たされる場合には基金の充當は可能である。なお、目的の範囲外であったならば、財産の目的外使用などの措置が必要となる。	要望は実現可能なのか、確認された	5		積み立てられている基金の充當の可否は、当該事業が基金積立の目的の範囲内の事業であるか、補助金交付の趣旨に合致しているか、処分方法が合理的であるか等を個別に検討する必要がある。これらが満たされる場合には基金の充當は可能である。なお、目的の範囲外であったならば、財産の目的外使用などの措置が必要となる。
鳥栖市	教育の杜構想	2019	2019010	110610	電源地域産業再配置促進費補助金の対象拡大	電源地域産業再配置促進費補助金の対象を工場設置以外に流通業務に関する事業所等の新増設まで拡大する。	本構想区域内の電源地域産業再配置促進費補助金の対象を流通業務に関する事業所などの施設の新増設にまで拡大していただき、本市へ進出する企業に対し補助認可をしていただき、対象事業として、企業の従業員及び市民の為の教育研修施設を設置しようとするものである。	本市においては陸上交通の結節点としての地域特性を生かし、流通業務団地の整備が計画されている。現在工場新増設に限られている電源地域産業再配置促進費補助金の補助要件を流通業務に関する企業の新増設に拡大していただくことにより対象事業として、企業の従業員及び市民の為の教育研修施設を設置し、他の施策とあわせて効果的な地域再生計画を実施する。	工業再配置促進法第1条、第2条	本制度は、「工業再配置促進法」に規定する移転促進地域から誘導地域のうち電源地域への工場等の移転及び当該地域における工場等の新増設を行った工場及び当該工場等の所在地を管轄する市町村が行う環境保全施設等の設置に要する費用について、当該工場の床面積を補助金算出の根拠として(この工場を対象工場と言う)、その費用の全部又は一部を補助することにより、産業の再配置を促進し電源地域の振興を通じ発電用施設設置の円滑化に資することを目的とした制度である。	3		本補助金は、厳しい予算制約の中で産業再配置の政策効果を最大化を図る観点から採択を厳正に決定しており、流通業務に関する事業所等の補助対象への追加については、新たな財政措置を伴うことから不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		本補助金は、厳しい予算制約の中で産業再配置の政策効果を最大化を図る観点から採択を厳正に決定しており、流通業務に関する事業所等の補助対象への追加については、新たな財政措置を伴うことから不可能。
人吉市	南九州の拠点都市づくり構想	2051	2051010	110620	工業団地造成利子補給金事務処理要領の用語定義の拡大	栢山工業団地の造成工事にあたり、経済産業省の工業団地造成利子補給金の交付を受けているが、製造業等以外への用地売却、貸与において制限があるため、企業誘致等に於いて障壁となっており、制限の緩和をお願いするものです。 具体的には、通商産業省51立局第586号「工業団地造成利子補給金事務処理要領12用語の定義について」において、その範囲を拡大し、同要領に規定される製造業等の範囲を日本標準産業分類に分類されるすべての業種に拡大していただきたいものです。	九州縦貫自動車道入吉インターから車で1分という好立地条件にある工業団地でありながら、近年企業誘致が進んでいない原因に業種の制限があったためであり、工業団地の有効活用、地域浮揚という観点からも企業等の誘致を図りたいため。	工業再配置促進法補助金適正化法第22条 工業団地造成利子補給金交付規則 工業団地造成利子補給金事務処理要領	利子補給を受けた工業団地を工業団地以外の用途に使用しようとする場合は、財産処分の制限により、当該団地に係る交付済み利子補給金の返還を伴う。工業団地には製造業の他、学術・開発研究機関、運輸業、卸売・小売業等を含んでいる。	5		本提案の具体的内容に記述されている「企業誘致、研究施設誘致等を推進し、物流拠点都市としての再生」については、本補給金の対象とする工業団地の業種範囲が事務処理要領に掲げられており「学術・開発研究機関、運輸業、卸売・小売業等」を含むものであり、現行制度で措置で対応可能。	要望は実現可能なのか、確認された	5		本補給金の事務処理要領では、工業団地、他産業用地、工業団地以外の用途に供される用地がそれぞれ定義されている。このうち、補給対象となるものは上記のうち、工業用地及び他産業用地である。本提案の具体的内容に記述されている「企業誘致、研究施設誘致等を推進し、物流拠点都市としての再生」のために必要と思われる誘致業種については、「学術・開発研究機関、運輸業、卸売・小売業等」であると推察されるが、これらについては、工業用地及び他産業用地に含まれるものであるため、現行の制度の措置で対応可能である。	



15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
兵庫県	リーディング企業による地域産業活性化構想	2105	2105010	110660	地場産業振興に係る各種支援制度の補助対象者及び対象事業の拡大	地域産業集積中小企業等活性化等補助金及び地場産業等活性化補助金において 1 補助対象者 産地組合だけでなく個別企業も対象とする。 地場産業振興に資するマーケティング・流通関連企業等も対象とする。 2 補助対象経費 補助対象経費を幅広く捉え、運用上認められない海外見本市等のための渡航旅費も対象とする。	・リーディング企業の育成促進 ・海外見本市への出展 ・マーケティング・流通関連企業等と連携した事業展開 ・デザイナー等と連携した高度なデザインを有する商品開発事業	現行では地場産業振興に係る各種支援制度の補助対象者や対象事業が定められているが、意欲ある企業が制度を活用できないなど、地場産業の発展を阻害していることから、各種支援制度の補助対象者を産地組合だけでなく個別企業等にまで拡大するとともに、対象事業を海外見本市や展示即売会の開催ができるよう見直す必要がある。		地域産業集積中小企業等活性化補助金は、地域産業集積活性化法に基づき、県が特定の地域を指定し、支援機関、組合、中小企業者が行う新商品開発等事業について事前承認を行った上で、支援を行っている。 また、地場産業等活性化補助金(平成15年度が終期)は、平成16年度予算として、地場産業活性化のため、国が直接民間団体等に対して全国的に支援を行うため地場産業等活性化事業費補助金として12.2億円の新規計上を行っているものである。今後、本制度のPR、事業計画の募集、審査の上、16年度予算の成立時期を目処に、予算の範囲内で事業採択を行うこととなる。 なお、支援の対象は、地場産業に属する中小企業、組合等が行う地域の資源等を活用した新商品開発、販路開拓等の事業であり、国が事業費の1/2を補助するもの。	2		1. 補助対象事業者については、両補助金とも産地、企業城下町等の製造業を中心とする業種が集積した地域(規模的要件等あり)の支援機関、組合、中小企業者等を支援するものであり、地域内の個別企業についても支援の対象としているもの。ただし、地域産業集積中小企業等活性化補助金は、地域産業集積活性化法に基づき県の事業計画の承認が前提となる。なお、両補助金とも地域製造事業者が関連業種と連携して行う地域活性化事業についても支援が可能となっている。 2. 補助対象経費については、16年度新規要求予算の地場産業等活性化事業費補助金に海外販路開拓支援事業を計上しており、海外出展、渡航旅費用等について補助対象経費拡大を行うこととしている。				
愛媛県	松山西部臨海地域における新都市拠点形成構想	2150	2150010	110670	民活法特定施設の処分の自由化	民活補助事業により整備された特定施設で、社会・経済環境や産業構造等の変化等外的要因により、現に利用率が低下し、かつ、将来的にも利用の回復が見込まれない場合には、新たに当該施設の整備主体である第三セクターが地域再生を目的とした施設の再生・有効利用計画を策定し、所管省庁の承認を得た場合には、「補助金等にかかる予算の執行の適正に関する法律」に基づく、財産の目的外処分の禁止期間(補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を助成して各府庁が定める期間を経過するまでは、当該財産の補助目的外処分が禁止されている期間)内であっても、補助金の返還を行うことなく、当該施設の用途変更を行うことを可能にする。(処分の自由化) アイテムえひめ内オフィス…民活法15号施設、経済産業省所管、法定耐用年数:50年 … アイロット 民活法11号施設、国土交通省所管、法定耐用年数:上屋・倉庫棟38年、冷凍・冷蔵倉庫 24年	(具体的取り組み) ・国際ビジネスを展開する企業(製造業、物流業、流通業)及びこれら企業を支援する事業者(ビジネス・コンサルタント、国際弁護士・公認会計士、通訳・翻訳業、通関業等)のための業務用オフィスの整備を行う。 (対象施設)アイテムえひめ内オフィススペース ・貿易貨物(原料、部品、中間材等)を活用し、製造、加工、組立て等を行う工場や、既立地企業の先進的な技術等を活用した新規商品開発のための研究・開発スペースや、貿易貨物の共同輸配送や流通加工を行う流通センターの整備を行う。 (対象施設)アイロット 上屋棟、倉庫棟の一部 (実施主体)愛媛エフ・エー・ゼット(上記、再施設を所有) [効果] ・事業者集積による雇用創出 ・素材関連企業等が有する先進的技術を活用した新規製品開発等、地域産業の高度化・活性化 ・共同輸配送によるコスト低減や流通加工等による高付加価値化による新たな港湾物流の構築( ) ・県内製造業や流通業の中には、共同輸配送や流通加工業務に取り組んでいる企業が複数あり、アイロットの用途拡大による利用ニーズは高まるものと期待されている。 [実施時期]平成16年度以降	左記民活施設においては、社会・経済環境の急激な変化等により、当初の整備目的に応じた利用ニーズが徐々に減少し、中・長期的にも需用の回復が見込まれない状況にあり、当該施設の利用収入を主要な収益源としている第三セクター(整備主体)の経営収支を悪化させる要因ともなっている。 一方、左記の目的に用途転用を行った場合、当該施設の再生・有効活用が可能となり、地域再生の拠点施設として新たな機能導入が可能となるが、厳しい経営状況にある第三セクターへの負担軽減を図り、新規業務の運営推進主体として円滑に業務転換を図るためには、補助金の返還ではなく、目的外処分禁止期間の短縮により対応することが求められる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各府庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、質し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条 法第22条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各府庁の長が定める期間を経過した場合	2		補助事業者は、当該認定に係る整備計画の変更及び補助事業財産処分について大臣の承認を受けることにより、用途転用が可能である。 個別具体的な検討が必要であるが、一般論としては、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しくなったこと、転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、転用目的は、可能な限り補助目的と密接に関連する用途とするよう努め、それが困難な場合であっても、公益性の高い用途に転用されること、等の要件を満たす用途変更申請に対しては、財産の目的外処分の禁止期間内であっても補助金の返還を行うことなく当該施設の用途変更の承認を行える蓋然性が高い。	何が新たに認められ、その時期はいつなのかを明確にされたい。	2		補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しくなったこと、転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、転用目的は、可能な限り補助目的と密接に関連する用途とするよう努め、それが困難な場合であっても、公益性の高い用途に転用されること、等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成する。	
荒尾市	荒尾市における中小企業及び観光と農漁業の共生対流活性化事業	2153	2153020	110680	地場産業等活性化強化事業費補助金要件の緩和	農林水産省の農業経営構造改善事業の経営構造施設整備事業により整備を考えている地域拠点施設内の特産品マーケットの中に、地場産品を使った製造業者等の特産品を出品させる必要があり、その支援策として、地場産業等活性化強化事業費補助金の補助対象事業者は荒尾市を加える事と同補助金の2.事業の内容の(2)地場産品等販路開拓支援事業の中に小規模プールの施設整備費に対する補助を加えることへの要請。	地場産品を原料にした製造業者等が、できたての製品や観光土産品を販売する地場企業約10店を計画しており、販売額1億2000万円、雇用10名(パート10名)の経済的効果が期待できる。	地場中小企業の出店であり消費者のニーズのキャッチやバイヤーへのPRで新商品開発や販路開拓につながる。また、市が対象となる事で地場企業全体の販路開拓、人材育成等の支援が可能となり、地場産業中小企業の振興を図ることができる。		当該補助金は平成16年度予算として、地場産業活性化のため、国が直接民間団体等に対して全国的に支援を行うため、12.2億円の新規計上を行っているものである。今後、本制度のPR、事業計画の募集、審査の上、16年度予算の成立時期を目処に、予算の範囲内で事業採択を行うこととなる。 なお、支援の対象は、地場産業に属する中小企業、組合等が行う地域の資源等を活用した新商品開発、販路開拓等の事業であり、国が事業費の1/2を補助するもの。	3		地場産業活力強化事業費補助金は、中小企業政策の一環として地場産業に属する中小企業、組合等を交付対象としており、中小企業でない地方自治体を補助対象事業者に加えることは政策の趣旨に反する。また、厳しい予算制約の下で政策効果を最大化する観点から、16年度の地場産業等活性化事業費補助金の採択は厳正に行う予定であることに加え、補助対象経費については厳しい予算制約の中で政策効果を最大化を図る観点から決定しているが、本提案は新たな予算措置が前提となり、不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		地場産業活力強化事業費補助金は、中小企業政策の一環として地場産業に属する中小企業、組合等を交付対象としており、中小企業でない地方自治体を補助対象事業者に加えることは政策の趣旨に反する。また、厳しい予算制約の下で政策効果を最大化する観点から、16年度の地場産業等活性化事業費補助金の採択は厳正に行う予定であることに加え、補助対象経費については厳しい予算制約の中で政策効果を最大化を図る観点から決定しているが、本提案は新たな予算措置が前提となり、不可能。
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079050	110690	対内直接投資に係る統計データの地域版の公表	対内直接投資額の統計(日本銀行)及び外資系企業の立地統計(経済産業省)について、地域別の統計についても公表する。	日本銀行が公表している国別の対内直接投資額の統計及び経済産業省が公表している企業活動基本調査に基づく外資系企業の立地統計について、調査結果を市町村レベルにまで細分化して、地方での対内投資施策実施のための情報として活用できるようにする。	対内投資を促進するにあたり、地域における現状を把握する必要があるため。	承認統計調査調査票及び届出統計調査調査票の目的外使用の承認申請に関する運用規程(以下運用規程という)	目的外使用の使用者が公務員(国及び地方公共団体等)の場合、使用目的が運用規程に合致していれば使用可能である。	5		外資系企業動向調査(我が国における外資系企業の経営動向を把握することにより、産業政策及び通商政策の推進に資することを目的とした承認統計の個票データ(名簿情報、経営内容等)を運用規程に基づき使用することが可能である。	要望内容は実現できるのか、確認されたい。	5		前回の回答どおり、現行制度で実現可能。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
千葉県	既存水源(県営工業用水水源)の有効活用	1309	1309010	110700	既存水源の有効活用を図る上での国庫補助及び起債制度の見直し	既存水源の有効活用に当たり、国庫補助金及び起債を財源として取得した水源を他の事業体に転用又は融通する場合、水道事業体間若しくは都市用水間では目的外使用とされ、国庫補助金の返還及び起債の繰上償還が求められることに対し、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の「目的外使用」の解釈の弾力化や補助金返還と交付の相殺のしくみの導入などによる補助金のあり方の見直し及び起債の繰上償還の方法等の改善を提案する。 なお、起債の繰上償還の方法等の改善に係る具体的な提案内容は以下のとおりである。 事業体(借入者)において繰上償還する借入証書を選択できるようにすること。 一般会計出資(債)については、その算定に当たり、補助金交付がない場合であっても補助対象要件を満たす場合には出資対象経費として認定できる等制度の見直しを図ること。(詳細は、別紙のとおり)	工業用水道の既存水源を上水道水源に用途転用するとともに、上水道事業体間での地域間水道融通を同時に行い、水源不足の解消と地域住民の水道料金負担の抑制及び波及効果としての地域経済の活性化をはかる。 また、水源の移転に伴う新規浄水場の建設及び管理については、PFIの活用及びアウトソーシング等を検討し、地域雇用の創出を図る。	国庫補助金及び起債を財源として取得した水源を他の事業体に転用等を行う場合、目的外使用とされ国庫補助金の返還等が必要とされることから多額の資金を必要とし、既存水源の有効活用を図れないばかりではなく、ひいては供給を受ける地域住民の水道料金等の負担となる。	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号) ・工業用水道事業費補助金交付規則(昭和32年通商産業省告示第323号)	補助事業者は、当該認定に係る整備計画の変更及び補助事業財産処分について大臣の承認を受けることにより、用途転用が可能である。	2		個別具体的な検討が必要であるが、一般論としては、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しくなったこと、転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、等の要件を満たす上水道等への用途変更申請に対しては、承認を行える蓋然性が高い。なお、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しくなったことについて、補助金交付申請時に予見困難な事情その他のやむを得ない事情がある場合には、補助金の返還は不要とすることもあり得る。ただし、転用に伴い売却益が生じる場合及び転用に伴い国庫補助金の二重補助が生じる場合(工業用水道補助金を含む施設を転用する場合であって、上水道整備に係る補助金である国庫補助金の交付を受ける場合には、工業用水道事業費補助金の返還を求める条件を付すこととする。	何が新たに認められ、その時期はいつなのかを明確にされた。	2		補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しくなったこと、転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、売却益が発生した場合には一定割合を国庫に納付すること、等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成する。
北九州市	北九州市国際物流特区を活用した産業再生	2084	2084010	110710	工業用水道施設の有効活用に伴う国庫補助金の返還の免除	一定の要件に合致すれば、既に交付された補助金の返還の免除を求めるもの。 ・当初の補助目的を達成していること。 ・社会・経済情勢の変化による事情変更があること。	工業用水の供給余力を広域的な水利などに有効活用する。 ・補助金免除額の活用 ・水の施設更新への充当 ・工水料金の軽減化	・広域的な水利など資産の有効活用を容易にする。 ・既存受水企業の負担軽減が図れるとともに、新規企業の誘致促進が期待できる。	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号) ・工業用水道事業費補助金交付規則(昭和32年通商産業省告示第323号)	補助事業者は、当該認定に係る整備計画の変更及び補助事業財産処分について大臣の承認を受けることにより、用途転用が可能である。	2		個別具体的な検討が必要であるが、一般論としては、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しくなったこと、転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、等の要件を満たす上水道等への用途変更申請に対しては、承認を行える蓋然性が高い。なお、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しくなったことについて、補助金交付申請時に予見困難な事情その他のやむを得ない事情がある場合には、補助金の返還は不要とすることもあり得る。ただし、転用に伴い売却益が生じる場合及び転用に伴い国庫補助金の二重補助が生じる場合(工業用水道補助金を含む施設を転用する場合であって、上水道整備に係る補助金である国庫補助金の交付を受ける場合には、工業用水道事業費補助金の返還を求める条件を付すこととする。	何が新たに認められ、その時期はいつなのかを明確にされた。	2		補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しくなったこと、転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、売却益が発生した場合には一定割合を国庫に納付すること、等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成する。
兵庫県	既存用水の活用による産業集積構想	2109	2109010	110720	工業用水道事業法の許可基準の弾力的運用	工業用水道事業法の許可基準を弾力的に運用し、工業用水道事業の計画が確実でなくても、予め産業団地に工業用水道施設を設置できるようにする。	加西市の加西南産業団地、加西東産業団地における産業集積	現行では工業用水道事業の許可基準で、具体的な水の需要が確定していなければ産業団地にあらかじめ工業用水道施設を整備することができないため、企業誘致を図るうえで大きな障害となっている。そこで、IT関連産業等を中心に、大量に安価な用水を必要とする企業の立地を図るため、工業用水道事業法の許可基準を弾力的に運用し、事業の計画が確実でなくても、予め産業団地に工業用水道施設を設置できるようにする必要がある。	工業用水道事業法第5条(許可の基準)	3		工業用水道事業法第5条の規程により、現在及び将来において工業用水道事業にとって十分な需要が存在すると認められることが工業用水道事業を営む場合の要件としているが、この要件を満たさない場合、需要の目的の立たないリスクの大きい投資事業は、工業用水道の供給を受ける企業(ユーザー)への過大な料金負担を招くことが想定され、産業振興に資さないことと判断されるため認められない。なお、現在、工業用水道事業者の多くにおいて未売水が経営を悪化させている要因の一つとしてあげており、需要の目的の立たない工業用水道事業の開始は、自治体の財政を悪化させるだけで地域再生に資するとは考えられない。	要望により、企業誘致が促進されるといふ観点から、要望内容が実現できないか、再度検討された。	3		工業用水道事業法第5条の規程により、現在及び将来において工業用水道事業にとって十分な需要が存在すると認められることが工業用水道事業を営む場合の要件としているが、この要件を満たさない場合、需要の目的の立たないリスクの大きい投資事業は、工業用水道の供給を受ける企業(ユーザー)への過大な料金負担を招くことが想定され、産業振興に資さないことと判断されるため認められない。なお、現在、工業用水道事業者の多くにおいて未売水が経営を悪化させている要因の一つとしてあげており、需要の目的の立たない工業用水道事業の開始は、自治体の財政を悪化させるだけで地域再生に資するとは考えられない。	
山口県	コンビナートにおける水の協働構想	2120	2120010	110730	渇水時における工業用水の企業間融通	渇水時において、工業用水道事業法第3条第2項に基づく経済産業大臣の許可(企業が工業用水を供給する事業を行う場合に必要許可)を要することなく、事業者の判断により企業間融通を行えるようにする。	渇水時において、事業者(工業用水道事業を営む地方公共団体)の判断により地域内における工業用水の企業間融通を円滑に行うことにより、地域内企業の生産性を向上させる。	周南地域及び宇部・小野田地域の工業用水道は一体的な運用をしていることから、これを活用することにより工業用水の企業間融通が可能となる条件を備えているが、これを行うためには経済産業大臣許可を必要とすることから、円滑な実施が困難である。 このため、地域の特性を最大限活かせるよう制度の緩和策が必要である。	工業用水道事業法第3条第2項(事業の許可)	地方公共団体以外の者は、工業用水道事業を営もうとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。	5		工業用水道事業者(山口県)と受水企業との間で結ばれる契約において、渇水時の融通を規定することにより、現行制度で対応可能。	要望内容は実現できるのか確認されたい。	5		工業用水道事業者(山口県)と受水企業との間で結ばれる契約において、渇水時の融通を規定することにより、現行制度で対応可能である。



15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府省からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省からの回答
栃木県	栃木県経済新生構想	1211	1211090	110740	地域新生コンソーシアム事業の委託要件の改善	地域新生コンソーシアム事業について、研究経費の概算払いを可能とする。 管理法人の事務経費を対象経費とする。 採択枠を大幅拡大する。	企業の研究経費調達への負担及び管理法人の事務経費の負担を軽減することにより、地域新生コンソーシアム事業への取組を促し、採択枠の拡大により、県内企業の研究開発事業の取組を促進する。	企業が本事業に取り組む際、事業完了まで研究経費を立て替える必要があり、資金的体力のない企業には過度の負担となってしまう。 本事業の円滑な推進には、管理法人が事業全体を管理することが必要であるが、事務経費の負担が大きい。本事業は募集倍率が相当に高く、なかなか事業に取り組めない。	地域新生コンソーシアム研究開発事業公募要領 5.契約 (1)委託契約の締結 (2)委託費の内容	現行制度上において、既に特に必要と認められる場合、所定の手続き、承認を得たうえで、年度の途中で事業の進捗状況を確認し、費用(支払行為)の発生を確認したうえで、当該部分に係る委託金額を支払えるものとしている。現行制度において、事務経費のうち、既に、一定の一般管理費の計上が可能となっている。地域新生コンソーシアム研究開発事業の平成15年度公募の際の募集倍率は、9.7倍。	8 5 5		現在でも可能。 事務経費のうち、一定の一般管理費は既に補助対象経費に含まれることになっている。なお、補助対象経費については、厳しい予算制約の中で政策効果の最大化を図る観点から決定しており、更なる補助対象経費の追加は新たな財政措置を伴うことから不可能。 厳しい財政制約の下で、16年度予算において本事業については予算を増額(101.1億円→114.2億円)したところ。	について「特に必要と認められる場合」以外に概算払いはできないのか、について「一定の一般管理費」以外のものを計上することはできないのか、検討し回答された。	3 3		特に必要と認められないに概算払を行う理由はなく、不可能。 補助対象経費については、厳しい予算制約の中で政策効果の最大化を図る観点から決定しており、更なる補助対象経費の追加は新たな財政措置を伴うことから不可能。
富山県	とやま産業活性化プロジェクト	1291	1291070	110750	集積活性化補助金等の繰越制度の創設	補助事業は単年度事業であるが、補助金交付決定が7月になり、事業期間が短くなるため、予定していた研究開発が年度内に完成できず、一部執行残になるとともに、補助目的が十分達成できない場合が考えられる。 このため、予定の事業が執行できるよう、翌年度への繰越制度の創設を求めるもの。	補助事業は単年度事業であるが、補助金交付決定が7月になり、事業期間が短くなるため、予定していた研究開発が年度内に完成できず、一部執行残になるとともに、補助目的が十分達成できない場合が考えられる。 このため、予定の事業が執行できるよう、翌年度への繰越制度の創設を求めるもの。	補助金交付決定の遅れなどで、予定していた研究開発が年度内に完成できない場合に、予定の事業が執行できるようになり、補助金交付の目的を有効に達することができる。 また、補助金がより使いやすくなるため、中小企業の新商品開発などの創造的業務活動の促進が期待できる。		当該補助金は、地域産業集積活性化法に基づき、県が特定の地域を指定し、支援機関、組合、中小企業者が行う新商品開発等事業について事前承認を行った上で、支援を行っている。	5		事業を延期せざるを得ない相当な理由や事業実施が困難な事例等がある場合には、予算の繰り越しを行うことが制度的に認められている。	要望内容は実現できるのか確認されたい。	5		事業を延期せざるを得ない相当な理由や事業実施が困難な事例があれば、事前に個別に相談をいただきたい。
千葉県	「東京湾ゲムベイ地域」の形成の推進	1303	1303010	110760	補助金の制度の見直し	「地域新生コンソーシアム研究開発事業」(経済産業省)での委託研究期間終了後における、使用した研究機械装置の国からの借受けについて、(例)かずさアカデミアパーク等の民間企業が公益法人等と同様に認められるよう、制度を見直し。	かずさアカデミアパークの中核施設であるかずさDNA研究所は、バイオテクノロジーの基礎研究において国際的レベルの成果を挙げている。また本県では、臨海部の大手企業を中心に研究開発が進められている。こうした動きを一層加速し、かずさDNA研究所や生物遺伝資源保存施設が有する資源を基盤として、臨海部の企業や大学・研究機関等が共同して実施する産業化・実用化を目指した研究プロジェクトを積極的に進めていくため、「地域新生コンソーシアム事業」等を活かし、コンソーシアム等による共同研究を行っていく。その推進のための中核機関としては、(例)かずさアカデミアパークが中核機関となることを想定している。	コンソーシアム等による共同研究を推進するに当たっては、民間企業が中核機関となる場合、公益法人などと異なり研究終了後の機械装置等の処分などの面で制約がある例(民間企業の場合、委託研究期間終了後、研究機械装置の継続的借入が認められない)が見受けられる。研究活動の活性化による国際競争力の向上のためには、第三セクターやTLOなど一定の要件を備えた民間企業も公益法人と同様の扱いが必要である。	物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和22年法律第229号) 経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令(平成15年経済産業省令第81号) 地域新生コンソーシアム研究開発事業に関して無償貸付が行われた機械器具等の使用等に関する特例を定める訓令(平成15・07・18会議第2号) 地域新生コンソーシアム研究開発事業公募要領	経済産業省所管に属する試験研究等のための機械器具等について、経済産業大臣等は次の場合に無償で貸し付けることができる。 ・経済産業省の委託事業又は補助事業である試験研究等を行う者に貸し付けるとき ・地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対して、試験研究等の用に供するために貸し付けるとき ・経済産業省の委託事業である試験研究等を行った公益法人が、その後、引き続き当該試験研究等を行う場合において、当該試験研究等の促進を適当と認め、当該公益法人に貸し付けるとき	3		財政法や物品の無償貸付及び譲与に関する法律の運用上、国の財産の貸付は適正な対価を徴することが原則であり、営利を目的とする者に対する貸付については適正な対価を徴することが適当な考え方から、営利企業に対する物品の無償貸付は認められない。 また、当該要望は、国の財産を無償貸付する範囲の拡大を求めるものであり、従来型の財政措置を求めるものであることから不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		財政法や物品の無償貸付及び譲与に関する法律の運用上、国の財産の貸付は適正な対価を徴することが原則であり、営利を目的とする者に対する貸付については適正な対価を徴することが適当な考え方から、営利企業に対する物品の無償貸付は認められない。 また、当該要望は、国の財産を無償貸付する範囲の拡大を求めるものであり、従来型の財政措置を求めるものであることから不可能。
千葉県	「東京湾ゲムベイ地域」の形成の推進	1303	1303030	110770	自由度の高い研究資金の配分	研究資金に係る補助金・委託費等について、組織内部に自主的評価委員会を設けるなど補助金・委託費等の使途について適正なチェックが行われる場合には、提出する実績報告書の内容等を簡素化するなど、研究者が本来の研究に集中できるよう、制度を見直し。	当地域における研究に係る各種補助金について、実績報告書による報告内容の簡素化とこれによる研究者の研究への集中を通じ、研究の活性化を図る。	研究資金に補助金等の国費を活用する場合、研究者は「研究報告書」や「会計報告書」の作成に多大な労力が費やされ、本来の研究への時間が割かれてしまっているため、改善が必要である。	地域新生コンソーシアム研究開発事業 平成15年度地域新生コンソーシアム研究開発事業公募要領 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構業務委託契約標準契約書第29条	地域新生コンソーシアム研究開発事業委託研究の実施期間の終了日までに研究成果報告書を国に提出するものとしている。 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 NEDOは独立行政法人化に当たり「利用しやすいNEDO」成果を挙げる「NEDO」を目指しているところ。事業者が研究開発を円滑に進めるための環境整備の一環として、複数年度契約における中間年度末においては、成果報告書に代わる中間年報(3-4枚程度)の提出にすると、諸手続の簡素化を図っている。	地域新生コンソーシアム研究開発事業2 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構5		(地域新生コンソーシアム研究開発事業)地域新生コンソーシアム研究開発事業の研究成果報告書については、これまで簡素化に努めてきているところ。平成16年度から、さらに、報告項目の整理、2年度に亘る研究開発の1年度目の報告について簡素化を認める等、改善を検討する。 (NEDO)NEDOにおいては、既に提案の観点に基づいた改革を図っているところ。				
滋賀県	琵琶湖南部エリア大学発新産業創出構想	2094	2094010	110780	委託費における事業終了後の研究開発機器等の目的外使用の制限解除	地域新生コンソーシアム研究開発事業により購入された機械器具等の事業終了後の使用については、実施計画書に記載された当該使用者等の分担研究開発に使用する場合には、目的外使用の制限解除が可能なものがあるが、当該使用者が行う他の研究開発に使用する場合においても無償貸付を認める。	平成13年度地域新生コンソーシアム研究開発事業(研究テーマ「低ダイオキシン化廃棄物処理のためのリアルタイム燃焼ガスセンシング技術の開発」)において購入した下記機械装置について、事業・研究目的に限らず、環境技術に関する学生教育などの公共性の高い研究開発に使用する。 ・簡易型高速波形観測装置 ・任意波発生装置	現行制度においては、事業終了後においても設備の使用目的は事業実施時のものに限定されており、他の公共性の高い事業等に使用することができます。設備の有効利用について必ずしも十分とは言えない。「地域新生コンソーシアム研究開発事業」は大学の技術シーズを活用し、地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るのが事業目的であり、その目的の範囲内で設備の有効活用を図るべきである。	物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和22年法律第229号) 経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令(平成15年経済産業省令第81号) 地域新生コンソーシアム研究開発事業に関して無償貸付が行われた機械器具等の使用等に関する特例を定める訓令(平成15・07・18会議第2号) 地域新生コンソーシアム研究開発事業公募要領	経済産業省所管に属する試験研究等のための機械器具等について、経済産業大臣等は次の場合に無償で貸し付けることができる。 ・経済産業省の委託事業又は補助事業である試験研究等を行う者に貸し付けるとき ・地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対して、試験研究等の用に供するために貸し付けるとき ・経済産業省の委託事業である試験研究等を行った公益法人が、その後、引き続き当該試験研究等を行う場合において、当該試験研究等の促進を適当と認め、当該公益法人に貸し付けるとき	3		財政法や物品の無償貸付及び譲与に関する法律の運用上、国の財産の貸付は適正な対価を徴することが原則であり、営利を目的とする者に対する貸付については適正な対価を徴することが適当な考え方から、営利企業に対する物品の無償貸付は認められない。 また、当該要望は、国の財産を無償貸付する範囲の拡大を求めるものであり、従来型の財政措置を求めるものであることから不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		財政法や物品の無償貸付及び譲与に関する法律の運用上、国の財産の貸付は適正な対価を徴することが原則であり、営利を目的とする者に対する貸付については適正な対価を徴することが適当な考え方から、営利企業に対する物品の無償貸付は認められない。 また、当該要望は、国の財産を無償貸付する範囲の拡大を求めるものであり、従来型の財政措置を求めるものであることから不可能。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置案管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府省からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府省からの回答
滋賀県	琵琶湖南部エリア大学発新産業創出構想	2094	2094020	110790	委託費における事業終了後の研究開発機器等の使用者制限の解除	地域新生コンソーシアム研究開発事業により購入された機械器具等の事業終了後の使用については、コンソーシアムの構成員が使用する場合のみ無償貸与が可能となっているが、当該使用者と共同研究を行う他者が使用する場合にも無償貸与を認める。	平成15年度地域新生コンソーシアム研究開発事業(研究テーマ名:廃棄プラスチックの乳白化による省エネルギーに関する研究開発)において購入した下記機械装置について、事業・研究目的に限らず、地元企業との共同研究・受託研究等の研究交流に使用し、地域活性化のため資産を有効に活用する。 ・デジタルマイクロスコープ	現行制度においては、事業終了後においても設備の利用者については、コンソーシアム特定構成員のみに限定されており、類似する研究テーマ等において利用することができず、設備の有効利用について必ずしも十分とは言えない。「地域新生コンソーシアム研究開発事業」は大学の技術シーズを活用し、地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るのが事業目的であり、その目的の範囲内で設備の有効活用を図るべきである。	物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和22年法律第229号) 経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令(平成15年経済産業省令第81号) 地域新生コンソーシアム研究開発事業に関する無償貸付が行われた機械器具等の使用等に関する特別を定める訓令(平成15・07・18会議第2号) 地域新生コンソーシアム研究開発事業公募要領	5. 現行の規定、取扱等により既に実現が可能		管理法人(公益法人)が地域コンソーシアムを補完する関連試験研究等を行うために国から機械装置等の無償貸付を受けた場合の補充研究コンソにおいて、当該試験研究を実施する必要から当該試験研究等を分担する者とした者であれば、当該機械器具等を使用できる。					
島根県	島根県新産業創出プロジェクト ～ネオたたら構想～	2131	2131030	110800	自治体主導の新産業創出に対する支援措置の要件緩和(その2)	地域新生コンソーシアム研究開発事業については、産業集積の薄い地域においては、技術シーズの研究も対象とする。研究成果を将来民間企業に移転することを条件に、民間企業の参画がない場合でも応募できるようにするなど、経済産業省所管の研究開発助成事業の要件緩和を図りたい。	新産業創出のための新機能材料の研究開発事業 県産業技術センターのプロジェクトチームを中心にアメリカテキサス州との技術交流などにより新技術・新素材を開発し、県内企業等への技術移転を経て、3年後(H18年度末)に商品化予定。素材そのものやそれを応用した製品の県内での事業化(製造・商品展開)と拡大を目指す。	地域新生コンソーシアム研究開発事業については、将来的な地域産業全体への波及を目指して地方自治体(県)が先導的・主体的に技術開発を進める場合に、初期段階から民間企業を限定すると施策効果が地域全体に広がるおそれがあり、また、県外企業の参画で進めると地域内雇用創出に結びつかなくなるおそれもあるなど、現行の助成制度が、必ずしも地域の実情に即していない場合があるため。	平成15年度地域新生コンソーシアム研究開発事業公募要領	3	-	「地域新生コンソーシアム研究開発事業」 地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、大学等の技術シーズや知見を活用した産学官の強固な共同研究体制(地域新生コンソーシアム)の下で、実用化に向けた高度な研究開発を実施 委託費(提案公募) 【一般枠】1億円程度以内/件×2年以内 【中小企業枠】3000万円程度以内/件×2年以内 当該事業は、大学等の技術シーズ・知見を活用した事業化に結びつく(製品・サービス等の開発が対象。したがって、本研究開発を開始するための十分な基礎研究、調査等の蓄積が既に必要であり、技術シーズ・知見の研究を本事業の主体とすることはできない。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	・当事業は、大学等の技術シーズや知見を活用し、企業において製品化・事業化することを目的としていること。 ・ゆえに、本制度において研究開発に用いる技術シーズや知見については、企業側の技術シーズに基づき、十分な基礎研究や調査が行われていることが必要。 ・このような観点から、公的研究機関(大学や地方公共団体の試験研究機関)自ら実施する技術シーズそのもの研究については、当事業においては対象外としていること。 ・また、今後の成長産業は、新技術の開発が必要なハイリスク・ハイリターン分野が中心。 ・このような分野で成功が期待できるのは、意志決定が早(機動性を有する中堅・中小企業)。 ・しかしながら、これら企業が一社独力で必要な技術・人材・資金等を集め、新事業を展開するのは極めて困難。 ・このため、当事業は、これら企業が参画する実用化技術開発に対する支援策としての観点から実施していること。 ・このように、当事業は、企業側の技術シーズを具体化するための手段として、産学官の共同研究体制により、研究開発を実施することとしており、民間企業の参画が無く、公的研究機関(大学や地方公共団体の試験研究機関)自ら実施する基礎的研究分野に対する支援は本制度の趣旨から逸脱するものであり不可。		
株東京リーガルマインド	第三セクター制度の改革	3081	3081010	110810	第三セクター制度の改革	産業再生機構が譲り受けることができる債権(金融機関等)が有するもの以外にまで拡大し、地方公共団体が有する債権を譲り受けることができるように改正する。	産業再生機構による第三セクターの再生を実現するため。	経営状況の厳しい第三セクターを事業を継続したまま再生させるため。	株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号)第2条第1項第6号、株式会社産業再生機構法施行規則(平成15年内閣府・財務省、経済産業省令第1号)第3条第1項第11号	株式会社産業再生機構が債権を買取る相手方である「金融機関等」には、地方公共団体も含まれており(規則第3条第1項第11号)、地方公共団体がいわゆる第三セクターに融資している場合に当該第三セクターを支援対象とすることは可能となっている。	5	-	機構が債権を買取る相手方である「金融機関等」には、地方公共団体も含まれており、現行制度で対応可能である。				
株東京リーガルマインド	第三セクター制度の改革	3081	3081020	110820	第三セクター制度の改革	現在定められている基準とは別個に第三セクター再生のための支援基準を設ける。	産業再生機構による第三セクターの再生を実現するため。	経営状況の厳しい第三セクターを事業を継続したまま再生させるため。	株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号)第21条、株式会社産業再生機構支援基準(平成15年内閣府・財務省、経済産業省告示第一号)	株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、我が国の金融と産業の一体的再生を図るため、事業者のうち、有用な経営支援を有しながら過剰な債務を負っている事業者に対し、金融機関等からの債権の買取等を通じてその事業の再生を支援するものである。 機構が以上のような業務を行うに当たり、主務大臣は、機構が事業者の再生支援をするかどうかを決定することとされている(機構法第21条第1項)。具体的には、「支援基準」として、(1)産業活力再生特別措置法(平成11年法律第131号)の「生産性向上基準」及び「財務健全化基準」と同様の基準を満たすこと、(2)事業者を支援決定時点で清算した場合の当該事業者に対する価値を、事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値が下回らないと見込まれること、(3)買取決定から3年以内に、新たなスポンサーの関与等により事業者の資金調達が可能な状況となる等、当該事業者の債権の処分が可能となる蓋然性が高いと見込まれること、(4)事業再生計画の実施が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと、等を規定している。	5	-	第3セクターであっても、市場原理に基づき、民間企業と同様に自立した事業として再生可能なものであれば、機構の支援基準を満たすものであれば、機構の支援対象となりうるため、現行の支援基準とは別個に第3セクターの支援基準を設ける必要はない(なお、第3セクターで、地域経済活性化や公益性の追求の観点から事業の再生が必要な事業者については、地域の公共政策に責任をもつ地方公共団体等が当該団体等として例えば補助金等の援助を行うべきかを判断し、機構はそれを踏まえて再生支援が可能かどうか判断することとなる)。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
株東京リーガルマインド	第三セクター制度の改革	3081	3081030	110830	第三セクター制度の改革	現在定められている基準とは別個に第三セクター再生のための支援基準を設ける。	地方公共団体が有する第三セクターのための保証債務及び将来発生する求償権を産業再生機構へ譲り渡すことを可能とする。	地方財政のリスクを減少させるため	株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号)第19条	株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、我が国の金融と産業の一体的再生を図るため、事業者のうち、有用な経営資源を有しながら過剰な債務を負っている事業者に対し、金融機関等からの債権の時価での買取り等を通じてその事業の再生を支援するものである。 以上の目的を達成するため、機構は、支援対象事業者に対して金融機関等(地方公共団体を含む)が有する債権の買取り等、支援対象事業者に対する資金の貸付け、債務保証、出資、債権の管理及び譲渡その他の処分、出資に係る持分の譲渡その他の処分、等の業務を営むものとされている(機構法第19条第1項各号)。	3-		地方公共団体の有する第三セクターのための保証債務及び将来発生する求償権を機構に譲渡することは、第三セクターの事業者の再生につながるものではない。機構は、法律上、事業の再生を目的とするものであって、地方公共団体の負担の軽減を図るための措置はとり得ない。				地方公共団体の有する第三セクターのための保証債務及び将来発生する求償権を機構に譲渡することは、第三セクターの事業者の再生につながるものではない。機構は、法律上、事業の再生を目的とするものであって、地方公共団体の負担の軽減を図るための措置はとり得ない。
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079030	110840	ジェトロ・ビジネス・サポートセンターの活用許可の簡素化・迅速化	ジェトロのビジネス・サポートセンター(BSC)の利用について、申請受付から許可までの期間を短縮し、外国人事業者が速やかに利用できるようにする。 具体的には、現在、ジェトロの海外及び地方事務所で受け付けたBSCの利用申請については、東京本部で週1回審査の上、利用許可をすることとなっているものを、BSCを所管する地方事務所ですばやく許可を行うように権限を移譲する。	本市が設置予定の「アジアビジネス支援センター」には、外国企業の日本進出のためにインキュベーター施設を併設することとしており、ジェトロ福岡貿易情報センター内のBSCの利用の簡素化・迅速化により、両施設の機能が補完され、サービスが強化される。	日本への進出を検討している外国人事業者は、市場調査や会社設立準備等のために来日して初めて、BSCの存在を知ることもあり、来日後の円滑な活動を支援し、対内投資を促進するため、短時間でBSCの利用許可を行えるようにする必要がある。	独立行政法人日本貿易振興機構による事業運用に関する提案	8		独立行政法人の事業に関しては、当該法人が責任をもって遂行するものであり、本提案事項については独立行政法人の運用に委ねられているため、国として答える立場にないが、JETROからはサービス向上の観点から本提案を踏まえ一層の迅速化を図ると聞いている。			8	独立行政法人の事業に関しては、当該法人が責任をもって遂行することとなっている。	要望については既にJETROへ伝えてあるところ。
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079040	110850	対内直接投資推進事業における助成対象項目の拡大	対内直接投資推進事業について、現在の助成対象項目(調査費、広報素材作成費、通訳・翻訳費、航空費、滞在費、国内活動費、人件費などのソフト面での支援に限定されている)に、進出してきた外国企業の国内での事業開始(スタートアップ)を支援するための施設の整備費用を追加する。	本市が計画する「アジアビジネス支援センター」の整備費用について、対内直接投資推進事業の助成を受けることにより、同センターの整備を加速させる。	対内投資を促進するためには、外国人事業者の日本での会社設立当初の経費負担を軽減することが有効である。そのため、支援施設を整備し、安価なオフィスを提供することが必要である。	平成15年度「先進的対内直接投資推進事業」提案公募要領	3		厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助対象経費を決定、施設を補助対象に追加することについては新たな予算措置が前提となるため不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助対象経費を決定、施設を補助対象に追加することについては新たな予算措置が前提となるため不可能。	
株アイ・ビジネスセンター	地域経済活性化・中小企業のための貿易決済保証システム「アジア国際取引決済機構(AIBCS)」	3075	3075010	110860	・AIBCS設立にかかるシステム開発費用 ・アジア諸国との提携交渉 ・信用保証協会の信用保証 ・(必要に応じて)アジア政府へODAを使った決済保障援助。	1. アジア国際取引決済機構(AIBCS)設立にかかる開発費用負担。 2. アジア諸国政府との提携折衝。 3. 信用保証協会の信用保証 4. 政府レベルでの信用保証が困難なアジア政府に対する、ODAを使った、決済保障援助。	「アジア国際取引決済機構(AIBCS)」を営利団体として設立。出資元は国内外の銀行・損保・商社・信用調査会社等。アジア政府と提携し、相互に同決済機構を持つ。同社システムの構築は、行政支援の基に、e-アジアマーケットプレイス福岡(Nextr@de)の運営を行う。株アイ・ビジネスセンターが行う。	従来の国際取引決済では解決出来ていない、国際取引の際の企業の資金負担、与信管理・代金回収リスクを日本政府及びアジア諸国政府が保証することにより、日本とアジアの中小企業間の直接取引を活性化し、地域産業の活性化、及び中小企業の再生と育成を目指す。		3		厳しい予算制約の中で政策効果の最大化を図る観点から決定しており、本提案は新たな予算措置を伴うものであり不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討できないか。	3		厳しい予算制約の中で政策効果の最大化を図る観点から決定しており、本提案は新たな予算措置を伴うものであり不可能。	
茨城県	ひたちなか地区の土地活用及び港湾利用推進プロジェクト	1278	1278040	110870	建物や機械に対する特別償却の期限の延長並びに償却率の引き上げ及び適用年度の繰り下げ	輸入促進地域(FAZ)の特定集積地区において、製造業者、卸売業者、小売業者等が取得する建物や機械について、輸入関連事業用資産の特別償却の期限(平成16年3月31日まで)のFAZ法期限(平成18年5月29日まで)までの延長、並びに償却率(建物0%、機械20%)の引き上げ(建物12%、機械25%)及び適用年度(供用年度のみ)の繰り下げ(減価償却期間において企業が希望する年度)とする。	輸入促進地域(FAZ)の特定集積地区内に立地した企業に対し、建物や機械に対する特別償却の適用期限の延長、並びに償却率引き上げ及び適用年度の繰り下げを行うことにより、特定集積地区内における税制の優遇措置が拡大され、企業立地が促進される。	輸入促進地域(FAZ)の特定集積地区内において、建物や機械に対する特別償却は、適用年度が供用開始年度のみであることと償却率が低いことから制度の利用がほとんどされていない状況にある。このため、期限(平成16年3月31日まで)の延長、適用年度を減価償却期間において企業が希望する年度とすること、償却率引き上げの優遇措置拡大を図ることにより企業立地を促進する必要がある。	租税特別措置法第11条の10、租税特別措置法第44条の10	6		租税特別措置は財務省の所管とされるため、FAZに係る特別償却制度については担当ではない。  (備考) FAZに係る特別償却制度については、平成16年度税制改正において廃止されることとなった。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
大阪府	内外企業の立地促進	2027	2027020	110880	FAZ地域外国事業者支援事業に係る対象要件の緩和	現在府が設置するりんくうゲートタワービル16Fのインキュベートオフィスの利用に当って、外国系企業については、外資1/3以上とされている。しかし、当該出資の形態は法人からの出資を前提として規定されており、国庫補助はこれを厳格に適用されているが、個人(外国人)出資による企業についても対象要件を緩和する必要がある。また、りんくうゲートタワービル16Fに設置するインキュベートオフィスはFAZ法に根拠を置く補助事業であるため、対象となる業種は輸入事業に限定されているが、業種を限定せず、事業者を幅広く捉え、対内投資を推進させていく必要がある。	当該インキュベートオフィスの利用に当って、外国系企業については、外資1/3以上とされている。しかし、当該出資の形態は法人からの出資を前提として規定されており、国庫補助はこれを厳格に適用されている。府は前項に合致する企業については、単独補助による支援を行なっている。また、当該インキュベートオフィスはFAZ法に根拠を置く補助事業であるため、対象となる業種は輸入事業に限定されている。府の単独補助も基本的に国に準じているため、輸入事業者以外は当該オフィスは利用できない。	大阪に進出意欲のある外資系企業は、初期段階で資金力が十分でないベンチャー企業が多く、国庫補助の可否が進出の判断に大きく影響するため、当該要件を柔軟に解し、個人(外国人)出資による企業についても広く認めるべきである。また、経済のグローバル化に伴い、大阪進出を希望する外国企業の業種も多様化している。こうした背景のもと、対内投資を幅広く推進する観点からIT・バイオ等を中心とする都市型産業の受入も可能となるような業種の制限を撤廃する必要がある。		本補助事業は、補助対象を進出初期の外国系企業(運用で外国企業の外資比率1/3以上)・外国公的機関の輸入関連事業者としている。具体的には、卸、運輸業等その他、これを支援する輸入に関するコンサルティング業を含むとしている。	前段の提案内容については2(全国的に対応可能)、後段の提案内容については3(対応不可能)	(前段の提案内容について)(運用で対応)	個人(外国人)出資による企業についても対象要件とする提案について、本補助事業は、限られた予算の中で、より技術、経営ノウハウ等の移転が図られることが期待できるよう運用してきているが、現在同意を受けているFAZ地域においては、前向きな対応を検討していきたい。補助対象業種については、厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から決定しているところであり、対象業種の拡大は、新たな予算措置が前提となり、不可能。なお、当省として大阪府の単独補助事業の利用対象事業者は限定していない。	対象要件の緩和については、実施内容及び実施時期を明確にされたい。また、対象業種の緩和については、提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	前段の提案内容については2(全国的に対応可能)、後段の提案内容については3(対応不可能)	(前段の提案内容について)(運用で対応)	本補助事業は、限られた予算の中で、より技術、経営ノウハウ等の移転が図られることが期待できるよう運用してきているが、現在同意を受けているFAZ地域においては、前向きな対応を検討していきたい。補助対象業種については、厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から決定しているところであり、対象業種の拡大は、新たな予算措置が前提となり、不可能。なお、当省として大阪府の単独補助事業の利用対象事業者は限定していない。
神戸市	神戸医療産業都市構想の推進による地域再生構想	2022	2022010	110890	産学民官の連携による地域の科学技術振興・産業活性化のための中核機関の機能強化	産学民官の連携による地域の科学技術振興・産業活性化のために、以下の中核機関の機能強化が必要である。 (1)民間資金導入による中核機関の財政基盤強化 中核機関の「特定公益増進法人」としての認定要件の緩和 中核的支援機関が新事業創出促進法関連税制優遇措置(基金の損金算入)を受けられるための政令4事業実施要件の緩和 (2)地方公共団体による中核機関への支援体制の強化 中核機関への地方公共団体からの財政支援に対する必要な措置 中核機関への出資金及び貸付金の財源を地方債とする際の要件の緩和(国または地方公共団体の出資比率の制限)等 (3)中核機関の機能強化を図るための研究費(競争的資金)の運用の弾力化(事業費に左右されず、すべての研究費(競争的資金)に間接経費30%を導入(第2期科学技術基本計画に規定されている)) (4)大学発のバイオベンチャーの育成を支援するライフサイエンスTLOを創設するための承認TLOの要件の弾力化 TLOの承認基準の明示 TLOの承認基準の弾力化 原則1大学TLOとの指導 複数のTLOに弾力化 承認には学長の同意が必要との指導 同意要件の弾力化(学部長等の同意)	(1)(2)民間資金の導入及び地方公共団体の支援により、中核機関の財政措置を強化し、産学民官の連携による地域の科学技術振興・産業活性化に資する。 (3)地域の科学技術振興を目的とする公益法人や大学等における産学連携型の研究活動を加速することにより、地域における革新技术・新産業の創出を通じた地域経済の活性化を図る。 (4)京都大学、大阪大学、神戸大学、理化学研究所など、関西を中心に広域横断的な研究機関を対象として、ライフサイエンス分野での知的財産を、早期に実用化・産業化するためにも、専門的・広域的なTLOが必要。しかしながら、国からは、承認TLOの要件として、原則1大学TLOと指導されている。 (4)大学発のバイオベンチャーの育成を支援するライフサイエンスTLOを創設するための承認TLOの要件の弾力化 これにより、ライフサイエンス分野特有の課題に対応した事業化支援体制を構築することが可能となり、その結果、研究成果の事業化が加速され、地域経済の活性化に資することとなる。	(1)民間資金を導入しやすくすることにより、中核機関の財政基盤が強化され、地域産業活性化に資する。 (2)地域産業活性化に向けた中核機関の財政基盤強化は、地方公共団体における将来の税源の涵養につながるため、後年度負担を求めることが適切である。 (3)すべての研究費(競争的資金)に間接経費30%が適用されていない。本来、間接経費によって中核機関の活性化及び産学連携の加速を図る必要がある。 (4)大学発のバイオベンチャーの育成を支援するライフサイエンスTLOを創設するための承認TLOの要件の弾力化 これにより、ライフサイエンス分野特有の課題に対応した事業化支援体制を構築することが可能となり、その結果、研究成果の事業化が加速され、地域経済の活性化に資することとなる。	(2)認定中核的支援機関が行う政令4事業に属する業務に係る基金に充てるための負担金について、損金算入の特例を設けている。 (2)租税特別措置法第66条の11第1項第5号、租税特別措置法施行令第39条の2第2項第12号、租税特別措置法第28条第1項第5号、租税特別措置法施行令第18条の3第3項第10号、新事業創出促進法第20条、新事業創出促進法施行令第7条 (4)大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(以下「TLO法」という。)第4条、第12条	(2)租税特別措置法第66条の11第1項第5号、租税特別措置法施行令第39条の2第2項第12号、租税特別措置法第28条第1項第5号、租税特別措置法施行令第18条の3第3項第10号、新事業創出促進法第20条、新事業創出促進法施行令第7条 (4)大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(以下「TLO法」という。)第4条、第12条	(2)租税特別措置は財務省所管のため、当該制度については担当でない。 (4)「38.制度等の現状」に記載したとおり、TLO法及びその関連規定において、「28.地域再生のための支援措置」に係る提案事項の内容にあるような規制はない。 なお、文部科学省及び経済産業省としては、今後とも大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転を促進する観点から、必要に応じ、提案者に対し制度の現状についてわかりやすく説明していきたい。	要望内容は実現可能か確認された。	(4) 5	(4) 38欄に記載のとおり、対象とする大学から研究成果の安定的な供給を受けることができるよう、大学側と調整すれば、実現可能である。			
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079080	110900	競争的資金等による研究開発終了後の機械器具等の管理法人・大学への無償譲与	地域新生コンソーシアム研究開発事業など産学官連携を推進するための競争的資金等を活用し、国の委託を受け研究開発を実施する場合、管理法人は、研究開発(補充研究を含む)終了後、購入した機械器具等を国に返納しなければならぬが、当該機械器具等を活用した、新たな産学官の研究開発を促進するため、現物を管理法人もしくは大学(私立大学を含む)に無償譲与できるようにする。	(内容)産学官連携の推進による研究開発機能の強化を通じた地域産業振興(効果)採択テーマは、比較優位にある研究分野であるので、競争的資金等で購入した機械器具等を国に返納しなければならず、その後の当該地域・大学における産学官の研究開発の進展に何ら活用されない。	管理法人は、研究開発(補充研究を含む)終了後、購入した機械器具等を国に返納しなければならず、その後の当該地域・大学における産学官の研究開発の進展に何ら活用されない。	物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和22年法律第229号)経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令(平成15年経済産業省令第81号)地域新生コンソーシアム研究開発事業に関して無償貸付が行われた機械器具等の使用等に関する特例を定める訓令(平成15・07・18会課第2号)地域新生コンソーシアム研究開発事業公募要領	物品の無償貸付及び譲与等に関する法律上、試験研究等のための機械器具等は、譲与の対象とされていない。	3	財政法や物品の無償貸付及び譲与に関する法律の運用上、国の財産の譲与は適正な対価を徴することが原則であり、営利を目的とする者に対する譲与については適正な対価を徴することが適当な考え方から、営利企業に対する物品の譲与は認めない。 また、当該要請は、国の財産を譲与する範囲の拡大を求めるものであり、従来型の財政措置を求めるものであることから不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	財政法や物品の無償貸付及び譲与に関する法律の運用上、国の財産の譲与は適正な対価を徴することが原則であり、営利を目的とする者に対する譲与については適正な対価を徴することが適当な考え方から、営利企業に対する物品の譲与は認めない。 また、当該要請は、国の財産を譲与する範囲の拡大を求めるものであり、従来型の財政措置を求めるものであることから不可能。		
岡山県	ミクロものづくり岡山の創成	2166	2166010	110910	国庫補助金等で取得した財産の目的外使用	補助金等により取得した財産については、公設試験研究機関の内部使用や特定の共同研究等での使用に制限されているが、施設や機器については、対象地域内においては参加団体・企業に限定して幅広い利用を認める。	国庫補助金等により取得した財産(施設、機器)について、ミクロものづくり岡山創成事業に参加する企業、大学による研究目的での使用を認める。企業が取得した財産については研究成果を活用した生産活動についても使用を認める。	補助金等により取得した財産については、公設試験研究機関の内部使用や特定の共同研究等での使用に制限されている。 高額な最先端の機器を地域の中小企業が独自に導入することは困難であり、本来の補助目的に支障が生じない範囲で、対象地域内の参加団体に対して施設や機器の幅広い利用を認めることで、研究の裾野が飛躍的に広がり技術の高度化の進展とともに、地域産業の活性化につながる。		個別具体的な検討が必要であるが、一般論としては、技術開発補助金の交付対象となった試験研究及び関連試験研究が終了し、当該補助金で取得した機械・装置等を当該技術開発補助金の補助目的に従って利用する余地が乏しくなった場合には、転用により補助事業者に入収が発生する場合を除き、補助金の返還を行うこと(生産設備への転用その他の商業活動への転用の承認を行える蓋然性が高い。	何が新たに認められ、その時期はいつなのかを明確にされたい。	2	個別具体的な検討が必要であるが、一般論としては、技術開発補助金の交付対象となった試験研究及び関連試験研究が終了し、当該補助金で取得した機械・装置等を当該技術開発補助金の補助目的に従って利用する余地が乏しくなった場合には、転用により補助事業者に入収が発生する場合を除き、補助金の返還を行うこと(生産設備への転用その他の商業活動への転用の承認を行える蓋然性が高い。	補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、当該補助金で取得した機械・装置等を当該補助金の補助目的に従って利用する余地が乏しくなった場合、等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成する。			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府省からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
神奈川県	知的イノベーション創出プログラム(神奈川県方式の知的財産戦略)	1284	1284010	110920	財団法人であるKASTを、公的研究機関として法的認定	財団法人であるKASTを、公的研究機関として法的認定	本構想の中核的な研究活動を行っているKASTの研究事業などが、研究機関として大学や国の独立行政法人と同様の研究環境が整備される。 このことにより、神奈川県が取り組んでいる「知的イノベーション創出プログラム」の強力な推進が初めて可能となる。	KASTは、実質的には地域における大学以上の公的研究機関としての役割を担っているにもかかわらず、組織として財団法人であるため、国の各種競争的資金の申請要件から外れようとするケースが多かった。 KASTの活動は、これまで、基礎的経費は県の補助金などを中心として推進してきたが、本支援措置が実現されることにより、その成果のより大きな展開を図る際、国の競争的資金の積極的な活用が図られ、本構想の推進が可能となる。	「産業技術研究助成事業公募要領」 産業技術力強化法第16条	(産業技術研究助成事業) 産業技術研究助成事業では、大学、国立研究所、独立行政法人等に所属する若手研究者を応募者の要件としており、財団法人は対象機関として含んでいない。  (産業技術力強化法第16条における公設試験研究機関の定義) 産業技術力強化法第16条で特許料等の減免措置の対象となる機関は、公的な試験研究機関を対象としているため、民間の機関である財団法人については、国の認可した財団法人も含め、法第16条での「公設試験研究機関」の対象として認めることは、適切では無い。 なお、引き続きご指摘のような財団法人における試験研究の状況等の把握に努めたい。	3 (産業技術研究助成事業)  3 (産業技術力強化法第16条における公設試験研究機関の定義)		(産業技術研究助成事業)当事業は、独立行政法人である新エネルギー・産業技術総合開発機構の運営費交付金の一部で実施しているため、検討については調整が必要。対象の拡大の是非とその条件については、今後検討していく予定。 (産業技術力強化法第16条における公設試験研究機関の定義) 産業技術力強化法第16条で特許料等の減免措置の対象となる機関は、公的な試験研究機関を対象としているため、民間の機関である財団法人については、国の認可した財団法人も含め、法第16条での「公設試験研究機関」の対象として認めることは、適切では無い。 なお、引き続きご指摘のような財団法人における試験研究の状況等の把握に努めたい。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3 (産業技術研究助成事業)  3 (産業技術力強化法第16条における公設試験研究機関の定義)		(産業技術研究助成事業)当事業は、独立行政法人である新エネルギー・産業技術総合開発機構の運営費交付金の一部で実施しているため、検討については調整が必要。対象の拡大の是非とその条件については、今後検討していく予定。 (産業技術力強化法第16条における公設試験研究機関の定義) 産業技術力強化法第16条で規定する「公設試験研究機関」については、地方自治体等が設置する公的な試験研究機関を対象としているため、民間の機関である財団法人を対象と認めることは、適切では無いと考える。
石川県	石川ニッチトップ企業倍増計画	1052	1052020	110930	研究開発補助金に係る購入機械装置の工程使用禁止規定の廃止	既存企業の中で、キラリと光る技術を有する企業に対し、研究開発補助金から事業化まで一環・集中した支援を行うため、研究開発補助金で購入した機械装置等を補助事業終了後も生産活動に使用することが必要であるため、補助事業終了後に自社の工程で使用することを禁ずる取扱いを廃止されたい。	既存企業の中で、キラリと光る技術を有する企業に対し、研究開発補助金から事業化まで一環・集中した支援を行うため、研究開発補助金で購入した機械装置等を補助事業終了後も生産活動に使用することを可能とすることにより、研究成果を事業化へ結びつける。	研究開発補助金で購入した機械装置等を補助事業終了後に自社の工程で使用されているため、研究成果の事業への活用の障害となっている。	交付要綱に定める処分制限財産を財産処分(生産設備への転用等、目的外使用を含む)する場合には、交付要綱において所轄経済産業局長の承認が必要と規定している。	2:全国的に対応		技術開発補助金の交付対象となった試験研究及び関連試験研究が終了し、当該補助金で取得した機械・装置等を当該技術開発補助金の補助目的に従って利用する余地が乏しくなった場合には、生産設備への転用その他の商業活動へ転用することは可能であり、補助金の返還も不要とする方向で検討。	交付要綱に定める処分制限財産を財産処分(生産設備への転用等、目的外使用を含む)する場合は新たな対応の内容及び時期を明確にされたい。	2:全国的に対応		補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、当該補助金で取得した機械・装置等を当該補助金の補助目的に従って利用する余地が乏しくなった場合に、補助金の返還も不要とする方向で検討。	
石川県	石川ニッチトップ企業倍増計画	1052	1052030	110940	研究開発補助金の交付決定前経費の対象化	研究開発補助金の申請から交付決定まで数ヶ月の期間を要しているため、申請企業が遅滞なく研究事業に使用できることが必要であるため、申請日以後の経費については補助対象とされたい。	既存企業の中で、キラリと光る技術を有する企業に対し、研究開発が遅延することなく研究開発補助金の対象期間を拡大することにより、研究開発から事業化まで一環・集中した支援を行う。	研究開発補助金の申請から交付決定まで数ヶ月の期間を要しているが、交付決定前の経費は補助対象となっていないため、研究事業の停滞を招いているケースが生じている。	補助金適正化法の解釈により交付決定日以前の事業着手に係る経費は補助対象外としている。	補助金適正化法の解釈により、「国が形式的に補助金等交付債務を負担する時点は、交付申請者に対して当該債務負担の意志が確定的に表示されたときと解するのが相当と認められる。」とされているため、交付決定日以前の事業着手に係る経費は補助対象外としている。	3:対応は不可能		補助金適正化法の解釈により、「国が形式的に補助金等交付債務を負担する時点は、交付申請者に対して当該債務負担の意志が確定的に表示されたときと解するのが相当と認められる。」とされているため、交付決定日以前の事業着手に係る経費は補助対象外としている。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3:対応は不可能		補助金適正化法の解釈により、「国が形式的に補助金等交付債務を負担する時点は、交付申請者に対して当該債務負担の意志が確定的に表示されたときと解するのが相当と認められる。」とされているため、交付決定日以前の事業着手に係る経費は補助対象外としている。
石川県	石川ニッチトップ企業倍増計画	1052	1052040	110950	研究開発補助金のテストピース等の保管規定の廃止	研究開発補助金の対象の原材料等について、研究又は試作の途上において発生した仕掛品及び研究に使用したテストピース等を保管することとなっているが、中小企業者にとっては負担となっているため、廃止されたい。	既存企業の中で、キラリと光る技術を有する企業に対し、不要品の管理・保管という無用の負担を排除し、研究に専念できる環境整備を図る。	研究開発補助金の交付を受けることにより中小企業者に無用の負担がかかっているため、利用しやすい制度に改める必要がある。	実施要領において、研究開発過程で発生した仕掛品やテストピース等についての保管を規定している。	2:全国的に対応	運用対応	実施要領における仕掛品やテストピース等の保管規定について、額の確定後であれば写真等の保管により代用可能とする旨を明記するよう改正を検討する。	実施内容及び実施時期を明確にされたい。	2:全国的に対応	運用対応	研究開発における仕掛品やテストピース等の保管については、額の確定後であれば写真等の保管により代用可能とすることができるよう、平成16年度中に、実施要領を改正する。	
川崎市	川崎臨海部再生・アジア起業家村構想	1178	1178020	110960	先進的対内直接投資推進事業の範囲の拡大	(1)採択件数及び1件あたりの支援額を弾力的に適用する(2)誘致戦略立案からトップセールス、招聘活動等、事業実施内容に応じた採択と経費配分(3)支援年度を単年度から複数年度の継続とする、連続して3年間継続採択(4)「支援活動の対象範囲の拡大を図る。研究機関、研究者及び起業家等の受入れや外国人受入れに伴う教育講座等への適用(5)「支援対象活動の実施方法の民間団体、第三セクター等による実施	支援措置の弾力的な運用により、多様なサービスと提供主体を確保し、直接投資と人材の呼び込みを推進する。	(1)単年度内に一定の成果が期待できるものが採択されているが、企業誘致には長期間を要するのが一般的である。また実施には計画立案から実態調査、事業実施、アフターフォロー等、時間とコストが増減が生ずる。(2)支援対象活動が外国企業誘致のみに限定されているため、対象の拡大と支援内容の拡充が必要である。(3)現在の支援活動実施主体がJETRO(日本貿易振興機構)への委託に限定されているが、効果的な活動のため民間団体、第3セクター等の活用を図る必要がある。	平成15年度「先進的対内直接投資推進事業」提案公募要領	我が国の対内直接投資を促進するため、地域の特長を活かした外国企業誘致活動を行う自治体に対し、誘致活動のうち、誘致戦略の立案、広報資料の作成、外国企業の招へい、進出企業の立ち上げ支援の活動を国が支援することにより、これを範として他地域の取組も促すことを目的とする「先進的対内直接投資推進事業」を実施。15年度は、自治体等からの提案公募を受け、5つの採択地域が本事業に取り組んでいるところ。	(各「提案事項」の内容について) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50)	(1)(3)(4)厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、16年度先進的対内直接投資推進事業についても、補助対象・補助要件を決定の上、採択を実施する予定。 (2)厳しい予算制約の中で、毎年度最も効果の高い案件を採択する必要があることから困難。 (3)本事業の支援対象は、誘致戦略(広報資料の作成等)、招へい活動、進出企業の立ち上げ支援とする予定。 (4)JETROから第三者に再委託等することは可能とする予定。	要件作成に当たり要望を踏まえられないか。	(各「提案事項」の内容)について) (1)(3)(4) (5) (2) (3)	(1)採択件数及び1件あたりの支援額については、案件により増減しうるものとし、経費配分については、制限はないものとする予定。 (2)厳しい予算制約の中で、毎年度最も効果の高い案件を採択する必要があることから困難。 (3)本事業の支援対象は、誘致戦略(広報資料の作成等)、招へい活動、進出企業の立ち上げ支援とする予定。 (4)JETROから第三者に再委託等することは可能とする予定。		
磐梯町	仏都・会津のシンボル磐梯町への定住化構想(過疎地域からの脱却のための地域再生)	1232	1232010	110970	各種許可制度の一括許可申請及び一括許可制度	各種許可申請の一括許可申請により統一した申請が行われることにより、事務の簡素化が図られ、又各種許可を簡素化することになる。	各種許可申請を従来の方法により申請する場合は時間と書類作成に手間がかかりすぎ、小さい町村では対応できず断念するか、長期的な対応を待たせたい。	各種許可申請を従来の方法により申請する場合は時間と書類作成に手間がかかりすぎ、小さい町村では対応できず断念するか、長期的な対応を待たせたい。	提案事項を所管していない。	6		提案事項を所管していない。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
岡山県	マイクロものづくり岡山の創成	2166	2166020	110980	地方のニーズに基づいた研究拠点の整備	地域の産業特性や技術シーズを踏まえて実用化を目指した研究を進め、当該地域の産業界へ技術移転する機能を有する国家レベルの公設試験研究機関の支所的機能を地方に持たせるために研究員の派遣を行う。	県の現有の人的資源では取り組みにくいマイクロものづくりに関するより高度な研究開発事業を実施する。	工業技術センター等の支援機関で、マイクロものづくりに関する研究や技術相談等を行っているが、こうした機関の人的資源等には限界があり、地域の研究能力のさらなる向上を図る必要がある。	独立行政法人産業技術総合研究所 共同研究規程 技術研修規程 添付資料「産業技術総合研究所の産学連携概要」に各規程、制度へのリンクを貼り付けてありますのでご参照下さい。	共同研究制度は企業、大学、公設研究所などと産総研が、共通のテーマについて協力しながら研究を行う制度。平成14年度において1577件の共同研究を実施。 技術研修制度は企業、大学、公設研究所などの研究者・技術者に研修を行う制度。平成14年度において1384人の技術研修を受け入れ。	5	5	産業技術総合研究所共同研究規定、技術研究規定、技術相談制度等に基づいて対応可能。	要望内容は実現可能が確認された。	5		制度の現状にあるとあり、産総研においては共同研究制度により企業、大学、公設研究所との共同研究を実施しているところである。具体的には個別の事例に応じてご相談させていただくことになるが、一般論としては、現行制度に基づき要望内容は対応可能であると考えている。
岐阜市	バイオマス・タウンづくり構想	1321	1321040	110990	バイオマス利活用促進に係る支援制度の整理	地方が活用しやすいバイオマス支援制度への整理統一および情報の流れ、窓口の一元化	バイオマスタウンづくり構想を進めるうえでの実証モデル地区として、テーマを明確にし、集中的な支援や研究を目的とし、自治会などを単位とするミニバイオタウンの指定を検討している。	一定地区を指定したモデル事業の実施は、エネルギー、廃棄物、食品など様々な要素があるため、国の支援策が各省ごとのものとなっている。支援策の整理をし、窓口を一元化することで、モデル地区事業を実施しやすくなる。			3, 5	5	目的の異なる支援制度、組織の一元化は困難である。しかしながら、バイオマス関連施策の情報提供については、現在構築中のバイオマス情報ヘッドクォーター(Webサイト)の内容の充実強化が進められている。また、バイオマス関連施策については、農林水産省を中心として、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の場を通して各省間の緊密な連絡体制を取っているほか、各地方ブロックごとに各省出先機関間での連携を密にしている。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各省の間で連携して予算執行することが出来ないか、検討されたい。	5		バイオマス関連施策の情報提供については、現在構築中のバイオマス情報ヘッドクォーター(Webサイト)の内容の充実強化が進められている。また、バイオマス関連施策については、農林水産省を中心として、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の場を通して各省間の緊密な連絡体制を取っているほか、各地方ブロックごとに各省出先機関間での連携を密にしている。
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163090	111000	環境学習、識別マークの普及等によるグリーンバイオの啓蒙啓発	学校や生涯学習センター等での環境学習の推進、識別マークの普及拡大など、バイオマスプラスチック等の普及啓蒙や広報活動を推進する。	本支援措置により、バイオマスプラスチック製品等の利用に係る国民の環境意識や消費意欲の向上を図り、同製品等の利用拡大を図る。	環境学習等を通じたバイオマスプラスチック製品等の利用に係る国民意識の高揚、同製品等の利用に当たっての識別措置などは、市場創出において極めて重要であり、本支援措置により、これが推進される。		バイオマスプラスチック普及啓蒙や広報活動の推進に際しては、生分解性プラスチック研究会や(社)高分子学会エコマテリアル研究会を中心として、シンポジウムやワークショップ等の開催等を通じた活動を行っているところ。	5	5	バイオマスプラスチックの普及啓蒙等を推進するため、愛知万博を通じたバイオマスプラスチック製品の利活用を行うこととしている。また、識別表示制度の普及拡大に向けて、「グリーンラベル表示基準」の環境JIS化作業を進めている。				
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163100	111010	バイオマスプラスチックの食品容器等の再商品化義務の適用除外	元来カーボンニュートラルで地球環境に優しい植物由来のバイオマスプラスチック利用の食品容器等について、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく容器包装の再商品化義務を適用除外にする。	本支援措置により、生分解性等の性質故に比較的使用期間の短い製品利用に適した植物由来のバイオマスプラスチックの食品容器等への活用を、積極的に推進する。	植物由来のバイオマスプラスチックは、石油由来の汎用プラスチックと違って、もともとカーボンニュートラルで地球環境に優しいもので、リサイクルを義務づけるまでの必要はなく、本支援措置により、石油由来の汎用プラスチックと比較して高いコストの縮減等も図られ、食品容器等へのバイオマスプラスチックの活用が大きく進展する。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条、第12条及び第13条	プラスチック製容器包装を製造又は利用する事業者(小規模事業者を除く)は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく容器包装の再商品化義務が適用されている。	3	3	植物由来のバイオマスプラスチックを容器包装リサイクル法上の再商品化義務の適用除外とすることについては、製造過程等を含めた環境負荷の把握、石油系プラスチックとの分別方法の確立、免除に伴い発生する負担について関係者間で理解が得られていること、環境への影響等を踏まえた適切な処理方法の確立等の課題もあることから慎重な検討が必要であり、直ちにこれを実施することは困難である。	比較的使用期間の短い製品利用に適した植物由来のバイオマスプラスチックの食品容器等への活用を積極的に推進するため、要望の趣旨を踏まえ、検討されたい。	3		植物由来のバイオマスプラスチックを容器包装リサイクル法上の再商品化義務の適用除外とすることについては、製造過程等を含めた環境負荷の把握、石油系プラスチックとの分別方法の確立、免除に伴い発生する負担について関係者間で理解が得られていること、環境への影響等を踏まえた適切な処理方法の確立等の課題もあることから慎重な検討が必要であり、直ちにこれを実施することは困難である。
茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	1279	1279020	111020	ユニバーサルデザインに関する金融支援	・民間企業がユニバーサルデザインに配慮した建物を建設、増改築等する場合の低利の政策融資制度や助成制度を創設する。 ・住民がユニバーサルデザインに配慮した建物を建築、増改築等する場合の低利の政策融資制度や助成制度を創設する。	金融支援措置により、圏域内のユニバーサルデザイン化が促進される。	企業や住民が自己の建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めるには、負担が大きい。企業の建物(商店等)や一般住宅等をバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化する場合に利用できる低利の政策融資制度(既存の低利融資制度の融資枠の拡大を含む。)や補助制度を創設することにより、企業、一般住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が一層促進される。			6	6	当省の所管外であるため。				
深川市	深川市地域活性化戦略	1018	1018020	111030	地域の中小企業を対象とする認証可能な「公的法人認証」制度の創設	取引の安全性を高め、参入を容易ならしめるため、企業等の識別を確保する制度の創設	地域ポータルサイトを構築し、自治体から認証を受けた個人、企業等の経済主体が「ICカード(住基カード)に格納された認証機能により電子商取引市場に自由に参入し、地域の農産物等のショッピングモールを設けたり、企業間取引を行うなど、地域の経済活動の振興を図る。	多様な経済主体の参入を可能とすることで地域経済の活性化を図り、雇用の創出が実現できる。			5	5	個人の認証に関しては、本年より自治体が認証を行う公的個人認証サービス制度が開始され、また、法人については、平成12年10月より商業登記に基づく電子認証制度が開始されている。ご要望の地域のポータルサイトに必要な認証については、これら既存の制度を活用することで実現が可能。 また、「ICカードでの決済基盤についても、当省の平成12年度IT整備都市研究事業等において開発・実証済みであるとともに、銀行、クレジットカード会社等の民間分野でも実用化されているところ。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
神奈川県	かながわ京浜臨海部活性化プラン	1282	1282060	111040	新たなエネルギーのモデル事業の促進	すずの全く発生しない低公害自動車であるDME自動車の「クリーンエネルギー自動車等導入促進事業」の対象化	「クリーンエネルギー自動車等導入促進事業」の対象に、モデル事業段階であるDME自動車を加え、普及へのステップアップを促進する。モデル事業の実施促進により、スムーズな普及へのステップアップが図れる。	現状では、型式認定を受けたもののみが対象となっており、1台ずつ認定を受けてナンバープレートを取得するDME自動車(量産段階にないため)は対象となっていないが、低公害車の普及を促進するためには、モデル事業段階の課題検証が極めて重要で、補助の対象化によるモデル事業の実施促進は極めて効果的。		クリーンエネルギー自動車等導入促進事業は、実用化段階にはあるが経済性の面で制約のある天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車の普及促進を目的とした補助事業である。技術開発段階にあり市販化されていないDME自動車は補助対象とすることはできない。	3		補助対象の追加は、新たな財政措置を伴うものであり、不可能。また、DME自動車は市販化されていないため、市販自動車の普及促進を目的とした本補助金にはそもそもなじまない。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		補助対象の追加は、新たな財政措置を伴うものであり、不可能。また、DME自動車は技術開発段階にあり市販化されていないため、市販自動車の普及促進を目的とした本補助金にはそもそもなじまない。
山形県	超精密技術集積特区推進プラン	1384	1384020	111050	地方拠点法に基づく業務団地への誘導業種の拡充	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置に関する法律(以下「地方拠点法」という。)に定める「産業業務施設」に、現行の事務所、営業所その他の業務施設に加え、工場施設を加えるもの。	「有機エレクトロニクスバレープロジェクト」及び「超精密加工テクノロジプロジェクト」が目指すため、「超精密技術集積特区」内にある、地方拠点法に基づいて整備された「米沢オフィスアルカディア団地」への工場施設の立地を可能にするもの。	オフィス団地のある米沢地域においては、分譲可能な工業用地が残り少なくなっており、超精密技術関連産業の集積誘導に支障をきたす恐れがある。本制度を活用し地方拠点法第2条第3項で定める「産業業務施設」については、「工場」まで拡充するもの。	「工場再配置促進法」においては、工場の再配置の促進のための措置等を講じており、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」においては、工場以外の産業業務施設に対する再配置の促進のための措置等を講じており、地域振興整備公団は、後者に基づいて整備された産業業務用地を工場用地として譲渡することは法律上できない。	2		地域振興整備公団が整備した団地のうち、用途制限を維持する必要性が乏しくなっており、用途制限を維持した場合、遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高い団地については、地域再生に資する場合について用途を拡大する方向で対応。					
大阪府	循環型社会の促進	2035	2035010	111060	エコタウン事業の補助採択の要件緩和	エコタウン事業(経済産業省・環境省)の補助採択の要件緩和	補助採択の要件は、現在、技術的先進性が最優先とされているが、廃棄物リサイクルについては一定の技術的進展が見られている現状ではこの要件を満たすことが難しい。今後は、特に、地域資源や地域特性を活かした事業、地元自治体の協力が得られる事業、雇用創出をはじめ地域経済に寄与する事業など、地域内循環型社会構築に大きく貢献する取組みについても評価し、要件に追加していただきたい。	補助採択の要件は、現在、技術的先進性が最優先とされているが、廃棄物リサイクルについては一定の技術的進展が見られている現状ではこの要件を満たすことが難しい。今後は、地域内循環型社会構築に大きく貢献する取組みを推進していく上で、要件緩和が必要である。		地方自治体が作成した計画を「エコタウンプラン(環境と調和したまちづくり)」として経済産業省及び環境省で共同承認し、プランに記載されている先進的リサイクル設備整備について、予算の範囲内で支援している。	2		16年度以降のエコタウン事業については、現在、制度の見直しを検討中であり、その中で、採択基準についても従来の技術的先進性に加え、経済性・効率性をも基準として追加する方向で見直しを検討している。				
水屋グループと西東京市役所防災課との共同提案(現在進行中)	日本の新しい防災予防対策整備の強化ならびに、地域住民の防災への意識改革地元商工業の活性化及び構造改革。	3057	3057010	111070	各市の公共施設に備える飲用水整備を図る為自治体レベルでの予算支援	各市における財源不足による防災予算が取れない為、防災整備の遅れが目立ちます。地域住民の意識改革及び構造改革の促進のためにも必要最低限の支援措置を考慮願います。日本における地下水の汚染、緊急井戸に指定されている場所でも飲用不適が目立ち、緊急時の安全な飲用水の確保がこの先必ず不足していくことでしょう。対策整備には時間が相当かかるので国よりなんらかの対策を願います。	西東京市と西東京市小売酒販組合との協力協定書を添付しておりますが、地域ありとあらゆる場所に最低1400箱のピュアウォーター18リットル入りを用意するものとし、ランニングストックという一切無駄のない体制整備が実現いたします。この事業の理念は、意識改革な主な事業ですがベットボトル等のゴミ問題、減量化、資源の再利用、再活用も念頭におき、地域住民のリサイクル活動の促進や飲用水の重要性なども普及していくためです。	基本概念は、公共施設及び、地域住民各家庭における飲用水の確保は事業者負担、各家庭負担を薦めております。しかし意識改革にはそれ相当の期間を有するためいち早く体制整備を図る為、住人の目立つ場所だけでも備えていく必要性はあると思います。		新たな財政措置を伴うものであり、不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		新たな財政措置を伴うものであり、不可能。			
犬山市	犬山市城下町新生構想	1009	1009030	111080	TMOにおける出資割合による補助率の見直し	本市は、中心市街地活性化基本計画の策定を終え、昨年9月には、三セク特定会社であるTMOを設立したところである。各府庁連携して、施策の展開や支援策が進められており、市としても、中心市街地の活性化に向け景観整備など図っていると同時に、TMOに期待するとともに、国の支援策にあたっては、出資割合によって、その補助率が異なっているが、この見直しを求める。	経済産業省の支援施策の一つである「商業・サービス業集積関連施設整備事業」及び「中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金」は、地方公共団体が出資の過半(1/2を超える)を占める第3セクターの場合とそうでない場合で、補助率が分かれており、他の施策は、1/2以上となっていることから見れば、厳しいといえる。したがって、この要件緩和を求めるものである。また、中心市街地活性化に関係する支援策全体の補助率についても、その引き上げが必要。なお、引き上げに伴う財源は、地方公共団体の率引き下げも有り得るものと考え。	全国的にTMOが低迷しており、苦しい台所事情にあることから見れば、これらの補助要件の緩和や補助率の引き上げは、その施策活用が繋がり、民間の力によって、中心市街地の活性化が促進される。	中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金交付要綱第4条	(補助率) 補助事業者の出資若しくは出えんが過半の第3セクター 1/2 その他の第3セクター 1/4	2		中心市街地活性化に係る他の補助金との整合性を図る方向で検討(出資割合による補助率の区分については、1/2超から1/2以上とする)。	実施内容及び実施時期を明確にされたい。	2		商業・サービス業集積関連施設整備補助金交付要綱及び中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金交付要綱において、間接補助事業者の補助率について、市町村及び補助事業者の出資若しくは出えんが過半の第3セクターについては1/2としているが、中心市街地活性化に係る他の補助金との整合性を図り、市町村及び補助事業者の出資若しくは出えんが1/2以上の第3セクターについては補助率を1/2とする方向で、平成16年度中に、補助要綱を改正する。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
栃木県	栃木県経済新生構想	1211	1211120	111090	中心市街地活性化事業の補助要件の改善	(商店街等活性化事業、コミュニティ施設活用商店街活性化事業) 1 補助対象者の拡大 補助対象者に任意の商店会も加えること (大型空き店舗活用支援事業) 1 補助対象者の拡大 補助対象者に市町村を加えること 2 補助要件の緩和 現行 対象となる店舗面積のうち、中小小売業者及び中小サービス業者の使用する部分は、新規創業または経営革新を行うものでなくてはならない改善 新たに入居する中小小売業者及び中小サービス業者が使用する場合は全て補助対象とすること 3 補助要件の弾力的運用 現行 ・小売業に属する事業の用に供する部分の店舗面積が200㎡以上あること、対象となる店舗面積のうち、1/2以上が小売業の用に供されていること ・対象となる店舗面積のうち、中小小売業者及び中小サービス業者の使用する部分が1/4以上あること 改善 面積要件については弾力的に運用すること	(商店街等活性化事業・コミュニティ施設活用商店街活性化事業) ・補助対象者に任意の商店会を加えることにより、地域における空き店舗対策等、商店街等の個性化、差別化を図るための取組が容易となり、中心市街地の活性化を図る。  (大型空き店舗活用支援事業) ・補助対象者に市町村を加えることにより、集客効果がある施設を大型空き店舗に誘致することを可能とし、また、補助要件の緩和・弾力的運用をすることにより大型店舗撤退後の空き店舗のより早い解消が可能となり、中心市街地の活性化を図る。	足利銀行一時国有化の影響等から、県内各地の中心市街地においては、衰退・空洞化の動きに拍車がかかることが懸念される。そのような中、空き店舗の解消等は、中心市街地や商店街の魅力及び集客力を高める上で、早急に取り組みなければならない課題であり、補助要件の緩和や弾力的運用を図ることにより中心市街地の活性化の取組が容易となる。	(商店街等活性化事業、コミュニティ施設活用商店街活性化事業) 中小商業活性化事業費補助金交付要綱第4条	(商店街等活性化事業、コミュニティ施設活用商店街活性化事業) 現在の商店街等活性化事業、コミュニティ施設活用商店街活性化事業の補助対象者は商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所等となっており、法人格を持たない任意の商店会は対象となっていない。  (大型空き店舗活用支援事業) 1 補助対象者はTMOや商店街振興組合等としてあり、市町村は補助対象者としていない。 2 本事業の対象となる店舗面積のうち、中小小売業者及び中小サービス業者の使用する部分は、新規創業または経営革新を行うものでなくてはならない。 3 補助要件については、 ・小売業に属する事業の用に供する部分の店舗面積が200㎡以上あること。 ・対象となる店舗面積のうち、1/2以上が小売業の用に供されていること ・対象となる店舗面積のうち、中小小売業者及び中小サービス業者の使用する部分が1/4以上あること、として	(商店街等活性化事業、コミュニティ施設活用商店街活性化事業) 5 (大型空き店舗活用支援事業) 3	(商店街等活性化事業、コミュニティ施設活用商店街活性化事業) 商工会、商工会議所が補助事業者になることにより実質的に任意の商店会地区においても補助事業が実施可能。  (大型空き店舗活用支援事業) 中小小売業者の活性化を目的とする事業で中小小売業者が相当程度関与することが必要である。また、厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可。	商店街等活性化事業、コミュニティ施設活用商店街活性化事業について、提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	(商店街等活性化事業、コミュニティ施設活用商店街活性化事業) 5 (大型空き店舗活用支援事業) 3	(商店街等活性化事業、コミュニティ施設活用商店街活性化事業) 商店街等活性化事業、コミュニティ施設活用商店街活性化事業については、任意の商店会が直接の補助事業者としていないが、商工会、商工会議所が補助事業者になることにより実質的に任意の商店会地区においても補助事業が実施可能。  (大型空き店舗活用支援事業) 中小小売業者の活性化を目的とする事業で中小小売業者が相当程度関与することが必要である。また、厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可。		
会津本郷町	小都市中心市街地再生構想	1220	1220010	111100	1. 要件の規定は、該当する自治体を限定するものであるため、地域実情に応じた緩和を要望する。 2. 法第9条第6項第1号要件の緩和 法第9条第5項第2号要件の緩和 同条第4項要件の緩和 3. 小都市における中心市街地活性化施策は、地域全体のまちづくりであるため、中小企業振興中心の事業とは別枠にて、地域全体のまちづくりのための予算措置を望む。	23. 記載の別添「小都市中心市街地再生構想」のとおり	1 自治体が限定されなくなり投資効果が上がる。 2 事業単位で責任を持つことで、自治体・TMO・事業者等がそれぞれの役割において円滑に事業を展開できる。 3 経済産業省事業に促されることなく、広く地域振興の意味で取り組みができるということ、小都市における投資拡大に繋がる。	人口3万人以下の地方の小都市であっても個性的かつ積極的な自治体に対しては、差別化して積極的に支援する態勢が整備され、既存制度の利活用の活性化に繋がるとともに個性的で魅力的な地域づくりに繋がる。	商業・サービス業集積関連施設整備費補助金交付要綱第3条 中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金交付要綱第3条 中小商業活性化事業費補助金交付要綱第2条	5(前段) 3(後段)	1. 現に商業、業務、居住等の都市機能が集積している地域を活性化するという法の趣旨に適合した範囲内で柔軟に対応。  2. 3. 厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	5(前段) 3(後段)	1. 現に商業、業務、居住等の都市機能が集積している地域を活性化するという法の趣旨に適合した範囲内で柔軟に対応。  2. 3. 厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可。			
磐梯町	仏都・会津のシンボル磐梯町への定住化構想(過疎地域からの脱却のための地域再生)	1232	1232030	111110	事業主体の町とPF事業者の合同実施の認定	補助事業の事業主体を拡大し、町とPF事業者などの組み合わせた形でも対象とする	事業主体の拡大を図ることにより、PFを含む民間と町との新たな共同事業を取り組むことにより新規雇用の創出が図られる。	民間を含む新たな事業主体を認定することにより、雇用の拡大と市場の活性化が図られる。	(地方公共団体が実施する事業について課税の一部または全部を免除しているなどの優遇措置がなされている事業の税制優遇措置の根拠条文のすべて、地方公共団体が実施する事業について補助金を交付しており、かつ、同事業を民間事業者が行う場合において交付要件、補助率において地方公共団体と差違をつけている補助金の交付要綱の全て)	(地方公共団体が実施する事業について課税の一部または全部を免除しているなどの優遇措置がなされている。地方公共団体が実施する事業について補助金を交付しており、かつ、同事業を民間事業者が行う場合において交付要件、補助率において地方公共団体と差違をつけている。)	6	当省の施策との関係が不明である。					
富山県	とやま産業活性化プロジェクト	1291	1291100	111120	TMOになれる主体として、NPO法人の追加	中心市街地活性化法に基づくまちづくり機関としてTMOがあるが、TMOになれる主体として、NPO法人を加えることを求めるもの。  中小商業活性化事業費補助金、中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金における「組合等」にNPO法人を加える。中小企業経営革新等対策費等補助金のうち、大型空き店舗活用支援事業における「組合等」にNPO法人を加えることを求めるもの。	中小商業活性化事業費補助金、中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金における「組合等」にNPO法人を加える。中小企業経営革新等対策費等補助金のうち、大型空き店舗活用支援事業における「組合等」にNPO法人を加えることを求めるもの。	現在の制度では、TMOは商工会、商工会議所、第3セクターの特定会社、第3セクターの財団に限定されている。商工会、商工会議所などの既存のTMOの形態には限界があることから、多様な地域の意見を吸い上げ、迅速な意思決定を行うことができるNPO法人がTMOになれるような制度改正が必要である。	中小商業活性化事業費補助金交付要綱	(大型空き店舗事業にNPOを追加) 3	TMOの主体としてNPOを加える方向で検討  NPOが長期間にわたり商業施設等の運営・管理を行うことは不適当。また、厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可。	TMOの主体としてNPOを加えることについて、多様な地域のニーズを吸い上げ、迅速な意思決定ができるようになるため、事業主体にNPOを追加することについて、提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	(TMOの主体にNPOを追加) 2 (大型空き店舗事業にNPOを追加) 3	NPOが長期間にわたり商業施設等の運営・管理を行うことは不適当。また、厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可。			



15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
山形県	やまがたニュービジネス創生プラン	1383	1383010	111130	街中居住を支える生活支援サービスの創出支援のための助成制度の弾力的運用	商店街等活性化事業のうち、空き店舗対策事業及び活性化対策事業について、補助対象者としてNPO法人を追加するもの。	NPO法人が主体となって、商店街の空き店舗を活用し近隣居住者に対し生活支援サービスを提供するビジネスや、地域特有の資源である「運」を活用した生活に潤いを与えるスポットを提供する取組みなどが計画されている。	中心市街地における生活支援サービスの新たな供給主体となりつつあるNPO法人については、商店街活性化事業の支援対象とはされていない、多様なサービスの担い手の参入を促進することで中心市街地の活性化を図るものと考え。	中小商業活性化事業費補助金交付要綱第4条	現在の商店街等活性化事業の空き店舗対策事業においては、補助対象者は商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所等となっており、NPO法人は対象となっていない。	5		商店街の空き店舗を活用し生活支援サービス事業を行う場合、実施する商店街との連携により、コミュニティ施設活用商店街活性化事業(15年度現在)によりNPO法人が補助事業の実施主体となることが可能。				
山形県	やまがた産業ルネッサンスプラン	1385	1385040	111140	温泉観光地の景観整備促進のための補助事業の要件緩和	温泉観光地の景観整備等の整備を重点的に進めるため、中心市街地等商店街活性化施設整備補助金の補助対象者に、「宿泊業者や観光関連業者が中心となる組合等」及び「非法人組織の団体等」を加えるもの。	県内全ての温泉地単位で、旅館、観光事業者、行政等で構成する活性化懇談会を開催し、温泉地の活性化方策について検討を進め、温泉地の活性化方策に急いで取り組むべきとのコンセンサスの形成が図られつつある。	街路、駐車場等の基盤整備に有効な補助金である商店街活性化施設整備費補助金については、商店街振興組合を擁する温泉地以外利用ができないため。	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助金交付要綱第5条	商業の活性化に資する商業基盤施設等に対する補助事業	6		当該補助金の目的は商業の活性化であり、観光振興が目的ではない。国土交通省の所管だと思われる。	提案者の要望は、中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助金の要件緩和であり、その趣旨を踏まえ検討し回答されたい。	6		当該補助金の目的は商業の活性化であり、観光振興が目的ではない。国土交通省の所管だと思われる。
北海道滝川市	商業都市の再生	1390	1390020	111150	駐車場等補助採択基準に係る要件緩和	中心市街地において市民利用等利便上特に必要とする各都府の現行駐車場支援制度(駐車場等補助・地方債制度)の要件緩和	中心市街地における良好な交通アクセス等条件づくりのためにポイント的に効果的な駐車場等を公共・民間の連携もとに整備を図る。	中心市街地における駐車場整備については各種施策があるが、次の点で要件緩和が図られれば効果的な駐車場環境の整備、中心市街の利便向上につながる。 駐車場単体での整備 用地を対象	中心市街地商業等活性化支援事業費補助金交付要綱第3条	駐車場については、他の商業基盤施設又は商業施設の整備と合わせて行うものに限る。(収容台数が50台未満のものはこの限りではない。) 用地取得対象外	3		厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助要件・補助対象を決定。補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助要件・補助対象を決定。補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可能。
大津市	古都大津ルネッサンス	2085	2085030	111160	借地借床への公共サービス機関設置に対する補助金の交付	高齢化が進み、会社や行政機関の郊外への移転が進む中心市街地を再生させるためには、住みやすい(働きやすい)町の機能を取り戻すことが最も大切である。そのため、公共施設の中心市街地への再配置を検討しているが、その場合には次の支援策が不可欠になる。 借地借床への公共サービス機関設置に対する補助金の交付	高齢福祉や子育て支援、健康づくり、ライブラリーなどの機能を有する心と体の健康センターを市が再開発ビルの空き床を利用して設置することを検討している。 中心市街地の空き店舗やビルの空き床への公共施設の移転を促進する。	現在、既存施設の有効活用を図るための方策を多面的に検討しているが、方針が決定した際に、事業を円滑に進めるため、補助金の適用拡大を求めるもの	中心市街地商業等活性化支援事業費補助金交付要綱第3条、19条、第20条	交付要綱第3条において、交付の対象を建設又は取得に要する経費と規定している。また、交付要綱第19条において「財産の管理等」、第20条において「財産の処分制限」を規定していることより、借床への公共機関整備費は対象とはならない。	3		厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助要件・補助対象を決定。補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助要件・補助対象を決定。補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可能。
苓北町	自然環境と歴史文化に彩られた魅力あるまちづくり	2162	2162010	111170	施策の利便性向上	補助金の採択基準、対象、利用条件に係る要件緩和 ・中心市街地商業等活性化総合支援事業における対象市町村の要件緩和	・電線類の地中化事業を実施することにより、歴史的デザインによる一体的な歴史空間を創出する。また、安全で快適な歩行空間が確保できる。	・中心市街地 概ね150以上の商店が現に存在することとなっているため対象とならない。	中心市街地商業等活性化支援事業費補助金交付要綱第3条	当該中心市街地に、概ね150以上の商店が現に存在すること。	5		現に商業、業務、居住等の都市機能が集積している地域を活性化するという法の趣旨に適合した範囲内で柔軟に対応。	要望内容は実現可能が確認されたい。	5		現に商業、業務、居住等の都市機能が集積している地域を活性化するという法の趣旨に適合した範囲内で柔軟に対応。 なお、現在、苓北町から中心市街地活性化法に基づく基本計画の提出を受けておらず、中心市街地の範囲、商店数など不明のため、実現可能かについては、確認不可能。
株式会社熊谷組	「大型空き店舗による公共・公益機能コンバージョン事業について」	3102	3102010	111180	「中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金」	地域特性等に対応したオーダーメイド型事業の支援を提案いたします。具体的には事業要件の緩和、補助対象施設の廃止(土地取得費等に関する柔軟な対応、等)、補助率・限度額の廃止、間接補助(裏負担等)等のフロー規制の廃止及び事業企画から、事業実施終了に至るまでの継続した事業リスク分担等を担保とした支援措置(単年度事業から複数年度事業への標準化)を期待し、各地域(施設)ニーズに合わせた機能構成や各種事業関連費用をミックスさせた支援策を期待します。	個別事業につきましては、関係権利者及び想定される地方公共団体様との調整により、地方公共団体からの「地域再生計画」に反映したいと存じます。	現状の制度全般(中心市街地活性化法)において、支援措置対象セクターが地方公共団体、第3セクター、等となっており、公共・公益セクターのみの支援策となっております。しかし、PFI法、公物管理の見直し、等による公共、公益施設の運営、管理の民間開放が進む中、支援措置につきましても民間事業者(公的担保は必要)を位置付けることにより、柔軟な事業構築が図られ、経済活性化、雇用促進の創造に寄与すると思えます。また、補助要件等に関しても、地域特性を最大限に反映させる様な、柔軟な利便性を期待するものです。	中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金交付要綱第3条	対象事業者：地方公共団体、3セク補助対象施設：商業施設、商業基盤施設	3		厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助要件・補助対象を決定。補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可能。 なお、BTO方式のPFI事業は補助対象としている。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助要件・補助対象を決定。補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可能。 なお、BTO方式のPFI事業は補助対象としている。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府省からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省からの回答
株式会社熊谷組	「大型空き店舗による公共・公益機能コンバージョン事業について」	3102	3102020	111190	「商業・サービス業業種」 「商業・サービス業業種」 「商業・サービス業業種」	地域特性等に対応したオーダーメイド型事業の支援を提案いたします。具体的には事業要件の緩和、補助対象施設の廃止(土地取得費等に関する柔軟な対応、等)、補助率・限度額の廃止、間接補助(裏負担等)等のフロー規制の廃止及び事業企画から、事業実施終了に至るまでの継続した事業リスク分担等を担保とした支援措置(単年度事業から複数年度事業への標準化)を期待し、各地域(施設)ニーズに合わせた機能構成や各種事業関連費用をミックスさせた支援策を期待します。	個別事業につきましては、関係権利者及び想定される地方公共団体様との調整により、地方公共団体からの「地域再生計画」に反映したいと存じます。	現状の制度全般(中心市街地活性化法)において、支援措置対象セクターが地方公共団体、第3セクター、等となっております。しかし、PFI法、公物管理の見直し、等による公共、公益施設の運営、管理の民間開放が進む中、支援措置につきましても民間事業者(公的担保は必要)を位置付けることにより、柔軟な事業構築が図られ、経済活性化、雇用促進の創造に寄与すると考えます。また、補助要件等に関しても、地域特性を最大限に反映させる様な、柔軟な利便性を期待するものです。	商業・サービス業集積関連施設整備費補助金交付要綱第3条	3	3	厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助要件・補助対象を決定。補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可能。 なお、BTO方式のPFI事業は補助対象としている。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助要件・補助対象を決定。補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可能。 なお、BTO方式のPFI事業は補助対象としている。	
株式会社熊谷組	「大型空き店舗による公共・公益機能コンバージョン事業について」	3102	3102030	111200	「中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備後補助金」	地域特性等に対応したオーダーメイド型事業の支援を提案いたします。具体的には事業要件の緩和、補助対象施設の廃止(土地取得費等に関する柔軟な対応、等)、補助率・限度額の廃止、間接補助(裏負担等)等のフロー規制の廃止及び事業企画から、事業実施終了に至るまでの継続した事業リスク分担等を担保とした支援措置(単年度事業から複数年度事業への標準化)を期待し、各地域(施設)ニーズに合わせた機能構成や各種事業関連費用をミックスさせた支援策を期待します。	個別事業につきましては、関係権利者及び想定される地方公共団体様との調整により、地方公共団体からの「地域再生計画」に反映したいと存じます。	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金交付要綱及び中小商業活性化事業費補助金交付要綱	商業の活性化に資する商業基盤施設等に対する補助事業	3	3	当該補助金の目的は商業の活性化であり、公共・公益施設設置は目的ではない。また、厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助要件・補助対象を決定。補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		当該補助金の目的は商業の活性化であり、公共・公益施設設置は目的ではない。また、厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助要件・補助対象を決定。補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可能。	
株式会社熊谷組	「大型空き店舗による公共・公益機能コンバージョン事業について」	3102	3102040	111210	「大型空き店舗活用支援事業」	地域特性等に対応したオーダーメイド型事業の支援を提案いたします。具体的には事業要件の緩和、補助対象施設の廃止(土地取得費等に関する柔軟な対応、等)、補助率・限度額の廃止、間接補助(裏負担等)等のフロー規制の廃止及び事業企画から、事業実施終了に至るまでの継続した事業リスク分担等を担保とした支援措置(単年度事業から複数年度事業への標準化)を期待し、各地域(施設)ニーズに合わせた機能構成や各種事業関連費用をミックスさせた支援策を期待します。	個別事業につきましては、関係権利者及び想定される地方公共団体からの「地域再生計画」に反映したいと存じます。	中小企業経営革新等対策費等補助金交付要綱	大型空き店舗を有効活用し、商業・サービス業の創業・経営革新を図ることにより、魅力ある商業施設を実現するための支援	3	3	当該補助金の目的は商業の活性化であり、公共・公益施設設置は目的ではない。また、厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助要件・補助対象を決定。補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		当該補助金の目的は商業の活性化であり、公共・公益施設設置は目的ではない。また、厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助要件・補助対象を決定。補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可能。	
会津若松市	城下町の回廊づくり(中心市街地の活性化)	1042	1042030	111220	補助事業の条件緩和	地域住民や観光客が利用しやすい拠点整備を図るため、民間の自由な発想が発揮できることが必要であることから、補助事業の採択要件を、事業主体者として民間を視野にいれたものに拡大する。	商店街に在する空き地を商店街基盤施設(広場)として整備するにあたり、民間の柔軟な発想による企画、設計、整備、運営による賑わいの仕掛けづくりが有効な手法である(常に催事が開催)ことから、整備の事業主体者をTMOとして、民間と行政との協働による施設整備を展開する。 ・野口英世青春広場整備事業	商店街に在する広場は常に催事が行われていることが来街者のキッカケとなり、活性化の拠点となりえるものであり、民間が整備主体となって企画・整備・運営して効果が発揮できる。 しかし、民間では整備に資する財源が脆弱であることから、広場整備には介入することができない。 補助事業の対象を拡大することにより民間の介入が促進され、広場効果的活用が図られる。	中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金交付要綱第3条 中小商業活性化事業費補助金交付要綱第4条	5	5	当該事業計画については、商店街リノベーション補助金においては、補助金の趣旨・目的に合致していれば交付の対象となる。					
三春町	中心市街地の活性化による地域再生	1099	1099010	111230	商業集積事業における基盤整備等に関する補助制度について、補助対象が施設の建設、整備及び取得に要する経費に限定されているが、これを土地の取得や造成費及び施設の補償費まで含むことと改正すべきである。	中心市街地活性化を目的として、商業施設の建設、整備及び取得に要する経費に限定されているが、これを土地の取得、家屋の除却及び造成及び施設整備を行う。	商店街リノベーション事業補助金の補助対象は、施設の建設、整備及び取得に要する経費に限定されているが、現在の町の極めて厳しい財政状況においては利用が困難であるので、これを土地の取得や造成費及び施設の補償費まで含むことと改正することを提案する。	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金交付要綱	商業の活性化に資する商業基盤施設等に対する補助事業	3	3	補助施設の使用終了後に補助対象資産が残存することとなるため、事業実施者が整備施設の設置場所を取得・借地等により確保するのが妥当。また、財政負担が増えるため、補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		補助施設の使用終了後に補助対象資産が残存することとなるため、事業実施者が整備施設の設置場所を取得・借地等により確保するのが妥当。また、財政負担が増えるため、補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可能。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都府県からの回答
原町市	中心市街地活性化	1124	1124020	111240	リノベーション補助における対象施設の拡大	・衰退の著しい中心市街地の活性化を図るため、市民の交流施設として相応しい公共施設及び商業施設の整備を促すに当たり、導入を検討している事業における対象施設の拡大について、公共施設は国土交通省所管の「まちづくり総合支援事業又はまちづくり交付金」により、また、商業施設は通商産業省所管の「中心市街地等商店街リノベーション補助金」により施設整備の計画を検討しているが、両施設は土地画整理事業により整備された同一街区内にあり回遊性を生かした街並みを形成する開発事業として位置付けていることから、一体的に整備を進める事業における補助対象施設を、個別に事業を実施する場合より対象施設の拡大を提案する。	・リノベーション補助については対象施設がテナントミックスに資する施設となっているが、活性化施設の一翼を担う全ての商業施設について補助対象となるよう提案する。	・リノベーション補助については、郊外店との競合や競争に打ち勝つためには差別化が不可欠である。その対応として食関連の業種構成を考えているが、既存の支援制度は規制があり補助対象施設が限定される。高齢化や個性化がますます進む事を考慮し、生活には欠かせない全ての商業施設整備への補助を提案する。	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金交付要綱	商業の活性化に資する商業基盤施設等に対する補助事業	3		通常の事業活動を行う商業施設は、経済活動の一環として事業者が整備することが前提。また、財政負担が増えるため、補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		通常の事業活動を行う商業施設は、経済活動の一環として事業者が整備することが前提。また、財政負担が増えるため、補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可能。
相模原市	新都市農業推進計画	1160	1160110	111250	空き店舗対策事業を実施する補助対象事業者の拡大(施策利便の向上)	補助の対象となる「組合等」については、商店街振興組合や、複数の中小企業等が共同出資を行う法人など、事業者を中心とする団体となっているが、本市、新都市農業推進計画に基づき、地場農産物の入手機会の拡大とともに、空き店舗活用による商店街の活性化を目的とした事業を実施する場合には、農業協同組合等の農業団体、株式会社等の法人により実施される事業についても、補助対象事業とする。	市民の地場農産物の入手機会の拡大とともに、商店街の活性化を目的として、多様な主体が取り組む商店街内にある空き店舗を活用した地場の農産物や特産品の市(直売)等を支援する。 ・商店街空き店舗を活用した「さがみはらのめぐみ」バザール開催事業	地場農産物を地元消費者にアピールし、地域産業の活性化にも寄与するためには、消費者の身近にある空き店舗を活用した多様な主体による取り組みを誘導・支援する必要がある。要綱に定める「空き店舗問題を解消する事業」にも合致する。	中小商業活性化事業費補助金交付要綱第4条	空き店舗を活用した商店街活性化事業に対する支援策である商店街等活性化事業、コミュニティ施設活用商店街活性化事業の補助対象者は商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所等となっており、農業協同組合や民間株式会社は補助の対象となっていない。	5		商店街の活性化に資する目的で実施する当該事業は、商店街組織が事業実施者となるのが妥当。商店街組合等が農業関係団体と連携して産直ショップなどの空き店舗対策事業を実施することは可能。	要望内容は実現可能か確認されたい。	5	商店街の活性化に資する目的で実施する当該事業は、商店街組織が事業実施者となるのが妥当。商店街組合等が農業関係団体と連携して産直ショップなどの空き店舗対策事業を実施することは可能。	
川崎市	福祉産業コンプレックスの構築による地域再生	1179	1179020	111260	安心エリア実現のための商店街関係の在庫補助の弾力的な運用	中小商業活性化事業費補助金に係る諸条件の緩和(取得財産の管理期間の短縮化、処分制限の緩和、事業主体の拡大、空き店舗要件の緩和、収益事業への対象拡大、継続的な支援)	補助要件の緩和により、多様な事業主体による多様なサービスの創出、高齢者社会、安全安心社会に対応するハード整備を図り、商店街のコミュニティ機能の再生を再生する。 ・デイ保育施設や高齢者介護サービス等の福祉等サービス施設の創出と誘導 ・高齢者向けパソコン教室・給食サービス等新たな福祉サービス産業の創出 ・福祉団体等が運営する手作りパン等の業種の誘導 ・安全・安心なコミュニティ施設の整備 ・バリアフリー対応等商店街施設の改修 ・防犯カメラ等の設置促進	現行商店街関係の在庫補助は組合等が対象であるが、事業要件を「商店街等」から「地域」の活性化に資するに拡大するとともに、対象も任意団体も含める。	中小商業活性化事業費補助金交付要綱第4条	商店街等活性化事業、コミュニティ施設活用商店街活性化事業の補助対象者は商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所等となっており、法人格を持たない任意の商店会など任意団体は対象となっていない。	5		商工会、商工会議所が補助事業者になることにより実質的に任意団体の商店街地区においても補助事業が実施可能。	要望内容は実現可能か確認されたい。	5	商工会、商工会議所が補助事業者になることにより実質的に任意団体の商店街地区においても補助事業が実施可能。	
志木市	活き活きまちづくり構想	1362	1362020	111270	空き店舗活用に伴う商店街活性化補助金の統合	国における補助制度(経済産業省) 中小商業活性化総合補助事業 起業家に対する施設整備補助 IT活用型経営革新モデル事業 経営革新のための調査研究補助 コミュニティ施設活用商店街活性化事業 空き店舗を活用しての施設設置・運営補助 新事業支援施設整備費補助 起業家を育成するための施設整備補助 商業・サービス業集積関連施設整備費補助 中心市街地活性化に基づく施設整備補助	(1)地場産業の振興事業 ・宗岡地区荒川堤外の低農薬・低化学肥料栽培米「コシヒカリ」=宗岡はるか舞(埼玉県認証米)、及び志木地区の農産物(路地野菜)の直接販売による地産地消事業 ・チャレンジショップにて、経営のノウハウを学び地域商店街の空き店舗で独立し、地域産業の担い手となる。 (2)起業家への支援事業 ・空き店舗を活用したインキュベーション施設を設置し、起業家への創業を支援する。 (3)高齢者世帯生活サポート事業 ・IT機器を活用した、高齢者世帯の生活サポートサービス事業及びCATV活用による機器(高齢者でも操作の容易なインターネット接続)購入補助 (4)情報提供事業 ・IT機器による行政関連の情報サービス ・商店街イベント情報の提供、個人商店の紹介 (5)地域住民主導のコミュニティ事業 ・地域住民または団体による作品展示・販売、高齢者交流事業 (6)まちづくり推進事業 ・舟運や「蔵づくり」の地域性を活かした事業 ・世界に一種類しかない貴重な「市民の木=チョウショウインハタザクラ」を活かした事業	24.提案概要と同じ	商業・サービス業集積関連施設整備費補助金交付要綱 中小商業活性化事業費補助金交付要綱	各担当部局においてそれぞれの所管する業務の別から、補助金等の支援制度も別々に措置。	3		各担当部局においてそれぞれの所管する業務の別から、統一した補助金を一課において予算措置、執行を行うことは困難。なお、各担当部局では連携を図っている。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	各担当部局においてそれぞれの所管する業務の別から、統一した補助金を一課において予算措置、執行を行うことは困難。なお、各担当部局では連携を図っている。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府庁からの回答
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066090	111280	中心市街地の空き店舗対策としての規制緩和	地域に根差した飲食店を開業する時に必要となる消防法等による建築基準を緩和する。	中心市街地の空き店舗をコミュニティレストラン等として活用する。また、空き店舗の利用を容易にすることで新規事業参入に関心のある起業家の意欲を促進し、中心市街地の活性化を図り、観光・交流の商業空間を創出する。	中心市街地には空き店舗が目立つようになっている。飲食店として開業するには設備費等によるコストがかさみ、新規参入を阻害している状況がある。これらの要件を緩和することで、飲食店等の開業を容易にする。			6		当省の所管外であるため。				
苓北町	自然環境と歴史文化に彩られた魅力あるまちづくり	2162	2162020	111290	施策の利便性向上	補助金の採択基準、対象、利用条件等に係る要件緩和 街並み環境整備事業における促進区域の要件緩和	街並み環境整備事業を実施することにより、歴史に彩られた城下町としての商店街づくりを行い、観光客の誘致と商業の振興が期待できる。	街並み整備 面積が1ヘクタール以上で、かつ3つのいずれかの要件に該当する区域である旨の規定があるため対象とならない。			6		当省の所管外であるため。				
特定非営利活動法人さが市民活動サポートセンター	地域活性化プロジェクトSAGA	3064	3064020	111300	NPO法人への専門家派遣	地域中小企業支援センターが行っている新規創業や経営革新等の課題について、きめ細かな相談・助言・情報提供等のサービスは、企業・企業創業予定者への制度であり、NPO法人に対する経営支援を行なうことができないが、NPO法人からの経営支援の要望が多数あがっている状況においてNPO法人・NPO起業家への専門家派遣制度を拡充する。	セミナー、研修会、ワークショップの開催	従来の地域活性化事業内容は、ハード事業に対する支援は多いが、ソフト事業に対する支援が少ない。しかも、C、Bの育成・NPO法人の推進が叫ばれる割には、人材育成の支援システムが不足しているため。	中小企業支援法第3条中小企業支援計画	5		NPOが中小企業者を支援する事業を行うにあたって地域中小企業支援センターが専門家を派遣することは可能。	提案内容は、NPOに対する専門家派遣制度の拡充であるが、その趣旨を踏まえ再度検討されたい。	5		NPOが中小企業者を支援する事業を行うにあたって地域中小企業支援センターが専門家を派遣する場合については、現状でも対応可能である。	
加西市	「花と歴史と愛のまち・かさい」を活かした産業再生計画	2007	2007010	111310	大規模店舗立地法に基づく手続きの簡素化	大規模小売店舗立地法に基づく(新設及び変更の届出手続き)について地方の実情に合わせて簡素化する。	市民のニーズに合わせた店舗の新設や営業時間等の変更について臨機応変に対応し、中心市街地の活性化を図る。	現状では、添付書類等の負担が大きく、事業者が手続きにかなりの時間とコストを要し、市民のニーズに合わせた運営方法等の臨機応変な対応が不可能であるため。	大規模小売店舗立地法第5条、第6条、第8条、第9条 大規模小売店舗立地法施行規則第4条 構造改革特別区域法第32条	大規模小売店舗立地法の特例の特例に認定された場合、大規模小売店舗立地法の通常の手続きが必要となる。大規模小売店舗新設届出や変更届出の際の8ヶ月の営業実施制限や市町村、住民等からの意見徴収と大規模小売店舗設置者に対する意見表明、勧告・公表の手続きが免除されることとなります。これと併せて、大規模小売店舗立地法施行規則第4条により提出が求められている添付書類の大部分も免除されます。	4	4.特区の特例により実現可能					
W・PACプロジェクト	APM&SRSCプロジェクト	3039	3039020	111320	市街化調整区域における大規模開発許可業務の簡素化と円滑化についての工夫	3つのプロジェクト許可業務全体について施設の利便性を向上させる指導への期待	・高速道路PAの民話 ・オートバスターモール、スーパーリジョナルSC ・新経営体による農業モデルファーム(効果)3つのプロジェクトの相乗効果を具体化する。	・許可に係る手続き等の一元化・連携			6		当省の所管外であるため。				
天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	1075	1075010	111330	「石油特会」に定める補助金対象要件への「中小水力発電」追加	中小水力発電の設置に対する補助については、既に「電源開発促進対策特別会計」で補助の対象になっているため「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」での補助金等の対象とはしないという関係省庁の見解が一般的であるが、中小水力発電は、電源開発を目的とする大規模水力発電事業とは異なるものであると考えられる。よって「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」第1条に定めるエネルギーに「中小水力」を追加していただき、ダム建設を必要としない中小水力発電導入促進のための補助率を引き上げる支援をお願いしたい。	ダムの無い中小水力発電導入促進事業。ブナの森からの湧水による小型水力発電所の建設は、ブナの森がダムであり、ダム建設の必要がない理想的な水力発電システムとして、環境保全と地域資源の活用両面からシンボリックな施策となる。また、その水はバイナリー発電の冷却水としてさらに活用し、温水となった時点で園芸温室等にも利用することで、山間地域の農業振興に資するものとなり、本事業は極めてモデル性の高い事業である。中小水力発電の設置に対する補助金をいわゆる「石油特会」での補助対象要件に追加していただき、環境省「環境と経済の好循環のまちづくり事業」・「二酸化炭素排出抑制対策事業」及び経済産業省・NEDO「地域新エネルギー導入促進事業」・「地球温暖化防止支援事業」並びに経済産業省(財)電源地域振興センター「電源地域新エネルギー供給構造構築促進対策事業」等補助事業実施要項に「中小水力発電」の設置に対する補助金を追加し、導入促進のために補助率を引き上げる支援をお願いしたい。	電源開発を主目的とした大規模水力発電事業と異なり、ダムの建設を伴わない中小水力発電事業は、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のためにとらるる施策として、いわゆる「石油特会」の趣旨に合致した石油代替エネルギーとして十分に要件に該当するものであるため、「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」第1条に定めるエネルギーに「中小水力」を対象要件に追加していただき、ダムの無い中小水力発電導入促進に支援をお願いしたい。	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法施行令第1条、電源開発促進対策特別会計法施行令第1条第3項第1号、中小水力発電開発費補助金交付要綱第3条	5 (補助率の引き上げについては、3)		電源開発促進対策特別会計法施行令第1条第3項第1号、及び、中小水力発電開発費補助金交付要綱第3条に基づき、中小水力発電開発費補助金により中小水力発電設置に対する補助率を実施しており、最大で30%の補助率となっている。また、新技術を利用した導入事業については50%の補助率となっている。本事業により、ダムの無い中小水力発電設備の導入促進のための支援は可能である。また、これに関連して、中小水力開発促進指導事業基礎調査委託費(未開発地点調査等)、中小水力開発促進指導事業費補助金(技術指導等)も併せて実施している。なお、補助率の引き上げは新たな財政措置を伴うこととなり、不可能。	5 (補助率の引き上げについては、3)		要望内容は実現できるのか、確認されたい。また、補助率引き上げについては、提案の趣旨を踏まえ検討されたい。		

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	1075	1075030	111340	「石油特区」に定める補助金対象要件への「中小水力発電」追加支援及び省内関連補助事業要件への「中小水力発電」追加	中小水力発電の設置に対する補助については、既に「電源開発促進対策特別会計」で補助の対象になっているため「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」での補助金等の対象とはしないという関係省庁の見解が一般的であるが、中小水力発電は、電源開発を目的とする大規模水力発電事業とは異なるものであると考えられる。中小水力発電の設置に対する補助金をいわゆる「石油特区」での補助対象要件に追加し、経済産業省・NEDO「地域新エネルギー導入促進事業」、「地球温暖化防止支援事業」及び(財)電源地域振興センター「電源地域新エネルギー供給構造促進対策事業」等補助事業実施要項にも「中小水力発電」の設置に対する補助金を追加し、ダムのない中小水力発電導入促進に支援をお願いしたい。	ダムのない小水力発電導入促進事業：ブナの森からの湧水による小型水力発電所の建設は、ブナの森がダムであり、ダム建設の必要がない理想的な水力発電システムとして、環境保全と地域資源の活用両面からシンボリックな施策となる。また、その水はバイナリー発電の冷却水としてさらに活用し、温水となった時点で園芸温室等にも利用することで、山間地域の農業振興に資するものとなり、本事業は極めてモデル性の高い事業である。中小水力発電の設置に対する補助金をいわゆる「石油特区」での補助対象要件に追加していただき、経済産業省・NEDO「地域新エネルギー導入促進事業」、「地球温暖化防止支援事業」及び(財)電源地域振興センター「電源地域新エネルギー供給構造促進対策事業」等補助事業実施要項に「中小水力発電」の設置に対する補助金を追加し、導入促進のために補助率を引き上げる支援をお願いしたい。	電源開発を主目的とした大規模水力発電事業と異なり、ダムの建設を伴わない中小水力発電事業は、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のためにとられる施策として、いわゆる「石油特区」の趣旨に合致した石油代替エネルギーとして十分に要件に該当するものであるため、「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」で補助対象とする。経済産業省・NEDO「地域新エネルギー導入促進事業」に「中小水力発電」の設置に対する補助金を追加していただきたい。	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計計法施行令第1条、電源開発促進対策特別会計法施行令第1条第3項第1号、中小水力発電開発補助金交付要綱第3条	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計においては石油等の安定供給や新エネルギー・省エネルギー対策等を、電源開発促進対策特別会計においては、長期間にわたり安定的な電力供給源であり、かつ、二酸化炭素の排出量の低減にも資する原子力、水力、地熱発電施設等の設置の円滑化、利用の促進を図るための施策等を、それぞれ廣出対象としており、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計において、中小水力発電の設置について補助対象とすることはできない。ただし、電源開発促進対策特別会計の中小水力発電開発補助金は、中小水力発電の設置について補助対象としており、具体的には、中小水力発電開発補助金交付要綱において、中小水力発電施設を構成する設備(取水設備、導水路等)の設置や改造に係る費用を補助対象としており、現時点においてもダムのない中小水力発電設備の導入促進のための支援は可能である。	5(補助対象の追加については、3)		電源開発促進対策特別会計法施行令第1条第3項第1号、及び、中小水力発電開発補助金交付要綱第3条に基づき、中小水力発電開発補助金により中小水力発電設置に対する補助事業を実施してあり、最大で30%の補助率となっている。また、新技術を利用した導入事業については50%の補助率となっている。本事業により、ダムのない中小水力発電設備の導入促進のための支援は可能である。また、これに関連して、中小水力発電促進指導事業基礎調査委託費(未開発地点調査等)、中小水力発電促進指導事業費補助金(技術指導等)も併せて実施している。なお、補助対象の追加は新たな財政措置を伴うこととなり、不可能。	要望内容は実現できるのか、確認されたい。また、補助対象の追加については、提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	5(補助対象の追加については、3)		電源開発促進対策特別会計法施行令第1条第3項第1号、及び、中小水力発電開発補助金交付要綱第3条に基づき、中小水力発電開発補助金により中小水力発電設置に対する補助事業を実施してあり、最大で30%の補助率となっている。また、新技術を利用した導入事業については50%の補助率となっている。本事業により、ダムのない中小水力発電設備の導入促進のための支援は可能である。また、これに関連して、中小水力発電促進指導事業基礎調査委託費(未開発地点調査等)、中小水力発電促進指導事業費補助金(技術指導等)も併せて実施している。なお、補助対象の追加は新たな財政措置を伴うこととなり、不可能。
天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	1075	1075040	111350	「地域新エネルギー導入促進事業」、「電源地域新エネルギー供給構造促進対策事業」補助金対象要件への「中小地熱・バイナリー発電」追加	中小地熱発電、バイナリー発電等に対する補助金を、経済産業省・NEDO「地域新エネルギー導入促進事業」及び(財)電源地域振興センター「電源地域新エネルギー供給構造促進対策事業」補助事業実施要項に追加していただき、発電と熱利用に対する補助率を引き上げる支援をお願いしたい。	地熱エネルギーの利用：地熱発電所の蒸気や余熱は温泉や暖房(リハビリテーション施設・温水プール)乾燥(木工・工芸)保温(農業モデルハウス)食物リサイクル施設や融雪など様々な利用可能であり、農業・観光・健康増進など地域基幹産業の再生が助長されるものである。中小地熱発電、バイナリー発電等に対する補助金を、経済産業省・NEDO「地域新エネルギー導入促進事業」及び(財)電源地域振興センター「電源地域新エネルギー供給構造促進対策事業」補助事業実施要項に追加していただき、発電と熱利用に対する補助率を引き上げる支援をお願いしたい。	中小地熱発電、バイナリー発電等に対する補助事業については「新エネルギー」という分類枠から外れているため、補助率等が低く導入促進に繋がらない傾向にあり、近年バイオマス発電や雪氷熱利用がメニューに追加されたように、経済産業省・NEDOの「地域新エネルギー導入促進事業」並びに(財)電源地域振興センター「電源地域新エネルギー供給構造促進対策事業」補助事業実施要項に追加していただき、発電と熱利用に対する支援をお願いしたい。	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第2条、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令第1条、地域新エネルギー導入促進事業、電源開発促進対策特別会計法施行令第1条第3項第2号、地熱開発補助金交付要綱第3条	中小地熱発電、バイナリー発電は、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第2条の「石油代替エネルギー」を製造し、もしくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用することのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないもの、の定義に当てはまらず、新エネルギー導入促進策の対象とすることはできない。他方、電源開発促進対策特別会計の地熱発電開発補助金は、調査、建設段階に進んだ地域における地熱資源調査・蒸気生産等への補助、蒸気配管等敷設、発電機等設置に係る費用を補助対象(中小地熱発電、バイナリー発電も含む)としている。	5(補助率引き上げについては3)		電源開発促進対策特別会計法施行令第1条第3項第2号、及び、地熱発電開発補助金交付要綱第3条に基づき、地熱発電開発補助金により地熱資源調査・蒸気生産等への補助、蒸気配管等敷設、発電機等設置に係る費用に対する補助事業を実施してあり、50%(調査井の掘削)、30%(バイナリー発電)、20%(その他)の補助率となっている。本事業により、地熱発電設備の導入促進のための支援は可能であると考えられる。さらに、地熱開発補助金も併せて実施している。なお、補助率の引き上げは新たな財政措置を伴うこととなり、不可能。	要望内容は、中小地熱発電、バイナリー発電を新エネルギーに位置づけ、補助率を引き上げてほしいというものであるが、提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第2条において、新エネルギーとは「石油代替エネルギー」を製造し、もしくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用することのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないもの、と定義されているが、地熱発電は経済的に競争力があっても十分普及していることから、この定義に当てはまらず、新エネルギー導入促進策の対象とすることはできない。また、補助対象の追加及び補助率の引き上げは、新たな財政措置を伴うこととなり不可能。
青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想	1108	1108030	111360	電力の特定供給に係る許可権限の都道府県への移譲	構造改革特区で認められた「資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給」に係る経済産業省が行っている電力の特定供給許可の権限を都道府県知事へ移譲すること。	八戸市新エネルギー等地域集中実証研究八戸市では、同市東部終末処理場で発生する下水汚泥をメタン発酵させ、発生するメタンガスを活用してガスエンジンにより一定品質の電気・熱を作り出し、発電した電気を近隣の小中学校や市庁舎及び上水施設に供給し、熱は下水汚泥の発酵促進に利用することで、自然エネルギーを利用した電力と熱の供給を行う実証研究を行うこととしており、NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)の事業採択を受けている。(研究主体：青森県、八戸市及び民間企業2社、研究期間：平成15年度～19年度)本実証研究は、実際の需要では世界初といわれる「マイクログリッド」と呼ばれる電力供給を実証するものであり、将来新エネルギーなど分散型電源の普及や新エネルギーを活用した循環型社会の形成を実現する上で、欠くことのできない成果が期待されている。	左記事業の具体化にあたっては、構造改革特区で認められた規制の特例「資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給」を活用し、発電者とは別人格の需要家に電力を供給することとしているが、特定供給の許可手続きの簡素化、迅速化が必要である。	構造改革特別区域における電気事業法第17条第1項による特定供給の許可に係る標準処理期間の特例について(平成15-08-29第2号)	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年経済産業省令第39号)第1条の規定を適用する場合においては、その標準処理期間を従来の2週を5日に短縮する。	3		特定供給の許可に当たっては、当該供給行為が行われる地域内の一般電気事業者から電気の供給を受けるその他の利用者の利益が阻害されるか否かについても審査を行う必要があること、需要家保護が満たされると考えられる供給者と需要家との間の密接な関係は全国一律の基準で判断されるべきであること、から許可の主体を地方自治体の首長とすることは困難ではあるが、今回の御提案の趣旨である行政手続の迅速化については、構造改革特別区域計画が認定されている場合に限り、標準処理期間を2週を5日にしたところ。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		特定供給の許可に当たっては、当該供給行為が行われる地域内の一般電気事業者から電気の供給を受けるその他の利用者の利益が阻害されるか否かについても審査を行う必要があること、需要家保護が満たされると考えられる供給者と需要家との間の密接な関係は全国一律の基準で判断されるべきであること、から許可の主体を地方自治体の首長とすることは困難ではあるが、今回の御提案の趣旨である行政手続の迅速化については、構造改革特別区域計画が認定されている場合に限り、標準処理期間を2週を5日にしたところ。
竜王町	(仮称)エコ田園産業拠点交電(交流)プロジェクト構想	2154	2154040	111370	電気事業法でのRPS認定エネルギー買取条件の向上、買取価格安定化	RPS制度導入に際する新エネルギー買い取り条件向上による事業化の促進、普及や買い取り価格の安定化による事業性の確保および差額に対する支援策	町では平成16年に開設予定の舞茸生産工場より持続的に供給されるおがこを主原料にエネルギー転換を行い、電力・熱・残さの活用をはかり、バイオマスエネルギーと資源循環システムの構築を計画している。現在NEDO補助事業により事業化検討調査中である。この事業により町内資源の有効利用・資源循環、および新エネルギーによる新たなビジネス創出、地域活性化の効果が見込める。	新エネルギー事業を展開する上で、事業性の確立は必須条件であり、そのための新エネルギー買い取り条件の向上や電気事業者による買い取り価格の一定化を促進し、地域における新エネルギー事業の普及を求める。	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第五条「電気事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、基準利用量(次条及び第七条の規定による変更があったときは、その変更後のもの、第八条において同じ。)以上の量の新エネルギー等電気の利用をしなければならない。」	RPS法は、経済産業大臣が、予め達成すべき目標を設定し、市場での新エネルギー等電気相当量取引を通じて、最適なコストによる新エネルギー等電気の導入を促進することを目的とした法律。	3		RPS法は電気事業者に毎年一定量以上の新エネルギー等電気の購入価格を規制する法律ではない。新エネルギーにより発電された電気の購入価格は、電気事業者が創意工夫を凝らし、自主的に経営判断として決定しているものであり、国としてこれに関与するものではないと考えている。	地域における新エネルギー事業普及の観点から、検討されたい。	3		RPS法は電気事業者に毎年一定量以上の新エネルギー等電気の利用を義務づける法律であり、新エネルギー等電気の購入価格を規制する法律ではないことから、RPS法での対応は不可能。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府省からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府省からの回答
天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	1075	1075060	111380	再生可能エネルギー開発のための、国有林野内における民間資本による営利事業の容認及び土地利用手続きの迅速化・簡素化	本計画は産学官民の連携による事業の実現を目指しており、事業対象地域の大半が国有林野内であるため、国有林野内における民間資本による営利事業の容認及び土地利用手続きの迅速化・簡素化をお願いしたい。	本計画は、小水力・中小地熱・バイナリー発電等の導入事業と、関連エネルギーの温泉や暖房(リハビリ施設・温水プール)乾燥(木工・工芸)保温(農業モデルハウス)融雪などへの利用、雪氷熱エネルギーの農業・観光などへの利用、食物リサイクル施設やエコハウス等の整備によるグリーンツーリズム及びエコツーリズム事業の推進等を内容としており、自治体単独では実現不可能であり、産学官民の連携が特に重要である。事業の実施主体については天栄村、第三セクター(村出資2社)、(財)天栄村振興公社、NPO等が挙げられるが、事業対象地域の大半が国有林野内であるため、国有林野内における民間資本による営利事業の容認及び土地利用手続きの迅速化・簡素化をお願いしたい。	再生可能エネルギーの導入開発・利用に当たっては多くの課題があり、産学官民の連携が特に重要視されており、これを経済的な利益に繋げ、地域雇用の創出を図るうとするためには、関連各府省支援による利便性向上と予算の集中が不可欠である。特に、本計画では事業対象地域の大半が国有林野内であるため、国有林野内においても民間資本による営利事業が容認され、事業展開のための土地利用手続きの迅速化・簡素化が図られるよう支援が待ち望まれる。		6	当省は国有林野に關して所掌しておらず、担当ではない。						
福井県	原子力・地域産業共生構想	1084	1084020	111390	電源三法交付金・補助金の地域実情に応じた活用	電源三法交付金・補助金の申請窓口の一元化を図る。また、市街地再開発事業をはじめとする国庫補助対象事業への充当制限を撤廃するなどその用途の一層の弾力化を早急に実現するとともに、地方における一般財源化を推進する。	電源三法交付金・補助金の申請窓口の一元化により、補助に係る業務の簡素化等が図られ、行政の効率化が進む。さらに用途自由化、県における一般財源化により地域の実情に応じた経済活性化、地域雇用創出施策の実施がなされる。	電源三法交付金・補助金について、申請窓口が複数の省庁にわたっており業務が非効率である。また、用途による地域の実情に応じた支援に制限がある。	電源開発促進税法第1条 発電用施設周辺地域整備法第7条、第10条 電源開発促進対策特別会計法第1条第2項	5(交付金の申請窓口の統一と充当制限については3)		電源三法交付金については、経済産業省、文部科学省がそれぞれ予算を確保し、その政策目的のために交付しているため、両省への申請窓口を一元化することは難しいが、実体面では両省で連携して、電源地域からの申請相談を受けるなど効率化に努めている。また、法律等により補助率が定まっている国庫補助対象事業に対して電源三法交付金を充当することは、当該法律等が適正な補助率を規定する趣旨を害することになるため、電源三法交付金の充当は難しい。なお、2003年10月に電源三法交付金制度を見直し、従来の主な交付金を統合した電源立地地域対策交付金を新設。当該交付金の交付対象事業として、従来の交付金の対象事業に加え、大幅な対象事業の追加を行っており、一般財源化を図らずとも、一般論として、地方公共団体が実施を望む事業は十二分に実施できる内容となっている。	一元化については、効率化の内容を明らかにされたい。また、提案者の構想する事業が円滑に実施できるように、統合的に予算執行する等工夫することが出来ないか、検討されたい。一般財源化については、提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	5(交付金の申請窓口の統一と充当制限については3)	電源三法交付金については、経済産業省、文部科学省がそれぞれ予算を確保し、その政策目的のために交付しているため、両省への申請窓口を一元化することは難しいが、実体面では両省で連携して、電源地域からの申請相談を受けるなど効率化に努めている。また、法律等により補助率が定まっている国庫補助対象事業に対して電源三法交付金を充当することは、当該法律等が適正な補助率を規定する趣旨を害することになるため、電源三法交付金の充当は難しい。なお、2003年10月に電源三法交付金制度を見直し、従来の主な交付金を統合した電源立地地域対策交付金を新設。当該交付金の交付対象事業として、従来の交付金の対象事業に加え、大幅な対象事業の追加を行っており、一般財源化を図らずとも、一般論として、地方公共団体が実施を望む事業は十二分に実施できる内容となっている。		
福島県	公共交通機関事業者との連携による観光振興、観光関連産業再生構想	1195	1195010	111400	電源立地地域対策交付金制度の拡充	民間事業者との共同事業への電源立地地域対策交付金の利用による、観光振興と観光関連産業の再生。	SL修繕費、駅舎等の応分の負担による改修、路線沿線の修繕。現在、年間2回JR只見線よりレンタルしているSL車両を修繕し運行できるようにしなければならない。車両を持つことにより通年運行が可能になり、併せて駅舎等、沿線のSLにあった修繕をおこなうことにより、豊かな四季の歳時記の郷・奥会津の魅力を高めることができ、観光を軸とした地域産業の発展が見込める。	電源、過疎地域を活性化するための起爆剤として、官民一体となった取り組みをする。	発電用施設周辺地域整備法第7条、第10条 電源立地促進対策特別会計法第1条第2項	5		各事業が交付対象となるかについては個別具体的に検討する必要があるものの、2003年10月に創設された電源立地地域対策交付金は、従来の交付金よりも交付対象事業を大幅に拡充しており、地方公共団体が実施を望む事業については、一般論としてその交付対象事業とすることが可能となっている。					
福島県	ベンチャーランドふくしま	1197	1197060	111410	企業立地資金貸付基金を活用したベンチャー企業に対する新たな支援制度の創設	電源立地特別交付金を財源として企業立地資金貸付基金を設けているが、県内に事業所を新設又は増設する企業が設備等の取得費用の貸付原資にのみ充当が可能であり、他の事業の費用に充てることが認められていない。また、電源立地特別交付金は運用通達において、「特定企業を利するため」の経理助成、投機的な事業への助成」などに交付することができない旨規定されている。そこで、この基金の有効活用の観点から、交付金の目的である企業導入、産業の近代化の範囲内で要件を緩和していただき、ベンチャー企業に対する新たな支援策を設け、新事業の創出を図る。	ベンチャー企業に対する支援策を創設する。設備等の取得費用に対する助成制度の新設、運転資金貸付制度の新設、出資金又は出資補助制度の新設	起業家の資金調達は、依然として厳しい状況にあることから、起業家の使いやすいメニューを揃えることにより、創業環境の改善と雇用の創出を図る。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第11条	5		積み立てられている基金の充当の可否については、当該事業が基金積立の目的の範囲内の事業であるかを個別に検討する必要がある。目的の範囲内であれば基金の充当は可能である。	提案の内容である、基金を活用した、ベンチャー企業に対する支援により、新事業の創出を図ることは可能なか確認されたい。	5	積み立てられている基金の充当の可否については、当該事業が基金積立の目的の範囲内の事業であるかを個別に検討する必要がある。目的の範囲内であれば基金の充当は可能である。		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府庁からの回答	
茨城県	ひたちなか地区の土地活用及び港湾利用推進プロジェクト	1278	1278020	111420	電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金対象地域の拡大	電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金対象地域をひたちなか地区全体に拡大する。	ひたちなか地区における補助金の対象地域は常陸那珂工業団地内(旧那珂湊市)であり、補助金の対象地域を国から返還された地区全体(1,182ha)に拡大することで地区内の企業立地の促進が図られる。	ひたちなか地区は、かつて水戸対地射撃場に指定され、日本政府に返還されたのは昭和48年であり開発の進捗が遅ってきた地域であった。国際港湾公園都市構想のもと、工業団地、土地区画整理事業地、港湾関連用地等の土地利用を一層促進するため、市町村単位でなくひたちなか地区全体に補助金対象地域を広げる必要がある。		電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金は、電源地域のうち過疎地域等で企業・事業の拡充を行い、雇用を増加させた企業等に対して、その設備投資費用に充てるため交付されている。ひたちなか市の中では、旧那珂湊市の区域だけが本補助金の交付要件を満たしている。	3		補助対象については、厳しい予算制約の中で政策効果の最大化を図る観点から決定しており、交付対象地域の追加は、新たな財政措置を伴うものであり不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		補助対象については、厳しい予算制約の中で政策効果の最大化を図る観点から決定しており、交付対象地域の追加は、新たな財政措置を伴うものであり不可能。	
富山県	とやま産業活性化プロジェクト	1291	1291010	111430	電源立地地域対策交付金(旧電力移出県等交付金)の弾力運用	電源立地地域対策交付金によって造成した「企業立地資金貸付事業」(富山県企業立地促進資金貸付基金)を取り崩し、「企業導入・産業活性化」等に資する当該年度の事業費に充当することを容認いただきたい。	本県では当該交付金事業として、「地域産業支援事業」、「企業誘致活動強化事業」、「企業立地資金貸付事業」等の地域産業活性化のための事業を幅広く推進している。このうち、「企業立地資金貸付事業」は、交付金によって造成した基金(富山県企業立地促進資金貸付基金)を積み立て、発電用施設の周辺地域において、金融機関と協調して企業の設備投資に対して資金を貸し付ける事業である。この富山県企業立地促進資金貸付基金は、昭和57年から平成5年までの間に造成された約8億5千万円の基金で、ペイオフ対策のため普通預金で運用されており、15年度の運用益は数千円程度となっている。緩やかに持ち直している本県経済を軌道に乗せるため、(当該補助金を5年間程度に限って)取り崩し、企業導入や産業活性化のための交付金事業の規模を拡大させていく。このため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「電源立地地域対策交付金交付規則」、「電力移出県等交付金交付決定」の該当条項を弾力的に運用いただき、電源立地地域対策交付金によって造成した「企業立地資金貸付事業」(富山県企業立地促進資金貸付基金)を取り崩し、企業導入、産業活性化等に資する当該年度の事業費に充当することを容認いただきたい。	近年の低金利政策の継続に加え、地方自治体や産業支援機関を含めたペイオフの一部解禁のため、基金の運用環境は悪化している。 <b>定期預金の金利の低下</b> 4%(H4年) 0.02%(H16年) <b>ペイオフ対策のため</b> 普通預金で運用 0.001%(H16年)	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第11条	5		積み立てられている基金の充当の可否については、当該事業が基金積立の目的の範囲内の事業であるかを個別に検討する必要がある。目的の範囲内であれば基金の充当は可能である。	提案の内容は、基金を活用した企業導入、産業の活性化であるが、その趣旨を踏まえ検討されたい。	5		積み立てられている基金の充当の可否については、当該事業が基金積立の目的の範囲内の事業であるかを個別に検討する必要がある。目的の範囲内であれば基金の充当は可能である。		
日立市	ひとつのり・ものづくり・地域づくり構想	1377	1377040	111440	電源立地特別交付金による産業支援センター機器整備におけるリース品採用の認可	コンピュータ等の情報機器は、特に技術進歩が著しく、買い取りで機器整備してしまうと、3年後には性能の低下が顕著となり、業務に支障が発生するため、こうした機器の整備にリース品などの採用を認可できるように、補助金交付規則などの運用を弾力的にする。	現行制度による電源交付金等は、企業が行う研究開発などのソフト事業が対象となっていない。電源地域の振興のためには、自治体が行う研究に限らず、企業自らが行う研究開発が重要であり、まさに地域産業の振興に直接つながるものであることから、要件の拡充が必要である。	コンピュータ等の情報機器の技術進歩に対応するため、リースによる機器整備を認めるよう運用規則などを弾力的にする。	電源三法交付金は、発電用施設の設置及び運転の円滑化を目的として、電源地域の地方公共団体が実施する各種事業の費用に充てるため交付されるものである。2003年10月には、複数あった交付金を統合して、交付手続きの簡素化を図るとともに、交付対象事業を大幅に拡充したため、地方公共団体は実施する事業を幅広く選択することが可能となっている。	5		2003年10月に電源三法交付金制度を見直し、電源立地地域対策交付金が新設されたが、当該交付金は施設(対象施設)については要件ありの維持運営費もその交付対象としており、個別の事業ごとに判断する必要があるものの、維持運営費として、パソコン等のリース費用に充当することは一般論として可能である。	要望内容は実現可能か確認されたい。	5		2003年10月に電源三法交付金制度を見直し、電源立地地域対策交付金が新設されたが、当該交付金は施設(対象施設)については要件ありの維持運営費もその交付対象としており、個別の事業ごとに判断する必要があるものの、維持運営費として、パソコン等のリース費用に充当することは一般論として可能である。		
安達町	開発による地域再生	1078	1078030	111450	国庫補助金の交付を受けて設置した工業用給水施設の町上水道施設への転用	電力移出県等交付金を受けて整備した工業団地専用給水設備について町上水道施設としての利用を認める。	新たな配水地の設置や、設備の建設に代えて既存設備の一部を利用する。	福島県工業団地等整備事業補助金交付要綱では建設した給水施設は建設後12年を経過しないと他に転用できないとされているが町上水道施設へ転用の場合は補助金の返還を不用とする。	補助金等の交付に係る予算の適正化に関する法律17条、22条	電源立地特別交付金電力移出県等交付金枠(2003年10月に、他の交付金と合わせて電源立地地域対策交付金へと統合)は、発電施設所在市町村等が行う工業団地等の整備の費用に充てるために県が当該市町村に対して交付する補助金の原資とすべく(県に対して交付することができた(電源立地地域対策交付金においても同様)。	2		個別具体的な検討が必要であるが、一般論としては、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しくなったこと、転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、転用目的は、可能な限り補助目的と密接に関連する用途とするよう努め、それが困難な場合であっても、公益性の高い用途に転用されること等の要件を満たす場合は、当該施設の用途変更が認められる蓋然性が高い。	何が新たに認められ、その時期はいつなのかを明確にされたい。	2	補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しくなったこと、転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、転用目的は、可能な限り補助目的と密接に関連する用途とするよう努め、それが困難な場合であっても、公益性の高い用途に転用されること等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成する。		
茨城県	「鹿島経済特区」推進プロジェクト構想(=コンビナート地域再生プロジェクト)	1276	1276040	111460	県独自のプラント維持基準導入に係る新例示基準方式の採用	高圧ガス設備の維持基準についての例示基準の導入)する際に、現行の一律施行でなく、特区制度の枠組みを活用し、事業者や使用可能範囲を限定する例示基準の採用による県独自のモデル事業を展開する。	「鹿島経済特区」では、構造改革特区認定で安全性を検証できる体制(保安等検討委員会)を有し、プラントの維持基準にかかる専門家が委員となっている。委員会で、安全性が充分確保できる範囲内を検証した上で、一定水準以上の能力・体制を有する事業者並びに地区を限定した例示基準の運用を図り、特区内での先駆的なモデル事業を展開する。	原子力プラントへの維持規格導入が図られたが、石油化学・精製プラントについては、検討中となっている。これは、高圧ガスを取扱うほとんどの事業所での運用が難しいことや現行の例示基準(全国一律適用を前提)には、なじまないなどの問題点があるためと考える。このため、まず「特区」制度を活用し、地域や事業者等を限定し、また、プラントの安全性が充分確保できる範囲内に限定したモデル事業を展開し、その後、検証した上で全国展開を要望する。	高圧ガス保安法コンビナート等保安規則第5条、第9条、第10条及び第49条の3	技術基準に適合しているかの判断は一義的に都道府県にゆだねられている。	5		例示基準以外のものでも、技術基準に適合していればよく、現行制度で対応可能。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
神奈川県	かながわ京浜臨海部活性化プラン	1282	1282040	111470	新たなエネルギーのモデル事業の促進	すずの全く発生しない低公害自動車であるDME自動車の「低公害車普及促進対策費補助金(車両購入)」の対象化	「低公害車普及促進対策費補助金(車両購入)」の対象に、モデル事業段階であるDME自動車に加え、普及へのステップアップを促進する。モデル事業の実施促進により、スムーズな普及へのステップアップが図れる。	現状では、型式認定を受けたもののみが対象となっており、1台ずつ認定を受けてナンバープレートを取得するDME自動車(量産段階にないため)は対象となっていないが、低公害車の普及を促進するためには、モデル事業段階の課題検証が極めて重要で、補助の対象化によるモデル事業の実施促進は極めて効果的。	なし	「低公害車普及促進対策費補助金(車両購入)」は、国土交通省所管。	6		「低公害車普及促進対策費補助金(車両購入)」は、国土交通省所管。				
墨田区	墨田区産業活力創生構想	1191	1191030	111480	小規模の研究開発型中小企業に対する特許料及び審査請求料の免除	従業員29人以下の小規模の研究開発型中小企業に対する特許料及び審査請求料の免除	研究開発に意欲的な企業に対して、特許を取得しやすい環境を整備することにより、研究開発型企業を多数創出することをもって、地域産業の活力の再生を図る。	現状では、一定の要件を満たす研究開発型企業に対する特許料や審査請求料の減免措置が適用される余地があるものの、小規模な企業にとっては、依然として特許料や審査請求料の負担が大きく、研究開発の阻害要因となっている。 従業員29人以下の小規模企業については、特許料及び審査請求料を免除することで、研究開発を促進することが期待できる。	特許法第107条、第109条、第195条、第195条の2 産業技術力強化法第17条	現在、資力に乏しい個人・法人に対する特許料(1年～3年分)の減免又は猶予、審査請求料の減免及び試験研究費等の売上高に対する比率が3%超の中小企業(研究開発型中小企業)に対する特許料(1年～3年分)及び審査請求料の減免を講じているところ。また、研究開発型中小企業に対する特許料等の減免措置の対象範囲を拡大し(現行の試験研究費等比率が収入金額の3%超に加え)、平成16年4月1日より、中小企業創造法認定事業、SBR補助金交付事業及び中小企業経営革新支援法の承認計画に係る研究開発事業に係る出願を行う中小企業についても、新たに対象として追加した。	3		平成15年の通常国会において、特許法及び産業技術力強化法を改正し、研究開発型中小企業に対する減免措置を拡大したところ。また、産業財産権行政は、制度を利用する者に対して平等に費用を求めることが原則であり、特定の地域の出願に対して、特許料等の費用を全額免除を行うことは困難。			研究開発型中小企業等に対する減免措置は、平成15年の産業技術力強化法等の改正により対象範囲を拡充したところ。また、産業財産権行政は、制度を利用する者に対して平等に費用を求めることが原則であり、特定の地域の出願に対して、特許料等の費用を全額免除を行うことは困難。	
福島県	ベンチャーランドふくしま	1197	1197050	111490	特許の申請にかかる審査期間の短縮化	特許の申請の後の審査について、これまでよりも審査期間を短縮し、迅速な特許取得を図る。	特許審査にかかる人員の増員や、専門分野を持つ外部機関への審査委託等を活用することにより、迅速な審査を実施する。	国内での特許審査については、これまで審査期間が長く、特許取得の大きな障害となっていたため、これを改善する。	特許法	特許審査官の大幅増員、従来技術調査のアウトソーシングの拡充、審査請求の厳選を促す仕組みの創設等により、世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現を図っているところ。とりわけ、地方の中小ベンチャー企業等からの出願(大学、公的機関、TLOからの出願、実施中や実施予定の技術に関連する出願、中小企業又は個人出願、外国への出願や外国からの出願に関連する出願)に関しては、一定の要件をみたすことにより他の出願よりも優先して審査を行う「早期審査制度」を無料で実施しており、この制度の有効利用が望まれます。また、地方の中小ベンチャー企業等の方々の支援を目的として、各地に審査官が出張して、特許出願人またはその代理人と、審査請求された案件に対し面接を行い、互いに出願及び技術についての理解を深めることで、より迅速に、強(的確な権利取得を支援する「巡回審査」)制度を活用することも望まれます。	5						
栃木県	有資格者の派遣事業(コミュニティ・ビジネスの促進)	3084	3084010	111500	有資格者の派遣事業(コミュニティ・ビジネスの促進)	厚生労働省の労働者派遣事業関係業務取扱要領の改正。具体的には、第2 適用除外業務等 3 適用除外業務以外の業務に係る制限の2)を削除する。	コミュニティビジネスの事業者の会計・税務・社会保険関係事務などについて専門知識の面から支援するため、士業者をそれら事業体に派遣する。	コミュニティビジネスの定着・発展は地域活性化にとって重要。定着・発展のためには経営の効率化やスタッフの待遇改善がされなければならない。そのため士業者の支援が必要不可欠となる。資金の少ない事業者が士業者の支援を受けられるには、その派遣労働を認める必要があるため。			6		本提案については、厚生労働省の所管であり当省の所管外ではあるが、いただいた要望を含め、労働者派遣制度的確な在り方について、引き続き厚生労働省と意見交換してまいります。				
三重県	みえメディカルバレー構想の推進	2057	2057030	111510	大学等教官の特許取得に要する費用の全額免除	大学等教官が出願する特許に関する費用の全額を免除する。	研究開発、技術開発の促進 大学等教官が出願する特許に関する費用は、軽減(1/2)となっているが、全額を免除することにより、教官による特許出願が増加し、その結果、研究開発、技術開発の促進が図られる。	大学等教官が出願する特許に関する費用の軽減(1/2)では不十分である。	産業技術力強化法第16条	現在、産業技術力強化法第16条により、大学の研究者及び大学を対象に、審査請求料及び第1年目～第3年目の特許料の1/2軽減措置を講じているところ。	3		平成15年の通常国会において、特許法及び産業技術力強化法を改正し、今まで全額免除であった独立行政法人に対して、コスト意識を持たせるといった観点もあり、軽減率を1/2に引き上げ、公設試験研究機関に対しては、軽減率を1/2に引き下げるなどの一律の1/2の軽減措置を導入したところ。このような中、大学のみを全額免除にすることは政策的な観点からも適切ではないと考える。			提案の趣旨を踏まえ検討できないか。	大学に対して、特許料等を全額免除することは、機関に対して特許のコスト意識を持たせるといった政策的な観点からも適切ではないと考える。



15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府省からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省からの回答
宮崎県	みやざき産業クラスターの形成による地域経済再生	2067	2067020	111520	大学等、地方公的試験研究機関の特許取得及び共同特許取得に要する費用の免除制度の創設等	大学等(大学等の研究者を含む。)及び地方公的試験研究機関の特許取得及び共同特許取得に要する経費を免除する費用の免除制度の創設、減額制度の拡充を行う。	大学等及び地方公的試験研究機関の特許取得及び共同特許取得に要する経費を免除することにより、産学官の共同研究開発を促進する。	産学官連携による共同研究開発等の成果については、その権利を維持するため、特許化を促進する必要があるが、特許化に当たっては、多額の弁理士費用がかかるため、特許の申請等に要する費用の免除及び減額の拡大が必要である。	産業技術力強化法第16条	現在、産業技術力強化法第16条により、大学の研究者及び大学を対象に、審査請求料及び第1年目～第3年目の特許料の1/2軽減措置を講じているところ。また、平成15年の通常国会において、産業技術力強化法第16条を改正し、平成16年4月より公設試験研究機関に対する審査請求料及び第1年目～第3年目の特許料の1/2軽減措置を創設した。	3	3	平成15年の通常国会において、特許法及び産業技術力強化法を改正し、今まで全額免除であった独立行政法人に対して、コスト意識を持たせるといった観点もあり、軽減率を1/2に引き上げ、公設試験研究機関に対しては、軽減率を1/2に引き下げるなどの一律の1/2の軽減措置を導入したところ。このような中、大学や公設試験研究機関のみを全額免除にすることは政策的な観点からも適切ではないと考える。また、平成15年の通常国会において、特許法を改正し、共有出願に係る特許料(1年～3年分)及び審査請求料について持分の割合に応じて減免の対象となる措置を講じた。	提案の趣旨を踏まえ検討できないが、	3	共同出願に対する特許料等の減免措置については、平成15年の特許法の改正により、措置済み。また、大学や公設試験研究機関に対して、特許料等を全額免除することは、機関に対して特許のコスト意識を持たせるといった政策的な観点からも適切ではないと考える。	
兵庫県	県立大学による産学連携推進構想	2102	2102010	111530	特許関連費用(出願料・審査請求手数料・特許料)の減免	大学教員による職務発明は、社会的要請が強く、大学を核とする地域振興に有益なものが多くと考えられるため、特許関連費用を減免する必要がある。	兵庫県立大学を核とした産学連携の推進	現行では特許法に基づき特許関連費用が定められているが、高額であるため、異に権利が帰属するとされた場合でも、その費用が特許使用料に転嫁されることにより特許使用の促進につながらない恐れがある。また、大学教員に権利が帰属するとされた場合でも、優秀な発明の出願を断念するケースが見受けられる。そのため、大学教員による職務発明に係る特許関連費用を減免する必要がある。	産業技術力強化法第16条	現在、産業技術力強化法第16条により、大学の研究者及び大学を対象に、審査請求料及び第1年目～第3年目の特許料の1/2軽減措置を講じているところ。	5	5	既に、産業技術力強化法第16条により、大学の研究者及び大学を対象に、審査請求料及び第1年目～第3年目の特許料の1/2軽減措置を講じているところ。				
兵庫県	県立大学による産学連携推進構想	2102	2102020	111540	特許審査期間の短縮	大学教員による職務発明は、社会的要請が強く、大学を核とする地域振興に有益なものが多くと考えられるため、優先的審査や審査の簡略化により特許審査期間の短縮を図る必要がある。	兵庫県立大学を核とした産学連携の推進	現行では特許法に基づき出願審査の請求(出願日から3年以内)が規定されているが、大学での発明は社会的要請が強いものも多く、速やかにその利益の社会還元を図る必要がある。しかし、出願から設定登録まで概ね5年の期間がかかっており、そこで、大学教員による職務発明については、優先的審査により特許審査期間の短縮を図る必要がある。	特許法	特許審査官の大幅増員、従来技術調査のアウトソーシングの拡充、審査請求の厳選を促す仕組みの創設等により、世界最高レベルの迅速・確かな特許審査の実現を図っているところ。とりわけ、大学からの出願等(大学、公的機関、TLOからの出願、実施中や実施予定の技術に関連する出願、中小企業又は個人出願、外国への出願や外国からの出願に関連する出願)に関しては、一定の要件をみたすことにより他の出願よりも優先して審査を行う「早期審査制度」を無料で実施	5	5	特許審査官の大幅増員、従来技術調査のアウトソーシングの拡充、審査請求の厳選を促す仕組みの創設等により、世界最高レベルの迅速・確かな特許審査の実現を図っているところ。とりわけ、大学からの出願等(大学、公的機関、TLOからの出願、実施中や実施予定の技術に関連する出願、中小企業又は個人出願、外国への出願や外国からの出願に関連する出願)に関しては、一定の要件をみたすことにより他の出願よりも優先して審査を行う「早期審査制度」を無料で実施				
鈴鹿市	健康・福祉・リハビリテーション関連人材育成・産業創出構想	2129	2129020	111550	大学等教官の特許取得に要する費用の全額免除	大学等教官が出願する特許に関する費用の全額を免除する。	研究開発、技術開発の促進 大学等教官が出願する特許に関する費用は、軽減(1/2)となっているが、全額を免除することにより、教官による特許出願が増加し、その結果、研究開発、技術開発の促進が図られる。	大学等教官が出願する特許に関する費用の軽減(1/2)では不十分である。	産業技術力強化法第16条	現在、産業技術力強化法第16条により、大学の研究者及び大学を対象に、審査請求料及び第1年目～第3年目の特許料の1/2軽減措置を講じているところ。	3	3	平成15年の通常国会において、特許法及び産業技術力強化法を改正し、今まで全額免除であった独立行政法人に対して、コスト意識を持たせるといった観点もあり、軽減率を1/2に引き上げ、公設試験研究機関に対しては、軽減率を1/2に引き下げるなどの一律の1/2の軽減措置を導入したところ。このような中、大学の研究者のみを全額免除にすることは政策的な観点からも適切ではないと考える。	提案の趣旨を踏まえ検討できないが、	3	大学に対して、特許料等を全額免除することは、機関に対して特許のコスト意識を持たせるといった政策的な観点からも適切ではないと考える。	
篠山市	観光の振興と景観形成創出事業	2143	2143010	111560	統一した様式の観光標識・案内板の設置を図るための経費に対する補助金の創設と財政支援	特色ある地域づくりを進めるためには、統一した様式の観光標識や案内板の設置を図ることが望ましいが、有効な補助金等の財政的支援がないのが現状である。これにかかる経費に対する補助金の創設と財政的支援を行うことは、地域再生に資するものとする。	全国で市町村合併が進む中、合併先進地である篠山市において、統一した様式の観光標識・案内板の設置を行うことにより、単に観光地としてのPRにとどまらず、特色ある地域づくりの先進事例となる。	特色ある地域づくりを進めるためには、統一した様式の観光標識や案内板の設置を図ることが望ましいが、有効な財政的支援がない中で、市単独での事業実施は財政的に限界があるため、これにかかる経費に対する補助金の創設と財政的支援を行うことは、地域再生に資するものとする。			6	6	観光振興は我が国の活性化にとって非常に重要であると認識しており、昨年7月に観光立国行動計画が策定され、当省としても積極的に取り組んでまいっている。同計画の中で、各府省の取り組むべき政策課題がまとめられている。今回の提案については、同計画の中で、当省が対応すべきとされておらず、担当ではない。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
富山県	とやま地域再生・雇用対策プロジェクト	1293	1293020	111570	「中小企業基盤人材確保助成金」の助成対象にNPO法人を認める 「中小企業基本法」で定義する「中小企業(者)」にNPO法人を含め、雇用機会の拡大を図るもの	「中小企業基盤人材確保助成金」の助成対象にNPO法人を認める 「中小企業基本法」で定義する「中小企業(者)」にNPO法人を含め、雇用機会の拡大を図るもの	<現状と支援措置> 現在、中小企業労働力確保法に基づき、創業・異業種進出等を支援する制度である「中小企業基盤人材確保助成金」においては、助成対象となる「中小企業(者)」には、NPO法人が含まれていないことから、NPO法人へも対象を拡大し、創業・異業種進出等の促進による地域の活性化と雇用機会の増大を図る。		NPO法人による起業化が今後多く見込まれるため、創業・異業種進出等を支援する中小企業基盤人材確保助成金の支給対象にNPO法人を加える必要がある。中小企業労働力確保法第2条の「中小企業者」の中にNPO法人を加える。	中小企業基本法第2条第1項		6	「中小企業労働力確保法」は、当省と厚生労働省が共管する法律だが、該当助成金は厚生労働省の所管であるため。					
熊本県	熊本県建設産業振興プラン(案)	2050	2050010	111580	農業進出に係る中小企業関係制度融資の対象化	中小企業が農業分野に参入する場合の施設・設備の整備(農業用倉庫の建設、農業機械の購入など)について、中小企業金融公庫の融資対象とする。	新市場の動向や進出に当たっての規制・融資制度等に係る情報提供、専門アドバイザーの派遣等により、建設事業者の新規成長分野への参入を支援する。		建設業の進出対象が「農業分野」の場合、中小企業金融公庫の融資制度の対象とならないため、対象を拡大することにより建設業の農業分野進出を促進する。	中小企業金融公庫法 農林漁業金融公庫法		6	農業に対する金融支援は農林水産省の所掌である。	提案者の要望は、中小企業が農業に参入しやすい制度への改善であり、関係各省で連携し、要件緩和などの余地はないか検討されたい。			中小企業金融公庫は、中小企業者の行う事業の振興に必要な資金を供給すること(中小企業金融公庫法第1条抜粋)を目的としているが、一方、農林漁業の生産力の維持増進に必要な資金については、農林漁業金融公庫が供給すること(農林漁業金融公庫法第1条抜粋)となっている。	
栃木県	栃木県経済新生構想	1211	1211110	111590	中小企業経営資源強化対策費補助金(国庫)の補助対象である県中小企業支援センターについて、プロジェクトマネージャー・サブマネージャーの複数年契約による採用を可能とする。 マネージャーにかかる人件費を含めた全体の事業費について、各自自治体一律的なカットではなく、地域の実情に応じた優先的な配分を求める。	県中小企業支援センターの新事業創出支援体制の強化	本県の中小企業支援センターのプロジェクトマネージャー・サブマネージャーについて、5年程度の複数年契約とすることによって優秀な人材を長期・安定的に確保することにより、人的ネットワークの強化を図る。 国庫補助金の優先的な配分により、支援施策の継続的な実施を可能とすることにより、地域からの新事業創出を促進する。		本県では、県中小企業支援センター及び地域プラットフォームにより、新事業創出を支援しており、マネージャーがこの要となっているが、原則として単年度契約であり、必ずしも次年度の採用が保証されているものではないため、長期的視点に立った起業支援を実施することが難しい。また、マネージャーの人件費を含めた補助事業費が、ほぼ全国一律的にカットされているため、財源的な制約から、必要な事業を継続的に実施できず、やむをえず縮小・廃止するものも生じている。	都道府県等中小企業支援センターが行う経営資源の確保支援に関する種々の支援策を中小企業者のニーズに応じて、効果的かつ効率的に実施するため、都道府県等中小企業支援センターが行う事業を一貫して管理するプロジェクトマネージャー、サブマネージャーを都道府県等中小企業支援センターに設置する。	中小企業経営資源強化対策費補助金交付要綱 第4条第2項 中小企業経営資源強化対策費補助金実施要綱 第2章3(1)(ロ)		5	実施要領上で、プロジェクトマネージャー等については、毎年度評価を実施することとし、適正であると評価された場合は、引き続き次年度に更新できるものとしており、要望に対応しているものと思料。 事業費の配分については、地域の実情に応じた各都道府県の要望を踏まえて、各経済産業局で審査の後に配分されている。	事業費の配分については、優先的な半分が出来ないか再度検討されたい。			事業費の配分については、地域の実情に応じた各都道府県の要望を踏まえて、各経済産業局で審査の後に配分されている。
富山県	とやま産業活性化プロジェクト	1291	1291030	111600	技術開発補助金等の用途の弾力運用	補助対象機械・設備の生産設備への転用の容認 技術開発補助金等の管理に関する事業者の義務を緩和し、補助対象機械・設備の補助事業後の関連生産設備への転用(目的外使用)を認めていただきたい。 技術開発補助金等 創造技術研究開発事業、地域活性化創造技術研究開発事業、中小企業地域新生コンソーシアム研究開発事業等の中小企業の技術開発を促進する事業	中小企業者は、技術開発後その成果を事業化する場合、新たに生産設備を導入せねばならず、経済的負担が大きいため、当該事業の県内産業への波及が停滞することが多々ある。 このため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「中小企業経営革新等対策費補助金交付要綱」、「中小企業経営資源強化対策費補助金交付要綱」、「中小企業地域新生コンソーシアム研究開発制度実施要領」の該当条文を弾力的に運用いただき、技術開発補助金等の管理に関する事業者の義務を緩和し、補助対象機械・設備の補助事業後の関連生産設備への転用(目的外使用)を認めていただきたい。	現在の厳しい経済環境を助長すると、設備導入の時間・コストを低減し、事業化を促進するためには、生産設備に研究開発事業の補助対象機械・設備を転用することが必要である。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第11条(補助金) 中小企業経営資源強化対策費補助金交付要綱第89条 中小企業経営革新等対策費等補助金交付要綱(創造技術研究開発事業) 第35条 中小企業経営資源強化対策費補助金交付要綱(地域活性化創造技術研究開発事業) 第89条(委託) 中小企業地域新生コンソーシアム研究開発制度実施要領	交付要綱に定める処分制限財産を財産処分(生産設備への転用等、目的外使用を含む)する場合には、交付要綱において所轄経済産業局長の承認が必要と規定している。	(補助金) 2:全国的に対応 (委託費) 8:事実承認		個別具体的な検討が必要であるが、一般論としては、技術開発補助金の交付対象となった試験研究及び関連試験研究が終了し、当該補助金で取得した機械・装置等を当該技術開発補助金の補助目的に従って利用する余地が乏しくなった場合には、生産設備への転用その他の商業活動へ転用することは可能であり、補助金の返還を行うことなく当該設備の用途変更の承認を行える蓋然性が高い。 なお、中小企業地域新生コンソーシアム研究開発事業は国の委託事業であり、取得財産は契約上により国に帰属することとなっている。	交付要綱に定める処分制限財産を財産処分(生産設備への転用等、目的外使用を含む)について、何が新たに認められ、その時期はいつなのかを明確にされたい。	(補助金) 2:全国的に対応		補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、当該補助金で取得した機械・装置等を当該補助金の補助目的に従って利用する余地が乏しくなった場合、等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成する。	
日立市	ひとづくり・ものづくり・地域づくり構想	1377	1377070	111610	開発型補助金での特許取得の承認	経済産業省の「経営革新支援対策費等補助金」や「地域活性化創造技術研究開発費補助金」などにおける特許出願費用を補助対象経費として承認する。	現行制度の国等の開発型補助金では、開発に伴う特許出願費用(弁理士報酬費、海外出願翻訳料)が認められていないが、弁理士報酬費が50万円、翻訳料が100万円と高額であり、中小企業には負担が大きいため、研究開発成果の保護、事業化の進展、研究開発型企業の創出のためには、当該経費を補助対象経費として承認できるよう要綱等を緩和する。	中小企業における開発に伴う経費抑制のため、特許取得に係る経費を補助対象として承認する必要がある。	中小企業経営革新等対策費等補助金交付要綱	交付要綱において、補助対象として認められていない。			3	補助対象経費については、厳しい予算制約の中で政策効果の最大化を図る観点から決定しており、本提案は、新たな予算措置が前提となり、不可能。			補助対象経費については、厳しい予算制約の中で政策効果の最大化を図る観点から決定しており、本提案は、新たな予算措置が前提となり、不可能。 なお、16年度より経営革新支援法に基づき技術開発による経営革新計画の承認を受けている場合には、その事業により生じた特許の審査請求料と第1～3年分の特許料について1/2の減免措置を新たに講じる予定である。	
日立市	ひとづくり・ものづくり・地域づくり構想	1377	1377110	111620	研究開発事業の国庫補助金着前交付	国庫補助事業のうち、中小企業の研究開発に係る補助金等の事業着手前支払制度を創設。 国・県から直接事業者を支払われる補助金を、市が受ける流れを作り、市が補助金決定後に事業者を支払う。(現在の間接補助金では支払うことができない。) 補助事業着手時に補助金を市の責任のもと先払いすることを可能とし、事業完了後市が国・県等から補助金を受けるとして、事業者の資金調達の利便を図る。(補助申請手続きの大幅な変更を必要としない。)	国庫補助事業のうち中小企業の研究開発に係る、補助金等の事業着手前支払制度を創設。	経済産業省所管の「地域活性化創造技術研究開発事業」などの補助金の交付時期を着手前とし、資金調達等にかかる事業者の負担を軽減する。	中小企業経営資源強化対策費補助金交付要綱第73条	本制度は、中小企業者等が自ら行う新製品、新技術に係る研究開発等に要する経費について、都道府県が補助を行う場合における当該費用の一部を国が補助するものである。	8:事実承認		前払い・概算払いについては、地方自治法施行令162条3号で認められており、当該県が前払い・概算払い規定を設けるか否かの判断。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府庁からの回答
山形県	やまがた産業ルネッサンスプラン	1385	1385020	111630	ものづくり産業の設備リニューアル支援のための資金要件の緩和	零細企業の設備取得事業を対象とした小規模事業者設備導入資金については、貸付対象者は原則として事業者規模が20人以下で、特認の50人以下の事業者への貸付額は全体の25%以内とされているものを、特認企業への貸付割合を50%まで緩和するもの。	労働集約的な生産形態をとめているニット、鏡物、食料品等の生活関連型の地場産業を中心に安定的な設備資金の供給を図るもの。	従業員で零細性を判断するのは地域産業の実態を反映しておらず、特認貸付の割合を高めることで制度の弾力化を図る必要がある。	小規模企業者等設備導入資金助成法第2条第1項第1号(同項の規定に基づく都道府県の事業計画作成の基準(平成12年通商産業省告示第1172号))	常時使用する従業員の数が21人～50人の特認企業への貸付割合は貸付規模全体の25%となっている。	3		各地からの要望を踏まえ、平成13年に特認企業への貸付割合を10%から25%へ引き上げたところ、現在の実績に対して十分な貸付割合となっている。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		現在の実績に対して十分な貸付割合となっている。本提案は新たな予算措置が前提となり、不可能。
株メルサ	M&Aを主体とした経営者再教育と中小企業経営者の第2創業支援	3008	3008010	111640	中小企業経営者を対象とした助成金と融資の条件変更	創業に対する助成金と融資の制度は充実している現況であるが、その大半は自分のビジネスプランがあるものに対する制度である。本ビジネスはビジネスアイデアのない経営者に対しても、指定講座で教育をすることにより、資金提供とビジネスの斡旋を行うとするものである。よって、助成や融資制度で現況の条件を排除し、指定講座受講という条件で助成や融資が可能となる支援資金を定めるものである。つまり、支援制度の融資と助成の決定権限の委譲を求めるものである。	創業に関する助成金や融資の制度は大半が、取組むビジネスがあり、そのビジネスを起業する資金調達を目的とする。創業の反面、起業破綻が急増している。中小企業にはM&Aという企業存続と発展の戦略が浸透しておらず、M&Aを知ることにより、事業転換、多角化の重要性を認識できる。中小企業経営者は、経営実践力をもっているが、多角事業への種を見つけて起業することには案外不得手である。このネックを解決させる為に、経営者再教育の講座を開催し、認定試験に合格した中小企業経営者に対し、無担保・無保証人にて助成・融資と共にあらゆるフランチャイズビジネスを斡旋しようとするものである。フランチャイズビジネスには経営ノウハウがあり、経営実践経験者である中小企業経験者にとっては、新事業のノウハウを既存事業の経営に重複させ展開することができ、又、M&Aという経営戦略を学ぶことにより、決断遅れでの企業破綻を防止することになり、雇用の維持と、第2創業による新雇用で地域産業の活性化が実現できるものである。	中小企業経営者が会社売却をしようとしても、売却後の身の振り方に危惧し躊躇してしまう。さらに、多角化へのシーズを見つけれず、チャレンジするビジネスがない限り、融資や助成を受けることが不可能である。このビジネスモデルでは、取組むビジネスを斡旋し、経営者の再教育を条件に融資や助成が実現するという、国策での救済となり安心できるビジネスモデルとして受け止められるものである。又、M&Aは中小企業に浸透しておらず、融資付きの国策という信用性で中小企業に提唱できる。		3	ご提案については、新たな予算措置が前提となり、不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討できないが、	3	新たな予算措置が前提であるため、対応は不可能。			
財団法人水島地域環境再生財団	よみがえれ、水島のまち 水島再生プラン	3056	3056020	111650	多業種中小企業の活性化及び連携による地域産業再生	水島コンビナート地域に多様な業種にわたる中小企業の誘致を図り、その立地を促進する。そのために、コンビナート内の遊休地等を整理し、工場団地を新たに建設する。中小企業の多くは、地域と密着した産業であり、その活性化と地域内での相互の連携を強化することによって地域内での雇用促進、賑わいを取り戻すことに繋がる。	これまで、水島をはじめとする巨大コンビナート地域では、素材供給型の単純な産業が主流を占めていた。しかしながら、社会情勢の多様化、グローバル化が進んだ今日においては、行き詰まりを見ている。そこで、水島地域においても、これまでの産業とも関連を持った多様な中小企業を積極的に誘致する。そのために、大規模工場等の整理縮小に伴う遊休地等を活用して、多業種中小企業による工場団地を建設する。	現在は、銀行等による貸し渋りなど、中小企業の経営を圧迫する製作が中心なので、もっと中小企業を優遇する政策が必要である。本提案に関連しては、工場団地への移転に対する補助、移転後も税制面で優遇する、地域への貢献度に合わせて表彰するといった政策が考えられる。	工業再配置促進法第1条、第2条	工業再配置促進法は、全国的な視点に立って産業の過密地域と過疎地域とのバランスを是正するため、移転促進地域から誘導地域への工場の移転、誘導地域における工場の新増設を促進する施策であり、これらを促進するために税制、財投等の支援をするものである。	工業再配置促進法は、全国的な視点に立って産業の過密地域と過疎地域とのバランスを是正するため、移転促進地域から誘導地域に工場の新増設等を促進する施策であるため誘導地域以外の地域における工場移転に支援することはできない。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		工業再配置促進法は、全国的な視点に立って産業の過密地域と過疎地域とのバランスを是正するため、移転促進地域から誘導地域に工場の新増設等を促進する施策であるため誘導地域以外の地域における工場移転に支援することはできない。		
株東京リーガルマインド	民間活力の積極的活用による地域経済活性化	3085	3085010	111660	経営者教育事業(中小企業の健全育成)	経営者が、「経営能力習得カリキュラム」を履修することを助成金交付の要件とする。	経営者が、「経営能力習得カリキュラム」を履修することを助成金交付の要件とする。	中小企業の健全育成・雇用枠の拡大			6		当該要望に対応する補助金は、すでに厚生労働省が所管していることと承知している。				
福井県	創業バリアフリー日本一構想	1089	1089020	111670	中小企業の資金調達要件の緩和	信用保証制度における第三者保証人徴求要件を緩和する	提案している支援措置とともに、本県独自の「開業特別支援資金」においても、自己資金要件を撤廃したり、第三者保証人を不要とする制度を設けることとし、全国で最も中小企業の新規創業を容易にする環境を整備する。	現状の制度では、新規創業時にある程度の資力のある者しか融資が受けられず、新規創業の支障となっている。	第三者保証人徴求の取扱いについて(H12.12.25企庁第9号中小企業庁通知)	無担保保証制度のうち5,000万円までは、原則として第三者保証人を求めない運用を行っている。	8		無担保保証の5,000万円を超える部分について第三者保証人を徴求することを義務付けているものではない。				
福島県	ベンチャーランドふくしま	1197	1197070	111680	信用保証協会基本財産の取り崩し手続きの簡略化	信用保証協会基本財産のうち基金準備金額の10%については、その取り崩しに当たって、県と信用保証協会との協議により実施できるよう変更する。また、剰余金の基本財産への繰入割合を50%から30%に引き下げる。	金融機関によるベンチャー企業をはじめとした中小企業融資に対する保証事業の実施。信用保証協会が積極的保証することにより、ベンチャー企業が融資を受けやすくなり、ベンチャー企業の資金繰りが向上する。	中小企業等への資金供給を円滑に実施するためには、融資に対する保証が円滑に実施されることが必要となるが、保証債務の代位弁済の増加などの要因から、信用保証協会の経営が悪化しており、保証に当たって保証要件の厳格適用等によりリスクの少ないものの保証が中心となるなど、積極的な保証に踏み込みづらい状況となっている。本提案の実施により信用保証協会の経営が安定し、積極的な保証承諾に繋がります。中小企業に円滑な資金供給が実施されることが期待されるため。	事務ガイドライン(信用保証協会関係) 2-5-1-(1) 報告を求める協会の選定関係 3-3-(5)-イ 収支差額変動準備金の繰入関係	基本財産を取り崩す場合は、各協会の定款の規定に基づきその処理を行い、都道府県知事と財務局長との協議結果を踏まえ、金融庁監督局長及び中小企業庁長官に経営改善計画の策定に関する報告を行う。毎事業年度の収支差額の剰余は、その100分の50の範囲内で、事業年度末における基本財産の2分の1相当額を限度として繰り入れる。	・信用保証協会の基本財産は、業務遂行上の最終担保であることから、剰余金から基本財産への繰り入れに係る会計処理のルールは、信用保証協会が安定的に保証業務を行うために必要なものであり、ご指摘のようなベンチャー振興のための安易なルール変更は適当ではない。・むしろ、ベンチャー企業振興のためには、信用保証協会の経営を安定させた上で、すでに手当てしてある新事業創出関連保証等のベンチャー向け保証制度を積極的に推進することが必要と考える。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		政府としては、ベンチャー企業をはじめとした中小企業の振興を図るため、新事業創出関連保証等の特別の保証制度を創設したり、信用保証協会がこうした保証制度を積極的に推進できるような予算措置を講じるなど、積極的に取り組んで来たところである。一方で、信用保証協会によるベンチャー企業等への積極的な保証を促進するために、信用保証協会の剰余金の処理方法を変更するというご提案については、こうした会計処理のルール変更が信用保証協会の財務上・業務運営上の規律を歪めることにかんがみれば、ベンチャー企業等の振興という政策目的を達成するために政府がこれまで講じてきた政策手段に比べて望ましくない措置であり、適当でないと考えている。		

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府省からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
栃木県	栃木県経済新生構想	1211	1211020	111690	政府系金融機関の特別貸付の貸付対象等の拡充	商工組合中央金庫、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫の特別貸付の貸付対象を拡充し、再生が軌道に乗りにある事業者に対して次の一から借入金の返済(リファイナンス)資金の融資を可能とする。株式会社産業再生機構 再生に取り組む中小企業等に対する投資事業を行うために中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律及び産業活力再生特別措置法に基づいて組成された中小企業等投資事業有限責任組合(地域中小企業再生ファンド) 株式会社整理回収機構	商工組合中央金庫、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫の特別貸付の貸付対象を拡充し、再生が軌道に乗りにある事業者に対して次の一から借入金の返済(リファイナンス)資金の円滑な融資を可能とすることにより、県内中小企業等の短期的、集中的な再生を促進させる。株式会社産業再生機構 再生に取り組む中小企業等に対する投資事業を行うために中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律及び産業活力再生特別措置法に基づいて組成された中小企業等投資事業有限責任組合(地域中小企業再生ファンド) 株式会社整理回収機構	地域において企業再生を促進していくためには、再生に取り組む中小企業等に対する投資事業を円滑にする必要がある。大企業に比較し、中小企業等は株式売却等による投資の出口制約が極めて大きく、このことが地域における企業再生の大きな障壁となっている。このため、企業再生支援のノウハウを有する商工組合中央金庫、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫の融資によって企業再生の最終的出口が確保されることにより、地域における企業再生が大きく促進される。	中小企業金融公庫特別貸付制度要綱等		2	中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫においては、現行の企業再生に取り組む中小企業を支援するための貸付制度(企業再建資金)により要望事項に対する貸付は可能であるが、平成16年度から株式会社整理回収機構や株式会社産業再生機構等の関与の下で再生に取り組む中小企業を貸付対象として明記する。また、国民生活金融公庫においても、平成16年度から同様の貸付制度を創設する。					
札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	1258	1258090	111700	信用保証協会による信用保証の特定非営利活動法人への適用	「信用保証協会法」に基づいて運営されている信用保証協会による信用保証の対象を、特定非営利活動法人にも拡大すること。	札幌元気基金の創設により市の事業として資金支援を行っていくことに加え、提案事項が実現することによりコミュニティサービスを担うNPOが金融機関からの確実な資金調達を行うことができるようになり、中小企業や創業に挑戦するNPOなど地域において必要な資金が供給されることとなる。	市民活動団体は、近年その数は増すとともに、その社会的役割が期待されているが、信用保証協会の保証を受けられないことが、コミュニティサービスを始め事業に必要な資金調達の支障となっている。	中小企業信用保険法第2条	特定非営利法人は中小企業者に当たらないことから、中小企業信用保険の対象としていない。	3	特定非営利法人は中小企業者に当たらないことから、民法上の公益法人と同様に、中小企業信用保険の対象とはならない。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	中小企業信用保険制度は、中小企業者に対する事業資金を円滑にすることにより中小企業を振興し、国民経済の健全な発展を図ることを目的としており、その対象者は営利活動を行うことが原則とされていることから、NPO法人を中小企業者として扱うこととしていない。 (NPO法人については、地域においての重要なサービスを提供、一定の雇用機会の確保等により大きな社会的意義を果たしているものも相当数あると思われるが、他方でNPO法人は極めて広範な目的で設立されており、その活動内容も多種多様であることから、中小企業施策の対象とすべき法人はどの程度あるのか等について、実態を十分見極めてまいりたい。)		
長野県	コモンスの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	1070	1070030	111710	農業法人・NPO法人等に対する中小企業信用保険法の対象とする。	体験型観光施設を整備する農業法人・NPO法人等に対する保証協会の保証は中小企業信用保険法の対象とする。	体験型観光施設を整備する農業法人・NPO法人等に対する保証協会の保証は中小企業信用保険法の対象とする。	農業法人・NPO法人等が、観光目的としての農業体験施設を整備する場合には、観光業を営む中小企業者のみならず、中小企業信用保険法を適用することで、保証制度を活用し、低利な融資による資金供給が円滑に行われる環境を整える。	中小企業信用保険法第2条 中小企業信用保険法施行令第1条	中小企業信用保険法施行令第1条において農業は中小企業信用保険法の対象業種から除外されている。しかしながら、農業と中小企業信用保険法の対象業種(観光業等)を兼業している場合は、対象業種に係る事業資金を保険対象資金としている。特定非営利法人は中小企業者に当たらないことから、中小企業信用保険の対象としていない。	農業との兼業の取扱については5。特定非営利法人の取扱については3。	農業と中小企業信用保険法の対象業種を兼業している場合は、対象業種に属する事業に使用されるものとして特定できる資金については保険対象資金としている。また、当該事業資金が対象業種に属する事業に係る資金と農業に属する事業に係る資金が混在したものであって、区別できない場合は、当該事業資金を売上高、販売数量等の指標によって按分するなどの方法により、保険対象資金としている。一方、特定非営利法人は中小企業者に当たらないことから、民法上の公益法人と同様に、中小企業信用保険の対象とはならない。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	6 3	農業を営む者及び農業に従事する者の農業経営に必要な資金については、農業信用保証保険法に基づく、農林漁業信用基金の信用保険制度が存在する。 このため、中小企業信用保険法施行令第1条において、農業は中小企業信用保険法の対象業種から除外されている。 中小企業信用保険制度は、中小企業者に対する事業資金を円滑にすることにより中小企業を振興し、国民経済の健全な発展を図ることを目的としており、その対象者は営利活動を行うことが原則とされていることから、NPO法人を中小企業者として扱うこととしていない。 (NPO法人については、地域においての重要なサービスを提供、一定の雇用機会の確保等により大きな社会的意義を果たしているものも相当数あると思われるが、他方でNPO法人は極めて広範な目的で設立されており、その活動内容も多種多様であることから、中小企業施策の対象とすべき法人はどの程度あるのか等について、実態を十分見極めてまいりたい。)		
長野県	建設産業構造改革推進支援	1071	1071010	111720	建設業農林業経営に対し中小企業信用保険法の対象とする。	地域の基幹産業である建設業の中小企業が農林業経営を行なう場合に必要とする資金に保証実施する信用保証協会の保証を中小企業信用保険法の対象とする。	地域の基幹産業である建設業の中小企業が農林業分野進出に必要な資金及び進出後の企業運転資金は中小企業向け制度融資を活用できるよう中小企業信用保険法の対象とする。 地域の基幹産業である建設業の中小企業の再生を支援し、かつ地域の農林業振興を図るために、農林業を中小企業信用保険法の対象とし信用保証協会の保証業務を行ない易くする。現時点では信用保証協会はアグリビジネスに対する審査能力が無いため、当面は農業信用基金協会との連携をとりノウハウの確立に努めて行く。	業種転換時の初期投資や運転資金は、建設業にとって大変重く、低利かつ保証のある制度融資の活用が必要となる場合が多いが、農林業分野への進出は農林業分野が中小企業信用保険法の適用外であることから、当初に必要な設備及び運転資金は中小企業向け制度融資を活用できない。 また当該企業が農林業進出時点以降に制度融資適用分野で運転資金を借り入れる場合に、農林業が信用保険対象分野でないことから融資金額、会計処理に一定の制限がかけられ、企業経営全体への影響が出てしまう。	中小企業信用保険法第2条 中小企業信用保険法施行令第1条	中小企業信用保険法施行令第1条において農業は中小企業信用保険法の対象業種から除外されている。	6	農業を営む者については、農林漁業信用基金等の信用保険制度があり、本件はその対象となる。いずれにせよ農業に対する金融支援策は農林水産省の所管事項である。	提案者の要望は、中小企業が農業に参入しやすい制度への改善であり、関係各府省で連携し、要件緩和などの余地はないか検討されたい。	3	農業を営む者及び農業に従事する者の農業経営に必要な資金については、農業信用保証保険法に基づく、農林漁業信用基金の信用保険制度が存在する。 このため、中小企業信用保険法施行令第1条において、農業は中小企業信用保険法の対象業種から除外されている。		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府省からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
山形県	やまがたニュービジネス創生プラン	1383	1383030	111730	地域密着型の生活支援サービスの担い手の育成のための信用保証制度の要件緩和	地域密着型の生活支援サービスの担い手となりうる、小規模な商業・サービス事業者に対する資金供給の円滑化を図るため、小額融資保証制度特別小口(限度額1,250万円、保証期間7年以内)の制度利用対象者について、現行の「5人以下」から、「10人以下」まで要件を緩和すること。	県の金融担当窓口へ寄せられる相談事例のなかにも、当該提案に合う事例が数多く見受けられる。保証要件の緩和により、地域の生活支援サービスの創出が図られる。	本制度による業種別のカバー率は、商業・サービス業では56%であるのに対し、他業種(例/製造業)では70%を超えており、同等の水準まで引き上げる必要がある。	・中小企業基本法第2条第5項 ・中小企業信用保険法第2条第2項第1号	・中小企業基本法の規定に基づき、小規模企業者について、商業又はサービス業を営む者は「5人以下」とされている。 ・中小企業信用保険法の小規模企業者に係る規定についても、同内容の規定としている。 ・特別小口保険制度は、中小企業の中でも特に小規模で経営基盤の弱い事業者に対する金融支援策として、1,250万円まで無担保・無保証人(本人保証もなし)で信用保険を受けられるもの。	3-		本制度の対象者である小規模企業者は、中小企業基本法にその定義がされており、他の小規模企業施策においてもその定義を用いることにより、国として企業者に対して特別の措置を講じている。 特別小口保険制度についてのみ小規模企業者の定義を緩和するとすると、他の小規模企業施策で特別な措置を講じられていない事業者にもその措置が及ぶことになり、本来特別に措置を講じられるべき小規模企業者支援策の希薄化につながることから、慎重に対応すべきものと考えられる。		3		
山形県	やまがたニュービジネス創生プラン	1383	1383040	111740	地域密着型の生活支援サービスの担い手の育成のための信用保証制度の要件緩和	地域密着型の生活支援サービスの担い手となりうる小規模な事業者が、小額融資保証制度特別小口を利用した場合、他の保証制度が利用できない、商業・サービス分野に新分野進出を図る場合に限り、他の保証制度の利用を可能にするもの。	小額融資保証制度を利用し、保証期間の7年以内に、商業・サービス分野への新分野進出を図り、事業の拡大を目指す意欲ある事業者が相当数想定され、保証要件の緩和により地域内の活性化が期待される。	当該特別小口制度を利用した場合、完済するまで他の保証制度が利用できず、新たな事業展開を図る場合の資金調達が困難になっているため。	中小企業信用保険法第3条の3第3項	・特別小口保険の限度額1,250万円を超えて信用保険を利用する場合は、多種保険に変更となる(特別小口保険と多種保険の併用はできない)。	3-		・特別小口保険制度は、特に小規模で経営基盤の弱い事業者を対象とするものであり、普通保険や無担保保険等の多種保険を利用できる者は、保証人等を提供した上で、そちらを利用すべきとの趣旨から、他種保険との併用は出来ないことになっている。 従って、御指摘の制度緩和については、十分な必要性の議論が必要であると考えているところ。本制度はこれまでのところ円滑に運用されており、特段問題は生じていないと認識している。従って御要望のような要件緩和については慎重な対応が必要と考えられる。		3		
山形県	やまがたニュービジネス創生プラン	1383	1383050	111750	地域密着型の生活支援サービスの担い手の育成のための信用保証制度の要件緩和	地域密着型の生活支援サービスの多様な担い手を創出するため、「農業を営んでいた者」が「新たに商業・サービス業」を創業する場合、新事業創出促進法に基づく信用保証制度の利用を可能にするもの。	商店街の空き店舗を活用した農家レストランや、街中居住者を対象とした農産物の産地直送の販売など、多様なビジネスの創出が期待される。	新事業創出促進法による信用保証の対象者は、事業を営んでいない個人が新たに商工業の事業を開始する場合とされ、農業者が新たに商工業の事業を立ち上げる場合、業歴・業種両面で保証の対象外となり、資金調達が困難になっている。	新事業創出促進法第2条	本制度は、新たな事業の創出を促進するため、事業を営んでいない個人による創業に必要な事業資金および新たに企業を設立して行う事業の開始に必要な事業資金について行う保証である。 【保証申込人の資格】 (1)新事業創出促進法(以下「法」といふ。)第2条第2項第1号、第3号および第5号に該当する創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有する方。 (2)法第2条第2項第2号、第4号および第5号に該当する創業者である中小企業者であって、事業を開始した日または会社を設立した日以後5年を経過していない方。 【資金使途】 法第2条第1項に該当する創業等または創業等の事業実施のために必要な運転資金および設備資金(保証限度額) 1,500万円。ただし、法第2条第2項第1号および第3号に該当する方は、自己資金額を保証限度額とします。 【保証期間】 運転資金 5年(措置期間1年以内を含む)、以内 設備資金 7年(措置期間1年以内を含む)、以内 【返済方法】 分期返済 【貸付利率】 金融機関の定める利率 【信用保証料率】 50万円超 年0.80% 【担保・保証人】 【その他】 保証申込の際は、法第2条第2項第1号、第3号および	ご要望いただいている点については、「農業を営んでいた」ことにより申請が妨げられるものではなく、申請時に「事業を営んでいない個人」であることが証されれば申請は可能となっている。		5				
山形県	やまがたニュービジネス創生プラン	1383	1383060	111760	地域密着型の生活支援サービスの担い手の育成のための信用保証制度の要件緩和	地域密着型の生活支援サービスの役割が大きくなってきている。収益事業を行うNPO法人が地域密着型の生活支援サービスに取り組む場合に中小企業信用保証制度の対象事業者を追加するもの。	県内のNPO法人のうち、介護保険に基づくサービス事業所として25法人が認定され収益事業を行っている。また、NPO法人が様々な分野の生活支援サービスに取り組もうとする動きが見られる。	NPO法人は信用保証制度の対象外とされており、生活支援サービスに取り組む場合に資金調達が困難なケースがあるため。	中小企業信用保険法第2条	特定非営利法人は中小企業者に当たらないことから、中小企業信用保険の対象としていない。	3		特定非営利法人は中小企業者に当たらないことから、民法上の公益法人と同様に、中小企業信用保険の対象とはならない。 提案者の要望は、地域密着型の生活支援サービスの担い手の育成であるが、その趣旨を踏まえ再度検討されたい。		3		中小企業信用保険制度は、中小企業者に対する事業資金を円滑にすることにより中小企業を振興し、国民経済の健全な発展を図ることを目的としており、その対象者は営利活動を行うことが原則とされていることから、NPO法人を中小企業者として扱うこととしていない。 (NPO法人については、地域においての重要なサービスを提供、一定の雇用機会の確保等により大きな社会的意義を果たしているものも相当数あると思われるが、他方でNPO法人は極めて広範な目的で設立されており、その活動内容も多種多様であることから、中小企業施策の対象とすべき法人はどの程度あるのか等について、実態を十分見極めてまいりたい。)
山形県	やまがた産業ルネッサンスプラン	1385	1385050	111770	アグリビジネスへの参入促進のための信用保証制度の要件緩和	他産業から農業への参入促進するため、中小企業信用保証制度の対象業種として限定的に認められている工場の生産設備を備えた非土地利用型の「農業的業務」として、新たに果菜・葉菜類や花卉等の「水耕方式の栽培事業」を加える。	本県では国を上回る水準で公共事業の縮減を図っていることから、県では建設業懇話会を設置して、新分野進出を巡る議論を業界とともに進めて経緯があり、建設業の新分野進出支援の機運が高まりつつある。	中小企業信用保険法では、農業関連業種であっても、苗床方式によるか、いわれ大根製造業、菌床方式によるきのこ製造業、鶏卵の人口ふ化業等の5業種に限り特例的に保証を認めている。これらと同様に工場の生産設備を備えた非土地利用型の「水耕方式による栽培事業」を対象に加えるもの。	中小企業信用保険法第2条 中小企業信用保険法施行令第1条	中小企業信用保険法施行令第1条において農業は中小企業信用保険法の対象業種から除外されている。	6		農業を営む者については、農林漁業信用基金等の信用保証制度があり、本件はそれに対する農業に対する金融支援策は農林水産省の所管事項である。 提案者の要望は、中小企業が農業に参入しやすい制度への改善であり、関係各省で連携し、要件緩和などの余地はないか検討されたい。		3		・農業を営む者及び農業に従事する者の農業経営に必要な資金については、農業信用保証保険法に基づく、農林漁業信用基金の信用保証制度が存在する。 このため、中小企業信用保険法施行令第1条において、農業は中小企業信用保険法の対象業種から除外されている。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府省からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
宮城県	緊急経済産業再生戦略事業(新世代アグリビジネス創出支援事業)	1393	1393010	111780	農外企業の農業参入における補助残融資での制度資金及び信用保証の利用拡大	・農外企業が農業参入を行った場合の資金調達において、商工資金に基づく信用保証の利用が可能な場合は、圃床栽培方式によるキノコの生産と、苗床栽培方式によるカイワレ大根の生産の場合のみに限られるが、これを拡大し、農地を利用せず工場生産方式を行うトマトイチゴ等の水耕栽培も対象とするもの。	・農外企業が農業参入をする場合、農業者が農業をする場合に利用できる農業系の制度資金(及び信用保証)が利用できない場合があり、また商工業者が利用できる商工系の制度資金(及び信用保証)の利用が極端に限られるなど、資金調達の面で、それらが阻害要因となっており、補助制度を創設しても十分に活用されない事象が懸念される。 ・そこで、制度資金や信用保証の対象の拡大を図ることにより、農外企業の農業参入が促進され、それにより、企業の経営ノウハウを活用した新しい経営感覚を持った農業経営体の育成が図られ、もって地域経済の担い手としての農業の振興につながることを期待される。	・現在、その利用が限られる商工資金系の信用保証の対象業種を拡大することで、農外企業の農業参入が一層促進されるものと考えられる。なお、拡大する範囲は、中小企業信用保険法施行令第1条第1項において農業は保証の対象とはしないこととされていることから、あくまで工場生産方式の形態に限るとすることで、従来の取扱いとの整合性は図られるものと考えられる。	中小企業信用保険法第2条 中小企業信用保険法施行令第1条		6	農業を営む者については、農林漁業信用基金等の信用保証制度があり、本件はその対象となる。いづれにせよ農業に対する金融支援策は農林水産省の所管事項である。	提案者の要望は、中小企業が農業に参入しやすい制度への改善であり、関係各府省で連携し、要件緩和などの余地はないか検討されたい。		3		・農業を営む者及び農業に従事する者の農業経営に必要な資金については、農業信用保証保険法に基づく、農林漁業信用基金の信用保証制度が存在する。 ・このため、中小企業信用保険法施行令第1条において、農業は中小企業信用保険法の対象業種から除外されている。
大阪府	円滑な資金供給による中小企業の活力再生	2028	2028010	111790	中小企業者のリスクに応じた弾力的な保険料率の設定	中小企業の経営状況等に応じて、そのリスクを反映した保険料率を柔軟に設定できるようにする。	現行信用補完制度の中ではリスクが高すぎて保証対象にならない中小企業にも保証の途を拓くことにより、経営の改善を支援することができる。	現行中小企業信用保険法上の保険料率は、保険種類毎に低率で固定されている。したがって、積極保証を促進し、信用補完制度の安定確保を図るため、中小企業のリスクに応じた弾力的な保険料率を設定できるようにする。	・中小企業信用保険法第4条及び第14条、中小企業信用保険法施行令第2条及び第3条 ・その他特例保険を規定した法及び同法施行令		3-	中小企業信用保険法は、信用保証協会と中小企業総合事業団との再保険契約について規定しており、個々の中小企業者ごとに異なる保険料率を設定することはできない。 ・中小企業総合事業団が実施する信用保険事業について、収支相償となるよう保険料率を設定。 ・また、経営安定関連保証、経営革新関連保証等、信用保険の特例については、政策的にこれら保証を推進するため、法、法施行令の規定により、保険料の低率化が図られている。 ・中小企業者が負担する信用保証料率については、国から基本保証料率を提示した上で、各協会の業務方法書に定める率の範囲内で各協会ごとに決められている。	制度において、保険料の設定が検討できないが、	3	リスクに応じた保険料あるいは保証料率の決定を進めていくことが必要と考えている。このため、平成13年度頃より中小企業者の信用リスクに対応した保証料率のあり方について検討し、平成15年4月から信用保証協会において一定の信用リスクの低い中小企業者に対して保証料率の割引を行う制度を導入する等の取組を行っている。 しかしながら、現状では中小企業者の信用リスクを定量化する上で、中小企業者の技術力や経営者の資質等の定性情報に関する評価に限界があることから、信用リスクに対応した料率体系を全面的に導入することは今後の中長期的な課題とされているところ。 同様に保険料率についても、保証料率に係る検討の現状にかんがみれば、直ちに中小企業者の信用リスクに応じて保険料率を設定することは技術的に大変難しい。 加えて中小企業の資金繰りは依然として厳しい状況にあり、信用補完制度についても当面できるだけの積極的な運用が求められていることから、直ちにリスクに応じた保険料率を設定することは困難である。		
大阪府	円滑な資金供給による中小企業の活力再生	2028	2028020	111800	中堅企業の信用補完制度への対象追加	中小企業信用保険法の中小企業者の定義に中堅企業を加える。	中小企業の売掛先となっている中堅企業を信用補完制度の対象にすることにより、中小企業の資金繰りの悪化を防ぎ、円滑な資金供給に資する。	中堅企業は取引先や下請け等に多くの中小企業を抱えており、中堅企業が倒産等の事態に陥った場合、関連する中小企業も連鎖倒産するなど中小企業経営に多大な影響を与える。	・中小企業基本法第2条 ・中小企業信用保険法第1条、第2条第1項及び第2項	本制度は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証につき保険を行う制度を確立し、もって中小企業の振興を図ることを目的としている。	3-	・「38.制度等の現状」のとおり、本制度は中小企業を振興の対象としている。 なお、中堅企業については、「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」により、特例措置が講じられている。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	・「38.制度等の現状」のとおり、本制度は中小企業を振興の対象としている。 なお、中堅企業については、「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」により、特例措置が講じられている。		
大阪府	地域コミュニティ活動の活性化	2034	2034010	111810	NPO法人の信用補完制度への対象追加	NPO法人を中小企業信用保険法に規定する「中小企業者」に含め、信用保証制度の対象とする。	中小企業信用保険法第2条に定める「中小企業者」にNPO法人を含める。	NPO法人は、公的な信用保証の枠外となっていることもあり、事業活動の財源確保が課題となっている。中小企業信用保証協会の債務保証が可能となれば、事業資金の確保策が拓け、事業の発展に結びつき、地域経済の活性化及び雇用の創造につながる。	中小企業信用保険法第2条	特定非営利法人は中小企業者に当たらないことから、中小企業信用保険の対象としていない。	3	特定非営利法人は中小企業者に当たらないことから、民法上の公益法人と同様に、中小企業信用保険の対象とはならない。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	中小企業信用保証制度は、中小企業者に対する事業資金を円滑にすることにより中小企業を振興し、国民経済の健全な発展を図ることを目的としており、その対象者は営利活動を行うことが原則とされていることから、現時点ではNPO法人を中小企業者として扱うこととしていない。 NPO法人については、地域においての重要なサービスを提供、一定の雇用機会の確保等により大きな社会的意義を果たしているものも相当数あると思われるが、他方でNPO法人は極めて広範な目的で設立されており、その活動内容も多種多様であることから、中小企業施策の対象とすべき法人はどの程度あるのか等について、実態を十分見極めつつ、今後慎重に検討してまいりたい。		
熊本県	熊本県建設産業振興プラン(案)	2050	2050020	111820	農業進出に係る中小企業信用保証制度の適用	中小企業が農業分野に参入する場合の施設・設備の整備(農業用倉庫の建設、農業機械の購入など)について、中小企業信用保証制度の対象とする。	新市場の動向や進出に当たっての規制・融資制度等に係る情報提供、専門アドバイザーの派遣等により、建設事業者の新規成長分野への参入を支援する。	建設業の進出対象が「農業分野」の場合、中小企業信用保証制度の適用がないため、対象を拡大することにより建設業の農業分野進出を促進する。	中小企業信用保険法第2条 中小企業信用保険法施行令第1条	中小企業信用保険法施行令第1条において農業は中小企業信用保険法の対象業種から除外されている。	6	農業を営む者については、農林漁業信用基金等の信用保証制度があり、本件はその対象となる。いづれにせよ農業に対する金融支援策は農林水産省の所管事項である。	提案者の要望は、中小企業が農業に参入しやすい制度への改善であり、関係各府省で連携し、要件緩和などの余地はないか検討されたい。	3	・農業を営む者及び農業に従事する者の農業経営に必要な資金については、農業信用保証保険法に基づく、農林漁業信用基金の信用保証制度が存在する。 ・このため、中小企業信用保険法施行令第1条において、農業は中小企業信用保険法の対象業種から除外されている。		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府県からの回答
兵庫県	人的担保を必要としない信用保証制度の充実強化による中小企業活性化構想	2107	2107010	111830	人的担保を必要としない信用保証制度の充実強化	特別小口保証の無担保・無保証人限度額を拡大するとともに、直近が赤字であっても事業計画書等により将来の黒字見通しが確実な場合を融資対象とする。 新事業創出関連保証及び創業関連保証における自己資金(50%)要件を、通常の開業資金に占める自己資金割合(約30%)に合わせる。 中小企業庁が中心となって開発しているCDR(信用リスクデータベース)を活用することによって、従来、無担保・無保証人では融資に結びつかなかった中小企業に対して、いわゆるミドルリスク・ミドルリターンを想定した、新たな無担保・無保証人への融資スキームを中小企業信用保険法を改正して創設する。	中小企業の活性化	現行では中小企業信用保険法上の無担保・無保証人制度は 特別小口保証と他の保証との併用ができない、新事業創出関連保証及び創業関連保証については借入金と同額以上の自己資金を有することが必要であり、創業者にとっては大きな負担となっている。 現行の無担保・無保証人保証制度は様々な条件が付されており、制度利用できる中小企業が限定されている等、中小企業が融資制度を利用しにくいことから、人的担保を必要としない信用保証制度の充実強化を図る必要がある。	中小企業信用保険法第3条の3及び中小企業信用保険法施行規則第2条 該当なし	小規模で経営基盤の弱い事業者に対する金融支援のため、直近10年間の間に3回の限度額引上げを行っているが、現在は、ただちに限度額を引き上げなければならない状態ではない。また、納税要件については、小規模事業者は一般的にリスクが高いことから利用できる者に一定の基準を設けており、このような基準はリスクの高い本制度の取組を一定程度に収めるための重要な機能を担っていることから、基準の緩和は適当ではない。 自己資金要件の緩和 創業後安定した事業運営を図るには、ある程度の自己資金を準備し、手堅い資金計画により創業することが重要であることから、創業後の返済負担により不安定な事業運営になることをさけるためにも、現状の自己資金要件は必要、なお、ご提案については、新たな予選措置が前提となる。 いわゆるミドルリスク・ミドルリターンを想定した新たな無担保・無保証人への融資スキームの内容が不明であるが、仮に信用保証協会が保証を行ったにもかかわらず、当該保証の付いた融資が比較的高い金利設定となるのは適当ではなく、また、信用リスクに応じた高い保証料率の設定については、慎重な検討が求められる論点であるので、当面の対応は困難。	中小企業活性化の観点から、提案の趣旨を踏まえ検討できないか。			特別小口保証の現在の限度額は1,250万円となっているが、1,000万円-1,250万円の利用をしている事業者は特別小口保証の利用者の1.6%にすぎず、中小企業活性化の観点から当該限度額の引上げを行うことが必要である状況にあるとは認識していない。また、納税要件については特別小口保証制度の取組を一定程度に収めるための重要な機能を担っており、本要件の緩和は財政負担の増大等をもたらす恐れがあることから適当でない。 ご提案のミドルリスク・ミドルリターンを想定した公的融資スキームは、リスクに応じた保証料率・保証料率を設定することを想定していると思われる。経済産業省として、基本的にリスクに応じた保証料率あるいは保証料率の決定を促していくことが必要と考えており、平成13年度より中小企業者の信用リスクに対応した保証料率のあり方について検討し、平成15年4月から信用保証協会において一定の信用リスクの高い中小企業者に対して保証料率の割引を行う制度を導入する等の取組を行っている。しかしながら、現状では中小企業者の信用リスクを定量化する上で、中小企業者の技術力や経営者の資質等の定性情報に関する評価に限界があることから、信用リスクに対応した料率体系を全面的に導入することは今後の中長期的な課題とされているところ、同様に保証料率についても、保証料率に係る検討の現状にかんがみれば、直ちに中小企業者の信用リスクに応じて保証料率を設定することは技術的に大変難しい。加えて中小企業の資金繰りは依然として厳しい状況にあり、信用補充制度についても当面できるだけ積極的な運用が求められていることから、直ちにリスクに応じた保証料率を設定することは困難である。			
伊丹	伊丹郷町再生構想	2148	2148030	111840	3. 中小企業信用保険法への対応	3. 脱サラ等の起業を行う場合、保証協会の保証対象とする。	信用保証協会の保証を受けることによって、起業による新規商業展開を行うことが容易になる。	信用保険法の対象追加	信用保証協会法	信用補充制度は、中小企業者などに対する金融の円滑化を図ることを目的として設立された公的機関。	5		ご要望いただいている事項「脱サラ等の起業を行う場合、保証協会の保証対象とする」に関しては、現行では信用保証協会による信用保証制度の利用は不可能であるが、別途「新事業創出促進法」に基づく「信用保証制度」が設けられており、「事業を営んでいない方」への保証を行い、金融機関等からの事業資金調達の円滑を図っているところである。 なお、新事業創出促進法に基づく信用保証制度については以下のとおり 【概要】 事業を営んでいない個人による創業に係る必要な事業資金および新たに企業を設立して行う事業の開始に係る必要な事業資金について保証を行う。 【保証申込人の資格】 (1)新事業創出促進法(以下「法」という。第2条第2項第1号、第3号および第5号に該当する創業業者であって、事業開始に係る具体的な計画を有する方。 (2)法第2条第2項第2号、第4号および第6号に該当する創業業者である中小企業業者であって、事業を開始した日または会社を設立した日以後5年を経過していない方。 【資金使途】 法第2条第1項に該当する創業等または創業等の事業実施のために必要な運転資金および設備資金 【保証限度額】 1,500万円。ただし、法第2条第2項第1号および第3号に該当する方は、自己資金額を保証限度額とし 【保証期間】 設備資金 7年(据置期間1年以内を含む。)以内 【返済方法】 【貸付利率】 【信用保証料率】 50万円超 年0.80% 【担保・保証人】 【その他】 保証申込の際は、法第2条第2項第1号、第3号および5				
栃木県	栃木県経済新生構想	1211	1211040	111850	中小企業再生支援協議会による経営改善計画に係る税務上の取扱いの改善	中小企業再生支援協議会が策定した経営改善計画に基づき債権放棄が行われた場合には、全ての事例について、債権放棄による損失の損金算入及び債務免除益の範囲内での過去の欠損金算入を可能とする。	中小企業再生支援協議会が関与して策定した経営改善計画に基づき債権放棄が行われた場合には、事実上、個々の事例ごとに国税庁に事前相談を行い、国税庁から示されている検討項目に全て該当する場合に限り、債権放棄による損失の損金算入及び債務免除益の範囲内での過去の欠損金算入が認められることになっている。これを、中小企業再生支援協議会が関与して策定した経営改善計画に基づき債権放棄が行われた場合には、全ての事例について、これら税務上の取扱いを可能とし、経営改善計画の策定を促進させる。	これまで中小企業再生支援協議会が関与して策定した経営改善計画に基づき債権放棄が行われた場合には、その税務上の取扱いについて個別に国税庁に事前相談をして該当するか否かを確認する必要があったため、経営改善計画策定まで、時間的なロスが発生していた。また、事例によっては、税務上の取扱いが認められないケースもあることから、経営改善計画の策定が進まない要因の一つにもなっていた。そこで、税務上の取扱いが一律的に認められることにより、債権放棄を伴う経営改善計画の策定が促進されることになり、県内中小企業の迅速な再生が可能となる。		中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画に基づく場合も含め、債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについては、法人税基本通達9-4-2、同12-3-1(3)に基づき、国税庁が個別に判断している。	6		法人税の運用は財務省・国税庁の所管であるため、担当ではない。 なお、中小企業再生支援協議会が策定を支援した再生計画のうち、債権者が債権放棄を行った場合の損金算入の可否及び債務者が債権放棄を受け債務免除益が生じた場合の過去の欠損金の本年度の損金への算入の可否について、国税庁に対して照会・確認を行い、同協議会で取り扱う債権放棄の案件について、税務上の予見可能性が高まったものと考えている。				
栃木県	栃木県経済新生構想	1211	1211050	111860	中小企業再生支援協議会による支援企業の債務者としての取扱いの改善	中小企業再生支援協議会が策定支援した経営改善計画についても、産業再生機構が買収を決定した債権に係る債務者についての事業再生計画と原則として同様に対処することにより、当該企業のその後の資金調達、事業展開を円滑化する。	中小企業再生支援協議会が策定支援した経営改善計画についても、産業再生機構が買収を決定した債権に係る債務者についての事業再生計画と原則として同様に対処することにより、当該企業のその後の資金調達、事業展開を円滑化する。	産業再生機構が買収を決定した債権に係る債務者の事業再生計画について、計画に基づく(金融支援が開始された場合は原則として)要管理先でなくなるが、中小企業再生支援協議会が再生計画の策定を支援した企業については、このような取扱いがなされていない。		貸出条件緩和と債権の取扱いについては、金融庁の事務ガイドラインに規定されている。 また、金融検査マニュアルに基づく検査にあたっては、中小企業再生支援協議会が再生計画の策定支援を行った企業を含め、中小企業の適正な債務者区分の判断に資するため、金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)が作成されている。	6		当庁は、金融検査の所管官庁ではなく、債務者区分について判断する立場にない。 なお、今般の金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」の改定案において、中小企業再生支援協議会が策定支援を行った事業再生計画を、産業再生機構が債権の買収決定を行った企業の事業再生計画と、原則同様に取扱う旨明記されている。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答		
新座市	新座市「観光による地域再生」構想	1312	1312040	111870	新規創業者融資制度の条件緩和	観光地整備事業の一つとして、うどん・そば等の産業集積を行うに当たって、新規事業者向けの国(国民生活金融公庫)の事業者向け融資制度について、当該地域に限り一定の条件緩和をすることにより、新規開業について優遇制度を設ける。 現状、同融資制度については、融資申込み当たっては、雇用創出を伴う事業を行うこと、技術やサービス等に工夫を加え、多様なニーズに対応する事業を始められる等の諸要件が該当要件であるほか、運用で自己資金50%以上あることや職務経験等厳しい要件が掲げられている。こうした諸要件を、当該地域・業種について、市の発行する紹介状等を交付することにより、国民生活金融公庫からの融資を受け易くすることを提案する。	市中央部の観光地の整備に当たり、うどん・そば等の産業集積を図るが、新規事業の開拓及び雇用の促進を図る観点から、当該地域・業種に限って、現行の「新創業融資制度」(国民生活金融公庫)を利用し易くする。 具体的には、当該融資制度の申込み当たって、市を窓口にし、開業に当たってが事業計画等を指導するが、この際に、市の観光基本計画に合致した創業者については、市が国民生活金融公庫に対して、紹介状を交付する。 この紹介状をもって、国民生活金融公庫は、当該融資申込者への融資について、特段の配慮を図っていただく。	現行の同制度は、融資申込み当たって、雇用創出を伴う事業を行うこと、技術やサービス等に工夫を加え、多様なニーズに対応する事業を始められる等の諸要件が該当要件であるほか、運用で自己資金50%以上あることや職務経験等厳しい要件が掲げられている。このことが、新規事業者の資金調達を困難にし、開業する妨げになっている。			3		ご提案については、新たな予算措置が前提となり、不可能。						
福井県	創業バリアフリー日本一構想	1089	1089010	111880	中小企業の資金調達要件の緩和	国民生活金融公庫の新創業融資制度における自己資金要件を緩和する	提案している支援措置とともに、本県独自の「開業特別支援資金」においても、自己資金要件を撤廃したり、第三者保証人を不要とする制度を設けることとし、全国で最も中小企業の新規開業を容易にする環境を整備する。	現状の制度では、新規開業時における程度の資力のある者しか融資が受けられず、新規開業の支障となっている。		自己資金要件については国民生活金融公庫法第19条 業務方法書に定めており、緩和にはその改正が必要。	3		創業後安定した事業運営を図るには、ある程度の自己資金を準備し、手堅い資金計画により創業することが重要であることから、創業後の返済負担により不安定な事業運営になることをさけるためにも、現状の自己資金要件は必要。なお、ご提案については、新たな予算措置が前提となり、不可能。						
川崎市	福祉産業コンプレックスの構築による地域再生	1179	1179030	111890	中小企業者を対象とした研究開発関係国庫補助のうち福祉機器の創出と拡充	中小企業の研究開発に関する国庫補助に福祉産業として業種種を創出し、中小企業の福祉機器の研究開発を促進する。	中小企業者を対象とした研究開発関係国庫補助のうち福祉機器の創出と拡充により 欧米の福祉機器を日本の利用者へのマッチング ニーズにマッチする技術開発 福祉機器に関する逆見本市を開催する 福祉機器の川崎ブランドとしての認定による海外販路の開拓 開発した機器によるケアマネジャーやホームヘルパーの研修を実現する。	中小企業の研究開発に関する国庫補助は創造的中小企業種と特に特定業種種の指定はないが、今後成長が期待され市民生活の利便性の向上に資するような福祉産業のような業種については新たな種の創出及びその拡充を図ることにより、中小企業の研究開発を促進する。	中小企業経営資源強化対策費補助金 交付要綱第74条の別表6	国の交付要綱においては、個別業種に特化した採択種の設定はしていない。	3: 対応は不可能		補助対象テーマについては、厳しい予算制約の中で政策効果の最大化を図る観点から決定しており、地域活性化創造技術研究開発事業において福祉産業に特化した採択種を創設するには、新たな予算措置が前提となり、不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3: 対応は不可能		補助対象テーマについては、厳しい予算制約の中で政策効果の最大化を図る観点から決定しており、地域活性化創造技術研究開発事業において福祉産業に特化した採択種を創設するには、新たな予算措置が前提となり、不可能。		
富山県	とやま産業活性化プロジェクト	1291	1291060	111900	経営革新補助金等により取得した研究機器の弾力的運用	現在、補助金を使って取得した研究開発用機器は、後年度も当補助事業に関連した研究開発以外に使用することが禁じられている。このため、当機器を使用して開発した製品の製造にも活用できるよう、補助金交付要綱の運用改善を求めもの。	現在、補助金を使って取得した研究開発用機器は、後年度も当補助事業に関連した研究開発以外に使用することが禁じられている。このため、当機器を使用して開発した製品の製造にも活用できるよう、補助金交付要綱の運用改善を求めもの。 また、補助金がより使いやすくなるため、中小企業の新商品開発などの創造的企業活動の促進が期待できる。	長引く不況の中、中小企業が新たな設備投資を行うことは負担が大きいため、製品開発に使用した機器を製造にも活用できれば、中小企業の経営安定にも資することができる。 また、補助金がより使いやすくなるため、中小企業の新商品開発などの創造的企業活動の促進が期待できる。	補助金適正化法・中小企業経営資源強化対策費補助金交付要綱	補助金適正化法において、補助金等の他の用途への使用をしてはならないとされている。また、中小企業経営革新支援対策費補助金においては、製造設備を補助対象としていない。	2		当該補助金の交付対象となった新商品開発事業が終了し、当該補助金で取得した機械、装置等を当該新商品開発事業補助金の補助目的に従って利用する余地が乏しくなった場合には、生産設備への転用その他の商業活動へ転用することは可能であり、補助金の返還も不要とする方向で検討している。	実施内容及び実施時期を明確にされたい。	2		補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、当該補助金で取得した機械、装置等を当該補助金の補助目的に従って利用する余地が乏しくなった場合、等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成する。		
釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	1185	1185060	111910	融資に関わる審査スケジュールを短縮すること	新たな事業を起業しようとする場合、融資に関わる審査期間の短縮を図る。	使用済み自動車リサイクル事業において現在申請中であるが、環境産業を含めて、新たな事業を起業しようとする場合、初期投資に関わる負担軽減を図りつつ、スピード感のあるスケジュールで立ち上げ、競争力を高める必要がある。	現在、カーリサイクル事業において、高度化事業における融資を受けようとする事業者を進めているが、融資決定までに相当の期間を要し、スピード感が求められる業界にあって、使いやすい制度になっていない。			8		高度化融資制度は、原則として都道府県が融資する場合にその財源の一部を事業団が都道府県に融資するものであり、貸付案件については、県が審査した上で予算化された後、事業団で審査される。 本融資制度が都道府県を通じた融資という特殊性から、県が予算措置を講ずるには一定の期間を要する。事業団における審査期間は、工場建設や機械を設置する計画の場合、平均で28日程度であり、必ずしも審査スピードが遅いとは言えない。 なお、岩手県は、16年度において本件に融資実行すべく県の予算化措置を講じているところと聞いている。						
福島県	ベンチャーランドふくしま	1197	1197040	111920	企業が新製品開発を目的として研究開発費補助金を得たときに、研究開発が終了した後にその設備を使用して生産することを認める。	創造技術研究開発費補助金によって取得した機械装置等は、研究開発、及び試作品の製作までは、認められているが、それ以外には使用できないこととなっており、この使用範囲を拡大することにより、生産設備への流用についても認める。	地域活性化創造技術研究開発費補助金実施要綱において、当該補助金により取得した「機械装置等」は、当該補助事業以外の目的には使用できないこととなっているが、補助対象期間が終了後に限っては、一定の条件のもとにその後の使用も認める。	当該補助対象の機械装置等については、研究開発終了後においてもその他の研究や類似の研究等において活用できるものが多く、また、生産用としても活用できるものもある。しかしながら、現在の規制では、補助対象研究以外の使用はすべてについてできないこととなっており、当該研究の終了後、そのほとんど未使用のまま5年間保管されているのが実態である。	補助金適正化法 中小企業経営資源強化対策費補助金 交付要綱第89条	交付要綱に定める処分制限財産を財産処分(生産設備への転用等、目的外使用を含む)する場合には、交付要綱において所轄経済産業局長の承認が必要と規定している。	2: 全国的に対応		技術開発補助金の交付対象となった試験研究及び関連試験研究が終了し、当該補助金で取得した機械、装置等を当該技術開発補助金の補助目的に従って利用する余地が乏しくなった場合には、生産設備への転用その他の商業活動へ転用することは可能であり、補助金の返還も不要とする方向で検討。	実施内容及び実施時期を明確にされたい。	2: 全国的に対応	補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、当該補助金で取得した機械、装置等を当該補助金の補助目的に従って利用する余地が乏しくなった場合、等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成する。			





15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
千葉県	「東京湾ゲノムベイ地域」の形成の推進	1303	1303040	111980	国際拠点形成の促進	「東京圏ゲノム科学の国際拠点形成プロジェクト」(都市再生プロジェクト)で「国際研究交流拠点」の整備をめざしているが、海外の研究者等への滞在・居住可能な空間を確保するとともに、「Local to Local産業交流事業」(JETRO)の活用による上海との産業交流や、「先進的対内直接投資推進事業」(経済産業省)の活用による、海外の有望な企業を誘致に積極的に取り組む。また、共同研究や人材育成機能を持った国際的な研究交流施設整備の早期実現や、産業面における国際交流を推進する「Local to Local産業交流事業」や外国企業の立地を促進する「先進的対内直接投資推進事業」を優先採択。	県が率先して、かずさアカデミアパークにおいて、海外の研究者等への滞在・居住可能な空間を確保するとともに、「Local to Local産業交流事業」(JETRO)の活用による上海との産業交流や、「先進的対内直接投資推進事業」(経済産業省)の活用による、海外の有望な企業を誘致に積極的に取り組む。また、共同研究や人材育成機能を持った国際的な研究交流施設整備を促進する。	「東京圏ゲノム科学の国際拠点形成プロジェクト」(第4次都市再生プロジェクト)において、かずさアカデミアパークでは、研究機能、インキュベーション機能、国際コンベンション機能などを活用して、「国際研究交流拠点」を目指しているが、外国企業の進出や外国企業との共同研究などにおいて課題が多い。そのため、海外との産業・研究交流等を積極的に進めるための条件整備を行う必要があるが、都市再生プロジェクトを実現するためには、国と地域が一体となった取組みが必要である。	(1) 平成15年度「ジェトロlocal to local産業交流事業」新規支援対象案件募集要綱 (2) 平成15年度「先進的対内直接投資推進事業」提案公募要領	(1) 独立行政法人日本貿易振興機構に対する補助事業として、平成8年度から地域経済の活性化を目的に、内外ネットワークを活用し、地域が主体となった産業交流図るため、海外基礎調査、海外出張調査、対日投資や技術提携などのためのミッション派遣、セミナー・シンポジウムの開催、対日投資や技術提携などのためのミッションの受入を事業内容とする「Local to Local事業」を実施している。 (2) 我が国の対内直接投資を促進するため、地域の特長を活かした外国企業誘致活動を行う自治体に対し、誘致活動のうち、誘致戦略の立案、広報素材の作成、外国企業の招へい、進出企業の立ち上げ支援の活動を国が支援することにより、これを範として他地域の取組も促すことを目的とする「先進的対内直接投資推進事業」を実施。15年度は、自治体等からの提案公募を受け、5つの採択地域が本事業に取り組んでいるところ。	(1): 5 (2): 5		(1) JETROは「Local to Local事業」については、平成16年度より、環境・医療・福祉(バイオ)、機会・部品、IT(情報通信)・コンテンツ、繊維、伝統産品、食品等の分野に該当する案件を重点的に採択する予定と聞いている。 (2) 「先進的対内直接投資推進事業」については、厳しい予算制約の下で政策効果を最大化する観点から、16年度先進的対内直接投資推進事業の採択を行う。ご提案に係る事業の応募があった場合についても、個別具体的に採択される結果によって採択されることがありうる。採択にあたっては、提案者の実施体制や提案内容等を総合的に勘案して行う。	JETROに要望の趣旨を伝えられた。採択については、提案の趣旨を踏まえ検討された。	(1): 5 (2): 5		(1) JETROは「Local to Local事業」については、平成16年度より、環境・医療・福祉(バイオ)、機会・部品、IT(情報通信)・コンテンツ、繊維、伝統産品、食品等の分野に該当する案件を重点的に採択する予定と聞いている。 (2) 「先進的対内直接投資推進事業」については、厳しい予算制約の下で政策効果を最大化する観点から、16年度先進的対内直接投資推進事業の採択を行う。ご提案に係る事業の応募があった場合についても、個別具体的に採択される結果によって採択されることがありうる。採択にあたっては、提案者の実施体制や提案内容等を総合的に勘案して行う。
千葉県	「東京湾ゲノムベイ地域」の形成の推進	1303	1303050	111990	科学技術予算の重点投入	「東京圏におけるゲノム科学の国際拠点形成」(都市再生プロジェクト)の実現のため、対象地域である、かずさ、千葉、柏、東葛地域において取り組むこととして健康科学分野の産業化を目指したゲノム研究開発に関する国関連予算を重点的投資。	都市再生プロジェクトを実現するため、かずさ地域において、かずさDNA研究所や生物遺伝資源保存施設が有する資源を基に、臨海部の産業化・実用化を目指した研究プロジェクトを、国の科学技術予算による重点的支援を得ながら積極的に進めている。また、千葉地域、柏・東葛地域において、千葉大学、東京大学柏キャンパス、東京理科大学などを中心に企業との新技術創出に向けた共同研究プロジェクトを創出していく。	我が国がゲノム科学分野で国際的に優位に立つためには、「東京圏ゲノム科学の国際拠点形成」(第四次都市再生プロジェクト)が目指しているプロジェクトの着実な進展が必要であるが、現在のところ、本プロジェクトに対し、重点的に科学技術予算の措置がなされていないので、所要の措置が必要である。		8	「健康安心プログラム」、「生物機能活用型循環産業創造プログラム」によるゲノム研究については、主としてNEDOが研究開発事業を行っているところ。NEDOの事業における具体的な研究主体の選定は、独立行政法人たるNEDOが行うべきものであり、当省は回答する立場にない。	要望の趣旨をNEDOを伝えられた。	8		要望についてはNEDOに伝える。		
大田区	おおた「はばたき」プログラムによる地域再生構想	1233	1233030	112000	産業再生、新産業育成を図り大都市圏にふさわしい次世代型産業への転換を促進するための国庫補助金等の整備	産業再生、新産業育成を図るために整備する産業支援施設は、区内産業の復活、躍進のための核の一つとなるものであり、国、東京都の財政面での支援と施策の集中が不可欠である。また、新製品・新技術の開発や知的財産の活用にあたって、高度な技術・技能と創造性を持った人材の育成、活用が欠かせない。そのため、仕組みづくりへの支援が必要である。加えて、中小企業の経営基盤の安定、新分野進出に伴う資金需要に応えられる制度整備の一層の推進が必要である。	既に取得している工業専用地域の工場跡地約7千6百平方メートルを活用し、産業支援施設の整備に着手する。本施設は、住工調和の実現を図りつつ、「基盤産業の操業環境の整備」、「起業者の早期段階の事業所」、「産学連携」、「共同開発」等の機能を置き込み、各種ソフト支援とともに中小企業者を支援し、地域産業の活性化を図る。規模(予定) 階数:地上5階建て 延床面積:約9,300㎡ ユニット数:約50ユニット(約50-200㎡) 駐車台数:約100台	産業の立地環境整備のため、特定産業集積活性化法に基づく国庫補助金が果たした役割は大きく、東京都の施策とともに、本区の住工調和環境整備事業等で有効な実績をあげてきた。産業支援施設の整備を目指す本区にとり、財政負担は大きく、適正な財源の移譲がない中、また他の補助制度に効果的なものがないため、その整備を特に求めるものである。	新事業支援施設整備費補助金交付要綱	地域における新事業の創出を通じた地域経済の活性化のために、技術シーズやアイデアを迅速に事業化することを支援し、将来の地域経済の牽引役である中小・ベンチャー企業を効果的・効率的に育成する新事業支援施設等を整備する地方公共団体等に対し、国が補助金を交付する。	5		提案における当省の施策の具体的な位置付けと関係府庁の施策との関係が明確になった段階で、当省の施策の範囲内で、関係府庁の関係施策との連携を図る方向を検討する。				
野田市	環境バイオシティ野田構想	1174	1174030	112010	新規事業の創出	地域経済新生対策事業等を利用した新規事業への資金確保。なお、委員会直入などフレキシブルな財政措置を講ずる様、要望する。	地域の有機物原料を活用した新事業を創出するために必要な資金の確保、設備の構築。	バイオ資材研究成果を活用した新産業・新規事業の創出を行うため。	微生物を利用した土壌・地下水汚染浄化に関しては、NEDOの生物機能活用型循環産業システムプログラムとして平成14年度から既に研究を開始しているところ	3		NEDOの新規事業における具体的な研究主体の選定は、独立行政法人たるNEDOが行うべきものであり、当省は回答する立場にない。なお、新たな財政措置を伴う施策は不可可能。	要望の趣旨をNEDOを伝えられた。	3		要望についてはNEDOに伝える。	
愛知県豊田市	都市農山村共生生活活性化構想	1192	1192050	112020	都市と農山漁村の共生・対流の推進についての、施策集中化	現状、関係省連絡会議による優良事例集の配布や、民間の会議「オーライニッポン会議」等において取組みがなされているところであるが、市町村合併に伴う都市と農山漁村の共生については、施策の集中化による関連事業の優先集中採択、総合補助金化等による、政策の選択と集中化を望む。	地域連携システムの整備、グリーンツーリズムの推進、地産地消の仕組みづくり、多様な居住環境整備、都市と農山村の交流・共生を支える交流基盤の整備推進について、既存制度の統合化による国支援策の利用促進、及び個性を活かした市単独事業の実施による地域活性化を図る。	現状、国の関連事業メニューが、省庁ごとに非常に細分化して市町村にとっては利用しにくい。統合化し整理して、その利用の手を向上させるとともに、対象外となっている事業を明確化させることにより単独事業対応を進めるため。	都市と農山漁村の共生・対流に関する副大臣プロジェクトチーム設置要領	関係7省の副大臣によるプロジェクトチームが設置されているところ。(平成14年9月12日設置) 関係府庁は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省である。	5	引き続き副大臣プロジェクトチームの枠組みを活用し、各省の施策の連絡調整やその情報発信に努めている。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされた。	5		都市と農山漁村の共生・対流の推進については、関係7省(総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が協力・連携して国民運動の展開を図るため、副大臣によるプロジェクトチーム(都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム)が設置されているところ。平成16年度においては、「政策群」の課題のひとつに、「都市と農山漁村の共生・対流の推進」を位置づけ、各種規制改革、予算措置等の組み合わせにより、都市側の動きの支援、農山漁村の魅力の向上及び都市と農山漁村のつながりの強化を総合的に推進することとしている。こうした取組を通じた横断的な対応・連携の強化に加え、関連施策が地域において円滑に実施されるよう、各省連携して都市と農山漁村の共生・対流に関連する施策を取りまとめ、地方公共団体に提供する。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
荒尾市	荒尾市における中小企業及び観光と農業の共生対流活性化事業	2153	2153050	112030	農林水産省、国土交通省、経済産業省、厚生労働省の補助事業の集中化	荒尾市の地域再生拠点施設には、農林水産省の農業構造改善事業、民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業、漁業経営構造改善事業、国土交通省の道の駅整備事業、経済産業省の地場産業等活性化補助金、伝統的工芸品産業振興に関する法律第7条(共同振興計画)に基づく補助事業、厚生労働省の地域再生雇用支援ネットワーク事業の集中化の要請。	(1)観光土産品や地域農水産物を販売する「特産品マーケット」の建設 地域ブランドである「荒尾梨」を始めとして鮮度と低農薬の差別化農水産物の直売施設 地元食品製造業者等による地場農水産物を原料とした観光土産品を販売するもので、例れば加工品のみでなく菓子や、豆腐、こんにゃく等の「できたて商品」のテナントが共存するマーケット施設 (事業効果) 販売額7千万円、雇用18名(職員2名、パート16名)が見込まれる他、梨のブランドシステム、遊休農地の活用、転作地の作付による土地利用等の向上が見込まれる。 (2)特産品加工施設の建設 特産品である梨や米(白米)、のり加工を始めとして、地元・新鮮な素材を使ったスローフードの惣菜づくり等を行う。 (事業効果) 雇用11名(職員1名、パート10名) (3)オーガニックレストランの建設 レストラン隣接の農場や地元で採れた安全・新鮮な素材を使った健康メニューや、梨を使った料理を提供する。 (事業効果) 販売額7,500万円、雇用5名(職員1名、パート4名) (4)国の伝統工芸品である「小代焼」の復活・体験・展示即売施設、小代焼の海苔を業しんでもらうこと小代焼7,500円の特産ある作直を販売し、販売し、国の伝統工芸品としての価値を宣伝し、小代焼産元の振興を図る。 (事業効果) 販売額1,700万円、雇用2名(パート2名) (5)市民農園や体験農園、観光施設、健康ロードの整備 遊休農園や周辺の山林、川を活用し市民農園、梨のふもと体験農園、訪れる人がリフレッシュできる健康ロード、観光施設を整備する。 (事業効果) 販売額24万円、雇用2名(職員2名)の他、遊休地の活用と特産品である梨の振興 (6)情報双方向施設 道路情報、観光施設の案内だけでなく、生産者と消費者、観光客と観光地、観光施設の双方を結ぶネットワークの構築と特産品の販売や観光の振興が図られる。 (事業効果) 販売額(インターネット及び通称)2,000万円、雇用3名(職員1名、パート2名) (7)その他、駐車場、トイレの整備	本市構想は地域の農水産業、地場中小企業、観光の振興及び広域交流の推進を図るため、それらが一体的に融合した拠点施設建設であるので、一体的な支援が必要である。	地場産業等活性化補助金要綱 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第7条第1項 特定製造共同組合等は、販売事業者(伝統的工芸品を販売する事業者をいう。以下同じ。)又は、販売共同組合等(販売事業者を構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他政令で定める法人をいう。以下同じ。)とともに、前条第4号、第5号又は第7号に掲げる事項(同条第6号に掲げる事項にあっては製品の共同販売に関する事項、同条第7号に掲げる事項にあっては消費者への適正な情報に関する事項に限る。)について伝統的工芸品産業に関する共同振興計画(以下「共同振興計画」という。)を作成し、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該共同振興計画が適当である旨の認定を受けることができる。	当該補助金は平成16年度予算として、地場産業活性化のため、国が直接民間団体等に対して全国的に支援を行うため、12.2億円の新規要求を行っているものである。今後、本制度のPR、事業計画の募集、審査の上、16年度予算の成立時期を目処に、予算の範囲内で事業採択を行うこととなる。 なお、支援の対象は、地場産業に属する中小企業、組合等が行う地域の資源等を活用した新商品開発、販路開拓等の事業であり、国が事業費の1/2を補助するもの。 熊本県には、経済産業大臣が指定した伝統的工芸品が3品目あるが、共同振興計画を実施している品目は無い。	3		厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助対象を決定。補助対象に施設建設経費を追加するためには、新たな予算措置が前提となり、不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助対象を決定。補助対象に施設建設経費を追加するためには、新たな予算措置が前提となり、不可能。
野田市	環境バイオシティ野田構想	1174	1174040	112040	新規事業の創出	地域資源活用促進事業等を利用した資金調達。なお、委員会直入などフレキシブルな財政措置を講ずる様、要望する。	地域の有機物原料を活用した新事業を創出するために必要な資金の確保、設備の構築、を行うため。	バイオ資材研究成果を活用した新産業・新規事業の創出を行うため。	微生物を利用した土壌・地下水汚染浄化に関しては、NEDOの生物機能活用型循環産業システムプログラムとして平成14年度から既に研究を開始しているところ	3		NEDOの新規事業における具体的な研究主体の選定は、独立行政法人たるNEDOが行うべきものであり、当省は回答する立場にない。なお、新たな財政措置を伴う施策は不可能。	要望の趣旨をNEDOに伝えられたい。	3		要望についてはNEDOに伝える。	
栃木県	栃木県経済新生構想	1211	1211070	112050	産業クラスター計画に基づく各種支援策の集中的投入	足利銀行の一時国有化に伴う影響を最小限に食い止め、本県経済のより一層の活性化を図るため、首都圏北部地域産業活性化推進ネットワークの推進に当たり、地域企業が取り組む研究開発に係る各種の助成制度を優先的に投入するとともに、産学官連携、経営支援、販路開拓等の各種支援策の充実強化を図る。	首都圏北部地域産業活性化推進ネットワークは、産業クラスター計画の1プロジェクトとして、首都圏北部地域(群馬県及び栃木県)における輸送機械等の産業集積のポテンシャルを活かすために構築されたネットワークであり、世界に通用する企業群の育成を目標に各種事業を実施している。 本ネットワークの推進に当たり、地域企業が取り組む研究開発に係る各種の助成制度を優先的に投入するとともに、産学官連携、経営支援、販路開拓等の各種支援策の充実強化を図ることにより、県内企業による技術開発や新事業展開等の取組を促進させ、製造産業を中心とした厚みのある産業集積を実現する。	足利銀行一時国有化の影響を最小限に食い止め、本県経済の持続的な発展を図るためには、新規創業や新分野展開、新技術開発等の取組をより一層促進させる必要があるが、そのためには、現在活動中の首都圏北部地域産業活性化推進ネットワークを活用することが効果的である。 その際、本ネットワークが国の各種支援策を最大限に活用することにより、総合的かつ効果的な事業展開が可能となる。	栃木県においては、産業クラスター計画として「首都圏北部地域産業活性化プロジェクト」を実施しているところ。本プロジェクトは、栃木県、群馬県における輸送機械等の産業集積のポテンシャルを活かすため、産業支援機関等のネットワークの整備を促進し、これを通じた企業ニーズの把握と技術力のある意欲的な企業等に対して支援している。	「首都圏北部地域産業活性化プロジェクト」では、産学官の広域的なネットワークを形成し、地域特性を考慮して、支援施策を総合的、効果的に投入している。	5		地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	3	「産業クラスター計画」では、地域を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積(産業クラスター)の形成を促進しており、目下、全国19プロジェクトで、約5,000社の中堅・中小企業、約200の大学を含む産学官の広域的な人的ネットワークの形成を促すとともに、各種の支援策を総合的、効果的に投入している。今後もこうした取組みを更に強力に推進することとしているが、「産業クラスター計画」は法律等に基づく指定方式、認定方式によることなくプロジェクトを推進するフレキシビリティを特徴の一つとしており、特に「地域再生計画が認定された地域に集中して」行うことは予定していない。		
富山県	とやま産業活性化プロジェクト	1291	1291050	112060	知的クラスター創成事業・産業クラスター計画の連携促進	富山県では、バイオ関連分野の新産業育成を図るため、文部科学省の知的クラスター創成事業の実施地域の選定を受け(H15.2)、医薬バイオ分野の産学官共同研究を進めている。 今後、その研究成果を事業化に効果的に結びつけていくため、経済産業省の産業クラスター計画において積極的に支援いただきたい。	・知的クラスター創成事業「とやま医薬バイオクラスター」(文科省) 富山医薬大、富山県立大等が展開している免疫・酵素反応や漢方の研究をもとに、北陸先端大や富大、県工業技術センターが有するセンサー技術、マイクロマシン技術を融合することにより、DNA、タンパク、細胞レベルで体質や病態、免疫機能をセンシングする診断・治療システムについて総合的に研究開発を行っている。 ・産業クラスター計画(北陸ものづくり創生プロジェクト)(経済省) 北陸の多様で特色のある既存産業集積をベースに、「産・学・官」が一体となった支援体制のもと、バイオ分野、高度精密加工分野、新素材分野等での高度なものづくり産業クラスターが創生されるよう、地域新生コンソーシアム研究開発事業等により新商品・新事業の創出を積極的に支援していただきたい。	研究成果を事業化に結果的に結びつけるためには、施策の連携、支援が不可欠なため。	「産業クラスター計画」 平成15年度地域新生コンソーシアム研究開発事業公募要綱	「産業クラスター計画」 経済産業省では地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積(産業クラスター)の形成を目指して、「産業クラスター計画」を推進。全国19プロジェクト、約5000社の世界市場を目指す中堅・中小企業、約200大学の参加を得て、産学官の広域的な人的ネットワークの形成等を進めているところ。 「地域新生コンソーシアム研究開発事業」 地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、大学等の技術シーズや知見を活用した産学官の強固な共同研究体制(地域新生コンソーシアム)の下で、実用化に向けた高度な研究開発を実施。	1. 厳しい予算制約の下で政策効果を最大化する観点から、16年度地域新生コンソーシアム研究開発事業採択は厳正に行う予定であるが、御提案に係る事業の応募があった場合には、個別具体的に検討される結果次第で採択されることありうる。 2. 経済産業省と文部科学省は、それぞれ「産業クラスター計画」と「知的クラスター創成事業」等を進めており、 (1)経済産業省では、企業を中心とした実用化技術開発(地域新生コンソーシアム研究開発事業等)など産学官連携事業を推進し、新事業の創出を図る (2)文部科学省では、大学等共同研究機関を中心とした基礎的研究分野における産学官共同研究(知的クラスター創成事業等)を推進し、新技術シーズの創出を図るとし役割分担の下、施策の重複を避けつつ、両省が一致協力して、地域における産学官連携を推進しているところ。 3. 両省は、総合科学技術会議など内閣の要請を踏まえ、 (1)関係地方自治体と経済産業省、文部科学省の両省が参加する「地域クラスター推進協議会」を地域毎に設置するほか、 (2)地域毎に両省の事業の成果に関する「合同成果発表会」を年1回程度開催し、関係事業者の参加者の間で情報交換を行うなど、連携体制を構築することとしているところ。 本提案については、このような体制へ積極的に参加して頂くことにより、知的クラスターからの新技術シーズの提供、産業クラスターからの市場ニーズのフィードバックが行われるなど、具体的な連携を図ることができると考えているところ。	5		提案者の構想する事業が円滑に実施できるように、関係各府省の間で連携して予算執行する等工夫することができないか。	5	経済産業省「産業クラスター計画」と文部科学省「知的クラスター創成事業」については、平成14年度から具体的な連携を図っており、具体的には先に記述)、現在2年目にあたる。なお、両省の連携の内容については、各地域毎に異なることから、提案者自ら各地域の「地域クラスター推進協議会」等に積極的にご参加頂くことにより、当該地域の支援のあり方を検討したい。	



15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府省からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府省からの回答
岡山県	ミクロものづくり岡山の創成	2166	2166030	112100	各種施策の集中と連携	国・県・市町村が一体となった施策の集中投入により、短期間で大きな成果を上げることが目指す。 地域結集型共同研究事業の採択	ものづくり企業群の集積を活かし、ミクロをキーワードに、産学官が連携する「ミクロものづくりネット」を構築し、ものづくりの高度化を進め、精密で技術力の高い産業群を育成する。 ミクロものづくり企業ネットの構築 企業群のネットワーク化を図る。 ミクロものづくり支援ネットの構築 地域の行政、産業支援機関、金融機関 大学等により、ミクロものづくり企業群を支える支援ネットを構築する。 ミクロものづくりセンターの設置 工業技術センター内に地域に開放されたミクロものづくりセンターを整備する。	県の計画に併せ、対象地域に国からの支援が集中的に投入されることで、単独の施策に比べ確実に大きな効果が期待できる。	「平成15年度地域新生コンソーシアム研究開発事業公募要領」 「平成15年度地域新規産業創造技術開発費補助金公募要領」	中国経済産業局では、産業クラスター計画である「中国地域機械産業新生プロジェクト」により、世界レベルの自動車、造船、産業機械などの産業集積やそれらを支える多くの関連産業の中で、長年培われた優れた人材・技術・ノウハウ等を活かし、世界レベルで活躍できる企業群の創出・育成を目指している。  「地域新生コンソーシアム研究開発事業」地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、大学等の技術シーズや知見を活用した産学官の強固な共同研究体制(地域新生コンソーシアム)の下で、実用化に向けた高度な研究開発を実施 委託費(提案公募) 【一般枠】1億円程度以内/件×2年以内 【中小企業枠】3000万円程度以内/件×2年以内 地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、中堅中小企業による新分野進出やベンチャー企業による新規創業といった、リスクの高い実用化技術開発を支援。 補助金(提案公募)3,000万円～1億円程度以内/年・補助率:原則1/2(大学等から技術シーズの提供を受ける場合は2/3)	5 5	岡山県は、「中国地域機械産業新生プロジェクト」の協働機関として連携プロジェクトを推進している。「ミクロものづくり岡山創成事業」については、平成16年度新規事業として推進する事業と聞いているが、今後、「中国地域機械産業新生プロジェクト」を推進する中で、岡山県が進めるミクロものづくり岡山創成事業を含め連携を図っていくものとする。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	5 3	「ミクロものづくり岡山創成事業」が開始されれば、御提案のとおり、「中国地域機械産業新生プロジェクト」との連携により支援を行う。	本制度は、「各地方局毎」にそれぞれ優良案件を採択するスキームとなっていることから、地域再生計画の認定地域の有無にかかわらず、優良案件であれば支援することは可能。 地域再生計画の認定地域に支援を集中することは認定地域以外を排除することとなり、新たな予算措置が前提となり不可能。	
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079020	112110	ジェトロ対日投資・ビジネスサポートセンターの地方への設置	現在、東京のみに設置されている「ジェトロ対日投資・ビジネスサポートセンター」を、対内投資を促進する地域にも設置する。	本市が設置予定の「アジアビジネス支援センター」が持つ外国企業の進出支援のためのワンストップサービス機能と、「ジェトロ対日投資・ビジネスサポートセンター」の専門的なアドバイザー機能やコンサルティング機能等との連携により、より効果的な外国企業の誘致を図る。	地方に進出してくる外国人事業者にとって、日本特有の商慣習に加え、市場参入のための情報入手が困難であること、また、高物価水準による初期コストの重さなどが具体的に進出を検討する際の障害となっている。これらに対応するため、本市が整備を進めるワンストップサービス機能とあわせて、ジェトロ対日投資・ビジネスサポートセンターによる機能の補充が必要。	独立行政法人日本貿易振興機構による事業運用に関する提案	ジェトロでは、我が国の投資環境、手続きに係わる一元的情報提供及び具体的な投資案件の相談・アドバイス等の支援をワンストップで行うことを目的とした「ジェトロ対日投資・ビジネスサポートセンター」を東京に設置している。	8 独立行政法人の事業に関しては、当該法人が責任をもって遂行することとなっている。	独立行政法人の事業に関しては、当該法人が責任をもって遂行することとなっている。	独立行政法人の事業に関しては、当該法人が責任をもって遂行することとなっている。	要望の趣旨をJETROに伝えられたい。	8 独立行政法人の事業に関しては、当該法人が責任をもって遂行することとなっている。	要望については既にJETROへ伝えられている。	
珠洲にラスベガスを創る研究会	観光立国に即した対内直接投資推進地域(観光立国エクスペリメント・グランド・プロジェクト)	3044	3044010	112120	対内直接投資推進事業と国際観光を大きく結びつけ、能登半島珠洲市において大きく展開する。	観光立国化の集中支援と対内直接投資推進事業を包含せし、半島振興法の指定地域である石川県珠洲市に指定地域を設け、事業税の免除や減税、建築基準法の緩和、用地取得の為の財政支援や国有地としての代行取得、国際化に対応する為の教育施設の進出に対するの優遇措置、外資企業誘致に係る費用の支援拡大、海外からの観光客に対するビザの免除、観光に関する珠洲市の権限を政令指定都市並みの権限委譲、観光に關するの必要と認められた沿岸付近に對するの規制の大幅な緩和を求めるものです。	対内直接投資推進事業と国際観光を大きく結びつけ、能登半島珠洲市において大きく展開する。	日本国としてみた観光に係るお金の動きは、イン1に対しアウト4となっており、完全なる出超状態となっております。先進諸国ではインが大きい、この現状を是正する必要性が今後さらに重要視されるでしょう。 現在の製造中心の産業構造では発展途上国には大枠としては太刀打ちできない状況が訪れると思われ、その為、他先進諸国のように、付加価値のあるサービス産業、即ち国際観光にシフトすべく、政府は観光立国関係関係会議などを設けています。今後は大きな重点国策として更に脚光を浴びる事と考えています。 能登半島の珠洲市銷島町の鉢ヶ崎リゾート周辺には、海あり山ありの広大な敷地(最大100万坪まで可能)は日本でもまれな敷地であると考えます。	我が国の対内直接投資を促進するため、地域の特長を活かした外国企業誘致活動を行う自治体に対し、誘致活動のうち、誘致戦略の立案、広報素材の作成、外国企業の招へい、進出企業の立ち上げ支援の活動を国が支援することにより、これを範として他地域の取組も促すことを目的とする「先進的対内直接投資推進事業」を実施。15年度は、自治体等からの提案公募を受け、5つの採択地域が本事業に取り組んでいるところ。	平成15年度「先進的対内直接投資推進事業」提案公募要領	5	「外資企業誘致に係る費用の支援拡大」については、厳しい予算制約の下で政策効果を最大化する観点から、16年度先進的対内投資推進事業の採択を行う。ご提案に係る事業の応募があった場合についても、個別具体的に採択される結果によって採択されることがありうる。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	3	「外資企業誘致に係る費用の支援拡大」については、厳しい予算制約の下で政策効果を最大化する観点から、16年度先進的対内投資推進事業の採択を行うため、地域再生計画が認定された地域に集中して行うことは困難。ご提案に係る事業の応募があった場合についても、個別具体的に採択される結果によって採択されることがありうる。		
仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	1368	1368150	112130	フィンランドR&D施設への先進的対内直接投資推進事業適用継続	フィンランドプロジェクトにおける福祉機器・福祉サービス開発企業を海外から誘致するため、本年度適用となった先進的対内直接投資推進事業を16年度においても引き続き適用すること。	フィンランドプロジェクトへの海外からの参加企業の誘致活動をさらに実施し、世界レベルでの福祉機器・福祉サービスの創出を実現する。	他に例を見ない先進的な取組であることから、事業の実施で得られる成果の最大限の高度化を図る必要があると考える。	平成15年度「先進的対内直接投資推進事業」提案公募要領	我が国の対内直接投資を促進するため、地域の特長を活かした外国企業誘致活動を行う自治体に対し、誘致活動のうち、誘致戦略の立案、広報素材の作成、外国企業の招へい、進出企業の立ち上げ支援の活動を国が支援することにより、これを範として他地域の取組も促すことを目的とする「先進的対内直接投資推進事業」を実施。15年度は、自治体等からの提案公募を受け、5つの採択地域が本事業に取り組んでいるところ。	3	厳しい予算制約の中で、毎年度最も効率の高い案件を採択する必要があることから約することは、困難。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	3	厳しい予算制約の中で、毎年度最も効率の高い案件を採択する必要があることから約することは、困難。		

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府県からの回答
神奈川県	知的イノベーション創出プログラム(神奈川県方式の知的財産戦略)	1284	1284020	112140	光科学分野を中心とするKAST研究成果に競争的資金の集中投資	KASTでは、流動研究プロジェクトなどで優れた研究成果を創出している。特に独創的で大きな展開が期待される研究成果については、光科学重点研究室において、研究者と雇用関係を継続して、強力な成果展開を進めている。これらKASTの研究活動により創出された有望な研究成果は、KASTの研究システムを活用して成果展開を図ることが最も効果的であり、光科学分野を中心とするKAST研究成果に、国等の各種競争的資金の集中投資をお願いしたい。	「知的イノベーション創出プログラム」の重点分野である「光科学(光触媒等)」について、KASTの研究システム(成果創出・技術移転・費用方式)を最大限に活用した、研究成果の強力な地域展開が図られる。  光科学重点研(KAST3大技術) ・光機能材料グループ ・近接場光学グループ ・マイクロ化学グループ	KASTの研究システムにより創出された研究成果について、国等の競争的資金を投入してへ応用展開の際は、KASTの研究者としてかつKASTを中核機関として推進することが最も望ましい。KASTが創出してきた基本的特許の応用開発にかかる国等の競争的資金は、KASTへ集中投資を行う。	「産業技術研究助成事業公募要領」		3	当事業は、全国的な提案の中から優れたものを選定することを制度の目的としているため、特定の案件に集中投資を行う予定はない。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされた。		3	当事業は、全国的な提案の中から優れたものを選定することを制度の目的としているため、特定の案件に集中投資を行う予定はない。	
愛知県	あいち・なごやモノづくり産業振興構想	1354	1354010	112150	産学官連携支援のための人材派遣事業の連携及び集約	国等から各機関に産学連携の支援を目的として派遣されている専門人材の活動場所や業務内容は施策により決められており、例えば中小企業支援に派遣された専門家が大学の知的戦略立案に参画したりすることは正規の業務とみなされず、活動経費が支払われない場合がある。このため、専門人材の活動場所や業務内容を区域内で自由化することにより、各人材の持つ能力を最大限発揮できるようにするとともに、専門人材の派遣事業を集中実施し、支援体制の充実を図る。	産学連携を積極的に推進するため、専門人材の機動的な活動を可能とする同時に派遣事業の集中実施を行う。これにより、研究成果の企業化、事業化、創業支援、知的財産の活用と保護などシズから企業化までの一貫した総合支援体制の確立が図られ、大学等から産業界への技術移転が円滑に行えるようになり、新事業、新産業の創出促進が期待できる。	産学連携の推進のために専門の人材が国等から各機関に派遣されているが、施策により活動場所や業務内容が限られているため専門分野のシズ発掘から企業化までに必要な機動的な活動が行えない状況にある。	「産業技術研究助成事業公募要領」  経済産業省「大学発ベンチャー経営等支援事業」 特許庁「大学における知的財産管理体制構築支援事業」 中小企業庁「プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化事業」 工業所有権総合情報館「特許流通アドバイザー」	[派遣先] 大学発ベンチャー起業家 [支援内容] 大学発ベンチャー起業家に対し、経営専門家を派遣  [派遣先] 大学 [支援内容] 知的財産管理部門を設立しようとする大学に対し、知的財産管理体制構築に係る専門家を派遣  [派遣先] 中小企業 [支援内容] 中小企業の要請に応じて中小企業支援センターより経営専門家を派遣  [派遣先] TLO及び都道府県 [支援内容] TLO及び都道府県に対し技術移転の専門家を派遣し、それら専門家の全国的なネットワークを構築。	産学連携専門人材は各々の事業の目的に応じて配置されており、その専門性を発揮した活動を実施しているところである。事業間相互の連携を図ることは重要であり、地域において各種のコーディネーター間の連携をはかるとともに、各施策間の連携を深めているところであり、今後も一層の連携強化・運営の充実を図ることとしている。  中小企業支援センターの専門家派遣事業は、中小企業の経営課題を解決するため、中小企業診断士や税理士などの専門家を派遣する事業であり、産学連携を支援する人材派遣事業ではない。  「特許流通アドバイザー」は、企業、大学、研究機関等が保有する提供可能な特許と、中小企業等の技術ニーズとのマッチングをアドバイスする目的で、都道府県やTLOに派遣していただくものである。幅広いニーズとシズを見出し、それらのマッチングをアドバイスするという事業の性格上、活動範囲を制限すべきではなく、特定の地域に限った活動を行うことは適当でない。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされた。		3	大学発ベンチャーに対する支援人材が我が国には十分ない中で、大学発ベンチャー支援に対するニーズが全国的に高まっていることを踏まえ、「大学発ベンチャー経営等支援事業」を全国規模で実施している。厳しい予算制約の下、政策効果を最大化する観点から、本事業の採択は平成16年度も厳正に行う予定であり、特定地域のみを重点的に支援することは不可能であるが、ご提案に係る事業の応募内容が個々の事業の要件を十分満たす案件であれば、地域再生計画の認定を得なくとも採択可能である。  「大学における知的財産管理体制構築支援事業」は、大学が自ら知的財産の管理体制を整備できるような専門家を派遣し、大学における知的財産管理体制の構築を支援することが目的であり、地域に対する人材派遣事業ではない。また、本事業における大学の採択については、応募のあった大学に対し、選定基準に基づき厳正に審査を行うことが適当であり、特定地域のみを重点的に支援することは不適切である。  中小企業支援センターの専門家派遣事業は、中小企業の経営課題を解決するため、中小企業診断士や税理士などの専門家を派遣する事業であり、産学連携を支援する人材派遣事業ではない。		
愛知県	あいち・なごやモノづくり産業振興構想	1354	1354020	112160	産学官連携支援策の連携及び集約	名古屋圏において、世界的な製造業の集積という特性を活かして地域経済の活性化を図るためには、世界的な産業競争に勝ち抜く(技術力の向上、新事業の創出、技術革新が不可欠であり、そのためには大学・研究機関による研究成果の社会還元が重要であることから、産学技術の長期的・継続的発展のためには大学・大学・研究機関の体系的・基礎的による民間企業に移転するための支援策を講じていくことが必要である。そこで、関係府県における広範な産学官連携支援策を地域特性を發揮する分野については集中するとともに相互に関連する事業についてはその連携を發揮するように実施し、支援体制の充実を図る。	産学官連携を推進するために、企業支援、研究成果移転、共同研究・受託研究に関する国の支援策を戦略的分野に集中的に実施することにより、短期的・効率的に研究成果の活用を図る。	経済産業省や文部科学省において多様な産学連携支援策が講じられているが、総合的な地域づくりには必ずしも連携せずに、個別に運営されている面があることから、地域特性を發揮できる戦略的分野については集中的に実施することが必要である。	「産業クラスター計画」 「33. 根拠法令等」に示された施策等 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書第41条第3項1号	「産業クラスター計画」 経済産業省では地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積(産業クラスター)の形成を目指して、「産業クラスター計画」を推進。全国19プロジェクト、約5000社の世界市場を目指す中堅・中小企業、約200大学の参画を得て、産学官の広域的な人的ネットワークの形成等を進めているところ。 「地域新生コンソーシアム研究開発事業」 地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、大学等の技術シズや知見を活用した産学官の強固な共同研究体制(地域新生コンソーシアム)の下で、実用化に向けた高度な研究開発を実施。  「33. 根拠法令等」に示された添付資料にあるとおり  国、地方公共団体、国立大学、私立大学、高等専門学校、国立の研究機関、独立行政法人又は公益法人が、NEDOが行った研究開発又は調査に関連する研究開発又は調査を行うとき、随意契約による取得財産の無償譲渡が可能。	1. 経済産業省と文部科学省は、それぞれ「産業クラスター計画」と「知的クラスター創成事業」等を進めており、(1)経済産業省では、企業を中心とした実用化技術開発(地域新生コンソーシアム研究開発事業等)と産学官連携事業を推進し、新事業の創出を図る(2)文部科学省では、大学等公的研究機関を中心とした基礎的研究分野における産学官共同研究(知的クラスター創成事業等)を推進し、新技術シズの創出を図るといった役割分担の下、施策の重複を避けつつ、両省が一層協力して、地域における産学官連携を推進しているところ。 2. 両省は、総合科学技術会議など内閣の要請も踏まえ、(1)関係地方自治体と経済産業省、文部科学省の両省が参加する「地域クラスター推進協議会」を地域毎に設置するほか、(2)地域毎に両省の事業の成果に関する「合同成果発表会」を年1回程度開催し、関係事業の参加者の間で情報交換を行うなど、連携体制を構築することとしているところ。 本提案については、このような体制に積極的に参画して頂くことにより、知的クラスターからの新技術シズの提供、産業クラスターからの市場ニーズのフィードバックが行われるなど、具体的な連携を図ることができると考えているところ。 3. 根拠法令等に挙げられた文部科学省及び経済産業省は、それぞれの事業目的に合致するものを全国から選抜(採択)し、支援しているものであり、それぞれの事業の趣旨に反しない範囲で、これらの施策の連携強化に対するニーズも踏まえながら、本制度が一層効果的・効率的に機能するよう運用面での充実・強化を図り、地域における産学官連携の一層の円滑化を推進することとしている。 NEDOにおいては受託先である公的機関に対する随意契約による無償譲渡は可能であり、実績もまた承知している。	5	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各府県の間で連携して予算執行することが出来ないが、検討されたい。		5	経済産業省「産業クラスター計画」と文部科学省「知的クラスター創成事業」については、平成14年度から具体的な連携を図っており(具体的には先に記述)、現在2年目にあたる。なお、両省の連携の内容については、各地域毎に異なることから、提案者自ら各地域の「地域クラスター推進協議会」等に積極的にご参加頂くことにより、当該地域の支援のあり方を検討されたい。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
愛知県、豊橋市、蒲郡市、田原市、御津町	国際自動車産業交流都市	1352	1352050	112170	産学官連携支援のための国の支援策の連携及び集中	名古屋圏において、世界的な製造業の集積という特性を活かして地域経済の活性化を図るためには、世界的な産業競争に勝ち抜く技術力の向上、新事業の創出、技術革新が不可欠であり、そのためには大学・研究機関による研究成果の社会還元が重要であることから、産業技術の長期的・継続的発展のためには大学・大学・研究機関の体系的・基礎的による民間企業に転移するための支援策を講じていくことが必要である。そこで、関係府庁における広範な産学官連携支援策を地域特性を發揮する分野については集中するとともに相互に関連する事業についてはその連携を發揮するように実施し、支援体制の充実を図る。	産学官連携を推進するために、企業支援、研究成果移転、共同研究、受託研究に関する国の支援策を戦略的分野に集中的に実施することにより、短期的・効率的に研究成果の活用を図る。	経済産業省や文部科学省において多様な産学連携支援策が講じられているが、総合的な地域づくりとは必ずしも連携せずに、個別に運営されている面があることから、地域の特性を發揮できる戦略的分野については集中的に実施することが必要である。	「33. 根拠法令等」に示された添付資料にあるとおり	5		「33. 根拠法令等」に挙げられた文部科学省及び経済産業省施策は、それぞれの事業目的に合致するものを全国から選抜(採択)し、支援しているものであり、それぞれの事業の趣旨に反しない範囲で、これらの施策の連携強化に対するニーズも踏まえながら、本制度が一層効果的・効率的に機能するよう運用面での充実・強化を図り、地域における産学官連携の一層の円滑化を推進することとしている。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各府庁の間で連携して予算執行することが出来ないか、検討されたい。	5		「33. 根拠法令等」に挙げられた文部科学省及び経済産業省施策は、それぞれの事業目的に合致するものを全国から選抜(採択)し、支援しているものであり、それぞれの事業の趣旨に反しない範囲で、これらの施策の連携強化に対するニーズも踏まえながら、本制度が一層効果的・効率的に機能するよう努めることとしている。	
野田市	環境バイオシティ野田構想	1174	1174010	112180	研究開発の活性化	科学技術振興対策事業等を利用した研究開発促進。なお、委員会直入などフレキシブルな財政措置を講ずる様、要望する。	全体の構想を実現するために必要な調査・研究を推進し、実施可能性を探るとともに、知的財産の創出、管理等に活用する	大学と企業、市民が連携して研究開発を進めることが出来る体制作りを行うため。			3		NEDOの新規事業における具体的な研究主体の選定は、独立行政法人たるNEDOが行うべきものであり、当省は回答する立場にない。なお、新たな財政措置を伴う施策は不可能。	3	要望の趣旨をNEDOに伝えられたい。	要望についてはNEDOに伝える。	
日立市	ひとつくり・ものづくり・地域づくり構想	1377	1377090	112190	地域を実験フィールドとした社会実験の実施	燃料電池自動車やDME燃料自動車、成層圏プラットフォーム、新交通システム、新エネルギーなどの実用化に伴う社会実験を、各府庁が日立市をフィールドとして重点的に実施する。	新交通システムやETC、GPSなど社会システム型の開発を進めるためには、都市と住民を巻き込んだ社会実験が必要不可欠であるが、日立市は人口20万人、70,000世帯、都市としての一定水準のインフラも整備され、また、海、山、川ありと自然環境にも恵まれ実証実験にはまさに最適である。実験は短期間である場合が多いが、雇用や実験機器製作などの仕事も発生し、経済への波及効果も期待されるため、こうした国家レベルでの実証実験を誘致・実施する。	様々な社会システム型の製品の実証実験を蓄積することにより、地域企業に技術的な対応力の高揚が期待されるため、社会実験を誘致する。			3	(燃料電池自動車の実証研究) 環境性能、エネルギー総合効率等のデータや技術的課題など、開発・普及に必要となる基礎的情報を得るため、技術の進展を踏まえつつ、燃料電池自動車の公道走行試験、水素供給ステーションの実証運転等を行っている。  (DME燃料自動車の研究開発) DMEを軽油代替燃料とした自動車のエンジンや燃料供給システムに係る研究開発を行っている。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	(燃料電池自動車の実証研究) 燃料電池自動車の公道走行実証試験については既に「固体高分子形燃料電池システム実証等研究」事業において実施している。 本補助対象経費については、厳しい予算制約の中で政策効果の最大化を図る観点から決定しており、実証研究実施地域の追加については、新たな財政措置を伴うことから不可能。  (DME燃料自動車の実証的社会実験) DME燃料自動車を普及させるためには、供給インフラ整備の課題の他、一充填走行距離の短さ、燃料噴射の高圧化の困難さ等、依然として研究開発段階の課題が山積しており、実証的社会実験の段階には達していないと認識。	(燃料電池自動車の実証研究) 燃料電池自動車の公道走行実証試験については既に「固体高分子形燃料電池システム実証等研究」事業において実施している。 本補助対象経費については、厳しい予算制約の中で政策効果の最大化を図る観点から決定しており、実証研究実施地域の追加については、新たな財政措置を伴うことから不可能。  (DME燃料自動車の実証的社会実験) DME燃料自動車を普及させるためには、供給インフラ整備の課題の他、一充填走行距離の短さ、燃料噴射の高圧化の困難さ等、依然として研究開発段階の課題が山積しており、実証的社会実験の段階には達していないと認識。	
山形県	「超精密技術集積特区」推進プラン	1384	1384010	112200	公募型研究開発助成事業の優先的採択	「有機エレクトロニクスバレープロジェクト」及び「超精密加工テクノロジープロジェクト」に参画する産・学・官のいずれかの事業主体が、経済産業省及び文部科学省が所掌する公募型研究開発助成事業に助成金の交付申請を行った場合、優先的に採択するもの。	「有機エレクトロニクスバレープロジェクト」では、昨年11月に開所した「有機エレクトロニクス研究所」を核に、20社を超える企業との共同研究を、「超精密加工テクノロジープロジェクト」でも、県内企業62社で構成する金型・精密加工技術研究会のメンバーを中心に共同研究を、それぞれ実施することとしている。多岐にわたる研究開発テーマが予想され、研究成果の企業化を支援するための集中的な支援が望まれている。	地方の真の自立を目指して、自治体自ら取り組み新たな産業創出の取組みに対し、重点的集中的な支援が不可欠であるため。		5		経済産業省では、複数の提案公募型研究開発助成事業を実施。提案公募型研究開発助成事業では、外部有識者で構成される審査委員会における、技術内容や事業化などの観点からの審議を踏まえ、採択事業を決定。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	3		厳しい予算制約の下で政策効果を最大化する観点から、16年度提案公募型研究開発助成事業の採択は厳正に行う予定であり、特定地域のみを重点的に支援することは不可能であるが、ご提案に係る事業の応募があった場合は、個別具体に行われる審査の結果次第で採択されることがありうる。	
茨城県	「鹿島経済特区」推進プロジェクト構想(=コンビナート地域再生プロジェクト)	1276	1276050	112210	コンビナートの高度産業間連携推進にかかわる各種補助施策の重点配分	新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が取り進める産業間連携(技術開発)の重点的配分。 経済産業省資源エネルギー庁が取り進めるコンビナート・ルネサンス事業活用によるコンビナート工区間を連絡配管帯(トンネル)整備の重点的配分。 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が取り進めるコンビナート省エネ事業(熱エネルギーの相互有効活用)の重点的配分	従来の枠にとらわれないコンビナート全体での高度産業間連携(鉄鋼+石油化学・精製+エネルギー一般)を進め、資源(相互)の副産物や熱エネルギー等を最大有効活用(=高度有機的結合)を図ることにより、次世代型コンビナート(=スーパーインテグレーション)を構築し、世界トップレベルのコスト競争力のある複合産業集積群の形成を進める。	鹿島経済特区計画においては、海外との熾烈な競争に勝ち残るとともに、地域環境・地球環境とも共生できる次世代型コンビナートを目指しており、その中でコンビナートであることの利点を活かしたコンビナート総合力強化につながる産業間連携の推進を重要取組課題として掲げている。また、鹿島コンビナートは、既に多くの共有化の実績と鹿島経済特区としての取組総力を有しており、産業間連携においても多くの成果(実行)を導き出せるポテンシャルを有している。		なし なし なし	8 3 3		現在、NEDOにおいて産業間連携に必要な技術開発等についての調査研究を行っているところ。 現在、経済産業省においては、石油精製環境低負荷高度統合技術開発費補助金を通じて、コンビナートの再生・競争力強化に資する研究開発支援を行っているところ。 平成16年度予算案において、コンビナート等複合事業所間の効率的なエネルギー相互融通システムの設計・導入を促進するための、「省エネルギー・新エネルギー対策導入促進事業費補助金」を新規に計上。	ご指摘の事業に対する対象の選定については、独立行政法人たるNEDOが判断することであり、当省は回答する立場にない。 補助対象経費については、厳しい予算制約の中で政策効果の最大化を図る観点から決定しており、連絡配管帯(トンネル)整備の重点的配分については、新たな財政措置を伴うものであり不可能。 ご指摘の事業に対する対象地域の選定については、独立行政法人たるNEDOが判断することであり、当省は回答する立場にない。	8 3 8	重点的配分の要望については、地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。その他の要望については、NEDOに要望の趣旨を伝えられたい。	ご要望については、NEDOに趣旨を伝えることとした。 補助対象経費については、厳しい予算制約の中で政策効果の最大化を図る観点から決定しており、連絡配管帯(トンネル)整備の重点的配分については、新たな財政措置を伴うものであり不可能。 ご要望については、NEDOに趣旨を伝えることとした。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府庁からの回答
茨城県	「鹿島経済特区」推進プロジェクト構想(=コンビナート地域再生プロジェクト)	1276	1276100	112220	つくばとの産官学連携による共同研究に対する補助金の重点配分	産官学連携による共同研究(鹿島コンビナート関連研究事業)への補助金の重点配分。経済産業省資源エネルギー庁(新エネルギー・産業技術総合開発機構[NEDO])日本学術会議	つくばとの連携により、最先端化学、医薬中間体、ナノテクノロジーなどの新規成長分野にかかる共同研究を積極的に展開し、研究開発と生産が一体となった21世紀を担える産業拠点の創出を図る。	県内には、つくば(大学、産総研、リエゾンセンター等)などの研究機関が既に立地しており、生産拠点として鹿島コンビナートがあり、試作プラントやプレコマmercialプラントなどの実証試験の受け入れなどのポテンシャルを有している。今後研究と生産が一体となって産み出される産業が国内産業を支えていくものであり、その推進に適した地区へ補助の集中を図ることが必要である。	なし	現在、経済産業省においては、石油精製環境低負荷高度統合技術開発費補助金を通じて、コンビナートの再生・競争力強化に資する研究開発支援を行っているところ。	3		当該補助金の補助対象は、石油精製に係る高度な技術開発等であり、最先端化学、医薬中間体、ナノテクノロジーなどの新規成長分野にかかる共同研究については、補助目的が異なるため対象外である。 なお、提案が補助対象の拡大を求めるものであるとすれば、新たな財政措置を伴うものであり、不可。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		当該補助金の補助対象は、石油精製に係る高度な技術開発等であり、最先端化学、医薬中間体、ナノテクノロジーなどの新規成長分野にかかる共同研究については、補助目的が異なるため対象外である。 なお、提案が補助対象の拡大を求めるものであるとすれば、新たな財政措置を伴うものであり、不可。
竜王町	(仮称)エコ田園産業拠点交電(交流)プロジェクト構想	2154	2154030	112230	省庁間の類似支援策の一元化および集中手続き、複合適用の促進	省庁間(経済産業省、農水省、林野庁等)で類似する新エネルギーに関する施策の一元化、および手続きの集中管理および複合適用による効果的に運用	町では平成16年に開設予定の舞茸生産工場より持続的に供給されるおがこを主原料にエネルギー転換を行い、電力・熱・残さの活用をはかり、バイオマスエネルギーと資源循環システムの構築を計画している。現在NEDO補助事業により事業化検討調査中である。この事業により町内資源の有効利用・資源循環、および新エネルギーによる新たなビジネス創出、地域活性化の効果が見込める。	新エネルギー事業を展開する上で、計画から事業化への過程が円滑に進まず、また新しい事例の少ないことであるだけに判断が困難な課題が多い。各省庁の類似制度の未整理により補助対象条件が未確立であることや、手続きの煩雑さ、情報公開の低さ等、新エネルギー促進のための省庁間を超えた再整備を求める。	地域新エネルギー導入促進事業 バイオマス等未活用エネルギー実証試験事業 新エネルギー事業者支援対策事業	3	2	目的の異なる補助制度をすべて統合することは困難である。しかしながら、地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に活用するバイオマスタウン構想(仮称)の実現に向け、関係府省が一体となった支援を試行的に開始する。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、総合的に予算執行する等工夫することが出来ないか。検討された。	5		バイオマス関連施策については、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の場を通して各省間の緊密な連絡体制を取っているほか、各地方ブロックごとに各出先機関間の連携を密にしている。	
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163030	112240	製材廃材等の木材や竹繊維等の供給・利用拡大に向けた支援	バイオマスプラスチック製品生産において自然素材(木粉、竹繊維、ケナフ繊維等)と混合し活用する可能性が高いこと、製材廃材はバイオエタノール生産の原料になること等から、製材廃材や間伐材等の木材や竹繊維等の供給・利用拡大に向けた支援を行う。	本支援措置により、バイオマスプラスチック製品生産での自然素材の活用を推進し、バイオマスプラスチック原料の量産化や新製品・新用途開発に繋げるとともに、木質バイオマス等の積極的な推進を図る。	製材廃材等の木材や竹繊維等の供給・利用には、例えば、間伐促進や流通等の諸課題もあり、本支援措置により、円滑で安定的な供給・利用が可能になる。	「バイオプロセス実用化開発プロジェクト」 製造プロセスの省エネルギー化、新規高付加価値製品の製造等を可能とするバイオプロセスを製造工程に導入するための実用化開発を行う企業を補助する。(課題設定型提案公募事業、実施期間は平成16年度から平成18年度) また、「愛・地球博」においてバイオマスプラスチックの普及に向けた実証試験を実施する。(委託事業、実施期間は平成16年度から平成17年度)	「バイオプロセス実用化開発プロジェクト」 公募要領	5		バイオマスプラスチックの実用化開発を含めた、企業によるバイオプロセス実用化開発補助事業をNEDOが16FYに実施すると告知している。ただし、当該事業における補助対象の具体的な選定については、独立行政法人NEDOが判断することであり、当省は回答する立場にない。 なお、バイオマスプラスチックについては、「愛・地球博」においてその普及に向けた実証試験を行う予定。	要望の趣旨をNEDOに伝えられたい。	5		要望についてはNEDOに伝える。
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163060	112250	バイオマスプラスチック製品の環境影響評価の推進	バイオマスプラスチック製品の環境負荷低減や環境保全効果に関するライフサイクルアセスメント(LCA)研究を推進し、二酸化炭素削減等に関する定量的な効果の把握を推進する。	本支援措置で明らかとなる、二酸化炭素削減等に関する定量的な効果を踏まえ、バイオマスプラスチック製品利用の積極的な展開・PRを図るとともに、効率的な製造・処理方策の検討を進める。	バイオマスプラスチックが既存の石油由来のプラスチックより優れている点として環境負荷の低減があるが、我が国の現状では、LCAの観点から見た定量的なデータが十分に整備されてなく、本支援措置により、これが明らかになる。	バイオマスプラスチック製品に係る環境負荷低減効果については、「生分解性プラスチックの普及に関する調査研究(平成13年度NEDO)等において、調査研究をしてきたところである。また、生分解性プラスチック研究会は最近のEUにおける評価研究事例を調査・分析し、その一部はグリーン購入法特定調達品目の検討にも反映されているところ。	5		バイオマスプラスチック製品利用時における環境負荷低減効果やLCAの研究については、バイオプロセス実用化開発委託費を通じて、その効果の把握を進めるとともに、効率的な製造・処理方策の検討を進めることが可能。					
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163110	112260	バイオエタノールの精製所等の供給設備の整備に対する支援	バイオエタノールの精製所やガソリンスタンド等におけるバイオエタノールの利用・供給に必要な設備の整備に対し支援(補助、政策金融等)する。	本支援措置により、バイオエタノールの生産拡大と利用の積極的な推進を図る。	バイオエタノールは主に自動車燃料(ガソリン)への添加(ブレンド)により利用されるもので、このための供給設備が必要であり、本支援措置により、当該ブレンド等を通じた利用拡大が図られる。		平成15年10月から、環境省においてバイオエタノールを低濃度混合したガソリン等を自動車用等の燃料として利用するための混合設備、貯蔵設備等の整備を行う事業者等に対し、事業費の一部を補助している。	6		環境省の施策である。				
茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	1273	1273040	112270	水質浄化技術開発等に係る産官学連携共同研究の促進	霞ヶ浦の水質浄化を促進するため、産官学連携による、水質生成メカニズム解明及び水質浄化技術開発研究等に対する施策の連携・集中を図る。	水質生成メカニズム解明や水質浄化技術開発に係る産官学連携共同研究を積極的に展開することにより、水質浄化に資する技術の研究開発と環境産業の創出・振興を図る。	水質浄化の研究については、基礎研究から実用化・商品化研究にわたり、産官学の連携が不可欠であるため、霞ヶ浦の水質浄化を推進するため、水質生成メカニズム解明や水質浄化技術開発等に係る産官学連携共同研究の積極的な展開を図る。		中小企業技術革新制度(SBIR制度)は、関係省庁が連携し、新産業の創出につながる新技術の開発のための補助金・委託費等について、中小企業者への支出の拡大を図るとともに、その事業化を一貫して支援するため、債務保証に係る枠の拡大等の措置を設けている制度。	6		経済産業省としては、水質浄化のため、環境省と連携を図りつつ産業界からの排水管理の指導等を行っているが、水質浄化技術の研究は環境省を中心として行っているため。				
会津若松市	(仮称)会津ベンチャーランド構想	1041	1041030	112280	日本版SBIRのさらなる充実体制の強化	優秀な技術力があっても販路拡大や信用度合いが不足しているベンチャー企業を対象に技術力等の認定制度を創設し、積極的に公共事業へ参入させる。	IT産業を中心として創業してきた地元ベンチャー企業が高いレベルで認定されることにより県内をはじめ全国でも活躍できる機会が創設され、域内経済の活性化と雇用の拡大が図られる。	経営基盤が脆弱なベンチャー企業は優秀な技術力があっても、信頼度の低さから大手ベンチャーの傘下に入るか自社の独自技術を譲渡する傾向がある。ベンチャー企業等のスキルを最大限に引き出せる認定制度があれば自治体等からの信用度は大きく向上し、ベンチャー企業の事業拡大が実現する。	新事業創出促進法第3章第12～17条(「SBIR制度関係」) 「技術力のある中小企業等の入札参加機会」の拡大について、政府調達(公共工事を除く)手続きの電子化推進省庁連絡会議幹事会の決定(平成14年9月9日)	中小企業技術革新制度(SBIR制度)は、関係省庁が連携し、新産業の創出につながる新技術の開発のための補助金・委託費等について、中小企業者への支出の拡大を図るとともに、その事業化を一貫して支援するため、債務保証に係る枠の拡大等の措置を設けている制度。	5	現行の規定、取扱い等により既に実現が可能	SBIR制度においては、特定補助金等を活用して行った研究開発の成果や採択事業者について、インターネット等を通じて公表・PRを図り、需要開拓を促進しているところである。 また、SBIR制度とは別に、現行においても中小企業の特許保有件数等により技術力を評価し、技術力のある中小企業については、上位等級入札に参入し得る措置を講じているところである。				



15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府県からの回答
会津若松市	(仮称)会津ベンチャーランド構想	1041	1041060	112290	研究開発プロジェクトの集中投資	本地域にIT関連の研究開発プロジェクトを集中的に投資する。	情報関連企業の立地促進と関連産業の集積を図る。	本市においては、これまで数多くの研究開発プロジェクトを提案し、会津大学を中心として地域における情報関連企業との連携のもと、システム開発等に取り組んできた。これら研究開発プロジェクトを通して、地元の情報関連企業の技術水準が向上するなど企業の育成に対する効果は大きく、今後も、更に推進しようとするものである。	経済産業省「大学発ベンチャー経営等支援事業」 経済産業省「産業技術研究助成事業公募要領」	大学発ベンチャー経営支援事業 [派遣先] 大学発ベンチャー起業家 [支援内容] 大学発ベンチャーを起業家に対し、経営専門家を派遣 競争的研究資金である産業技術研究助成事業においては、募集区分に情報通信分野を設け、優れた提案に研究開発資金を提供している。	5 5		大学発ベンチャーに対する支援人材が我が国には十分でない中で、大学発ベンチャー支援に対するニーズが全国的に高まっていることを踏まえ、「大学発ベンチャー経営等支援事業」を全国規模で実施している。厳しい予算制約の下、政策効果を最大化する観点から、本事業の採択は平成16年度も厳正に行う予定であり、特定地域のみを重点的に支援することは不可能であるが、ご提案に係る事業の応募があった場合には、個別具体的に採択される可能性がある。競争的研究資金(産業技術研究助成事業)は、全国的な提案の中から優れたものを選定することを制度の目的としているところであり、このような制度を活用願いたい。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	3		大学発ベンチャーに対する支援人材が我が国には十分でない中で、大学発ベンチャー支援に対するニーズが全国的に高まっていることを踏まえ、「大学発ベンチャー経営等支援事業」を全国規模で実施している。厳しい予算制約の下、政策効果を最大化する観点から、本事業の採択は平成16年度も厳正に行う予定であり、特定地域のみを重点的に支援することは不可能であるが、ご提案に係る事業の応募があった場合には、個別具体的に採択される可能性がある。競争的研究資金(産業技術研究助成事業)は、全国的な提案の中から優れたものを選定することを制度の目的としているところであり、特定地域のみを重点的に支援することは不可能。
北竜町	「ひまわりのまち 北竜町」ブランド確立による地場農産物の生産地ブランド化	1034	1034010	112300	市街地再開発事業の早期実現と要件緩和	ひまわりのまちなど整備構想は、未だ国に補助要望を行う段階には至っておりませんが、平成9年度より商工会を中心に検討を重ね、市街地総合再生基本計画の大臣承認や優良建築物等整備事業やリノベーション補助金などの申請段階になりましたら、迅速な事業認定を要望いたします。また、優良建築物等整備事業の整備要件の中に「3階建て以上」とあるが、事業の迅速な推進を図るため「将来3階建て以上の増築計画」をもって事業認定していただくよう要望いたします。	人口の流出、近隣都市への買い物客の流出、空き店舗、老朽化店舗が多く、商業集積力不足により回遊性の欠如・魅力に乏しい求心力のない市街地となっています。平成9年度より商工会が北竜町商業のあり方を検討し、和市街地の再開発整備の必要性があるとの報告を受け、平成13年度に北竜町市街地再生基本計画を作成し、平成14年度該当地権者にひまわりのまちなど整備への参加意見集約を行った。平成15年度は中核となる施設関係者との話めの打合せを行っています。 ひまわりのまちかどでは、まちづくりとしてファーマーズマーケット、ファーマーズカフェ、ひまわりミュージアムなどの構想を策定中です。この構想の中では、ひまわりインフォメーションセンターとしての機能も持ち合わせ、交流人口の取り込みをはかる中で、地場農産物の提供を行い生産地ブランド化をはかる予定です。 ひまわりのまちかどは日常生活用品を確保する店舗設置にとどまらず、アグリビジネスの創造・展開の拠点施設として重要な位置を占めるものです。	人口2,500人余りの小さなまちにおいては、事業規模が大きいと思われるが、たとえ合併になったとしてもまちが消滅するわけではなく、住民が全部転居するわけではなく、農家は土地があるため転出もままならず必ず人は残るわけです。ひまわりのまちを残すために、ひまわりのまちの唯一の生き残り策として実施するものです。	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金交付要綱	商業の活性化に資する商業基盤施設等に対する補助事業	6		優良建築物等整備事業の要件緩和の要望であり国土交通省の所管である。				
掛川市	日本救済運動という名の地方都市経営構想	1064	1064010	112310	1歩行文化の確立の社会実験に対する支援 歩道を媒介に地域・広域連携、各所・公園や河川堤防のコースを設定 - 国土総合計画行政 環境省 - 日本ウォーキング協会の所管省庁、エコツーリズム、ウォーク効果の研究、環境保護歩道の整備を行う。 歩くことで切れない子どもを育成するとともに正しい身体能力と知的能力のバランスによる真の道徳教育を行う。 歩くことで健康長寿者の増加、病弱老人の減少、健康保険・介護保険財政の健全化を図る。 農村部歩行で森林浴と森林環境保全と過疎対策を図り、自然キャンプ、グリーンツーリズム等を普及する。 歩くまちづくり、中心市街地活性化、都市と農村の交流を行う。 歴史古道を媒介とし市町村の連携支援、地域自立の道を探る。	各府県別の政策連携による相乗効果を新視点から社会実験を行うことを提案する。(掛川市の運動をベースに) 国土交通省 - 歩く道を媒介に地域・広域連携、各所・公園や河川堤防のコースを設定 - 国土総合計画行政 環境省 - 日本ウォーキング協会の所管省庁、エコツーリズム、ウォーク効果の研究、環境保護歩道 - 環境行政 文部科学省 - 歩くことで切れない子ども育成、北京大学と国際二宮尊徳思想学会強化 - 体育教育の行政 厚生労働省 - 健康長寿者の増加、病弱老人の減少、健康保険・介護保険財政の健全化 農林水産省 - 食(米)と農(茶)の文化、和食風土尊重 クライナガルテンの普及 - 農林行政 経済産業省 - 歩くまちづくり、中心市街地活性化、都市と農村の交流 総務省 - 歴史古道を媒介とし市町村の連携支援、地域自立の道 - 自治政策行政	日本救済運動として、全市内、全市民、廻村的歩行事業を行う。	生涯学習、地域学習、地域振興、経済活性化、健康増進などの複合的事業に対し、支援施策を集中していただきたい。	中心市街地活性化については、基本計画に則って市町村等が実施する商業活性化事業に対して支援している。	5		イベント等のソフト事業として実施するものであれば対応可能。					
川崎市	川崎臨海部再生 - アジア起業家村構想	1178	1178010	112320	羽田国際化と連携した各種施策の集中	都市再生の推進により、市民生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。「まちづくり交付金事業」及び新事業の創出を通じた地域経済の活性化や地域の産業集積の維持・活性化に寄与することを目的とする「新事業支援施設整備事業」について、地域再生計画の区域において集中して実施する。	地域振興整備公団と連携したビジネス・インキュベータ施設の整備及び市街地再生の連携と地権者等をはじめとする民間事業者と一体となったまちづくりの推進	京浜臨海地域の再生は本市のみならず、首都圏全体の再生に資するものである。殊に、アジア起業家村構想の一つの拠点である川崎臨海部・大師河原地域は、民間の創意工夫を十分に活かした都市開発事業を推進する都市再生緊急整備地域であり、再拡張・国際化が進められる羽田空港に隣接し、同空港の神奈川口として一体的な土地利用の推進が図られる地区であるため、ハード・ソフト両面からの施策の集中を行い、京浜臨海地域の再生の先導的な拠点とする。	新事業支援施設整備費補助金交付要綱	地域における新事業の創出を通じた地域経済の活性化のために、技術シーズやアイデアを迅速に事業化することを支援し、将来の地域経済の牽引役である中小・ベンチャー企業を効果的・効率的に育成する新事業支援施設等を整備する地方公共団体等に対し、国が補助金を交付する。	5		提案における当省の施策の具体的位置付けと関係府県の施策との関係が明確になった段階で、当省の施策の範囲内で、関係府県の関係施策との連携を図る方向を検討する。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、総合的に予算執行する等工夫することが出来ないか、検討されたい。	5		提案における当省の施策の具体的位置付けと関係府県の施策との関係が明確になった段階で、当省の施策の範囲内で、関係府県の関係施策との連携を図る方向を検討する。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
磐梯町	仏都・会津のシンボル磐梯町への定住化構想(過疎地域からの脱却のための地域再生)	1232	1232020	112330	補助金制度の複数同時実施を可能	各種補助金制度の複数同時実施が可能なものとする	土地区画整理事業及び上下水道事業や商業スペース整備事業、まちづくり総合整備事業などの各種補助事業を複数同時に実施することにより事業の早期完成につながる。	各種補助金制度を複数同時に一括して実施することにより事業の早期完成が図られる。			5		厳しい予算制約の下で政策効果を最大化する観点から、平成16年度補助事業の採択は厳正に行う予定であるが、ご提案に係る事業の応募があった場合には、個別具体に行われる審査の結果次第で採択されることがある。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、総合的に予算執行する等工夫することが出来ないか、検討されたい。	3		各種補助制度においてはそれぞれ政策目的があり、補助制度毎に厳正に採択することから、総合的な予算執行をすることは困難である。ただし、個別の補助制度毎の審査結果によっては採択されることがある。
愛知県	産業観光資源を活用した国際交流中枢圏の形成	1353	1353010	112340	各府省支援策の優先適用及び連携・集中	当該事業計画を円滑かつ効果的に推進するため、次のような各府省の支援策の連携・集中が求められる。 ・国土交通省のNPO活動支援等対策事業 ・経済産業省・国土交通省等の中心市街地活性化支援事業 ・国土交通省の観光基盤施設整備費補助金 ・経済産業省(中部経済産業局)の産業技術地域ネットワークミュージアムの整備 ・総務省の情報通信基盤整備事業補助金等 ・国土交通省のビジッジャパンキャンペーン事業	具体的な事業計画については、今後関係機関と調整の上策定するが、基本的な事業項目は次のとおり。 ・産業観光を推進する専門組織としてNPO法人を設立。 ・対象地域内の市町が実施する産業観光の振興を目的とした中心市街地活性化事業の推進。 ・対象地域内の産業観光資源を結び観光ルートの設定、観光案内板の整備。 ・経済産業省中部経済産業局等が推進する産業技術ネットワークミュージアムの整備。 ・観光客(外国人観光客含む。)支援のための新たな情報提供システムの整備。 ・国土交通省中部運輸局等が推進するビジッジャパンキャンペーンの充実強化。	当該事業計画の確実な実施を担保し、最大限の効果を発揮するためには、関係府省の連携による優先的かつ集中的な支援が必要となる。		産業技術ネットワークミュージアムの整備 ・産業技術資源を活用しつつ、次世代を担う若者を主に産業技術に関する理解の増進や関心の喚起を図ることを目的に、明治以降の産業技術の発展過程を整理したコンテンツをWeb上で体験、関心を持った者が工場、企業博物館の見学ができるように情報を提供するもの ・局予算の範囲内で作成可能なWebを今年度中に整備し情報提供を始める予定	8	5	本件は当局を事務局とする産業界、行政機関等を含めた協議会による取り組みであり、法令に基づくものでも予算措置がされているものでもないが、局において可能な限り整備を進めている。  中心市街地活性化について、関係府省庁の統一窓口である「中心市街地活性化推進室」を設置し、市町村等からの問い合わせや相談への対応、各種情報提供に努めるとともに、関係府省庁連絡協議会を通じて基本計画に位置付けられた事業の支援方針等について協議するなど、関係府省庁の連携強化を図っている。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、総合的に予算執行する等工夫することが出来ないか、検討されたい。	8	5	中心市街地活性化について、関係府省庁の統一窓口である「中心市街地活性化推進室」を設置し、市町村等からの問い合わせや相談への対応、各種情報提供に努めるとともに、関係府省庁連絡協議会を通じて基本計画に位置付けられた事業の支援方針等について協議するなど、関係府省庁の連携強化を図っている。
宮城県古川市	緊急経済産業再生市町村連携事業(古川市緊急経済産業再生戦略)	1395	1395010	112350	同一計画に基づく(個別、各年に実施される事業への支援集中	地域再生のため地域が策定した計画の実現に向けて、対象区域内で異なる民間事業者が実施する国庫補助対象事業に対し、総合的な見地から両事業を一括事業としてとらえ、当初事業開始時に後続事業も一体的に支援することが有効である。	活力ある中心市街地の再生を図るため、「古川市中心市街地活性化基本計画」及び「ふるかわTMO構想」に基づき、平成16年度と平成17年度に実施される二核連携の民間主導商業施設整備事業、中心市街地の集客力の向上と周辺小売業等の売上増加及び地域コミュニティとの連携を図るとともに、地域住民の利便性・快適性の向上を図る。 ・緒橋プロジェクト(平成16年度実施予定)：地域の歴史的資源である酒蔵の空間の歴史・文化的価値を活かし、食文化をキーワードにテナントミックスを行うとともに、地域コミュニティ活用施設を三セク会社株室が経営者所管リノベーション補助金を活用し整備。 ・台町プロジェクト(平成17年度実施予定)：国交省補助事業を活用して整備される再開発ビルの保留床を三セク会社株室アクアライト台町が経営者所管リノベーション補助金を活用し取得、憩い・潤いや食に着目したシネコン、飲食店、生鮮食品・物販等の集客効果のある業種のテナントミックスを行う。 ・直接事業効果として、地域に相当数の雇用創出、集客、販売額が見込まれる他、建設事業関連、開業に伴う物流関連を加えると+の経済効果。また、この二つの核施設のコラボレーションにより、回遊効果が図られ、既存中小企業者の積極活用による経済波及効果や新規投資誘発等の活性化の連鎖が期待される。	2つの事業は経産省所管リノベーション補助金を活用するものであるが、当該二核連携事業は計画地域内で民間活力を利用し2年間で行われる事業で、どちらかが欠けることは地域再生計画に大きな阻害を生じることになり、その円滑な事業実施のためにも、総合的な見地から二核事業を統一支援事業として集中支援が有効である。	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金交付要綱 中小商業活性化事業費補助金交付要綱	3	3	複数年にわたる複数年の事業を一括して交付決定することは会計原則、適正執行の観点から不適当、なお、事業実施年度に個別の事業箇所毎に事業内容を審査することが必要。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	複数年にわたる複数年の事業を一括して交付決定することは会計原則、適正執行の観点から不適当、なお、事業実施年度に個別の事業箇所毎に事業内容を審査することが必要。		
飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	1311	1311080	112360	農産物直売のための空店舗活用	・地元農産物を地元で売る。 ・「地産・地消」のしくみとして、中心商店街などの空店舗を活用して農産物直売所を整備するための支援をお願いしたい。	・中心商店街の空洞化による空店舗の活用及び地元農産物の地元での販売を可能とするため空店舗を農産物直売所としてリニューアルするための取得費・改装費・運転資金を実施者に支援したい。	・中心商店街の空洞化による空店舗の活用及び地元農産物の地元での販売を可能とするため空店舗を農産物直売所とするための取得費・改装費・運転資金を実施者への支援をお願いしたい。		空き店舗を活用した商店街活性化事業に対する支援策として商店街等活性化事業、コミュニティ施設活用商店街活性化事業の補助制度を実施している。	5: 現行の規定、取扱い等により既に実現が可能		商店街の活性化に資する目的で実施する当該事業は、商店街組織が事業実施者となるのが妥当。商店街組合等が農業関係団体と連携して産直ショップなどの空き店舗対策事業を実施することは可能。	要望内容は実現可能か確認された。	5: 現行の規定、取扱い等により既に実現が可能		商店街の活性化に資する目的で実施する当該事業は、商店街組織が事業実施者となるのが妥当。商店街組合等が農業関係団体と連携して産直ショップなどの空き店舗対策事業を実施することは可能。
大津町	「からいも」が育む地産地消による地域再生	2062	2062020	112370	空店舗対策	起業支援として財政支援	空店舗等を活用する場合の財政支援	農業生産者等が農産物、加工品等の販売等を行う場合の財政的支援が必要のため		空き店舗を活用した商店街活性化事業に対する支援策として商店街等活性化事業、コミュニティ施設活用商店街活性化事業の補助制度を実施している。	5: 現行の規定、取扱い等により既に実現が可能		商店街の空き店舗を活用して商店街の活性化に資する目的で実施する事業は、商店街組合等が農業関係団体と連携して産直ショップなどの空き店舗対策事業を実施することは可能。	要望内容は実現可能か確認された。	5: 現行の規定、取扱い等により既に実現が可能	商店街の空き店舗を活用して商店街の活性化に資する目的で実施する事業は、商店街組合等が農業関係団体と連携して産直ショップなどの空き店舗対策事業を実施することは可能。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都府県からの回答
茨城県	「鹿島経済特区」推進プロジェクト構想(=コンビナート地域再生プロジェクト)	1276	1276090	112380	次世代エネルギー供給プラント(水素、DME等)に対する補助金の重点配分	次世代エネルギー(水素、DME)生産・供給の(実証)プラント等に対する経済産業省資源エネルギー庁にかかる新工関連補助金の重点配分。	次世代エネルギーとしての期待される水素やDME等の生産・供給拠点としての基礎づくりに向け、各種(実証)生産プラントのモデル地区として各種事業を展開し、21世紀を担うエネルギー拠点の形成を促進する。	鹿島コンビナートには鉄鋼、石油精製等水素供給源となりうるポテンシャルと、またサハリンプロジェクト計画などを活かせる立地を有している。今後次世代新エネルギーへの転換は地球環境保護の観点からも重要であり、その推進に当たり生産・供給拠点としてのポテンシャルを有する地区に補助の集中を図ることが必要である。	(水素生産プラントの実証) 環境性能、エネルギー総合効率等のデータや技術的課題など、開発・普及に必要となる基礎的情報を得るため、技術の進展を踏まえつつ、燃料電池自動車の公道走行試験、水素供給ステーションの実証運転等を行っている。	(水素生産プラントの実証) 3		(水素生産プラントの実証) 燃料電池・水素については、エネルギー安定供給・環境負荷低減等に資する技術であり、当省としても予算を重点的に配分している。 水素の生産・供給プラントに係る実証については、「固体高分子形燃料電池システム実証等研究」事業において実施している。 しかし、本提案が実証研究実施地域の追加を求めるものであるとすれば、新たな財政措置を伴うことから不可能。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	(水素生産プラントの実証) 3		(水素生産プラントの実証) 燃料電池・水素については、エネルギー安定供給・環境負荷低減等に資する技術であり、当省としても予算を重点的に配分している。 水素の生産・供給プラントに係る実証については、「固体高分子形燃料電池システム実証等研究」事業において実施している。 しかし、本提案が実証研究実施地域の追加を求めるものであるとすれば、新たな財政措置を伴うことから不可能。	
京都府	観光都市 Kyoto ケータイサポート構想	2056	2056080	112390	観光地における電線類地中化の促進	来年度から国の新たな5カ年計画が策定される中、電線類地中化整備について、地方公共団体の要望を踏まえた計画内容とともに、計画に基づき、予算を重点的に措置	・現在、整備を希望している箇所が相当数あることから、観光地を中心に電線類地中化事業の大幅な促進を図る。	・魅力ある観光地づくりを進めるために、美しい景観の形成が重要な課題となっているが、地上に林立する電柱や電線類は景観を損なうものとして、国内外の観光客等から改善を求める声も強く、地中化の促進を図っていく必要がある。			6	電柱の地中化は道路の利用の仕方に関する問題であり、当省として主体的に措置することは難しい。					
天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	1075	1075100	112400	地域再生計画実現のための各種施策の集中	ダムのない中小水力発電、雪氷熱・地熱・バイナリー発電の導入促進を実現するために、経済産業省関係補助事業NEDO及びNEF並びに(財)電源地域振興センター等の各種支援事業の集中的な採択をお願いしたい。	本計画に示すダムの無い中小水力発電、雪氷熱・地熱・バイナリー発電の導入促進及び地域エコネットワーク研究会の設置、環境カウンセラー・森林カウンセラーの育成による環境教育のための人づくり事業、食料リサイクル施設やエコハウスの整備による環境教育の推進は、経済産業省関連法律に基づく目的達成のためのモデル事業となり得る事業であり、事業を実現するためにの各種施策の集中的な支援をお願いしたい。	本計画に示す事業実現のために、ソフトとハードの両面からの支援が得られる経済産業省関連法律に基づく各種施策の集中的な支援をお願いしたい。	経済産業省としては、ダムの無い中小水力発電、雪氷熱・地熱・バイナリー発電等の導入促進を図るため、NEDO及びNEF、また財団法人電源地域振興センター等への補助金等を通じて、各種支援事業を措置している。		8	ダムのない中小水力発電、雪氷熱・地熱・バイナリー発電の導入を促進するためにNEDO及びNEF並びに(財)電源地域振興センター等が行う各種の支援事業について、いかなる事業を選択するかについては、独立行政法人たるNEDO及びNEF、また財団法人電源地域振興センターが判断することであり、当省は回答する立場にない。	要望の趣旨を関係団体に伝えられたい。	8	要望については関係団体に伝える。		
福井県	原子力・地域産業共生構想	1084	1084010	112410	エネルギーに関する環境整備	・原子力技術研究開発の中核施設および国際的原子力研修センターの立地 ・県内大学および研究機関等の原子力エネルギーに関する高等教育、研究環境の整備	・原子力技術研究開発の中核施設および国際的原子力研修センターの立地 ・県内大学および研究機関等の原子力エネルギーに関する高等教育、研究環境の整備	原子力についての研究開発、人材育成、産業の創出・育成の拠点として整備するためには、原子力技術研究開発等の集積が必要である。	発電用施設周辺地域整備法第7条、第10条 電源開発促進対策特別会計法第1条第2項	電源三法交付金は、発電用施設の設置及び運転の円滑化を目的として、電源地域の地方公共団体が実施する各種事業の費用に充てるため交付されるものである。2003年10月には、複数あった交付金を統合して、交付手続きの簡素化を図るとともに、交付対象事業を大幅に拡充したため、地方公共団体は実施する事業を幅広く選択することが可能となっている。	5		各事業が交付対象となるかについては個別具体的に検討する必要があるものの、2003年10月に創設された電源立地地域対策交付金は、従来の交付金よりも交付対象事業を大幅に拡充しており、地方公共団体が実施を望む事業については、一般論としてその交付対象事業とすることが可能となっている。				
富岡町	「原子力との共生、電力生産地と消費地との恒常的役割の付加	1153	1153010	112420	原子力との共生	国の電力生産地に対する中央との共生の支援	原子力立地との共生共栄を図り、原子力政策の円滑な相互理解の醸成		電源開発促進税法第1条 発電用施設周辺地域整備法第7条、第10条 電源開発促進対策特別会計法第1条第2項	電源三法交付金は、発電用施設の設置及び運転の円滑化を目的として、電源地域の地方公共団体が実施する各種事業の費用に充てるため交付されるものである。2003年10月には、複数あった交付金を統合して、交付手続きの簡素化を図るとともに、交付対象事業を大幅に拡充したため、地方公共団体は実施する事業を幅広く選択することが可能となっている。	5		各事業が交付対象となるかについては個別具体的に検討する必要があるものの、2003年10月に創設された電源立地地域対策交付金は、従来の交付金よりも交付対象事業を大幅に拡充しており、地方公共団体が実施を望む事業については、一般論としてその交付対象事業とすることが可能となっている。				
W・PACプロジェクト	モデルファームプロジェクト	3039	3039030	112430	既存農業者が新経営体に参加する場合の適切な支援策	既存農業者の問題解決と新経営体の経営の自立継続に向けた適切な支援策を集中的に実行する。	・既存農業者の経営再編 ・既存債務等の処理 ・新しい経営モデルの収支確立(効果)民間単独ではできない既存農業の阻害原因の除去と新経営体への支援による自立と継続が可能になる。	・補助金等の統合及び採択基準、対象、利用条件等の改善、新しい支援策の創設				6	当省の所管外であるため。				
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039070	112440	国合同庁舎建設のための省庁間の調整	各地方機関の合同庁舎の早期建設のための各都府県間の調整	各地方機関の施設・敷地の狭小化の解消を図るため、中心市街地への合同庁舎建設。	地方機関が市内各所にバラバラに存在しており、また、施設・敷地の狭小化が課題となっている。				5	中国経済産業局及び中国四国鉱山保安監督部の両方とも合同庁舎にある。なお、合同庁舎は広島市にある。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府省からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答				
横浜市	ナショナルアートパーク構想	1253	1253060	112450	文化芸術基盤施設整備	映像コンテンツのデジタルアーカイブセンター、大学、デジタル映像スタジオ、国際文化芸術学術交流施設等の文化芸術基盤施設の整備を行う。	文化芸術基盤施設が設置されることにより、文化芸術関連事業者を誘致しやすくなり、映像コンテンツ産業やエンターテインメント産業を振興することができる。	今後成長が期待される映像コンテンツ産業やエンターテインメント産業の振興には、人材育成機関やスタジオ、交流施設等の設置が不可欠である。	-	-	3	-	ご提案については、新たな予算措置が前提であり、不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	-	3	ご提案については、新たな予算措置が前提であり、不可能。				
環境エコセンター(有)	エコ肥料事業	3011	3011040	112460	地域中小事業の育成、コンテナターミナルの利用	地域経済を発展させるためには、物流を増大させる施策も必要である。地域の特性を生かした港湾物流を利用し、活用する。又地域の雇用促進にも寄与できる。	コンテナターミナルの近隣にエコセンターを建設し、施設利用を促進する。	地域経済発展のため	-	-	6	-	港湾施設の建設や利用促進に関することは経済産業省所管ではなく、地域新規産業創造技術開発(費補助金)についても、実用化技術開発を支援対象とする事業であり、港湾施設の建設や利用促進に対する支援事業ではない。	-	-	-	-				
栃木県	栃木県経済新生構想	1211	1211030	112470	産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	足利銀行の一時国有化による本県経済の停滞を防ぐためには、経営不振に陥っている企業を、迅速かつ集中的に、1社でも多く再生させる必要があることから、産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構、日本政策投資銀行をはじめとする政府系金融機関が相互に連携し、より効果的な支援が可能となるよう、これら関係機関によるネットワークを構築する。	経営不振に陥った企業を再生させていくことには、県内経済の活性化に不可欠な方策である。規模、業種等により企業再生の形態も様々であることから、産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構、日本政策投資銀行をはじめとする政府系金融機関が相互に緊密な連携を図り、それぞれの支援機能を最大限に発揮していただくことが重要である。そこで、各機関担当者による連絡調整組織の整備により、各種支援施策の実効性を確保するものである。	産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構、政府系金融機関が組織の壁を越えて相互に連携を図ることにより、県内企業に対する各種の再生支援の取組が迅速かつ効果的に実施されるようになる。	株式会社産業再生機構法第59条(預金保険機構・整理回収機構・産業再生機構の協力)	栃木県内の金融・経済の安定を目的として、関東財務局、関東経済産業局、県、商工団体、政府系金融機関など金融・経済に関係する機関で構成する「栃木県金融・経済安定連絡協議会」が設置されている。	預金保険機構、整理回収機構及び産業再生機構の密接な連携を図るため、「預金保険機構・整理回収機構・産業再生機構連絡会」が設置されている。	5	-	足利銀行においては、産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の様々な方法を活用して、積極的に企業再生に取り組みのものと考えている。この際、38にあるような枠組みを活用しつつ、適切に対応。また、栃木県において、県内企業に対する再生支援のため、産業再生機構等関係機関の連絡調整組織の整備を行う場合には、経済産業省としても関係機関と協力してまいりたい。	要望内容は実現できるのか。	1(地域に限定して対応)	(運用で対応)	栃木県から地域再生構想の提案を受け、栃木県内企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して行うため、「栃木県金融・経済安定連絡協議会」に産業再生機構等が新たに参加することとしたところ。今後、地域再生計画の認定を踏まえ、関係機関から連携状況について定期的に報告を求めつつ、関係機関の連携を一層強化するよう適宜適切に働きかけを行うほか、当該地方公共団体からの要請等に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同機構等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。			
三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	1098	1098020	112480	複数省庁にまたがる施策の連携と集中的実施	農林水産省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省の連携で行われている「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」の機能を強化し、現在個別に実施されている施策を統一的に活用できるようにする。そのための相談、申請窓口と事務機能を推進会議内もしくは地域再生本部等の適切な機関内に設ける。本地域においては、「エコツーリズム」の推進を目的とした各府省の施策を統一的かつ集中的に実施する。	支援措置番号1において策定したアクションプログラムに基づき、「森林環境を活用したビジネスモデル創造プロジェクト」を推進する。特に本地域において有能な人材を多く保有し、短期間で成果が期待される「エコツーリズム」におけるビジネスモデルづくりを推進する。アクションプログラムの継続的な実施を実現する人材を確保するため、有能な人材の誘致を行うと共に、官民間問わず地域の有望な若者を中心に、実践的な教育を実施する。これにより、本地域に不足しているツアーコーディネーターやツアーオペレーターといった、エコツーリズムに関するプロの人材を創出し、さらに効果的な施策を実施することのできる公共スタッフを創出する。	本来複合的な産業である「エコツーリズム」の促進を実現するためには、既存の省庁の枠組みを超えた支援が必要となる。そのため、現在「都市と農山漁村の交流・対流推進会議」が設置されているが、各府省の施策を統一的に運用するまでには至っていない。この問題を解決するため、政府内に地域再生構想の内容に即したワンパッケージ型の支援策が実施できる、統一的な運用機関の設置を望む。	都市と農山漁村の共生・対流関係7省の副大臣によるプロジェクトチームが設置されているところ。(平成14年9月12日設置)関係省庁は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省である。エコツーリズム平成15年度より、企業・市民等が連携して経営感覚に基づいて行う地域に根ざした環境配慮活動への支援策(環境コミュニケーションビジネス)を開始。支援を行うかどうかは個別具体的に判断する必要があるが、一般論として、その対象としては、地域で行うエコ・ツーリズムも含みうる。	都市と農山漁村の共生・対流関係7省の副大臣によるプロジェクトチームが設置されているところ。(平成14年9月12日設置)関係省庁は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省である。エコツーリズム平成15年度より、企業・市民等が連携して経営感覚に基づいて行う地域に根ざした環境配慮活動への支援策を開始	都市と農山漁村の共生・対流関係7省の副大臣によるプロジェクトチームが設置されているところ。(平成14年9月12日設置)関係省庁は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省である。エコツーリズム平成15年度より、企業・市民等が連携して経営感覚に基づいて行う地域に根ざした環境配慮活動への支援策を開始	都市と農山漁村の共生・対流関係7省の副大臣によるプロジェクトチームが設置されているところ。(平成14年9月12日設置)関係省庁は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省である。エコツーリズム平成15年度より、企業・市民等が連携して経営感覚に基づいて行う地域に根ざした環境配慮活動への支援策を開始	都市と農山漁村の共生・対流関係7省の副大臣によるプロジェクトチームが設置されているところ。(平成14年9月12日設置)関係省庁は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省である。エコツーリズム平成15年度より、企業・市民等が連携して経営感覚に基づいて行う地域に根ざした環境配慮活動への支援策を開始	都市と農山漁村の共生・対流関係7省の副大臣によるプロジェクトチームが設置されているところ。(平成14年9月12日設置)関係省庁は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省である。エコツーリズム平成15年度より、企業・市民等が連携して経営感覚に基づいて行う地域に根ざした環境配慮活動への支援策を開始	都市と農山漁村の共生・対流関係7省の副大臣によるプロジェクトチームが設置されているところ。(平成14年9月12日設置)関係省庁は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省である。エコツーリズム平成15年度より、企業・市民等が連携して経営感覚に基づいて行う地域に根ざした環境配慮活動への支援策を開始	都市と農山漁村の共生・対流関係7省の副大臣によるプロジェクトチームが設置されているところ。(平成14年9月12日設置)関係省庁は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省である。エコツーリズム平成15年度より、企業・市民等が連携して経営感覚に基づいて行う地域に根ざした環境配慮活動への支援策を開始	都市と農山漁村の共生・対流関係7省の副大臣によるプロジェクトチームが設置されているところ。(平成14年9月12日設置)関係省庁は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省である。エコツーリズム平成15年度より、企業・市民等が連携して経営感覚に基づいて行う地域に根ざした環境配慮活動への支援策を開始	都市と農山漁村の共生・対流関係7省の副大臣によるプロジェクトチームが設置されているところ。(平成14年9月12日設置)関係省庁は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省である。エコツーリズム平成15年度より、企業・市民等が連携して経営感覚に基づいて行う地域に根ざした環境配慮活動への支援策を開始	都市と農山漁村の共生・対流関係7省の副大臣によるプロジェクトチームが設置されているところ。(平成14年9月12日設置)関係省庁は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省である。エコツーリズム平成15年度より、企業・市民等が連携して経営感覚に基づいて行う地域に根ざした環境配慮活動への支援策を開始	都市と農山漁村の共生・対流関係7省の副大臣によるプロジェクトチームが設置されているところ。(平成14年9月12日設置)関係省庁は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省である。エコツーリズム平成15年度より、企業・市民等が連携して経営感覚に基づいて行う地域に根ざした環境配慮活動への支援策を開始	都市と農山漁村の共生・対流関係7省の副大臣によるプロジェクトチームが設置されているところ。(平成14年9月12日設置)関係省庁は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省である。エコツーリズム平成15年度より、企業・市民等が連携して経営感覚に基づいて行う地域に根ざした環境配慮活動への支援策を開始
滝根町	「あぶくま洞(鍾乳洞)」を核とした活力ある観光地づくり	1137	1137060	112490	観光振興に活用する補助制度の整理統合・一元化	各府省の補助金で、観光振興に活用できる補助金を整理統合する。あるいは、各種施策を連携集約する。	鍾乳洞を中心とした体験型学習施設、学びの拠点を整備する。	観光振興目的の補助金制度というものは存在せず、農林水産省の「中山間地域総合整備事業」をはじめとした各府省の補助金制度から目的に叶うものを見つけ出してなんとか施設整備をしている状況である。	-	-	6	-	観光振興は我が国の活性化にとって非常に重要であると認識しており、昨年7月に観光立国行動計画が策定され、当省としても積極的に取り組んでまいる所存である。同計画の中で、各府省の取り組み政策課題がまとめられている。今回の提案については、同計画の中で、当省が対応すべきとされず、担当でない。	-	-	-	-				
平田村	平田ICを活用した地域活性化・交流促進事業構想	1271	1271060	112500	本構想の実施にあたり、国土交通省・環境省・農林水産省・経済産業省・総務省・文部科学省などの公園整備・基盤整備・地域活動に係る助成・支援策の一元化	同一地域で行われる同一または類似の政策目標を有する複数の施策をまとめて、複数の府省に所管がまたがっているものについて、それらの施策を統合して実施し、または進行管理を調整する。	平田村の美しい自然や環境、多彩な産業展開への取り組みを背景に、あぶくま高原道路平田IC整備のインパクトを生かして、持続発展的な地域経済の活性化と、周辺市町村はもとより広域的な観光・文化交流を促進するため、平田IC周辺地域においてハード・ソフト両面から、「道の駅ひらた」整備計画、「あぶくま高原ファミリー牧場」整備計画、「はたるの里」河川公園整備計画に取り組むものです。	同じような施策内容であるにもかかわらず、府省が異なり手続きも異なり、またその調整にも多大な時間と手間を要することから、大きな特定目的の施策の場合は、内容の統合化と窓口の一本化をしていただきたい。	-	-	6	-	当省の所管ではない。	-	-	-	-				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
あさぎ町	石倉を拠点とした駅前商店街の活性化	2161	2161020	112510	地域資源を利用したまちづくりに対する財政支援	石倉を活用したまちづくりは、商店街の活性化、文化遺産の保存、観光振興など多様な効果が期待されるため、所管省庁の枠を越えた財政措置の検討をお願いしたい。	免田駅前商店街の活性化策の一つとして、地域にある石倉を資料館、ギャラリーホール、店舗等に改造し利用することを検討している。また、他の地区にある石倉をここに移設することにより、石倉を活用したまちづくりに展開することも検討中である。	石倉の移設等には多額の費用が必要であり、財政が厳しい中で事業を進めていくためには国の財政支援が必要である。	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金交付要綱	商業の活性化に資する商業基盤施設等に対する補助事業	3		厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助要件・補助対象を決定、補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		当該補助金の目的は商業の活性化であり、文化遺産の保存は目的ではない。厳しい予算制約の中で、政策効果を最大化する観点から、補助要件・補助対象を決定、補助要件・補助対象の見直しについては新たな予算措置が前提となり、不可能。
福島県	ベンチャーランドふくしま	1197	1197010	112520	各府省庁間の産業創出プロジェクトの効果的な活用	文部科学省の都市エリア産学官連携促進事業、独立行政法人科学技術振興機構の地域結集型共同研究等と、経済産業省の産業クラスター推進計画に基づく地域コンソーシアム等の補助事業を一括した採択。	都市エリア産学官連携促進事業、地域結集型共同研究等と、経済産業省の産業クラスター推進計画に基づく地域コンソーシアム等の補助事業を一体的に行うことにより、県が主体的かつ迅速に産業創出に対する支援が可能となる。	文部科学省、独立行政法人科学技術振興機構の事業は、大学等が持つシーズを膨らませる事業であり、その後については各県で事業化に向けての努力が求められるが、ここに経済産業省の産業クラスター推進計画を組み合わせることで、効率的な新事業の創出を図る。	「産業クラスター計画」 「平成15年度地域新生コンソーシアム研究開発事業公募要綱」	5	-	1. 経済産業省と文部科学省は、それぞれ「産業クラスター計画」と「知的クラスター創成事業」等を進めており、 (1)経済産業省では、企業を中心とした実用化技術開発(地域新生コンソーシアム研究開発事業等)など産学官連携事業を推進し、新事業の創出を図る。 (2)文部科学省では、大学等公的研究機関を中心とした基礎的研究分野における産学官共同研究(知的クラスター創成事業等)を推進し、新技術シーズの創出を図るとし、両省が一致協力して、地域における産学官連携を推進しているところ。 2. 両省は、総合科学技術会議など内閣の要請も踏まえ、 (1)関係地方自治体と経済産業省、文部科学省の両省が参加する「地域クラスター推進協議会」を地域毎に設置するほか、 (2)地域毎に両省の事業の成果に関する「合同成果発表会」を年1回程度開催し、関係事業の参加者間で情報交換を行うなど、連携体制を構築することとしているところ。 本提案については、このような体制へ積極的に参画して頂くことにより、知的クラスターからの新技術シーズの提供、産業クラスターからの市場ニーズのフィードバックが行われるなど、具体的な連携を図ることができると考えているところ。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	3	本制度は、「各地方局毎」にそれぞれ優良案件を採択するスキームとなっていることから、地域再生計画の認定地域の有無にかかわらず、優良案件であれば支援することは可能。 地域再生計画の認定地域に支援を集中することは認定地域以外を排除することとなり、新たな予算措置が前提となり不可能。		
島根県	島根県新産業創出プロジェクト ～ネオたたら構想～	2131	2131010	112530	自治体主導の新産業創出に対する一元的な支援(施策の一本化)	科学技術振興・産業振興を目的とした各種支援施策のうち、文部科学省においては大学が研究主体となる基礎的研究を主対象とした制度であり、また、経済産業省においては民間企業が研究主体となる商品開発を主対象とした制度となっている。 については、将来の民間企業への技術移転を前提として地方自治体を中心とする市場調査、研究開発・技術応用、事業化促進などによる一連の地域産業振興に対する国の支援施策の一本化を提案する。	新産業創出のための新機能材料の研究開発事業 県産業技術センターのプロジェクトチームを中心にアメリカテキサス州との技術交流などにより新技術・新素材を開発し、県内企業等への技術移転を経て、3年後(H18年度末)に商品化予定。素材そのものやそれを応用した製品の県内での事業化(製造・商品展開)と拡大を目指す。	文部科学省・経済産業省の支援施策では、対象分野や実施主体、研究目的等が一致してあらず、本県が展開しようとしている技術開発を中心とした一連の産業振興施策では活用しづらい。 国の支援施策が一元化されれば、より効率的な国と地方自治体との協働、協力関係のもとで早期の地域産業の活性化(=地域再生)が実現する。	「産業クラスター計画」 「平成15年度地域新生コンソーシアム研究開発事業公募要綱」	5	-	1. 経済産業省と文部科学省は、それぞれ「産業クラスター計画」と「知的クラスター創成事業」等を進めており、 (1)経済産業省では、企業を中心とした実用化技術開発(地域新生コンソーシアム研究開発事業等)など産学官連携事業を推進し、新事業の創出を図る。 (2)文部科学省では、大学等公的研究機関を中心とした基礎的研究分野における産学官共同研究(知的クラスター創成事業)を推進し、新技術シーズの創出を図るとし、両省が一致協力して、地域における産学官連携を推進しているところ。 2. 両省は、総合科学技術会議など内閣の要請も踏まえ、 (1)関係地方自治体と経済産業省、文部科学省の両省が参加する「地域クラスター推進協議会」を地域毎に設置するほか、 (2)地域毎に両省の事業の成果に関する「合同成果発表会」を年1回程度開催し、関係事業の参加者間で情報交換を行うなど、連携体制を構築することとしているところ。 本提案については、このような体制へ積極的に参画して頂くことにより、知的クラスターからの新技術シーズの提供、産業クラスターからの市場ニーズのフィードバックが行われるなど、具体的な連携を図ることができると考えているところ。	提案者の構想する事業要望に沿って円滑に実施できるように、関係各府省の間で連携して予算執行する等工夫することができないか、検討されたい。	5	経済産業省「産業クラスター計画」と文部科学省「知的クラスター創成事業」については、平成14年度から具体的な連携を図っており(具体的には先に記述)、現在2年目にあたる。なお、両省の連携の内容については、各地域毎に異なることから、提案者自ら各地域の「地域クラスター推進協議会」等に積極的にご参加頂くことにより、当該地域の支援のあり方を検討したい。		
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079010	112540	対日直接投資総合案内窓口の地方への設置	現在、東京のみに設置されている対日直接投資総合案内窓口を、対内投資を促進する地域にも設置し、関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口を一元化することにより、中国や韓国をはじめとした海外からの進出に対応する。	本市では、外国企業の進出支援のためのワンストップサービス機能を持つ「アジアビジネス支援センター」を設置する予定であるが、同センターと関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口との連携により、より効果的な外国企業の誘致を図る。	地方に進出してくる外国人事業者にとって、日本で事業を実施する際に必要となる手続きは煩雑で分かりにくく、具体的に進出を検討する際の障害となっている。そのため、地方における対内投資の促進にはこのような総合案内窓口機能が必要である。	「対日直接投資総合案内窓口の設置・運営に関する基本的考え方」(平成15年5月23日対日投資会議議長決定)に基づく「経済産業省における対日直接投資総合案内窓口の運営に関する規則」	平成15年5月末日「対日直接投資総合案内窓口」を設置し、投資に関する施策や、一般的な投資に関する許可等の手続等についての情報提供を開始している。	5		各府省庁に設置されている「対日直接投資総合案内窓口」は、民間事業者だけでなく、各地方自治体又は関連機関からの照会も受け付けており、既に地方自治体からの問い合わせ等に対応している。	提案者は、対日直接投資総合案内窓口の地方における設置を要望しており、これについて検討し回答されたい。	5	平成15年5月に、各府省及びJETROに設置した「対日直接投資総合案内窓口」において、既に民間事業者だけでなく、各地方公共団体及び関係機関からの照会も受け付けており、地方公共団体からの問い合わせ等にも対応している。今後、現行制度において地方自治体から利用しやすい点があるのであれば、必要に応じ、関係省庁の地方支分部局にも同様の窓口を設置することも含めて検討していくこととしたい。	
非特定営利法人・名古屋エアフロント協会	名古屋エアフロント・プロジェクト	3045	3045010	112550	正しいFBOの発展のため、行政による基準等の設定	一元化後の名古屋空港は一部コンピューターを除けばGA専用の空港となる。現在の空港ビルでは対応できない事務が多く出てきてFBOが対応しなくてはならない。そのためには、人・物に対する投資が求められるが、我が国にはFBOの概念が無い。そのため業界として方針が見出せない。我が国では構内事業としてパラバラに監視監督されているためFBOとしての有機的な指導が行われず、最も底辺の人達(自家用機等)の発展のため基準等の整備を要請する。	一元化後の名古屋空港にグローバル概念に基づいたFBOを構築する。国内の自家用機はもとより、事業会社に対するサービスが提供されなければならないが、国際ビジネス機能も網羅するホスピタリティに満たないFBOがグローバル・スタンダードに立って構築されなければならない。	FBOのサービスの多くは構内事業としてパラバラに統括されている。FBOとして有機的に纏め上げ新しい事業概念を構築しなければならない。			6		当省の所管外であるため。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
大津町	「からいも」が育む地産地消～地産地消による地域再生～	2062	2062010	112560	特産品の開発	からいもを使ったまったく新しい製品開発のための財政支援・大学、企業との連携支援	工業製品としての商品開発・地域特産物としての加工品の開発	工業製品としての開発や地域特産品としての商品には、大学や企業の連携と開発支援として財政的な支援が必要であり単独では困難なため		当該補助金は平成16年度予算として、地場産業活性化のため、国が直接民間団体等に対して全国的に支援を行うため、12.2億円の新規計上を行っているものである。今後、本制度のPR、事業計画の募集、審査の上、16年度予算の成立時期を目前に、予算の範囲内で事業採択を行うこととなる。 なお、支援の対象は、地場産業に属する中小企業、組合等が行う地域の資源等を活用した新商品開発、販路開拓等の事業であり、国が事業費の1/2を補助するもの。	5		当該提案の事業については、16年度地場産業等活力強化事業費補助金を活用し得る可能性がある。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	3		当該提案の事業については、16年度地場産業等活力強化事業費補助金を活用し得る可能性がある。地域再生計画の認定地域に支援を集中することにより、新たな予算措置が前提にもなり不可能。
西郷町	隠岐の自然を活かした地域再生	2065	2065050	112570	産官学の連携による教育・研究ネットワークの構築	・企業が行う研究開発、行政が行う研究開発、教育関係者が行う研究について、隠岐島後で行う海洋研究については組織間のネットワークを構築するため、関係省庁の連携が必要である。	・企業や大学の研究開発部門が誘致しやすくなるように、産官学一体となった海洋研究を行う環境を創り出す。	・教育関係や企業の研究機関が集中する都市部では、組織間のネットワークを構築することは容易であるが、離島では不利である。隠岐島後の海洋開発や海の教育に絞る関係各府庁の連携により、ネットワークを構築し企業や大学の研究部門の誘致が促進されるようにし、交流人口の拡大を図る。		6		当省の所管外であるため。					
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277060	112580	新エネルギーを用いた環境共生住宅地の形成	環境に配慮した良好な住宅地を形成するため、新エネルギーを導入した環境共生の住宅の建設にかかる補助事業を連携して実施する。	つくばエクスプレス沿線地域において、新エネルギーを導入し、地球環境や資源の有効利用、自然環境の保全等環境に配慮した先進的な住宅の建設を促進し、郊外における新しい住まい方を積極的に提案する。	各事業の受付の窓口や適用条件等がそれぞれ異なるため、本地域のように総合的に事業を行なう上で円滑に事業を実施していくために、窓口を一括して環境共生や新エネルギーの施策に関する手続や助言を一括して行なう等の施策向上を要望する。	地域エネルギー開発利用事業(地域新エネルギー導入促進対策) 住宅用太陽光発電導入促進事業	地域において新エネルギーの大規模・集中導入等、先進的な取組等を行う地方公共団体等に対して、事業費の一部を補助している。 太陽光発電の早期自立化を促進するため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対する補助を実施している。	3		地域新エネルギー導入事業は、地方公共団体等が行う先進的な新エネルギー導入事業等を補助するものであり、環境共生型住宅の建設は補助対象とならない。また、住宅用太陽光発電導入促進事業は個人向けの制度であり、住宅供給者に対する制度ではなく、補助対象とならない。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		目的の異なる支援制度・組織の一元化は困難である。 さらに、本提案にある環境共生型住宅の建設においては、地域新エネルギー導入事業が地方公共団体等が行う先進的な新エネルギー導入事業等を補助するものであって対象とならず、また、住宅用太陽光発電導入促進事業は個人向けの制度であり、住宅供給者に対する制度ではなく、補助対象とならない。
愛知県	あい・なごやモノづくり産業振興構想	1354	1354030	112590	受託研究における機器の継続使用の容易化	受託研究で使用した機器の受託研究終了後の取扱いを委託元機関の要請により処理しているが、委託元機関によって取扱い方法や手続きが異なるため、事務処理が煩雑になっている。受託期間終了後も委託先が引き続き機器を使用して同様の研究をさらに推進する場合、無償譲渡が選択できるようにし、手続きを容易化する。 [取扱い例] NEDO(新エネルギー産業技術総合開発機構)、科学技術振興事業団…無償譲渡 TAO(通信・放送機構)…入札による買取 日本宇宙フォーラム…無償借受 中部科学技術センター…買取、無償借受(条件あり)の選択	区域内の大学、研究機関がNEDO(新エネルギー産業技術総合開発機構)等からの受託研究を実施する場合、受託期間終了後の研究機器の無償譲渡を選択できるようにすることなどにより、継続使用が可能となり、研究開発の一層の推進が期待できる。	委託元機関から入札による研究機器の買取を要請された場合、落札できなかったときは機器の継続使用ができなくなり、研究開発の推進に支障をきたす。また、無償借受であっても企業等とコンソーシアムを組んで共同利用することが条件とされる場合があり、機器活用の自由度が制限される。	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書第41条第3項1号	5		NEDOにおいては受託先である公的機関に対する随意契約による無償譲渡は可能であり、実績もあると承知している。	要望の趣旨をNEDOに伝えられたい。	5		NEDOには要望の内容を伝達済み。	
千葉県	「バイオマス立県」の推進	1306	1306030	112600	バイオマス利用促進のための新組織設置及び弾力的な予算枠の創設	千葉県では、本県の持つポテンシャルを有効に活用し、バイオマス利用に関する先進的な取組を行なう「バイオマス立県」の構築を進め、これらのバイオマス立県が相乗効果を発揮した「バイオマス立県」を目指すこととしている。 そのために、バイオマス利活用に取り組む事業者の参入を促すための制度改正について、国に対し働きかけをすることとしている。 具体的には、事業の推進にあたっては、事情の変化等に素早く対応ができて、総合的な調整やワンストップの窓口となる組織の設置や、年度当初の予算に拘束されない柔軟な予算である(仮称)「バイオマス振興調整費」の創設を提案する。 この組織が設置されることで、事業者はバイオマス関連技術等の最新情報が入りやすくなるなどの利点が生ずる。また、(仮称)「バイオマス振興調整費」が創設された場合は、関係省庁や関係局間の調整が円滑になされることと期待されるため、事業の実施が一層促進されることになる。	「バイオマス・ニッポン」の制定により関連省庁による協調体制の第一歩は踏み出されたと思うが、事業の推進にあたっては、事情の変化等に素早く対応ができて、総合的な調整やワンストップの窓口となる組織の設置や、年度当初の予算に拘束されない柔軟な予算である(仮称)「バイオマス振興調整費」の創設を提案する。 この組織が設置されることで、事業者はバイオマス関連技術等の最新情報が入りやすくなるなどの利点が生ずる。また、(仮称)「バイオマス振興調整費」が創設された場合は、関係省庁や関係局間の調整が円滑になされることと期待されるため、事業の実施が一層促進されることになる。	「バイオマス・ニッポン」の制定により関連省庁による協調体制の第一歩は踏み出されたと思うが、事業の推進にあたっては、事情の変化等に素早く対応ができて、総合的な調整やワンストップの窓口となる組織の設置や、年度当初の予算に拘束されない柔軟な予算である(仮称)「バイオマス振興調整費」の創設が必要である。 バイオマスは、資源となる種類、利用技術、最終製品等が多岐にわたり、同一原料から複数の用途が可能であり、有効利用のためには複合的利用が望ましいが、現行の補助制度は、目的、利用技術、事業者主体等が細かく定められているため、総合利用には適しているとは言いがたい場合もある。		バイオマス関連施策については、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の場を通して関係府省間の緊密な連絡体制を取っているほか、各地方ブロックごとに各府省間の緊密な連絡体制を取っている。また、(仮称)「バイオマス振興調整費」の創設、新たな事業の創設等については、「地域再生構想の提案募集について」(内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日)において「第1(2) 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため。	5, 8		バイオマス関連施策については、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の場を通して関係府省間の緊密な連絡体制を取っているほか、各地方ブロックごとに各府省間の緊密な連絡体制を取っている。また、(仮称)「バイオマス振興調整費」の創設、新たな事業の創設等については、「地域再生構想の提案募集について」(内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日)において「第1(2) 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	5, 3		バイオマス関連施策については、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の場を通して関係府省間の緊密な連絡体制を取っているほか、各地方ブロックごとに各府省間の緊密な連絡体制を取っている。また、(仮称)「バイオマス振興調整費」については、その内容が不明であるが、いずれにせよ新たな財政措置を伴うものであり、不可能。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
千葉県	「東京湾ゲムベイ地域」の形成の推進	1303	1303070	112610	研究成果のネットワーク化の推進等産学官の連携の強化	産学官の連携強化を推進するため、大学、国立試験研究機関等全国の知的基盤を提供する機関のネットワーク化に基づく、バイオテクノロジーにおける研究成果に係る情報を、関係省庁横断的に、かつ、一元的に提供する旨による総合的窓口を整備。	大学、国立試験研究機関等知的基盤を提供する機関の全国的なネットワーク化に基づく、国のバイオテクノロジーの研究成果に係る情報を活用することにより、当地域における産学官の共同プロジェクトを積極的に推進する。	産学官連携の共同研究プロジェクトを恒常的に実施していくためには、地域を超えた連携が必要であるが、地域間連携は希薄で、地域のシーズやニーズを迅速かつスムーズに域外と連携させることが困難な状況にある。国際競争力のあるゲム産業を加速化するためには、産学官の連携強化を推進することが重要であり、公開可能な研究成果情報の一元的な共有化が必要である。	経済産業省が進めているバイオテクノロジー分野の研究開発については、主としてNEDOが研究内容、研究成果等をインターネットのホームページ、パンフレット等を通じて公表しており、一般からのアクセスが可能となっている。	5	5	各府省で実施しているバイオテクノロジー研究の成果を一元的に提供する総合的窓口が整備されれば、当省としても研究成果に係る情報を、総合的窓口を通じて提供することは可能である。(なお、一元的窓口の設置いかんについては、関係府省と調整を行う必要がある。)	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、統合的に予算執行する等工夫することが出来ないか、検討された。	5			政府では、「バイオテクノロジー戦略大綱」等に基づき、内閣府・総合科学技術会議を中心に、バイオテクノロジーの研究成果の活用等の取組を積極的に進めており、その一環として、各府省で実施しているバイオテクノロジー研究の成果を一元的に提供する総合窓口が整備されれば、当省としても、研究成果に係る情報を総合的窓口を通じて提供することは可能である。(なお、一元的窓口の設置いかんについては、関係府省と調整を行う必要がある。)
岡山県	ITフロンティア岡山の創造	2164	2164020	112620	電子タグの活用実証実験棟の連携	来年度新たに総務省が行う「電子タグの高度活用技術に関する研究開発の推進」及び「経済産業省が行う「電子タグ等の導入を通じた革新的な産業システムの確立」の事業を、岡山で両省が連携して実施。	「Pv6・電子タグに関する第一人者を始め、大学、メーカー、通信事業者で構成するコンソーシアムを平成16年度に設立し、産学官が連携して、次世代技術の開発普及を進め、ITベンチャー、県内IT企業のPv6産業化等を推進し、地域経済の活性化と雇用の拡大を図る。	両省が連携して実施することにより、より効率的かつ効果的な実験が可能になるとともに、地域IT企業へのインパクトも強く、その波及効果が一層高まる。		5	5	平成16年度において経済産業省が実施する電子タグ関連事業は、公募により事業実施主体を募集する予定であり、事業を採択するか否かは、応募が出るのを待って、その内容によって個別具体的に判断するもの。総務省との連携については、必要に応じ積極的に連携していく方針。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、統合的に予算執行する等工夫することが出来ないか、	5			平成16年度において経済産業省が実施する電子タグ関連事業は、公募により事業実施主体を募集する予定であり、事業を採択するか否かは、応募が出るのを待って、その内容によって個別具体的に判断するもの。総務省との連携については、必要に応じ積極的に連携していく方針。
環境エコセンター(有)	エコ肥料事業	3011	3011020	112630	一般生活廃棄物(生ごみ)の有効利用	生ごみをバイオマス化する再利用技術の開発等が行われているが、残渣は必ず発生する。その為の生ごみ対策としては十分な処理が行われていない。生ごみ及び残渣を十分利用できる堆肥・肥料の開発が必要である。	関西、中国、四国、九州の中間処理された生ごみ等を大分県に輸送し、受け入れ先(顧客)の要求する成分構成の肥料・土壌改良材として加工する。	生活ごみの有効利用のため	民法	地域の環境の保全、健全な農産物の安定供給、循環型社会の構築を図るため有機性廃棄物等を原材料として肥料を製造する施設については、「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(民法法)」第二条16号イ施設として、助成措置が受けられる。	5	5	各事業が交付対象となるかについては個別具体的に検討する必要があるものの、一般論として、地域の環境の保全、健全な農産物の安定供給、循環型社会の構築を図るため有機性廃棄物等を原材料として肥料を製造する施設については、「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(民法法)」第二条16号イ施設として、助成措置の対象になり得る。	要望内容は実現できるのか確認されたい。	5		生ゴミ及び残渣を含め有機性廃棄物等を原材料とした肥料の製造施設は民法法における助成措置の対象となり得るが、各事業が民法法の認定対象となるかについては個別具体的に検討する必要がある
環境エコセンター(有)	エコ肥料事業	3011	3011030	112640	リサイクル技術の発展	各種産業で発生する産業廃棄物の中で、有機物・無機質の再生有効利用を研究し、循環型社会の発展に貢献する技術開発を行う。	ごみや産業廃棄物の減量化のための、研究を行う。	資源循環型社会を構築するため		3R技術の高度化を図り、循環型経済社会システムを構築するための技術開発を推進している。	5	5	現在、3R技術の高度化を図り、循環型社会経済システムを構築するための技術開発を推進しており、その中には、各事業が交付対象となるかについては個別具体的に検討する必要があるものの、地域における循環型社会構築のための3R技術開発支援事業も一般論として含まれている。				
エコとだネットワーク	ゴミから花を咲かせるコミュニティビジネス	3019	3019010	112650	ゴミの堆肥化と地域通貨化	空き店舗を活用したゴミステーションの設置(当初2カ年家賃等) 大型コンポストの購入 ゴミ計量器の購入 ゴミ及び花預金管理用パソコンの購入 集配用電動カートの開発・購入と陸運局・警察の許可 荒川河川敷の堆肥置き場としての占用(事前相談済で可能) おしゃれなスタッフ作業用具及び作業着の製作・購入	早稲田商店街と連携して、空き店舗を活用して市民の生ごみを持ち込みステーションを設置し、大型コンポスト2台により24時間堆肥化させ、小中学校のコンポストによる堆肥や現在受け入れ先のない街路樹枯葉腐葉土と併せて、河川敷や備用畑等の堆肥置き場で腐葉土をつくり、併せて園芸花やサクラソウなどの草花を育て、無料配布又は市緑地公社へ販売する。持ち込んだゴミは各自が計量器で計量し(早稲田商店街で実施済み)、量に応じて花預金として預金できるように、パソコンで管理する。花預金は、堆肥や花と交換するだけでなく、地域通貨(とだオールとして実施中)や、市内商店と協力して野菜や魚、その他の商品との交換も可能とする。生ごみゴミや花は高齢者等のために集配も実施し、そのためおしゃれでクリーンな電動カート(又は低公害車)による巡回を毎日行う。	生ゴミの分別はゴミ焼却に大きな効果を生み、さらにゴミを花に交換できるメリットから、街を花いっぱいにした美しい街づくりが可能となり、循環型社会の形成により環境教育や地域の活性化、地域雇用、美しい都市づくりと観光立国の充実など多様な効果が期待できるため、既にその活動の一部が実施しているため、本格化するために地域再生事業として展開したい。現状の縦割り行政では、連携施策によるこのような効果のある施策に対する予算措置ができないため、地域再生による支援は不可欠である。	中小商業活性化事業費補助金	商業振興に資する空き店舗を活用した活性化事業に対する補助	5	5	商工会議所、商店街振興組合等が補助事業者になることにより商店街活性化に資する取り組みを支援することが可能。				
真壁町	歴史的たずまいを活かした地域づくり	1004	1004010	112660	総合的・一体的なまちづくりのための施策の集中・連携	歴史的街並みの再生・保存や伝統的文化の継承・地域産業の振興等を総合的・一体的に進めるため、各府庁の関連事業を連携させる。	都市計画事業のメニューに取り組んだ際、それらの調査を特定したものだけでなく、全体的な整備計画を作成することが可能にし、該当する事業を随時導入できるように仕組みにする。また、同時に伝統的建造物群保存対策のための学術的調査を同時に行えるようにする。	都市計画事業を導入する際、事業ごとのメニューに従って行わなければならない。同じ場所で似た事業を導入する場合、新たな調査を行わなければならない。地域住民の負担にもなる。そこで総合的な事業計画を作成することにより、全ての事業に取り組めるようになれば負担も少なく、合理的であるため。			6	6	当省の所管外であるため。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
豊川市、TMO、豊川地区商業観光活性化委員会	万博と地道なまちづくりによる豊川稲荷門前町観光商業活性化	1301	1301030	112670	既存の中心市街地活性化法関係補助制度等の統合化	中心市街地活性化法関連の各府省の既存補助制度等を統合し、ひとつの制度へと統合し、複数の交付申請、実績報告、完了検査などの手続きを簡略化する。また、統合化することで、投資の重点化が図られ、効果的な補助制度等になる。	国土交通省のまちづくり交付金、経済産業省のリノベーション補助金、総務省の起債事業などを数年の間で重点実施する場合に、申請等の手続きがひとつのもので完了することで、申請者側及び各府省にとっても事務の簡素化につながる。効果的である。また、統合化により、熟度の高い中心市街地活性化事業に重点的に投資することができ、効果的な補助執行ができる。 [活用予定補助制度] まちづくり交付金(国交省) 景観形成事業推進費(仮称)(国交省) 中心市街地総合補助金(経産省) リノベーション補助金(経産省)	事業主体、所管省庁などバラバラなため、申請手続きに人件費が割かれたり、重点的な事業実施ができなかったり、効率的ではない。	各府省各担当部局においてそれぞれの支援制度も別々に措置。一方、中心市街地活性化推進室及び中心市街地活性化連絡協議会を設置し、関係府省庁間の連携の強化を図っている。	3		各府省各担当部局においてそれぞれの所管する業務の別から、統一した補助金を一課において予算措置、執行を行うことは困難。なお、中心市街地活性化について、関係府省庁の統一窓口である「中心市街地活性化推進室」を設置し、市町村等からの問い合わせや相談への対応、各種情報提供に努めるとともに、関係府省庁連絡協議会を通じて基本計画に位置付けられた事業の支援方針等について協議するなど、関係府省庁の連携強化を図っている。	提案者の構想するよう要望に沿って円滑に実施できるように、関係府省庁の間で連携して予算執行する等工夫することが出来ないか。	3		各府省各担当部局においてそれぞれの所管する業務の別から、統一した補助金を一課において予算措置、執行を行うことは困難。なお、中心市街地活性化について、関係府省庁の統一窓口である「中心市街地活性化推進室」を設置し、市町村等からの問い合わせや相談への対応、各種情報提供に努めるとともに、関係府省庁連絡協議会を通じて基本計画に位置付けられた事業の支援方針等について協議するなど、関係府省庁の連携強化を図っている。	
豊川市、TMO、豊川地区商業観光活性化委員会	万博と地道なまちづくりによる豊川稲荷門前町観光商業活性化	1301	1301040	112680	省庁横断型の交付金制度の創設	中心市街地活性化にあたって、地元のまちづくり活動に即応して、省庁横断的に重点的に支援をしていただく必要があります。道路事業と店舗等のファサード整備をあわせて行う場合には、国土交通省と経済産業省に別々に補助申請をするのではなく、また、必ず同時に事業化できるように、申請から交付決定まで、省庁横断の統一窓口で行うなど、補助金制度の統合化をいただきたい。そして、統合化した補助制度を市町村の裁量により柔軟に執行できるように一括交付金としていただきたい。また、地道なまちづくりを支援するため、任意のまちづくり団体も補助対象団体とし、当該団体が行う社会実験等も補助対象事業とする。	国土交通省補助事業による豊川市の道路整備、経済産業省所管の法人格を持たない任意の団体が行うイベントに対する補助、経済産業省補助事業によりTMO又は事業協同組が行う観光核施設整備などの複数の活性化事業を同時に効果的に推進する。事業の実施時期を地元のまちづくりの状況を勘案し、場合によっては、社会実験を行い、その検証に基づき、事業を効果的に執行することで、より高い補助金の費用対効果が得られる。	事業主体、所管省庁などバラバラなため、申請手続きに人件費が割かれたり、重点的な事業実施ができなかったり、効率的ではない。	各府省各担当部局においてそれぞれの所管する業務の別から、補助金等の支援制度も別々に措置。一方、中心市街地活性化推進室及び中心市街地活性化連絡協議会を設置し、関係府省庁間の連携の強化を図っている。	3		各府省各担当部局においてそれぞれの所管する業務の別から、統一した補助金を一課において予算措置、執行を行うことは困難。なお、中心市街地活性化について、関係府省庁の統一窓口である「中心市街地活性化推進室」を設置し、市町村等からの問い合わせや相談への対応、各種情報提供に努めるとともに、関係府省庁連絡協議会を通じて基本計画に位置付けられた事業の支援方針等について協議するなど、関係府省庁の連携強化を図っている。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係府省の間で連携して予算執行する等工夫することが出来ないか、検討された。	3		各府省各担当部局においてそれぞれの所管する業務の別から、統一した補助金を一課において予算措置、執行を行うことは困難。なお、中心市街地活性化について、関係府省庁の統一窓口である「中心市街地活性化推進室」を設置し、市町村等からの問い合わせや相談への対応、各種情報提供に努めるとともに、関係府省庁連絡協議会を通じて基本計画に位置付けられた事業の支援方針等について協議するなど、関係府省庁の連携強化を図っている。	
宮城県古川市	緊急経済産業再生市町村連携事業(古川市緊急経済産業再生戦略)	1395	1395020	112690	一連の事業で省庁が異なる補助制度を活用する場合の連携支援	地域再生のため地域が策定した計画の実現に向けて、施行者が国土交通省所管市街地再開発事業等補助金を活用して再開発ビルを整備、これを受け、民間事業者がその保留床を経産省所管リノベーション補助金を活用し取得し中心市街地活性化事業を行うことを計画。この場合、両事業は相互依存して事業が成立する。そこで、既存の中心市街地活性化推進室において省庁を横断する一連の事業については各事業を一貫した支援を行うことで円滑に事業促進が図れる。	活力ある中心市街地の再生を図るため、「古川市中心市街地活性化基本計画」及び「ふるかわTMO構想」に基づき、平成16年度と平成17年度に実施される二核連携の民間主導商業施設整備事業、中心市街地の集客力の向上と周辺小売業等の売上増加及び地域コミュニティとの連携を図るとともに、地域住民の利便性・快適性の向上を図る。 縮地橋プロジェクト(平成16年度実施予定):地域の歴史的資源である酒蔵の空間の歴史・文化的価値を活かし、食文化をキーワードにテナントミックスを行うとともに、地域コミュニティ活用施設を三セク会社附属室が経産省所管リノベーション補助金を活用し整備。 台町プロジェクト(平成17年度実施予定):国交省補助事業を活用して整備される再開発ビルの保留床を三セク会社附属室が経産省所管リノベーション補助金を活用し取得、憩い・潤いや食に着目したシネコン、飲食店、生鮮食品・物販等の集客効果のある業種のテナントミックスを行う。 直接事業効果として、地域に相当数の雇用創出、集客、販売額が見込まれる他、建設事業関連、開業に伴う物流関連を加えると+の経済効果。また、この二つの核施設のコーポレーションにより、回遊効果が図られ、既存中小企業者の積極活用による経済波及効果や新規投資誘発等の活性化の連鎖が期待される。	施行者が国土交通省所管市街地再開発事業等補助金を活用して再開発ビルを整備し、民間事業者がその保留床を経産省所管リノベーション補助金を活用し取得し中心市街地活性化事業を行う場合、両事業は相互依存して事業が成立し、一方が欠けては一体的事業に大きな齟齬を生じる。そのため、既存の中心市街地活性化推進室において省庁を横断する一連の事業について一体的にとらえ補助決定する等、一貫した支援とすることが円滑かつ効率的、統一した事業が行え有効である。	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金交付要綱 中小商業活性化事業費補助金交付要綱	5		関係府省庁連絡会議を通じて基本計画に位置付けられた事業の支援方針等について協議するなど、関係府省庁の連携強化を図っている。なお、事業実施年度に個別の事業箇所毎に事業内容を審査することが必要。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各府省の間で連携して予算執行する等工夫することが出来ないか、検討された。	5		関係府省庁連絡会議を通じて基本計画に位置付けられた事業の支援方針等について協議するなど、関係府省庁の連携強化を図っている。なお、事業実施年度に個別の事業箇所毎に事業内容を審査することが必要。	
特定非営利活動法人さが市民活動サポートセンター	地域活性化プロジェクトSAGA	3064	3064010	112700	遊休施設活用の情報交流プラザのNPO法人への委託事業	大型空き店舗活用支援事業は、商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所、第3セクター等となっているが、NPO法人は該当しづらい状況。そこで遊休施設を行政で借り上げ、C・B事業者・NPO法人の事務所及び活動拠点への提供を行うことで、にぎわいづくりの一助となると思われる。	C・B事業者間の交流促進と情報発信	従来の地域活性化事業内容は、ハード事業に対する支援は多いが、ソフト事業に対する支援が少ない。しかも、C・Bの育成・NPO法人の推進が叫ばれる割には、人材育成の支援システムが不足しているため。	中小商業活性化事業費補助金交付要綱	大型空き店舗活用支援事業は、NPO法人を支援対象にしていない。	5		商店街の空き店舗を活用し、コミュニティビジネスを行う場合、実施する商店街との連携によりコミュニティ施設活用商店街活性化事業でNPO法人が補助事業の実施主体となることが可能。	要望の内容は、遊休施設の活用、地域活性化の観点から、検討できないか。	3		当該補助金の目的は商業の活性化であり、遊休資産の活用やコミュニティビジネス等の振興は当該補助金の目的ではない。



15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府県からの回答
千葉県	雇用対策の推進と産業人材の育成	1308	1308020	112710	若年者向け就業支援センターへの支援と関係府庁の施策相互の連携推進	県では、若年者の就業について重要な政策課題として捉え、14年度、フリーター等の若年者就業について実態調査を実施し、時代に合った職業訓練や就業カウンセリングに力を入れていくこととしており、今後は、これらの実績を踏まえ、若年者の就業支援のためのワンストップセンターを設置し、施策の層の拡充を図ることとしている。このため、厚生労働省、経済産業省等が平成16年度に計画している若年者就業支援対策において、このワンストップセンターの設置運営を支援するとともに、ワンストップセンターの運営に関して国の職業紹介事業との十分な連携の確保など、国施策の連携促進、を提案。	若年者向け就業支援センターにおけるキャリアカウンセリングや併設されるハローワークでの職業紹介と併せ、産業人材の育成に係る経済産業省事業を実施する。これにより、若年者の就業支援に関するサービスのワンストップでの提供が可能となる。	平成16年度から3年間に経済産業省で実施する産業人材育成事業の受け皿として、千葉県では平成16年度に若年者向けの就業支援センター(ワンストップサービスセンター(仮称))を設置する予定であり、事業展開に必要な産学官民の態勢作りにも既に取り組んでいる。こうしたことから、その事業効果を最大限に発揮するという面から、国の産業人材育成事業を本県で実施することが適当である。		5		厳しい予算制約の下で政策効果を最大化する観点から、モデル地域の選定については、基準に基づき厳正に行う予定であるが、ご提案に係る事業の応募があった場合には、個別具体的に行為の審査の結果次第で選定されることがありうる。	提案者の趣旨を踏まえ検討されたい。	5		厳しい予算制約の下で政策効果を最大化する観点から、モデル地域の選定については、基準に基づき厳正に行う予定であるが、ご提案に係る事業の応募があった場合には、個別具体的に行為の審査の結果次第で選定されることがありうる。	
富岡町	相双地域観光拠点事業整備による地域の再生計画	1154	1154010	112720	広域観光の基盤づくり	電源交付金(特別交付金黒配分)の対象事業としていただきたい。	観光の受け入れ基盤の整備	28と同じ	発電用施設周辺地域整備法第7条、第10条 電源開発促進対策特別会計法第1条第2項	電源三法交付金は、発電用施設の設置及び運転の円滑化を目的として、電源地域の地方公共団体等が実施する各種事業の費用に充てるため交付されるものである。2003年10月には、複数あった交付金を統合して、交付手続きの簡素化を図るとともに、交付対象事業を大幅に拡充したため、地方公共団体は実施する事業を幅広く選択することが可能となっている。	5		各事業が交付対象となるかについては個別具体的に検討する必要があるものの、2003年10月に創設された電源立地地域対策交付金は、従来の交付金よりも交付対象事業を大幅に拡充しており、地方公共団体が実施を望む事業については、一般論としてその交付対象事業とすることが可能となっている。				
月舘町	国有施設の開放・有効活用による地域再生計画	1082	1082010	112730	国の機関・施設、遊休国有地等の利活用規制の緩和	国の機関・施設、遊休国有地等の利活用を促し、その使用に当たっての規制を大幅に緩和する。	国の機関・施設、遊休国有地等は、自由に使用することを市区町村や住民にPRする。その使用の方やアイデアは住民に委ねる。当然、管理に問題ないよう、義務も負ってもらうは当然である。申告許可制でなく、届出制で、	おそらく、現状は「私的」なものには使用させないであろうし、申請主義で、その内容も「あれ出せ、これを添付しろ、期間がどうの、内容が、とか事細かく、結局なんやかわからない方向に持っていかうとしているのでは、役所は問題がないほうが楽だから、地域再生を目指すからには、多少のリスクは必要。住民活動支援、性善説で、			6		当省所管ではないため。				
石川県	石川ニッチトップ企業倍増計画	1052	1052060	112740	若年者のためのワンストップサービスセンターのモデル地域の指定	キラリと光る技術を有する企業に対し、人材不足のデスパレを克服するための支援を行うため、若年者に対して、カウンセリングから研修等まで一貫したサービスを実施する。「若者自立・挑戦プラン」に基づく若年者のためのワンストップサービスセンター(通称:Job-Café)整備のためのモデル地域に指定	キラリと光る技術を有する企業が求める工学系・MOT人材や若年技能者等を養成するため、本県に集積する高等教育機関の優秀な学生等若年者に対し、カウンセリングから一貫した教育を実施することにより、ニッチトップ企業育成のための人材不足のデスパレを克服する。	キラリと光る技術を有する企業が、国内外で競争力ある事業展開を行うためには、それを可能にする人材を育成する基盤を「いしかわ」に形成し、ニッチトップ企業創出の土壌形成を図る必要がある。		5		厳しい予算制約の下で政策効果を最大化する観点から、モデル地域の選定については、基準に基づき厳正に行う予定であるが、ご提案に係る事業の応募があった場合には、個別具体的に行為の審査の結果次第で選定されることがありうる。	提案者の趣旨を踏まえ検討されたい。	5		厳しい予算制約の下で政策効果を最大化する観点から、モデル地域の選定については、基準に基づき厳正に行う予定であるが、ご提案に係る事業の応募があった場合には、個別具体的に行為の審査の結果次第で選定されることがありうる。	
長野県	コモンスの視点からの観光都市圏交流型産業の推進	1070	1070120	112750	農家民泊の促進のための旅館業法と食品衛生法の特例	旅館業法第3条で規定する旅館業の許可及び、食品衛生法第21条で規定する飲食営業許可について、グリーンツーリズム、農作業体験等を宿泊させる農家に限り「届出手続」とし、一般農家に「届出営業」ができることとする。	長野県の豊かな自然を育む農山村を都市住民に体験してもらうためのグリーンツーリズム事業は、県内各地で多くの事業をもとに活発に行われている。農家民宿事業も、その大きな要素であるが、宿泊及び食品提供に係る規制を緩和し、農家民泊を推進することにより、都市農村交流を促進して地域再生を図る。	農作業体験などを希望する都市住民が増加するなか、農家に宿泊し家族的に関わりながら毎シーズン訪れるリピーターも増えている。農家民泊営業は、普段の農家生活のままでその家族と一緒に宿泊体験するものであり、一般の民宿とは一線を画すものと考えられるが、関係法令による営業制限があり交流促進のための資源が有効活用されていない。そのため旅館業法及び食品衛生法の許可を緩和(届出)することで農家生活のままの宿泊を多くの希望者に体験させることができ、農家民泊の促進につながり農村都市交流はさらに活発化する。		6		当省の所管外であるため。					
茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	1279	1279070	112760	福祉機器・住宅改修技術の研究開発に関する助成措置	・民間企業が新たな福祉機器・住宅改修技術の研究、開発を行う場合の低利政策融資制度の創設し、また、法人税の減免等税制上の優遇措置を講じる。 ・地方公共団体が行う民間企業の福祉機器・住宅改修技術の研究、開発への支援措置に要する経費について、地方交付税に算入する。	民間企業が行う福祉機器・住宅改修技術の研究開発を支援することにより、地域産業の活性化を図る。	本格的な高齢社会を控え、福祉機器の活用、住宅改修の普及は地方公共団体の責務であり、新たな福祉機器・住宅改修技術の研究、開発は重要な課題である。これまでも、一定の支援措置が講じられてきたが、そのうえで、さらに税制上の優遇措置や地方公共団体が支援した場合の地方交付税措置等支援策を講じることにより、一層企業活動が活性化し、地域振興が促進される。	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律	5.(福祉機器に関する低利政策融資制度のみ) 6.(税制については所管ではない)		引き続き、日本政策投資銀行による低利政策融資制度を実施。(福祉機器に関する低利政策融資制度のみ) (参考)技術開発については、平成15年度税制改正で設けられたR&D税制により、投資額の10~12%が税額控除される。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	1279	1279090	112770	ホテル・観光施設等におけるホスピタリティの向上	・ホテル・観光施設等が障害者やその関係者を講師として迎えホスピタリティの向上を目指す”もてなし向上指導事業”に対し、助成措置を講じる。	ホテル・観光施設等のホスピタリティの向上により、滞在型観光客の増加、観光産業の振興が図れる。	特に、高齢者、障害者の観光施設の利用を促進するためには、ホスピタリティの向上が課題であるが、このホスピタリティを養成する場合の助成措置がないのが現状である。このため、助成措置を講じ、地方公共団体等が事業に積極的に取り組める環境を作る必要がある。	-	-	3	-	ご提案については、新たな予算措置が前提となり、不可能。	提案者の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	-	ご提案については、新たな予算措置が前提となり、不可能。
仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	1368	1368010	112780	健康施策に関する総合的なパッケージ型モデル事業としての適用(各府庁補助事業費の重点化)	健康寿命の延伸を実現し、医療保険及び介護保険の費用負担の膨張を抑制させるための総合型モデル事業を実施するよう新たな新制度を創設し、その総合型モデル事業として本提案構想を位置付け、各府庁補助事業の重点配分を行う。	健康寿命の延伸を実現し、介護保険及び医療保険の費用負担の膨張を抑制させるための国が指定する総合型モデル事業として本提案構想を位置付け、各府庁における施策を連携させかつ補助事業の重点化を図ることにより、高齢化社会に対応した次世代の健康・福祉施策を早期に確立させる。これにより、効率的にかつ早期に本格的な高齢化社会への対応が可能となる。	本市では既に、国のプロジェクトとして認定を受けた、「高齢化社会対応産業クラスター事業」「IT活用のフィンランド健康福祉プロジェクト」「健康福祉分野での知的クラスター創成事業」があり、また、覆たきり予防・痴呆予防策の研究を地域で実証実験を展開している「鶴ヶ谷プロジェクト」さらには国際的産業特区を起因とする東北大学との共同事業である「脳機能健康プロジェクト」等の取り組みを行っており、これらを総合的に行うモデル事業としてのベースが十分にある。	なし	5	-	全国公募により実施。外部有識者による審査を経て採択事業が決定される。公募時期16年3月～4月で検討中。公募要項に申請様式と審査の観点等を明記する。厳しい予算制約の下で政策効果を最大化する観点から、16年度健康サービス産業創出支援事業の採択を厳正に行う。ご提案に係る事業の応募があった場合についても、個別具体的に採択される結果によって採択されることがありうる。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	3	-	全国公募により実施。外部有識者による審査を経て採択事業が決定される。公募時期16年3月～4月で検討中。公募要項に申請様式と審査の観点等を明記する。厳しい予算制約の下で政策効果を最大化する観点から、16年度健康サービス産業創出支援事業の採択を厳正に行う。従って、地域再生計画が認定された地域に集中して行うことはできない。ご提案に係る事業の応募があった場合についても、個別具体的に採択される結果によって採択されることがありうる。	
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039060	112790	国の各地方機関の行政管轄区域の統一	市内における国の各地方機関の行政管轄区域の統一する方針の決定と統一までの期限の設定。	合併に伴う新市域内で行政管轄区域を統一することの政府の方針決定を求めるとともに、これが迅速に行われるために期限の設定を行う。	合併後の新市の一体性の強化や住民の利便性の向上を図るため、これらの管轄区域を同一にすることが必要である。	経済産業省組織令(第102条及び第133条)	-	5	-	中国経済産業局及び中国四国鉱山保安監督部において、合併後の新市は既に同一管轄区域となっている。	-	-	-	-
石川県	石川ニッチトップ企業倍増計画	1052	1052010	112800	次世代型企業認定審査会(仮称)への協力	既存企業の中で、キラリと光る技術を持つ企業を「次世代型企業認定審査会」(仮称)において、公正・客観的な審査を行うため、当該審査会の委員を、国及び関係機関の協力を得ながら、県内に限らず、国及び関係機関の研究者など全国から専門家を選定することが必要である。	既存企業の中で、キラリと光る技術を持つ企業を「次世代型企業認定審査会」(仮称)において、公正・客観的な審査を行い、認定された企業に対し、「選択と集中」により一環・集中した支援を行い、中堅企業への育成を行う。	既存企業の中で、キラリと光る技術を持つ企業を「次世代型企業認定審査会」(仮称)において、公正・客観的な審査を行うため、全国から専門家を委員に選定することが必要である。	-	-	3	-	公正・客観的な審査を行うためにはどのようにすべきか等、慎重に判断する必要があり、当該要望に対応可能かどうかを現時点で判断することは困難。	提案者の趣旨を踏まえ検討できないが、	3	-	公正・客観的な審査を行うためにはどのようにすべきか等、慎重に判断する必要があり、当該要望に対応可能かどうかを現時点で判断することは困難。
千葉県	「東京湾ゲムベイ地域」の形成の推進	1303	1303060	112810	バイオコーディネータの確保	バイオテクノロジーの基礎研究を行う共同研究施設の整備において、大学等の研究シーズを産業化に結びつける。バイオテクノロジーと経営の両面に精通したバイオコーディネータの配置が必要であるため、育成・配置する制度を創設。	今後本県が整備するバイオテクノロジーの基礎研究を行う共同研究施設の整備において、大学等の研究シーズを産業化に結びつける人材を配置するにあたり、国において、大学等の研究シーズを産業化に結びつけるためのバイオコーディネータを育成・配置する制度(資格認定制度や活用支援、継続学習等)を創設し、産学官の共同プロジェクトを積極的に推進する。	バイオ関係のコーディネータについては、地域の状況に応じて独自に配置しているものの、地域間連携は希薄で、地域のシーズやニーズをスムーズに域外と連携させることが困難である。産学官連携の共同研究プロジェクトを恒常的に実施していくためには、地域を超えて、大学等の研究シーズを産業化に結びつける、バイオテクノロジーと経営の両面に精通したバイオコーディネータの配置が必要である。	-	-	5	-	平成一六年度においても、引き続きバイオ人材育成事業を実施し、バイオテクノロジーと経営の両方に精通した人材等、バイオ関連人材の育成を行うこととしている。	提案者の要望は、新たにバイオコーディネータを育成する資格制度等の創設であるが、再度検討されたい。	5	-	バイオ人材育成事業においては、専門講座の開設や資格試験の創設、能力測定等を行う際の基盤となる部分(スキルスタンダード及びカリキュラム)の開発を行うこととしており、バイオ関連人材を効率的に育成するための環境整備を行うこととしている。
仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	1368	1368050	112820	フィンランドR&D施設建設に対する整備補助金の適用	本市とフィンランド政府が協定を締結し実施する福祉機器・サービスを開発・実用化事業を実施する「フィンランドプロジェクト」のR&D施設整備に対し、「新事業支援施設整備費補助金」の交付を行う。	本市とフィンランド政府が協定を締結し双方の福祉産業企業が共同で次世代の介護・福祉機器やサービスの開発と実用化事業に取り組む。R&D施設と老人介護保健施設を同一敷地内に設置し、開発した機器やサービスをニューを福祉現場へ応用することにより迅速かつ効果的な事業を行う。	本事業は、その効果からも重点的に取り組むべき事業の一つであるが、財政運営を取り巻く厳しい環境の中では、本市独自の財源で賄うことが非常に困難な状況にある。	新事業支援施設整備費補助金交付要綱	-	5	-	厳しい予算制約の下で政策効果を最大化する観点から、16年度新事業支援施設整備費補助金事業の採択を厳正に行う。ご提案に係る事業の応募があった場合についても、個別具体的に採択される結果によって採択されることがありうる。	提案者の趣旨を踏まえ検討されたい。	5	-	提案者の趣旨を踏まえ検討した結果、厳しい予算制約の下で政策効果を最大化する観点から、16年度新事業支援施設整備費補助金事業の採択を厳正に行うが、ご提案に係る事業の応募があった場合についても、個別具体的に採択される結果によって採択されることがありうるものと判断。
大阪府	内外企業の立地促進	2027	2027010	112830	工業再配置促進法の廃止	我が国の経済再生にとって大阪経済の再生は不可欠であり、現在、府内産業の流出防止に努めるとともにIT、バイオ、ナノテクをはじめとする高付加価値の都市型産業やチャレンジ精神に富む内外の企業立地を促進し、経済の活性化、雇用の創出を図る。	我が国の経済再生にとって大阪経済の再生は不可欠であり、現在、府内産業の流出防止に努めるとともにIT、バイオ、ナノテクをはじめとする高付加価値の都市型産業やチャレンジ精神に富む内外の企業立地を促進し、経済の活性化、雇用の創出を図る。	我が国の経済再生にとって大阪経済の再生は不可欠であり、現在、府内産業の流出防止に努めるとともにIT、バイオ、ナノテクをはじめとする高付加価値の都市型産業やチャレンジ精神に富む内外の企業立地を促進し、経済の活性化、雇用の創出を図る。	工業再配置促進法	-	3	-	工業再配置促進法は、全国的視点に立った産業の過密地域と過疎地域とのバランスを是正するため、移転促進地域から誘導地域に工場等の移転等を促進することで、国土の均衡ある発展を図る施策であり、誘導地域における工場立地を促進するために税制・財投等の支援をするものであるが、都市部に比し未だ大きな産業集積の格差が残る地域が存在している。現状において見直しを行うことは困難。	提案者の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	-	工業再配置促進法は、全国的視点に立った産業の過密地域と過疎地域とのバランスを是正するため、移転促進地域から誘導地域に工場等の移転等を促進することで、国土の均衡ある発展を図る施策であり、誘導地域における工場立地を促進するために税制・財投等の支援をするものであるが、都市部に比し未だ大きな産業集積の格差が残る地域が存在している。現状において見直しを行うことは困難。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
会津高田町	雇用創出再生事業	1014	1014010	112840	過疎地域自立促進特別措置法第31条の措置期間10年に延長	過疎地域自立促進特別措置法第31条、地方税の課税免除及不均一課税の措置期間を10年に延長するとともに基準財政収入額からの控除期間もあわせて延長して欲しい。また、町民税の法人税割についても同様の措置を新設して欲しい。 上記の措置分を町では基金を設置し積立を行い、企業の新規採用に対して支援金を交付する。 町村合併に係る建設計画の中で、工業地域内に複合文化施設を計画しているが、工業用地造成に係る補助金の返還措置を免除して欲しい。	財政状況の厳しい中で、雇用創出に向けた支援財源を確保するため、課税免除措置による財源を新規雇用した企業に対し交付する。	過疎地域自立促進特別措置法第31条、地方税の課税免除及不均一課税の措置では企業が積極的に立地するメリットとしては薄いため、措置する期間を10年に延長するとともに基準財政収入額からの控除期間もあわせて延長して欲しい。また、町民税の法人税割についても同様の措置を新設することにより、企業立地の促進を図る。	電源立地特別交付金(2003年10月からは電源立地地域対策交付金に統合)は電源地域の産業近代化をその交付対象の一つとしており、工業用地の造成等の費用に充てるためにも交付されていた(電源立地地域対策交付金も同様)。(のみ)	2(のみ)		個別具体的な検討が必要であるが、一般論としては、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しくなったこと、転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、転用目的は、可能な限り極力補助目的と密接に関連する用途とするよう努め、それが困難な場合であっても、公益性の高い用途に転用されること、等の要件を満たす用途変更申請に対しては、承認を行える蓋然性が高い。(のみ)	何が新たに認められるのか明確にされたい。	2(のみ)		補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しくなったこと、転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、転用目的は、可能な限り補助目的と密接に関連する用途とするよう努め、それが困難な場合であっても、公益性の高い用途に転用されること等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成する。	
名古屋港管理組合	名古屋港活性化構想	1103	1103070	112850	工業用水料金制度の見直し	工業用水受給水量は、契約時の数量を変更できないため(責任水量制)、受給者(企業)は、使用水量を減少させても当初契約の金額を支払っている。工業用水の安定供給、限定された受給者、事業費の回収等の工業用水事業の性質上、責任水量制による運営が多いことは理解できるが、コスト競争にある国内事業者の競争力低下の要因であることは否めない。そこで、使用量に応じた料金体系の設定を提案する。(都道府県によっては使用量に応じた料金制を設定しているところもある)	(3)企業活動の活性化促進 国際水平分業の進展による輸出産業の海外進出は、地域産業の空洞化や雇用機会の減少につながる恐れがあり、その影響は広く波及する。これは名古屋港の取扱貨物量が減少するというだけの問題でなく、地域社会全体に深刻な影響を及ぼす問題である。そこで、これら企業の競争力を高めるべく、現状の制度の見直し、地域の活性化を促していく。	名古屋港に立地する企業群は、世界的な厳しいコスト競争の中にある。工業用水は、製造業の競争力を左右する特に重要な要素であり、料金の見直し、企業のコスト競争力向上へつながる。	工業用水道事業法第17条(供給規程)	5		料金体系の設定については、国でその方法を規定しておらず、各工業用水道事業者の裁量に委ねられていることから、当該地域で工業用水道事業を営む愛知県に対応を要望されたい。					
富山県	とやま産業活性化プロジェクト	1291	1291040	112860	大学と公設試験研究機関、中小企業の共同研究開発支援による産学官連携の強化	大学と中小企業、公設試験研究機関と中小企業等産学官の中で連携して共同開発研究を行う際、共同研究者が成果を明確に成果を明確に確保できるように、共同研究によって発生した産業財産権(特許権)の審査請求料等(審査請求料、登録料)の免除を拡大し、全額免除して欲しい。	中小企業地域新生コンソーシアム研究開発事業等中小企業が参画する研究開発補助事業や大学等と中小企業が独自に行う共同研究において産業財産権が両者に渡る場合(発明者と出願者が大学と中小企業のととき等)、現状では審査請求料等(審査請求料、登録料)の半額が免除されている。産学官の共同研究の活性化、大学発ベンチャーの創出、産業財産権の流通活性化、さらには地域産業の活性化を図るため、出願経費の免除の幅を拡大し全額免除していく。	共同研究開発の件数が伸びない原因の一つとして、大学等と中小企業が共同研究成果を産業財産権とする場合の審査請求料等が中小企業の負担となっていることが挙げられる。 このため、共同研究の活性化とその成果普及のためには、共同研究開発の場合、出願経費を免除することが必要である。	産業技術力強化法第16条、第17条	現在、産業技術力強化法第16条により、大学の研究者及び大学を対象に、また同法第17条により売上高に対する試験研究等比率が3%を超える中小企業を対象に審査請求料及び第1年目～第3年目の特許料の1/2軽減措置を講じているところ。なお、平成15年度の通常国会において産業技術力強化法を改正し、平成16年4月より公設試験研究機関に対する審査請求料及び第1年目～第3年目の特許料の1/2軽減措置を創設するとともに、現在の軽減の対象となる中小企業の範囲を拡大したところ。 別途、地域新生コンソーシアム研究開発事業の成果として生じた特許については、平成15年度より、その特許関連出願経費について、委託事業の対象経費とすることができる。	3		平成15年の通常国会において、特許法及び産業技術力強化法を改正し、今まで全額免除であった独立行政法人に対して、コスト意識を持たせるといった観点もあり、軽減率を1/2に引き上げ、公設試験研究機関に対しては、軽減率を1/2に引き下げるなどの一律の1/2の軽減措置を導入したところ。このような中、大学や公設試験研究機関のみを全額免除することは政策的な観点からも適切ではないと考える。	提案の趣旨を踏まえ検討できないか。	3	大学、公設試験研究機関に対して、特許料等を全額免除することは、機関に対して特許のコスト意識を持たせるといった政策的な観点からも適切ではないと考える。	
川崎市	川崎臨海部再生-アジア起業家村構想	1178	1178030	112870	アジア人留学生のための奨学金制度	東アジアの経済制度・システムの共通化・国際化の基盤の形成に資するため、当面、特定地域において経営者としての人材育成を支援する奨学金制度を経済産業省「人材育成支援事業」などの拡大として実施する。	アジア起業家村と連動して、アジアの活発な起業マインドを誘致、市内大学での研究を支援し、アジア起業家村での創業を誘導する。	技術支援については支援措置があるが、経営者の育成については特定したものがみられない。アジアの経済連携を展望し、人材を誘致する視点が重要			6		AOTSは技能研修のみを行う団体であり、「留学制度拡充」の対象にあたらない。	要望の内容は、アジア人留学生に対する、経営者として人材育成を支援する制度の創設であり、再度検討されたい。	6		AOTSは技能研修のみを行う団体であり、「留学制度拡充」の対象にあたらない。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府県からの回答
青森県	オープンソースを活用した地域産業の振興	1109	1109010	112880	企業の技術信頼度を認定する制度の創出	企業及び官公庁のオープンソース導入を円滑にし、オープンソースの普及を推進するために、オープンソースに係る企業の技術信頼度を認定する制度を創出する。	オープンソースに係る企業技術認定制度を創出することにより、企業及び官公庁のオープンソース導入を円滑にするとともに、関係企業の信用力向上を図り、地域産業の振興を図る。	オープンソースについては、そのオープン性から一方でその信頼性に懸念を抱く者が存在することも事実であることから、このような状況を回避しオープンソースの導入を円滑にするもの。	オープンソースに係る企業の技術信頼度を認定する制度はない。	3		「オープンソース(以下、「OSS」という。)に係る企業の技術信頼度の認定」として、具体的に何を認定することを想定されているのか明確でないが、仮にOSSを活用した情報システムの構築に係る技術ととらざれば、OSSに係る技術ととらざらず、ソフトウェア開発一般のプロセス改善やソフトウェア工学の適用が問題となり、これらを総合的に判断することが必要となる。これについては、CMM(ソフトウェア能力成熟度モデル)の普及やソフトウェアエンジニアリングセンター設置に向けた検討の中で、すでに取り上げられているところ。また、OSSの信頼性に対する懸念の払拭がOSS導入の円滑化につながるものと認識であるが、平成15年に、社団法人情報サービス産業協会(JISA)から発表された「オープンソース・ビジネス動向調査」によれば、ユーザー企業がOSSを導入しない主な理由としては、「知識・ノウハウの不足」、「サポート体制の不足」、「対応アプリケーションの不足」等が挙げられており、信頼性に対する懸念は9位にとどまっている。経済産業省としては、OSSの普及のためには、不足する対応アプリケーションの充実や人材育成、法的問題についての研究・啓蒙などがより重要性の高いテーマだと考えており、現在、これらの課題に重点的に取り組んでいるところ。以上より、ご提案のような認定制度の創出を行うことは考えられない。	提案の趣旨を踏まえ検討できないが、	3		「オープンソース(以下、「OSS」という。)に係る企業の技術信頼度の認定」として、具体的に何を認定することを想定されているのか明確でないが、仮にOSSを活用した情報システムの構築に係る技術ととらざれば、OSSに係る技術ととらざらず、ソフトウェア開発一般のプロセス改善やソフトウェア工学の適用が問題となり、これらを総合的に判断することが必要となる。これについては、CMM(ソフトウェア能力成熟度モデル)の普及やソフトウェアエンジニアリングセンター設置に向けた検討の中で、すでに取り上げられているところ。また、OSSの信頼性に対する懸念の払拭がOSS導入の円滑化につながるものと認識であるが、平成15年に、社団法人情報サービス産業協会(JISA)から発表された「オープンソース・ビジネス動向調査」によれば、ユーザー企業がOSSを導入しない主な理由としては、「知識・ノウハウの不足」、「サポート体制の不足」、「対応アプリケーションの不足」等が挙げられており、信頼性に対する懸念は9位にとどまっている。経済産業省としては、OSSの普及のためには、不足する対応アプリケーションの充実や人材育成、法的問題についての研究・啓蒙などがより重要性の高いテーマだと考えており、現在、これらの課題に重点的に取り組んでいるところ。以上より、ご提案のような認定制度の創出を行うことは考えられない。	
石川県	石川ニッチトップ企業増進計画	1052	1052050	112890	産学官共同研究開発大型プロジェクト補助事業への採択	既存企業の中で、キラリと光る技術を持つ企業に対し、研究開発補助から事業化まで一環、集中した支援を行うため、特に高度な研究開発テーマについては、国の産学官共同研究開発大型プロジェクト補助事業に対し提案を行い、国からの委託研究として実施し、実用化を図る。	既存企業の中で、キラリと光る技術を持つ企業に対し、研究開発補助から事業化まで一環、集中した支援を行うため、特に高度な研究開発テーマについては、国の産学官共同研究開発大型プロジェクト補助事業に対し提案を行い、国からの委託研究として実施し、実用化を図る。	特に高度な研究開発テーマについては、国の産学官共同研究開発大型プロジェクト補助事業への採択が実用化に向けて非常に有効である。	経済産業省においては、研究開発プロジェクトを産学官の英知を結集する形で実施しているところ。研究開発プロジェクトの実施にあたっては、参加機関の公募を行っており、プロジェクトの目的に合致した優秀な研究開発能力を有する企業を選定しているところ。	5		研究開発プロジェクトを産学官の英知を結集する形で実施しており、参加機関は公募を行った結果、選定されている。研究開発テーマに対し能力を有する企業であれば、参加可能であることから、当該制度を有効に活用されたい。					
多治見市	バイオマスによる持続可能な地域社会・多治見の創造	1382	1382040	112900	バイオマス利活用に関する補助金の統合化	BDFと堆肥化・ガス化の統合施設設置に対して、一部旧来技術の活用があったとしても補助対象として運用できるようにする。また、農林水産省、環境省、NEDOの施設補助制度があるが、省庁の枠を超えて統合補助金化する。	バイオマス(堆肥化・ガス化)施設をBDF施設と併設し、生ごみ資源化を推進する。	新しい技術のみならず、旧来型の施設についても複合施設化することで、新しい取組みという位置付けをする。	地域新エネルギー導入促進事業	地域において新エネルギーの大規模集中導入等、先進的な取組等を行う地方公共団体等に対して、事業費の一部を補助している。	3、2		補助金の統合化については、それぞれ目的が異なるため、すべて統合することは困難である。しかしながら、地域の特性を活かし、バイオマス効率率的に活用するバイオマスタウン構想(仮称)の実現に向け、関係府省が一体となった支援を試行的に開始する。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各府省の間で連携して予算執行する等工夫することが出来ないか、検討されたい。	5		バイオマス関連施策については、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の場を通して各府省間の緊密な連携体制を取っているほか、各地方ブロックごとに各府省出先機関での連携を密にしている。当省の補助事業については、複合的機能を持つ施設に対しても他府省の補助金と連携して利用することが可能である。
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163120	112910	自動車燃料としてのバイオエタノールの普及拡大に係る措置検討	米国で行われているような、国内バイオマスを用いたバイオエタノールの精製そのものに対する補助やバイオエタノールの使用に対する優遇税制(ガソリン税の適用除外)等を検討する。	本支援措置により、国内バイオマスを用いたバイオエタノール生産や利用の普及拡大を図る。	米国ではエネルギー政策等の観点から国内バイオマスを用いたバイオエタノールの活用に対して積極的な支援が行われており、本支援措置により、我が国のバイオエタノール活用の積極的な推進が図られる。	総合資源エネルギー調査会燃料政策小委員会	6、3		揮発油税法は財務省所管であるため、税制の優遇措置は担当ではない。バイオエタノールの精製そのものに対する補助については、新たな財政措置を伴うものであり、不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	6、3		揮発油税法は財務省所管であるため、税制の優遇措置は担当ではない。バイオエタノールの精製そのものに対する補助については、新たな財政措置を伴うものであり、不可能。	
岡山県	おかやま木質バイオマス産業クラスター整備構想	2168	2168040	112920	バイオマス製品の利用推進	バイオマス製品の利用推進を図るための支援(税制の優遇措置等)	割高となるバイオマス製品と競合する製品価格との差額について、国民全体で負担するシステムを構築する必要がある。例えば地域内で生産されたエタノールを混入したガソリンの場合は石油関係の軽減等が考えられる。	製品を市場流通に乗せ、消費拡大を促すためには、製品の流通価格を極力抑える必要がある。	総合資源エネルギー調査会燃料政策小委員会	6		揮発油税法は財務省所管であるため、税制の優遇措置は担当ではない。					
大阪府	内外企業の立地促進	2027	2027040	112930	研究で製造するアルコールに係る許認可の免除	研究施設において研究の過程で製造されるアルコールについて、許認可を免除	許認可を免除することで、研究に係る事務処理を軽減し、活動を促進する。このため、研究機関について酒税法の酒類製造免許、アルコール事業法のアルコール製造業許可を免除する。	研究過程で製造されるアルコール類については、一般に流通する可能性が低く、許認可の対象外としても大きな影響は発生しないと考えられる。また、研究過程でのアルコール製造は一過性、短期的なケースが多く許認可をとるのが非効率。	アルコール事業法(平成12年法律第36号)第3条第1項、第4条第3号	アルコールの製造を業として行おうとする者は、経済産業大臣の許可が必要。しかし、試験研究のためにアルコールを製造する場合には、許可を受ける必要はなく、承認を受けるだけで足りる。	5		アルコール事業法第4条第3号に基づき、経済産業大臣の承認を受けることにより対応可能。	要望内容は実現できるのか確認されたい。	5		試験研究でのアルコール製造にはそもそも製造業許可は不要。アルコール事業法第4条第3号に基づき、経済産業大臣の承認を受けるだけで足りる。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都府県からの回答
福岡県	アジアのITビジネス交流拠点構築プロジェクト	2137	2137010	112940	IX構築運営のための創業支援策の創設	○基本的にIX構築・運営は民間主体で行われるべきものと考えているが、ビジネスとして成立するための条件を整えない限り実現は難しい。 ○IX事業は接続料収入がその大部分を占めているが、事業開始時にはその接続件数も少なく、ビジネスとしては成り立ちにくい。 そこで、事業の立ち上げをサポートする仕組みが必要である。 ○IX事業運営においても最も多額の費用を要するものは、構築時の機器(ルータ、スイッチ等)の費用と人件費を中心とする運営費であることから、その機器費用の一部及び事業開始から3年間程度、東京IXまでの回線費用を含む運営費の一部について支援が必要。 国においては、IX事業を国の重点推進分野として位置づけ事業者に対する支援策を創設いただきたい。	○現在福岡県では、県単独補助金を創設して「ふくおかIDC」内にインターネット情報集積を図っている。 この情報集積をインセンティブとしての民間ISP(インターネットサービスプロバイダー)の接続や県内中小ISPの「ふくおかIDC」への集約等を通じてIX構築を目指している。 ○このIXは、県内の中小ISP・大手ISPの接続を実現し、県内はもとより九州・山口、引いては全国のトラフィックを集約し、東京のIXに依存せずアジア、ひいてはグローバルなトラフィック交換を可能とする。 また、国内の地域IXとの連携も視野に入れており、より広域な展開を図っていく。 更に、このIXが存在するふくおかIDCは、データの相互バックアップの観点から、将来各地方公共団体で設立される公共IDCとの連携も考えており、これが実現すればますます福岡におけるIXの重要性は増すものと思われる。	○経済集積、地理的な条件等から福岡県はIXの設置場所として評価が高い。 ○しかし、現状では、ビジネスとしての展望が明確でないことから、具体的な動きにまでは発展していない。特に、接続事業者が少ない事業初期の段階での費用負担が大きいことが課題であり、これをクリア出来れば実現出来ることになる。 ○現在、通信事業者との検討会を開催する等県からの積極的な働きかけを行っているが、これに加えて地域再生構想としてIXに対する国の認知及び支援が行われることになれば民間主体のIX構築・運営が更に実現に近づくと考える。			3	補助対象経費については、厳しい予算制約の中で政策効果の最大化を図る観点から決定しており、IX事業における運営費支援の提案については、新たな財政措置を伴うものであり、不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	補助対象経費については、厳しい予算制約の中で政策効果の最大化を図る観点から決定しており、IX事業における運営費支援の提案については、新たな財政措置を伴うものであり、不可能。		
石川県	石川デジタルコンテンツ産地形成推進構想	1051	1051010	112950	石川県Eビジネスライアル事業の大学の単位認定化への協力	デジタルコンテンツ産地を担う若手人材をOJTにより育成する石川県独自のEビジネスライアル事業について、参加者(学生)の満足度は高い一方で学業との両立が課題となっていることから、学生が学業との両立に支障なく参加できるよう、本県が行う大学に対する単位認定の働きかけへの協力依頼	デジタルコンテンツを活用したEビジネスを推進できる人材(Eビジネスプロデューサー)を養成するため、県や企業から実際に発注されるEビジネス企画案件にOJT方式で取り組む教育プログラム(石川県Eビジネスライアル)に、学生が学業と両立させながら参加することを容易にする。	石川県Eビジネスライアル事業に、学生が学業と両立させながら参加することを容易にする。			6	経済産業省では、平成15年度コンテンツプロデューサー育成支援事業を実施。具体的には、プロデューサー育成のためのカリキュラム・テキスト(13分野)を策定し、これらを用いた講座を実施。現在、全国6機関において順次開設中。 ご提案は担当外。					
石川県	石川デジタルコンテンツ産地形成推進構想	1051	1051020	112960	若年者のためのワンストップサービスセンターのモデル地域の指定	デジタルコンテンツ産地を担う若手人材をOJTにより育成する石川県独自のEビジネスライアル事業を核として、若年者に対して、カウンセリングから研修等まで一貫したサービスを実施するために、「若者自立・挑戦プラン」に基づく若年者のためのワンストップサービスセンター(通称「Job-Café」)整備のためのモデル地域に指定	デジタルコンテンツを活用したEビジネスを推進できる人材(Eビジネスプロデューサー)を養成するため、県や企業から実際に発注されるEビジネス企画案件にOJT方式で取り組む教育プログラム(石川県Eビジネスライアル)に、カウンセリングから一貫した教育を追加することにより、デジタルコンテンツ産地を担う若手人材を育成する。	若年者のためのワンストップサービスセンター(通称「Job-Café」)整備のためのモデル地域に指定されることにより、企業及び若年者の参画と本県独自の石川県Eビジネスライアル事業の円滑な推進を図ることで、地域ブランドの確立を目指す。			5	経済産業省は、若年者のためのワンストップサービスセンターの整備を10箇所程度のモデル地域において行うこととしている。 モデル地域は、予算成立の後、できるだけ速やかに決定する予定。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	5	厳しい予算制約の下で政策効果を最大化する観点から、モデル地域の選定については、基準に基づき厳正に行う予定であるが、ご提案に係る事業の応募があった場合には、個別具体的に判断される結果次第で選定することがありうる。		
石川県	石川デジタルコンテンツ産地形成推進構想	1051	1051030	112970	全国初のデジタルアーカイブ研修の実施及び全国的集客への協力	平成16年度より、(株)石川県ソフトウェア研修開発センターにおいて、コンテンツ関連の研修事業を本格的に実施する予定としており、全国初のデジタルアーカイブ研修も開始する予定であることから、開始に当たっては、国及び関係機関の協力も得ながら、全国的集客の推進を図る。	(株)石川県ソフトウェア研修開発センターにおいて、コンテンツ、ビジネスの起業等を目指すクリエイター等を対象として、全国初のデジタルアーカイブ研修を、国及び関係機関の協力も得ながら、全国から受講者を募集して実施し、デジタルアーカイブ技術者を養成することにより、デジタルコンテンツ産地育成を人材育成面から推進する。	全国初のデジタルアーカイブ研修を実施するため、講師の派遣について国及び関係機関の協力を得るとともに、全国にアピールして受講者を募集し、地域ブランドの確立を目指す。			3	ご提案については、新たな予算措置が前提であり、不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	ご提案については、新たな予算措置が前提であり、不可能。		
石川県	石川デジタルコンテンツ産地形成推進構想	1051	1051040	112980	コンテンツ関連の国の研究機関の誘致	デジタルアーカイブ産地を目指すために、後方より支援する研究者の集積と誘致を図り、さらなる集積を目指すため、研究用のスタジオを所有しコンテンツ作成を研究する国の機関や研究所を誘致する。	ネットワークインフラ技術研究基盤において北陸先端科学技術大学院大学を核とするいしかわサイエンスパークの優位性を広くアピールして、それを呼び水とし、研究用のスタジオを所有しコンテンツ作成を研究する国の機関や研究所を誘致する。	デジタルアーカイブやその利活用には、コンテンツ作成の技術やアーカイブする手法など複合的に多岐の技術が含まれていることから、特定分野だけの優位性ではアーカイブ全体の研究や産地化は困難であり、多岐の分野にわたる国の研究機関を誘致することにより、複合的・大規模な研究を目指す。			3	ご提案については、新たな予算措置が前提であり、不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	ご提案については、新たな予算措置が前提であり、不可能。		
石川県	石川デジタルコンテンツ産地形成推進構想	1051	1051050	112990	「IT・観光事業」の国の関連団体での企画採択	本県の文化資産をデジタルアーカイブする「石川新情報書府」事業で蓄積された「デジタルアーカイブ技術」を活用し、観光産業との連携を図るトライアル事業について、国の関連団体から委託を受けてモデル事業として実施する。	本県の文化資産をデジタルアーカイブする「石川新情報書府」事業で蓄積された「デジタルアーカイブ技術」を活用し、16年度に観光産業との連携を図るトライアル事業の企画書及びプロトタイプを作成し、国の関連団体(TAO、IPA等)に提案を行い、17年度に国関連団体から委託を受けてモデル事業として実施する。	「石川新情報書府」事業での蓄積を多方面に活用するとともに、国からモデル事業として採択されることにより、「デジタルコンテンツ産地」としての全国的な認知及び地域ブランドの確立を目指す。			3	ご提案については、新たな予算措置が前提であり、不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	ご提案については、新たな予算措置が前提であり、不可能。		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
福島県	ベンチャーランドふくしま	1197	1197030	113000	ベンチャー企業の官公需への積極的な登用を図ると共に、国がそれを認定するような制度の創設	ベンチャー企業の創出と存続を支援するため、地方自治体が積極的にベンチャー企業が開発した製品や、技術を登用することは既に各自治体でも実施されているところであるが、ベンチャー企業がさらに市場を他県、他地域に求めたときに、どうしても実績のなさや、経営的な安定性がないことから、参入できない状況であるため、国がベンチャー企業を認定するような制度を制定し、その認定を受けたベンチャー企業は全国で官公需の入札等に参加できる資格認定制度を制定する。	官公需の発注に際して、ベンチャー企業の信頼度を認定する全国的な制度を設け、一定の要件(経営状況や客観的機能性や信頼性などが確認できること等)を満たし認定を受けたベンチャー企業は、受注実績の有無にかかわらず官公需に参加できる仕組みを創設する。	官公需については、実績を重視した発注先の選考方法をとっており、実績を有しないベンチャー企業等は官公需への参入が実質困難な状況にある。	会計法 地方自治法		6	6 本件は、政府調達に係る入札制度及び地方公共団体に係る入札制度の運用の問題であって、会計法、地方自治法の解釈、運用上等の問題であり、官公需法、契約の方針で対応できるものではない。 従って、会計法を所掌する財務省、地方自治法を所掌する総務省、国の競争参加資格審査統一基準に係わる総務省等関係府庁等関係府庁において検討されるべきものである。 なお、官公需法においては、国等の契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならないとしているところであり、中小ベンチャー企業の官公需の受注機会を排除するものではない。					
岐阜市	バイオマス・タウンづくり構想	1321	1321020	113010	生分解性プラスチックの性能等標準規格化	従来のプラスチックとの区別および分解の定義など生分解性プラスチックの性能等標準規格化	現在、バイオ由来プラスチックの使用について、本市グリーン購入方針で指定しているが、一層の使用拡大を図り、繊維、衣料品なども含め、市民、事業者による使用促進について具体的検討を行っている。 容器包装リサイクル法上では、コンビニ等のプラスチック包装の食品廃棄物については、プラスチック包装と食品を分別処理しなければならない。食品リサイクル推進のため、現在、生ごみと生分解性プラスチックの混合物の分解研究について検討しているが、生分解性プラスチックの同法上の取り扱いの明確化が課題となっている。	従来のプラスチック製品との環境性能の差が明確で、使用の安全性等を担保する、認証、表示、規格制度の確立がないと、市民、事業者による繊維、衣料品なども含めた使用拡大を進めるのが困難である。 食品リサイクル推進の上でも、生分解性プラスチックの容器リサイクル法上の取り扱いを整備されることで、モデル研究事業が推進しやすくなる。			5	5 引き続き、「グリーンプラ識別表示基準」の着実な運用を図るとともに、より客観性を高めるため、「グリーンプラ識別表示基準」の環境JIS化に向けて、現在登録作業中。					
札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	1258	1258020	113020	TMOとして認定を受けることができる者にNPO法人を加える	中小小売商業高度化事業構想を作成し、市町村の認定を受けることができる者は、「商工会、商会議所、特定会社又は公益法人であって政令で定める要件に該当する者その他中心市街地における中小小売商業高度化事業の総合的な推進を図るのにふさわしい者」として政令で定める者」となっているが、これにNPO法人を加える	都心政策のプロデュース 都心のビジョンの発信と共有化、都心のまちづくりに関する人材・組織・情報のプラットフォームの構築と運用等 まちづくり計画・事業のコーディネート まちづくりガイドラインに基づく個別事業の調整と誘導、都心のにぎわい創出や魅力向上のためのソフト事業の企画・推進等 都心の公益サービス・事業のマネジメント 公共施設・公共空間の環境管理、これらを活用したイベント・アート活動の総合プロデュース、都心観光プログラムの開発等 <効果>市民、企業、商店街、NPO、行政などのさまざまな主体が協働して都心の魅力と活力を高める	TMOは、魅力と活力のある都心の実現に向けて、さまざまな主体のまちづくりの取組みを支援するとともに、各主体間の協調・連携を図り、具体的な事業やプロジェクトの実現のためにコーディネーターとしての使命と役割を担う機関である。 しかし、現状の商会議所TMOは、中小小売商業高度化事業の推進が中心となり、上記の役割を果たすことができていないことから、行政、民間、市民の中間的・中立的立場で活動できる組織形態が必要である。	中心市街地活性化法第18条		2	2 TMOの主体としてNPOを加える方向で検討。	実施内容と実施時期を明確にされた。	2		平成16年度中に、関係機関の了解が得られることを前提として、TMOの主体としてNPOを加える政令改正を行う。	
多治見市	多治見市産業再生	1381	1381010	113030	美濃焼産地としての多治見市産業再生	平成15年1月にふれあいサロン「ほっとふる」を、経済産業省の補助金を利用して設置、TMOが活動拠点としているが、補助金の要綱上、収益事業が禁止されているため、これを緩和し、収益事業をできるようにしたい。	TMO活動の展開が容易になり、TMOの自立を促すことにつながる。市産品を展示するだけでなく、実際に購入できるようにすることで、来訪者の満足につながり、交流を促す効果もある。物品販売や飲食など、集客力のある事業を行い、TMOが独自に考え、自主事業を幅広く展開するための自主財源とする。	TMOが自立するためには、自主財源が必要であり、それを得るためには収益事業を行う必要がある。これにより中心市街地の活性化が進み、また、国からの補助金を最大限活かすことができると考える。	中小商業活性化事業費補助金交付要綱		5	5 「ほっとふる」設置時に活用したコミュニティ施設活用商店街活性化事業は、保育サービス施設や地域交流施設を運営し商店街を活性化することが目的であり、収益事業を想定している。	TMOの経営基盤確立を目的としたTMO自立支援事業を活用すれば、収益事業が実施可能。	要望内容は実現できるのか確認されたい。	5		TMOの経営基盤確立を目的としたTMO自立支援事業を活用すれば、収益事業が実施可能。
釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	1185	1185030	113040	基幹送電線への系統アクセス費用に關する支援策の充実。	基幹送電線と発電サイトとを結び系統アクセス送電線の整備に關する支援策を充実する。	当市北西部に位置する和山牧場(1500ha)での風力発電事業の二次展開。このことにより新エネルギーの普及促進、二酸化炭素排出量の削減など地球環境にやさしい産業の展開が可能とする。また、畜産業や農林業は、依然として厳しい経営環境にあるが、風力発電の立地による土地賃借料収入が見込まれるなど経営の建て直しが見込まれる。さらに、当市には、固定資産税収入が見込まれるほか、保守メンテナンスに關する地元雇用創出、観光資源としての活用など、地域活力の増進が図られると期待される。	風力発電適地が山間部に位置するため、電力系統までのアクセス距離が遠く、系統アクセス送電線の敷設費用が膨大となり発電コストの上昇など円滑な事業推進に影響を与えているため、新エネルギー事業者支援対策事業の充実にご配慮いただき、新エネルギーの導入目標量の早期達成を目指すもの。	新エネルギー事業者支援対策事業		5	5 「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」に基づき認定を受けた利用計画に従って新エネルギーを導入する先進的な事業者に対して、事業費の一部を補助している。	各事業が交付対象となるかについては、個別具体的に検討する必要があるものの、一般論として、新エネルギー事業者支援対策事業では、風力発電サイトと送電線を結ぶ送電設備及びその敷設に係る工事費も補助対象として認め、風力発電導入の円滑化を図っているところ。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	5		各事業が交付対象となるかについては、個別具体的に検討する必要があるものの、一般論として、新エネルギー事業者支援対策事業では、風力発電サイトと送電線を結ぶ送電設備及びその敷設に係る工事費も補助対象として認め、風力発電導入の円滑化を図っているところ。
金山町	内水面漁業の振興	1357	1357010	113050	アユ冷水病原因究明のための支援及びヒメマス生息環境を改善するための支援	沼沢湖は県内唯一のヒメマスが生息しているため、生息環境の改善を行うため、電力発電用の水位の変動を少なくし、自然繁殖と害魚の只見川からの流入を防ぎたい。 野尻川は、冷水病の発生により放流魚の「アユ」及び「在来魚」が感染し魚の生態系に変化が起きており、冷水病の解消と渓流魚の復活を図りたい。 只見川及び小川川は発電用ダム及び砂防堰堤の設置により魚の遡上が阻害され、またダム等の設置により水の流れが滞留して魚の繁殖に影響を及ぼしているためダム等に魚道を設置し豊かな漁業資源の復活を図りたい。	魚族資源の保護と豊かな川の恵みを復活させるため魚道設置の義務化 冷水病対策と早期解消 ヒメマス生息環境の改善を図るため、国県の支援	電力会社が水の利用権を持っているため、生息環境の改善ができない。			6	6 水利権の問題は河川に係る問題であり、当省として主体的に措置を講ずることは難しい。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
松山市	「坂の上の雲」フィールドミュージアム構想	2044	2044030	113060	自治体提案の「(仮称)市無電柱化推進計画」に基づく電線類地中化5ヵ年計画の策定	従来の道路管理者毎の計画から都市計画としての戦略的な自治体提案型計画にシフトし、効率的かつ効果的な地中化整備を推進する。	自治体が短中期(概ね10年以内)の地中化路線計画を提案し、国・県の道路管理者と調整後、「(仮称)市無電柱化推進計画」を策定し、その後、ブロック別電線類地中化協議会において決定する仕組みにする。	都市景観の整備は、本来自治体が目指していく都市像の構築の骨格を構成する要素であるため、自治体が計画調整することが望ましい。特に、都市観光を振興する本市の景観整備においては、短期集中投資による経済効果が見込まれるものと考えている。	電気設備に関する技術基準を定める省令	6	-	道路管理や都市景観については当省の所管ではなく、本件要望内容は担当外である。					
特定非営利活動法人大阪屋夢八俱樂部	なにわ百年町	3007	3007010	113070	なにわ百年町の具現化の障害となる現行法の検討	なにわ百年町の具現化にあたり障害となる現行の都市公園法、建築基準法、高圧ガス保安法、道路運送車両法、道路法、消防法、道路交通法、電気事業法の規制の検討。	1スペースレイアウト 町の構造:長屋、町屋、商店、芝居小屋、旅館、朝市、昼市、夜市の蔵、寺小屋、銭湯、神社、仏閣、疎水と木船、橋等。 町の機能:商、祭、観、学、遊、時、環境、エネルギー、インフラ、水素エネルギー、バイオマス、太陽光発電、パリアフリー、防災、古民家移築 2 特徴的な高い遊びなどのソフト 人を中心とした高いを行う。 3最新技術内容 電池の移動体、有機物からエネルギーを取り出すバイオマスエネルギー、ソーラーパネル	なにわ百年町の具現化にあたり現行の都市公園法、建築基準法、高圧ガス保安法、道路運送車両法、道路法、消防法、道路交通法、電気事業法の規制が障害となる。	電気事業法第38条 電気事業法施行規則 第48条第2項	燃料電池: 4 バイオマス発電: 3	一般用電気工作物以外の事業用電気工作物については、電気事業法に基づき、保安規定の届出、主任技術者の選任、工事計画の届出及び安全管理審査を行わなければ使用することができない。	提案者に要望内容を確認したところ、「なにわ百年町」(2005年着工、2006年開園予定)に設置する予定の燃料電池発電設備(出力1kw:10~20基)とバイオマス発電設備(生ゴミから発生するメタンガスを利用した燃料電池発電設備:出力30~100kw:1基)を一般用電気工作物として位置付けてほしい、というものだった。 家庭用燃料電池については、特区において一般用電気工作物への位置付けを可能としており、また、平成16年度中には小出力発電設備として一般用電気工作物へ位置付けることとしている(平成15年9月19日閣議報告)。 バイオマス発電設備については、提案者に確認したところ、具体的にどのような設備を用いるかは決まっていなかったことであり、当該設備の安全性を確認するためのデータが十分に示されていないため、当該要望に対応可能かどうかを現時点では判断することはできない。	現時点では判断できないが、将来的には検討されるのか回答されたい。	バイオマス発電: 3	使用される発電設備の安全性を確認するためのデータが具体的かつ十分に示されるならば、検討を行うこととする。		
只見町	水力発電施設立地市町村への継続的支援	1333	1333010	113080	電源立地地域対策交付金交付規則の改正	交付期間の延長、交付限度額の引き上げ	地域振興対策事業への長期的な投資	交付金が終了すれば町の財政に大きく影響する。現状の交付限度額は適正ではない。	電源開発促進対策特別会計法第1条第2項	3	3	現行の交付期間を延長しないでもすぐに交付期間が終了してしまう地方公共団体はなく、交付期間の延長について今検討する必要性はない。また、補助対象経費については、厳しい予算制約の中で政策効果の最大化を図る観点から決定しており、交付額の追加は、交付期間の延長と同様、新たな財政措置を伴うものであり不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	現行の交付期間を延長しないでもすぐに交付期間が終了してしまう地方公共団体はなく、交付期間の延長について今検討する必要性はない。また、補助対象経費については、厳しい予算制約の中で政策効果の最大化を図る観点から決定しており、交付額の追加は、交付期間の延長と同様、新たな財政措置を伴うものであり不可能。		
日立市	市独自財源確保策	1373	1373020	113090	電源立地特別交付金の有効活用	補助金交付要綱による予算補助により住民・企業に給付されている原子力立地給付金を、より具体的使途が明確になるよう市の事業の財源に充当する。 そのためには、現在市民・企業に給付されている交付金を市の事業財源に充てることができるよう手続きを明確にする。	現在、市民・企業に給付されている交付金を、市の歳入にできるよう市議会の議決を得ること等を盛り込んでその手続きを明確化する。使途目的を、防災、教育施設に限定した事業の財源に充てる。	現在手続きが明確化されていないため、住民・企業へ給付されている交付金については交付対象者からの同意を得ることとされている。 議会の承認を得ることで地域住民及び企業の同意を得られたものと規定するなど手続きを明文化されたい。	電源開発促進対策特別会計法第1条第2項	5	5	2003年10月に創設された電源立地地域対策交付金のうち、旧来の電源立地特別交付金に相当する部分については、県が市町村への配分を決定することとなり、各市が特に実施したい事業がある場合には、県とよく調整することが必要となる。					
福島県商工会連合会	電源三法交付金でクリーンエネルギー発電	3060	3060010	113100	電源三法交付金でクリーンエネルギー発電	電源三法交付金の使途に、風力発電所建設も加えられた。	電源三法交付金による風力発電所建設は、設置する事業者負担が小さいことから低料金で電気を供給できる。クリーンな電気を低廉に供給することにより、企業進出を促すことができ、雇用も確保される。		発電用施設周辺地域整備法第7条、第10条 電源開発促進対策特別会計法第1条第2項	5	5	各事業が交付対象となるかについては個別具体的に検討する必要があるものの、2003年10月に創設された電源立地地域対策交付金は、従来の交付金よりも交付対象事業を大幅に拡充しており、地方公共団体が実施を望む事業については、一般論としてその交付対象事業とすることが可能となっている。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
只見町	電源移住市町村の電気料金軽減対策	1328	1328010	113110	電源地域の電気料金軽減対策	水力発電立地地域の電気料金軽減対策を図り、企業誘致等、雇用対策と地域振興を可能とする。	新潟市と福島県いわき市を結ぶ一般国道289号の交通不能区間は既に国直轄種限代行事業による整備が進められている。現在工事が進められている新潟県境と当町只見町に位置する「八十里地点」の交通不能区間の解消は高速交通道路網への一時間以内でのアクセスの実現など、当町にとり将来新潟県中・下越地方との産業・経済・文化の新たな地域連携軸となる重要路線と位置づけ、将来の企業誘致や広域的な観光振興対策を模索している。	原子力立地地域においては、原子力立地給付金が創設されているが、水力発電地域にはない	電源開発促進対策特別会計法第1条第2項	原子力発電施設等の立地道県においては、道県が電源立地特別交付金原子力発電施設等周辺地域交付金枠(2003年10月に電源立地地域対策交付金に統合)を原資に原子力発電施設等の所在市町村等に実質的電気料金金の割引となる給付金を交付してきた(電源立地地域対策交付金)が、水力発電施設にはこのような制度が存在していなかった。	5	-	これまで水力発電施設の所在市町村等に交付されてきた交付金は2003年10月に電源立地地域対策交付金に統合されたが、電源立地地域対策交付金においては、水力発電施設の周辺地域においても、希望があれば実質的電気料金金の割引となる給付金の交付が可能となっている。				
熱塩加納村	地域新エネルギービジョンの推進	1001	1001010	113120	電気事業法の規制緩和	本村が検討している温泉水温度差発電システムは、電気事業法上、発電設備の種類としては、火力の汽力の分野に該当すると解釈されるが、風力・太陽光・水力・火力の内燃力と同様、発電力の小規模な温泉水温度差発電等は「小出力発電設備」とし、一般用電気工作物として指定となるよう電気事業法の規程を見直し願いたい。例:電気事業法施行規則第48条第4項に「汽力を原動力とする火力発電設備であって出力20キロワット未満のもの」を加える。	本村では、平成11年度に策定した「熱塩加納村地域新エネルギービジョン」に基づき、平成14年度に(株)前川製作所がNEDO(新エネルギー産業技術総合開発機構)の助成を受けて温泉水温度差発電システムを開発し実験に成功し終了している。今後は本村が主体となって温泉水温度差発電システムによる発電を検討している。「小出力発電設備」として該当すれば当該システムによる新エネルギー事業に容易に着手することができるものと考えられる。また、本村が、約20年前から「自然との共生」を目標に推進している有機農業の更なるイメージアップによる農産物への付加価値、観光の振興などへの経済的な効果のほかに、全国に約26000箇所ある源泉の数パーセントでこのシステムが稼働したとすれば、地球環境の保全の面からも大変大きな効果があるものと考えられる。	本村が検討している温泉水温度差発電システムは、電気事業法上、発電設備の種類としては、火力の汽力の分野に該当すると解釈され、「事業用電気工作物」として規制されるが、小規模発電であっても安全規制項目が非常に多く、資源がありながら容易に当該システムの導入に着手するのが困難である。本村が計画している温泉水温度差発電システムは10kw程度の出力で、全て隣接する公共施設に供給する考えであり、小規模ながらもいくつかの産業分野への経済効果や自然環境に寄与すると考えられる当発電システムの導入を円滑にするため、当支援措置が必要であると考える。	電気事業法第38条 電気事業法施行規則第48条第2項	一般電気工作物以外の事業用電気工作物については、電気事業法に基づき、保安規程の届出、主任技術者の選任、工事計画の届出及び安全管理審査を行わなければ使用することはできない。	3	-	当該発電設備を一般用電気工作物として位置付けるためには、安全性が確保されているものかどうかを精査・検討することが必要である。 一提案者から資料を提供していただいたが、当該設備の安全性については十分に示されておらず、また、安全性に関する実証試験のデータを有していないということであるため、今回の要望に対応することは不可能である。	提案者の要望を将来的には検討されるのか回答された。	3		使用される発電設備の安全性を確認するためのデータが具体的かつ十分に示されるならば、検討を行うこととする。
札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	1258	1258060	113130	大学教員及び公設試験研究機関における特許取得を促進するため、出願・登録する場合の特許料等の免除	大学教員及び公設試験研究機関における特許取得を促進するため、出願・登録する場合の特許料、手数料等を全額免除する。	北海道大学を拠点として、特にH4分野について、遺伝子関連の技術を中心に全国的に見ても高い集積があり、さらに次世代技術として期待される糖鎖工学分野において活発な特許の出願集積がある。 H4の人材・研究の集積についても全国の中でも進んでおり、H4産業発展基盤が十分満たされた有望な地域である。については、特許料、手数料を免除することにより、特許権の取得が一層促進され、地域における知的財産が増大するとともに、特許を有効に企業へ技術移転することにより、新事業の創出が促進される。	現行の制度では、特許出願から特許権の設定の登録までに、多大な費用を要し、大学教員個人や財政状況が厳しい道立の試験研究機関においては、特許を出願する場合の金銭的・時間的負担が大きく、特許化されず埋もれてしまう発明もある。	産業技術力強化法第16条	現在、産業技術力強化法第16条により、大学の研究者及び大学を対象に、審査請求料及び第1年目～第3年目の特許料の1/2軽減措置を講じているところ。また、平成15年の通常国会において、産業技術力強化法第16条を改正し、平成16年4月より公設試験研究機関に対する審査請求料及び第1年目～第3年目の特許料の1/2軽減措置を創設した。	3	-	平成15年の通常国会において、特許法及び産業技術力強化法を改正し、今まで全額免除であった独立行政法人に対して、コスト意識を持たせるといった観点もあり、軽減率を1/2に引き上げ、公設試験研究機関に対しては、軽減率を1/2に引き下げるなどの一律の1/2の軽減措置を導入したところ。このような中、大学や公設試験研究機関のみを全額免除にすることは、政策的な観点からも適切ではないと考える。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		大学、公設試験研究機関に対して、特許料等を全額免除することは、機関に対して特許のコスト意識を持たせるといった政策的な観点からも適切ではないと考える。
茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	1279	1279050	113140	ユニバーサルデザインに関する特許保護措置の緩和	圏域内のユニバーサルデザインに関する特許権の存続期間(20年)を短期にする、あるいは、なくす。	企業が新たな福祉機器や住宅改修技術、ユニバーサルデザインの製品等を開発した場合、特許権存続期間20年の間は保護される。このため、良いものであっても、別な企業が同じ商品を作ること阻害している。圏域に限り、この存続期間を短期あるいは撤廃することにより、圏域内の企業活動を活性化させる。	特許法 第六十七条 特許権の存続期間は、特許出願の日から二十年をもって終了する。	特許権の存続期間については、一部延長の例外があるほか、一律20年となっている。	3	-	特許権の存続期間については、出願日から計算して20年の期間が経過する前に終了してはならないことが、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)第33条において定められている。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		特許権の存続期間については、出願日から計算して20年の期間が経過する前に終了してはならないことが、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)第33条において定められている。	
大阪府	内外企業の立地促進	2027	2027030	113150	企業等が行う特許取得に要する費用の免除	研究施設の職員又は企業が特許取得に要する費用を全額免除	特許に要する費用負担を軽減することによって、研究施設及び研究開発型企業の立地を促進するとともにその活動を支援する	研究者、企業の負担を軽減することによって企業・施設の立地を促進する	特許法第107条、第109条、第195条、第195条の2 産業技術力強化法第16条、第17条	現在、資力に乏しい個人・法人に対する特許料(1年～3年分)の減免又は猶予、審査請求料の減免及び試験研究費等の売上高に対する比率が3%超の中小企業(研究開発型中小企業)に対する特許料(1年～3年分)及び審査請求料の減免を講じているところ。また、研究開発型中小企業に対する特許料等の減免措置の対象範囲を拡大し(現行の試験研究費等比率が収入金額の3%超に加入)、平成16年4月1日より、中小企業創造法認定事業、SBR補助金交付事業及び中小企業経営革新支援法の承認計画に係る研究開発事業に係る出願を行う中小企業についても、新たに対象として追加した。	5	-	産業技術力強化法に基づき、研究開発型中小企業、大学、公設試験研究機関、独立行政法人及びその研究者が行う出願に係る審査請求料及び特許料(1～3年)の減免措置が講じられているところ。また、大学、公設試験研究機関、独立行政法人及びその研究者が行う出願に係る審査請求料及び特許料(1～3年)の減免措置が講じられている。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	5		産業技術力強化法に基づき、研究開発型中小企業、大学、公設試験研究機関、独立行政法人及びその研究者が行う出願に係る審査請求料及び特許料(1～3年)の減免措置が講じられているところ。また、産業財産権行政は、制度を利用する者に対して平等に費用を求めることが原則であり、特定の地域の出願に対して、特許料等の費用を全額免除を行うことは困難。



15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府省からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省からの回答	
草加市	古さと新しさが調和する賑わいと潤いのある「今様・草加宿」	1130	1130020	113160	「草加せんべい」を表示するために必要な産地・材料・製法等の基準を定める	「草加せんべい」を表示するために必要な産地・材料・製法等の基準を定め、この基準を満たした「草加せんべい」を名乗るに相応しくない商品を市場から排除し、消費者に安心と満足を与え、納得を得ることによって「草加せんべい」ブランドの確立を図る。	産地を消費者に誤認・混同させるような表示は不当競争防止法などで禁じられているにも係わらず、現在、食品の表示では地名を含む名詞を知的財産として保護することが難しい。そのため、草加市以外で生産された「粗末な材料と稚拙な技術による大量生産の草加せんべい」が大量に流通するなど、産地偽装等の食品表示の信頼性を根底から揺るがす問題が相次ぎ、「地域ブランドの保護をより強めるべきだ」との意見が消費者から非常に強く寄せられている。 そこで、農林水産省において2,005年を目標に「農産加工商品についての地域や一定の製法基準などを定める基本法」の制定を行うと聞き及ぶところでもあり、「草加せんべい」を表示するために必要な産地・材料・製法等の基準を定め、この基準を満たした「せんべい」のみ「草加せんべい」として認証することによって、「草加せんべい」を名乗るに相応しくない商品を市場から排除し、消費者に安心と満足を与え、納得を得ることによって「草加せんべい」ブランドの確立を図りたい。	「草加せんべい」が名実ともに草加市が全国に誇れるものとして、平成13年10月、「草加せんべい醤油のかおり」が全国様々な候補の中から「環境省かおり風景100選」として選定されたことは、市内のせんべい業者が培ってきた伝統と卓越した技術、そして厳しい経済状況下での企業努力の賜物であり、全国の消費者に本物の「草加せんべい」を味わっていただくために、その伝統の技をさらに継ぎながら未永く伝えていく決意である。しかし、産地を消費者に誤認・混同させるような表示は不当競争防止法などで禁じられているにも係わらず、現在、食品の表示では地名を含む名詞を知的財産として保護することが難しい。そのため、草加市以外で生産された「粗末な材料と稚拙な技術による大量生産の草加せんべい」が大量に流通するなど、産地偽装等の食品表示の信頼性を根底から揺るがす問題が相次ぎ、「地域ブランドの保護をより強めるべきだ」との意見が消費者から非常に強く寄せられている。そこで、農林水産省において2,005年を目標に「農産加工商品についての地域や一定の製法基準などを定める基本法」の制定を行うと聞き及ぶところでもあり、「草加せんべい」を表示するために必要な産地・材料・製法等の基準を定め、この基準を満たした「せんべい」のみ「草加せんべい」として認証することによって、「草加せんべい」を名乗るに相応しくない商品を市場から排除し、消費者に安心と満足を与え、納得を得ることによって「草加せんべい」ブランドの確立を図りたい。		6		本件提案は農林水産省において検討中の施策である。						
喜多方市	地域ブランド育成事業	1344	1344010	113170	商標法の改正	原則として認められていない産地表示を活用した団体商標登録が可能となるよう商標法を改正していただきたい。	喜多方ラーメン等の団体商標登録	現行商標法では、その商品の産地を普通に用いられる方法で表示する商標のみからなる商標は登録することができないとされている。	商標法第3条第1項第3号では、商品の産地を普通に用いられる方法で表示する商標のみからなる商標は登録することができないとされている。 参考:商標法 第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用する商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む。)、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する商標のみからなる商標		3	現在、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、団体商標制度の拡充等について検討中であり、同委員会は平成16年度の早々には中間とりまとめを行う予定である。	要望内容が検討に含まれているのか確認されたい。	3	商標制度小委員会では、団体商標制度の拡充に関する審議を行い、権利主体や識別性に関する議論が行われた。今後もこれらの議論を踏まえ更に検討を行う予定である。			
富山県	とやま産業活性化プロジェクト	1291	1291090	113180	NPO法人の中小企業者としての適用	NPO法人については、中小企業基本法第2条に定める中小企業者の対象外となっているが、NPO法人は、今後、地域貢献型事業(コミュニティビジネス)等、地域活性化の主体となることが期待されるため、同法の中小企業者として規定されるよう改正を要望するもの。	現在、NPO法人は中小企業者として規定されていないため、商工労働施策の対象となっていないが、中小企業基本法を改正し、新たにNPO法人を中小企業者とするにより、各種中小企業施策の利用が可能となり、地域活性化に大きく寄与することが期待できる。	NPO法人が中小企業者となることによって各種施策の利用が可能となり、コミュニティビジネスの事業主体として地域活性化に大きく寄与することが期待できる。 具体的には、 補助金を活用できることから、施設整備や研究開発の促進、 信用保証協会の保証対象となることから、制度融資の活用による事業の円滑な実施などが期待できる。	中小企業基本法第2条第1項	中小企業基本法では、施策の対象とする中小企業者を事業を営む会社及び個人としており、営利性を有しない公益法人やNPO法人等は対象としていない。	3	中小企業基本法は、国の施策の対象とする中小企業者のおおむねを示しており、中小企業者の範囲については、個別の施策が効率的に実施されるよう施策ごとに定めることとしている。	要望の内容の実現により、地域貢献型事業(コミュニティビジネス)等、地域活性化が期待されるため、その趣旨を踏まえ検討されたい。	3	中小企業基本法は、国の施策の対象とする中小企業者のおおむねを示しており、中小企業者の範囲については、個別の施策が効率的に実施されるよう施策ごとに定めることとしている。			
栃木県	栃木県経済新生構想	1211	1211060	113190	地域中小企業支援センターによる再生に向けた企業の取組支援	平成16年度以降、地域中小企業支援センターの支援対象業務から経営革新が除外され、主に一般的な経営相談及び創業支援を行うこととされ、また、専門家派遣事業も廃止されることとされているが、地域の中小・零細企業が再生を目指し、経営革新や第二創業等の新たな事業展開に取り組むことを支援するため、経営革新支援業務と専門家派遣事業の継続を求める。	地域中小企業支援センターが経営革新支援業務を継続して行うことにより、各地域の中小・零細企業が、それぞれの実情に応じて、それぞれ特色のある商工会・商工会議所、地域中小企業支援センター、中小企業再生支援協議会の支援機能をフルに活用できることになり、経営革新等の実効性が確保され、企業の再生が実現する。	地域の中小・零細企業が、再生に向けて、経営革新や第二創業等に取り組もうとする場合、ノウハウの不足が否めず、専門家による助言指導が必要となる。また、企業の規模や業種により多様な再生の形態があり、一般的な経営相談から高度な専門的指導まで、求める支援内容も様々である。特に、本県では、足利銀行の一時国有化に伴い、経営不振に陥った中小・零細企業に対する総合的かつ目細かな支援が求められており、県内5箇所にある地域中小企業支援センターによる地域の実情に応じた支援が欠かせない。ところが、平成16年度から同センターの支援対象業務から経営革新が除外され、専門家派遣事業も廃止予定であることから、これらの機能の存続を求めるものである。	中小企業経営資源強化対策費補助金交付要綱第4条(5)	都道府県等中小企業支援センターが行う経営資源の確保支援に関する種々の支援策を中小企業者のニーズに応じて、効果的かつ効率的に実施するため、都道府県等中小企業支援センターが行う事業を一貫して管理するプロジェクトマネージャー、サブマネージャーを都道府県等中小企業支援センターに設置する。 中小企業支援センターについては、平成12年度より国、都道府県、広域での3類型支援センターとして整備し、地域支援センターにおいては、広域市町村域における地域の中小企業の新近な支援機関として、創業や経営革新等の課題に対する支援を担ってきているところである。	3	平成16年度からは、都道府県經由補助金の削減方針を受け、また、3類型支援センターでの適切な役割分担による緊密な連携により、地域における中堅企業支援体制を維持していかうとする考えから、地域支援センターにおいては、「地域の創業や経営革新等の課題を有する中小企業者等への気軽に身近な相談窓口」としての役割へ見直し、窓口機能に特化することで、専門家派遣事業を廃止することとした。 なお、今後、専門家派遣事業への対応については、都道府県等支援センター及び地域の商工会議所、商工会における派遣事業との有機的な連携による対応を期待する。	提案の趣旨を踏まえ検討できないが、	3	平成16年度からは、都道府県經由補助金の削減方針を受け、また、3類型支援センターでの適切な役割分担による緊密な連携により、地域における中堅企業支援体制を維持していかうとする考えから、地域支援センターにおいては、「地域の創業や経営革新等の課題を有する中小企業者等への気軽に身近な相談窓口」としての役割へ見直し、窓口機能に特化することで、専門家派遣事業を廃止することとした。 なお、今後、専門家派遣事業への対応については、都道府県等支援センター及び地域の商工会議所、商工会における派遣事業との有機的な連携による対応を期待する。			

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答					
特定非営利活動法人やまなし県民政策ネットワーク	環境と産業の共生による地域再生	3040	3040010	113200	1. 遊休資源流動化 2. バイオマス利用の機会拡大 3. 都市農山村交流促進 4. 事業・予算の集中 5. 産業育成資金支援制度	1. 地域の放置森林、遊休耕地をバイオマス産業に有効活用するための資源流動化促進制度を創設する。(添付資料参照)これにより、放置森林や遊休耕地の流動化が促進され、バイオマス資源として有効に活用される。 2. 公有林の管理をNPO、株式会社等民間に委託し、そこで得られる木質バイオマス資源をバイオマス事業に活用することによって、公有林の整備管理が促進される。 3. 不動産開発等で取得した農地が塩漬けしているケースが見られるが、バイオマス利用や都市農山村交流等地域活性化目的に使用する際には、その転用申請の際の規制を緩和する。これによって、塩漬け農地の流動化を促進させる。 4. 塩漬け農地や長期放置農地等、荒廃が地端に進んでしまった農地等に関して、農地の存在する市町村の農地取得の緩和、これによって農地の流動化を促進させる。 5. 発電事業の実施における届け出や能力規制等の規制緩和、これにより地域資源に適した規模における発電事業が実施される。 6. 地域木材の利用を促進させるための木造建築物の規制緩和。 7. 都市農山村交流活動を促進するための、交流の拠点を確保する。そのために、地域で遊休している公共施設を目的に使用できるように規制を緩和する。またこの時、この施設が償却期間中でも、補助金を返還しなくてもこれを実施できるようにする。また、民間の空き室もこれに活用できるように、空き室バンク制度を地方公共団体に設置し、その流動化を促進させる。これにより交流の拠点が、新たに大きな予算をかけずに設置ができる。 8. NPOや民間企業が市民農園主体として経営できるように規制緩和する。これにより遊休耕地が有効活用される。 9. 都市農山村交流事業を行う際の旅行業法の規制緩和、具体的には、農家の宿泊認可、有償での人の輸送認可、これにより都市農山村交流事業の活性化を図る。 10. 間伐等の森林整備補助金を間伐作業以外の材の収集輸送に柔軟に活用できるように補助金の利便性を向上する。 11. 現在実施されている緊急雇用対策事業「緑の雇用、制度における労働をバイオマス産業分野へ一部集中させることにより、バイオマス資源の調達におけるコストを低減される。 12. RPS法における最低電力買い取り電力の低減措置をとることにより、バイオマス小規模発電産業の成長が促進される。 13. 地域でバイオマス産業クラスターを育成する環境として、産官学民混合の専門機関を設置することにより、	地域にはバイオマス資源が山林、農地等豊富にあるが、それが流動化されていないという課題がある。すなわち、耕作管理や山林管理を放棄したままとなっている状況にある。これらは地域の後継者が活用すればよいのだが、農山村部の高齢化や、また地主の不在、不動産開発等開発行為の峻厳等によって、地域ではもはや活用していくことが難しくなっているのが現状である。そこで、その流動化促進制度を創設し、放置森林や遊休耕地の流動化を促し、これを積極的に活用したいNPOや民間会社を地域外からも広く公募しながら、活用していく仕組みが必要なのである。そのための流動化制度であり、遊休耕地の市町村の取得については公共目的使用において農地の取得が農地法第3条の許可なく取得できるが、市町村の場合はこれが必要となる。このあたりの規制緩和も必要である。またこの流動化を進めるのと同時に、薄広(分布するバイオマス資源を産業として成立できるコストで収集輸送して行く仕組み)が必要となる。これを森林整備補助金の柔軟な運用や緊急雇用対策事業として行われている緑の雇用の労働力バイオマス産業に集中させる等を行うことにより、そのコスト低減をはかる仕組みをつくる。例えば、現在、間伐を積極的に進める目的で森林整備補助金が活用されているが、多(間伐作業のみがその対象となるため、伐採された材の多く、約87%(山梨県実績)は山林に放置されたままという状況である。そこでこの補助金の運用において、収集輸送の運用に関しては柔軟に対応できるように緩和することが必要となる。それによって、材の有効利用、バイオマスへの有効利用につながる。またこの事業のサービスの出口としての電力や熱の買い取りの仕組みを準備することも必要となる。これに關してまず最低限、構造改革特区の電気事業法における特例措置を活用して電気事業の緩和要件を最大限活用することはいまでもよいのだが、しかし、それだけでは発電された電気やまた熱等から得られる収入源だけでは、経営が難しい点があらえる。これに關しては、RPS法において電力会社の買い取り価格や基準が、柔軟に運用されるように緩和されることが必要である。また、このバイオマス地域産業を運動的、さらに社会的に育成していく手段として都市農山村交流事業の活用があげられる。すなわち、森林ボランティアや環境ボランティア等の活用である。しかし、これを行うにあたってネックとなるのが、その交流の拠点の確保である。新たに交流拠点をすることも考えられるが、	5. 電気事業法第2条 電気事業法第3条 電気事業法第4条 電気事業法第5条	12. ー	5. 特定電気事業については、コジェネレーションなど中小規模の電源を需要地に近接して有し、特定の供給地点における需要に自らの発電設備、送電設備で応ずることができ事業者とのネットワークから独立した形で電気の供給が行い得ることを念頭に、平成7年の電気事業法改正によって創設された制度。	5. 3	12. 3	5. 国民生活及び国民経済上不可欠なエネルギーである電気については、低廉かつ安定的な供給を通じて需要家の利益保護を図る必要があることから、特定電気事業の許可に当たっては、他者の供給能力に依存することなく、自ら保有する電気工作物の供給能力によりその供給地点の需要に応ずることが可能であること、また、供給地点の需要に対して効率的な供給を行い得る適切性を有していること等、一定の基準を満たすことが必要である。このため、特定電気事業により電気の供給を受ける需要家の利益保護を図る観点からは、こうした一定の基準を緩和することは困難であることから、一般電気事業者の送電設備を利用することを前提とした特定電気事業の許可を行うことはできない。	5. 3	12. 3	12. RPS法は、経済産業大臣が、予め達成すべき目標を設定し、市場での新エネルギー等電気相当量取引を通じて、最適なコストによる新エネルギー等電気の導入を促進することを目的とした法律。	5. 3	12. 3	5. 国民生活及び国民経済上不可欠なエネルギーである電気については、低廉かつ安定的な供給を通じて需要家の利益保護を図る必要があることから、特定電気事業の許可に当たっては、他者の供給能力に依存することなく、自ら保有する電気工作物の供給能力によりその供給地点の需要に応ずることが可能であること、また、供給地点の需要に対して効率的な供給を行い得る適切性を有していること等、一定の基準を満たすことが必要である。このため、特定電気事業により電気の供給を受ける需要家の利益保護を図る観点からは、こうした一定の基準を緩和することは困難であることから、一般電気事業者の送電設備を利用することを前提とした特定電気事業の許可を行うことはできない。	5. 3	12. 3	5. 国民生活及び国民経済上不可欠なエネルギーである電気については、低廉かつ安定的な供給を通じて需要家の利益保護を図る必要があることから、特定電気事業の許可に当たっては、他者の供給能力に依存することなく、自ら保有する電気工作物の供給能力によりその供給地点の需要に応ずることが可能であること、また、供給地点の需要に対して効率的な供給を行い得る適切性を有していること等、一定の基準を満たすことが必要である。このため、特定電気事業により電気の供給を受ける需要家の利益保護を図る観点からは、こうした一定の基準を緩和することは困難であることから、一般電気事業者の送電設備を利用することを前提とした特定電気事業の許可を行うことはできない。
特定非営利活動法人えがおつなげ	環境と産業の共生による地域再生	3041	3041010	113210	1. 遊休資源流動化 2. バイオマス利用の機会拡大 3. 都市農山村交流促進 4. 事業・予算の集中 5. 産業育成資金支援制度	1. 地域の放置森林、遊休耕地をバイオマス産業に有効活用するための資源流動化促進制度を創設する。(添付資料参照)これにより、放置森林や遊休耕地の流動化が促進され、バイオマス資源として有効に活用される。 2. 公有林の管理をNPO、株式会社等民間に委託し、そこで得られる木質バイオマス資源をバイオマス事業に活用することによって、公有林の整備管理が促進される。 3. 不動産開発等で取得した農地が塩漬けしているケースが見られるが、バイオマス利用や都市農山村交流等地域活性化目的に使用する際には、その転用申請の際の規制を緩和する。これによって、塩漬け農地の流動化を促進させる。 4. 塩漬け農地や長期放置農地等、荒廃が地端に進んでしまった農地等に関して、農地の存在する市町村の農地取得の緩和、これによって農地の流動化を促進させる。 5. 発電事業の実施における届け出や能力規制等の規制緩和、これにより地域資源に適した規模における発電事業が実施される。 6. 地域木材の利用を促進させるための木造建築物の規制緩和。 7. 都市農山村交流活動を促進するための、交流の拠点を確保する。そのために、地域で遊休している公共施設を目的に使用できるように規制を緩和する。またこの時、この施設が償却期間中でも、補助金を返還しなくてもこれを実施できるようにする。また、民間の空き室もこれに活用できるように、空き室バンク制度を地方公共団体に設置し、その流動化を促進させる。これにより交流の拠点が、新たに大きな予算をかけずに設置ができる。 8. NPOや民間企業が市民農園主体として経営できるように規制緩和する。これにより遊休耕地が有効活用される。 9. 都市農山村交流事業を行う際の旅行業法の規制緩和、具体的には、農家の宿泊認可、有償での人の輸送認可、これにより都市農山村交流事業の活性化を図る。 10. 間伐等の森林整備補助金を間伐作業以外の材の収集輸送に柔軟に活用できるように補助金の利便性を向上する。 11. 現在実施されている緊急雇用対策事業「緑の雇用、制度における労働をバイオマス産業分野へ一部集中させることにより、バイオマス資源の調達におけるコストを低減される。 12. RPS法における最低電力買い取り電力の低減措置をとることにより、バイオマス小規模発電産業の成長が促進される。 13. 地域でバイオマス産業クラスターを育成する環境として、産官学民混合の専門機関を設置することにより、	地域にはバイオマス資源が山林、農地等豊富にあるが、それが流動化されていないという課題がある。すなわち、耕作管理や山林管理を放棄したままとなっている状況にある。これらは地域の後継者が活用すればよいのだが、農山村部の高齢化や、また地主の不在、不動産開発等開発行為の峻厳等によって、地域ではもはや活用していくことが難しくなっているのが現状である。そこで、その流動化促進制度を創設し、放置森林や遊休耕地の流動化を促し、これを積極的に活用したいNPOや民間会社を地域外からも広く公募しながら、活用していく仕組みが必要なのである。そのための流動化制度であり、遊休耕地の市町村の取得については公共目的使用において農地の取得が農地法第3条の許可なく取得できるが、市町村の場合はこれが必要となる。このあたりの規制緩和も必要である。またこの流動化を進めるのと同時に、薄広(分布するバイオマス資源を産業として成立できるコストで収集輸送して行く仕組み)が必要となる。これを森林整備補助金の柔軟な運用や緊急雇用対策事業として行われている緑の雇用の労働力バイオマス産業に集中させる等を行うことにより、そのコスト低減をはかる仕組みをつくる。例えば、現在、間伐を積極的に進める目的で森林整備補助金が活用されているが、多(間伐作業のみがその対象となるため、伐採された材の多く、約87%(山梨県実績)は山林に放置されたままという状況である。そこでこの補助金の運用において、収集輸送の運用に関しては柔軟に対応できるように緩和することが必要となる。それによって、材の有効利用、バイオマスへの有効利用につながる。またこの事業のサービスの出口としての電力や熱の買い取りの仕組みを準備することも必要となる。これに關してまず最低限、構造改革特区の電気事業法における特例措置を活用して電気事業の緩和要件を最大限活用することはいまでもよいのだが、しかし、それだけでは発電された電気やまた熱等から得られる収入源だけでは、経営が難しい点があらえる。これに關しては、RPS法において電力会社の買い取り価格や基準が、柔軟に運用されるように緩和されることが必要である。また、このバイオマス地域産業を運動的、さらに社会的に育成していく手段として都市農山村交流事業の活用があげられる。すなわち、森林ボランティアや環境ボランティア等の活用である。しかし、これを行うにあたってネックとなるのが、その交流の拠点の確保である。新たに交流拠点をすることも考えられるが、	5. 電気事業法第2条 電気事業法第3条 電気事業法第4条 電気事業法第5条	12. ー	5. 特定電気事業については、コジェネレーションなど中小規模の電源を需要地に近接して有し、特定の供給地点における需要に自らの発電設備、送電設備で応ずることができ事業者とのネットワークから独立した形で電気の供給が行い得ることを念頭に、平成7年の電気事業法改正によって創設された制度。	5. 3	12. 3	5. 国民生活及び国民経済上不可欠なエネルギーである電気については、低廉かつ安定的な供給を通じて需要家の利益保護を図る必要があることから、特定電気事業の許可に当たっては、他者の供給能力に依存することなく、自ら保有する電気工作物の供給能力によりその供給地点の需要に応ずることが可能であること、また、供給地点の需要に対して効率的な供給を行い得る適切性を有していること等、一定の基準を満たすことが必要である。このため、特定電気事業により電気の供給を受ける需要家の利益保護を図る観点からは、こうした一定の基準を緩和することは困難であることから、一般電気事業者の送電設備を利用することを前提とした特定電気事業の許可を行うことはできない。	5. 3	12. 3	12. RPS法は、経済産業大臣が、予め達成すべき目標を設定し、市場での新エネルギー等電気相当量取引を通じて、最適なコストによる新エネルギー等電気の導入を促進することを目的とした法律。	5. 3	12. 3	5. 国民生活及び国民経済上不可欠なエネルギーである電気については、低廉かつ安定的な供給を通じて需要家の利益保護を図る必要があることから、特定電気事業の許可に当たっては、他者の供給能力に依存することなく、自ら保有する電気工作物の供給能力によりその供給地点の需要に応ずることが可能であること、また、供給地点の需要に対して効率的な供給を行い得る適切性を有していること等、一定の基準を満たすことが必要である。このため、特定電気事業により電気の供給を受ける需要家の利益保護を図る観点からは、こうした一定の基準を緩和することは困難であることから、一般電気事業者の送電設備を利用することを前提とした特定電気事業の許可を行うことはできない。			
AMO研究会	200ha標準モデルによる当別21プラン	3042	3042010	113220	既存農業者と異業種である建設業者とで共同経営をすすめる場合の適切な支援策	既存農業者の問題解決と新経営体の経営の自立継続に向けた適切な支援策を集中的に実行する。	・既存農業者の経営再編 ・既存債務等の処理 ・新しい経営モデルの収支確立(効果)民間単独ではできない既存農業者の阻害原因の除去と新経営体へも支援による自立と継続が可能になる。	・補助金等の統合及び採択基準、対象、利用条件等の改善、新しい支援策の創設			6		提案事項の内容は当省の所掌範囲外であるため、									

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
草加市	古さと新しさが調和する賑わいと潤いのある「今様・草加宿」	1130	1130030	113230	中小小売商業高度化事業構想の認定対象者の追加及び対象事業の拡大	中心市街地活性化法第18条では、TMOになり得る組織として、商工会議所、商工会、第三セクター特定会社、第三セクター公益法人の4者が挙げられている。この該当組織に、地縁住民自治組織、商店街組織といった既存の地域組織が含まれるよう同法の変更又は緩和すること。 取り扱う活性化の項目を商業に限定せず、中心市街地に求められる都市機能(福祉、住宅、文化等)もその対象事業として追加すること。	現在、住民主体によるまちづくり活動を促進させるための「パートナーシップによるまちづくり事業」を進めているが、まちづくりに関する内容を最終的に決定するのは、行政である。現在参加型まちづくりといった名称により「住民参加」が標榜されているが、参加型まちづくりは決定までの「仕組み」の中には十分に取入れられていないのが現状であるといわざるを得ない。住民参加、住民による決定した内容によってまちづくりを進めていくためには、それだけの権限、自治権を住民側に付与し、本当の重み・責任を持たせなければ、本質的なパートナーシップとはなり得ないし、まちづくりは進められない。 当該事業では、住民主体によるまちづくり活動を進めながら、その地域の問題・課題の整理、それを受けて地域の将来像の検討、そして、その将来像を実現させるための計画づくりを行っている。しかし、できあがった計画は、現状では地域内での合意、紳士協定的なものでしかなく、何らかの権限や規制、拘束力を持ち合わせていない。そこで、住民の作成した計画、住民の意思をより確実に実現するために、今回の中心市街地活性化法の運用が必要である。	平成12年度現在、活性化基本計画を策定している市町村は204存在するが、その反面、市町村がTMO構想を認定した団体は35団体のとどまっている。これは、各自治体がTMO構想については、市民参加によりじっくりと取り組んで行きたいといった意向が強いと考えられる。しかし、既存のまちづくり制度には新しい試みであるTMOにはいくつかの改善すべき課題が内在していると考えられる。まず第1に、まちづくり組織が成熟していない都市において、無理にTMOを設立し、補助金の受け皿機能的に利用している事例が見受けられる。周到な準備抜きにして本来の機能を十分に発揮するTMOの設立は困難であると考えられる。さらに、TMOのモデルといわれるアメリカのBIDでは、専任スタッフを配置している。それらは、地元市民組織などの指導者だったものやショッピング・センターの経営者や大企業の営業担当者からの転身組が多く、そのための専門のノウハウを持ち、経営能力が高いのが特徴といえる。アメリカとは異なり、地縁住民自治組織、商店街組織がある日本においては、こうした地域組織をNPO等との連携のもとに積極的に活かすことが重要である。次に、TMOは、中心市街地活性化法上では「中小小売商業高度化事業構想の認定構想推進事業者」として位置づけられている。ここでのTMOは商業機能の活性化に特化してしまっている。本来あるべきTMOとしてのまちづくり会社になるためには、商業機能だけではなく、福祉・居住・文化など総合的なまちづくりの視点が必要とされるが、法律ではそのあたりにふれられていない。また、全国一律に定められているため、より地域の実情に合わせた形での対応が難しくなっている。このような現状を反映し、中心市街地に求められる都市機能をふまえたTMOの位置づけ、再構築が必要である。以上のように地域組織の活用、総合的なまちづくりの視点に立った活性化を実現するためには、右記の法令の改正、緩和が必要であると考えます。	中小商業活性化事業費補助金交付要綱	現在、TMOとなれる者は商工会、商工会議所、特定会社又は公益法人	2	TMOの主体としてNPOを加える方向で検討。	実施内容及び実施時期を明確にされたい。	2	平成16年度中に、関係機関の了解が得られることを前提として、TMOの主体としてNPOを加える政令改正を行う。		
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163040	113240	バイオマスプラスチック原料等の生産プラント建設等に対する支援	バイオマスプラスチック原料やバイオエタノールの生産プラント建設等に対し支援(補助、政策金融等)を行う。	本支援措置により、バイオマスプラスチック原料等を生産する企業がプラント建設等を進める。	高度なバイオ技術を駆使する分野で企業がプラント建設等を行うには多大な経費を要し、本支援措置により、グリーンバイオの核となるプラントの建設等を進めることができる。	平成15年10月から、環境省においてバイオエタノールを低濃度混合したガソリン等を自動車用の燃料として利用するための混合設備、貯蔵設備等の整備を行う事業者等に対し、事業費の一部を補助している。	6	環境省の施策である。						

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府省からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163050	113250	バイオマスプラスチックの原料となるプルラン等の詳細な物性に係る調査・研究や機能向上に係る研究開発、他の自然素材(木粉、竹繊維、ケナフ繊維等)を活かした製品開発、バイオマスプラスチック原料の効率的な高度生産技術開発に係る研究などに対し支援(補助、政策金融等)するとともに、こうした研究開発等には高度なバイオ技術等を駆使する故に高額な経費を要することから、地域新生コンソーシアム事業の補助金限度額の引き上げなど、補助金等の要件の改善を行う。	本支援措置により、「岡山グリーンバイオ研究会」や国の研究機関等が連携・協力を図りながら、プルラン等の詳細な物性に係る調査・研究や機能向上に係る研究開発、他の自然素材を活かした製品開発、バイオマスプラスチック原料の効率的な高度生産技術開発に係る研究などを積極的に推進する。	高度なバイオ技術等を駆使するグリーンバイオの分野での研究開発には、多額の経費と知見等を必要とし、本支援措置により、各種研究開発を積極的に推進することができる。	「バイオプロセス実用化開発プロジェクト公募要領」 「平成15年度地域新生コンソーシアム研究開発事業公募要領」 「平成15年度地域新規産業創造技術開発費補助金公募要領」	「バイオプロセス実用化開発プロジェクト」 製造プロセスの省エネルギー化、新規高付加価値製品の製造等を可能とするバイオプロセスを製造工程に導入するための実用化開発を行う企業を補助する(課題設定型提案公募事業)。実施期間は平成16年度から平成18年度。 「地域新生コンソーシアム研究開発事業」 地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、大学等の技術シーズや知見を活用した産学官の強固な共同研究体制(地域新生コンソーシアム)の下で、実用化に向けた高度な研究開発を実施(提案公募による事業実施) 委託費 【一般枠】1億円程度以内/件×2年以内 【中小企業枠】3000万円程度以内/件×2年以内	5 3		バイオマスプラスチックの実用化開発を含めた企業のバイオプロセス実用化開発を補助する事業をNEDOが16年度から実施すると承知している。ただし、当該事業における補助対象の具体的な選定については、独立行政法人たるNEDOが判断することであり、当省は回答する立場にない。  地域新生コンソーシアムに関する事業限度額については、厳しい財政制約の中で、政策効果を最大化する観点から設定しているものであり、限度額の引き上げは新たな財政措置を伴うことから、不可能。	要望の趣旨を踏まえ検討されたい。	5 3		バイオマスプラスチックの実用化開発を含めた企業のバイオプロセス実用化開発を補助する事業をNEDOが16年度から実施すると承知している。ただし、当該事業における補助対象の具体的な選定については、独立行政法人たるNEDOが判断することであり、当省は回答する立場にない。  地域新生コンソーシアム研究開発事業に関しては、仮に、現在の予算規模のまま、一件あたりの限度額を引き上げすることは、結果として採択案件が減少することとなる。このことは、結果として採択案件が増加し、各地域毎の技術開発の機会の減少が懸念されることから、限度額の引き上げは不可能。	
大阪商工会議所	医療機器・研究開発支援機器の開発促進コンソーシアム	3067	3067010	113260	医療機器・研究開発支援機器開発補助制度の一元化と適用枠の設定	各省の医療機器・研究開発支援機器開発補助制度を一元化することで、補助金を求める企業が申請しやすい環境を整備するよう窓口も一本化する。その上で、大阪商工会議所が運営する医療機器・研究開発支援機器開発促進コンソーシアムからたちあがった共同プロジェクトに対して、補助金枠を設定、あるいは少なくとも優先審査制度の設定を提案する。これにより、重要な案件開発が確実に助成を受け、3年をめどに見極めを行うことが妥当と考える。	大阪商工会議所では、医療機器・研究開発支援機器開発を促進する「次世代医療システム産業化フォーラム」を実施。医療機関のニーズ、研究者のシーズが提示され、その製品化にむけて共同開発が進められる。すでに22の研究機関や大学、114社の企業が参加しており、18もの具体的な共同開発プロジェクトが立ち上がり、確実に機器開発が促進されるプラットフォームとして有効に機能している。これにより在阪企業の潜在する技術力を生かして医療機器・研究開発支援機器産業の活性化を図ることができ、新たなビジネスチャンス創出が実現する。	各省の機器開発補助金制度の最新情報を得ることは、補助金を求める企業や産学連携コンソーシアムといった申請主体にとって煩雑な作業を伴い、結果的に申請時期を逃してしまうなど不便が多い。各省の制度を一元化して一括して情報を得ることはできれば、最速の制度に申請を行うことが可能となり、申請主体にとって利便性が高まる。また、大商の「次世代医療システム産業化フォーラム」のように、有用な案件で望ましい共同開発チームが組まれている重要な案件は、補助対象として優先順位の高いものであるが、これまでの補助金制度では、一律の審査しか実施されていないため、適用枠の設定により、助成すべき案件に補助金を与えることが必要であると考える。		国民の生活の質の向上に資する、「国民の健康寿命延伸に資する医療機器等の実用化開発」を実施中。(H16年度政府予算案2.2億円)。(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構により、公募・採択されている。	8		この補助金制度については、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構が実施しており、窓口も一元化されている。  「国民の健康寿命延伸に資する医療機器等の実用化開発」事業については、いかなる事業を採択するかについては独立行政法人たる新エネルギー・産業技術総合開発機構が行うことであり、当省は回答する立場にない。				
江別市	ITを活用した地域経済の再生	1020	1020010	113270	各種施策の集中および連携とその利便性の向上による支援措置  経済産業省 ・新事業創出基盤施設整備費補助金(補助率1/2)  その他事業に関連する各種施策の連携と集中および補助裏にかかる地財措置として高率(70%以上)な交付税の充当を実現することでその利便性の向上を提案する。	1.江別ブランド事業(詳細別紙) 平成15年度より実施している本事業について次のおよびの機能を追加し、添付資料の効果を最大限発揮させる。 ・江別ブランド事業システムの機能拡張 ・ナビゲーションシステムの機能拡張 ・データの充実 ・アンケート調査の実施 ・e-コマース機能の追加 ・物流システム機能の追加 ・江別ブランドアンテナショップの設置 ・歴史建造物の活用 ・物流機能の追加 ・江別ブランドの陳列、販売 ・江別ブランドの紹介 ・江別ブランド事業の広報 ・江別ブランド認定のアンケート窓口 ・江別ブランド認定以前の商品の紹介 2.江別ブランド事業センターの設置(詳細別紙) 経済の活性化にITを積極的に活用していくため、市民および市内の企業のデジタルデバイドを抑制し、さらにシステムの維持運用コストの削減という効果を考え次の事業を実施する。 ・データセンター ・インキュベーション施設 ・IT教育用施設(江別ブランド事業システム利用者、江別ブランド活用生産者、製造者) ・サテライトオフィス	現状の制度での問題点  1.本事業の推進に当たって様々な補助事業の活用が考えられるが、それぞれの補助事業が省庁別、事業別に細かく区別されているため本事業のように1ヶ所で集中的に実施することで最大限の効果を狙った事業では、それぞれが分散された事業となってしまう。期待した効果が発揮しにくい。  2.江別市は、通常の補助事業を活用した場合、特別な財政措置がなく市の単独負担額が大きい。厳しい財政状況については他の自治体と大差なく、本事業の推進にあたっては、補助金裏負担に係る手厚い財政措置が必要である。	新事業支援施設整備費補助金交付要綱	地域における新事業の創出を通じた地域経済の活性化のために、技術シーズやアイデアを迅速に事業化することを支援し、将来の地域経済の牽引役である中小・ベンチャー企業を効果的・効率的に育成する新事業支援施設等を整備する地方公共団体等に対し、国が補助金を交付する。	5		提案における当省の施策の具体的な位置付けと関係省庁の施策との関係が明確になった段階で、当省の施策の範囲内で、関係省庁の関係施策との連携を図る方向を検討する。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	5		提案における当省の施策の具体的な位置付けと関係省庁の施策との関係が明確になった段階で、当省の施策の範囲内で、関係省庁の関係施策との連携を図る方向を検討する。	
八尾町	「日本の駅」越中八尾スロウタウン構想	1324	1324010	113280	越中八尾駅前周辺整備事業を総合的、一体的に行うため、県・町・民間等の連携する事業について町など一括採択を受けて実施することができる補助金制度の創設(日本の駅・八尾の採択)	八尾町中心市街地活性化基本計画において重点地域に位置付けた福島地区のJR越中八尾駅前周辺整備事業を総合的、一体的に実施するため、県・町・民間等の連携する事業について「日本の駅」という理念の基に町などが一括採択を受けて実施することができる補助金制度を創設していただくこととする。	八尾町が進める駅舎の建設(再生)に合わせて実施の要望が強い県道の狭隘部分を拡幅改良や商工会、商店街が進める100万の交流都市を実現する商業機能の再生、コミュニティ機能、情報発信機能を強化する施設の整備事業等の実施においては日本の貴重な歴史的な空間を再整備するという共通の理念の基で実施する必要があることから、一括採択による各種施策の集中と連携が必要である。		各省庁各担当部局においてそれぞれの所管する業務の別から、補助金等の支援制度も別々に措置。一方、中心市街地活性化推進室及び中心市街地活性化連絡協議会を設置し、関係府省庁間の連携の強化を図っている。	3		各省庁各担当部局においてそれぞれの所管する業務の別から、統一的な補助金を一課において予算措置、執行を行うことは困難。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各府省の間で連携して予算執行する等工夫が出来ないか検討されたい。	3		各省庁各担当部局においてそれぞれの所管する業務の別から、統一的な補助金を一課において予算措置、執行を行うことは困難。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府県からの回答
富岡町	地域の再生計画(「小さな町をつくってしまおう」)	1152	1152010	113290	22に同じ	中央での生活者について地方への環境享受を促し、同時に地方の地域活性化と住環境としての見直しを図る。	地方の再生を図ることによる安定した生活国土の編成	22から24に同じ		電源三法交付金は、発電用施設の設置及び運転の円滑化を目的として、電源地域の地方公共団体が実施する各種事業の費用に充てるため交付されるものである。2003年10月には、複数あった交付金を統合して、交付手続きの簡素化を図るとともに、交付対象事業を大幅に拡充したため、地方公共団体は実施する事業を幅広く選択することが可能となっている。	5		2003年10月に創設された電源立地地域対策交付金は、従来の交付金よりも交付対象事業を大幅に拡充し、従来のように産業の振興や住民福祉だけでなく(地域を活性化するための事業を広く実施できるようになっているため、本交付金の活用により、従来の枠組みのままで特段の措置をすることなく提案内容について実現することが可能と考える。				
福岡県	青少年科学技術立県運動	2138	2138010	113300	科学技術に対する関心と理解の増進を目的とする取り組みに対する支援	・地域における科学技術振興に対する地方財政措置(地方債償還金利子の交付税への算入等) ・地域における特色ある科学技術啓発活動に対する補助金の創設 ・国等の実施する科学関連施策の集中実施	・技術者、教育者等の08人材の組織化及び活動の支援(科学技術教育に熱心な学校と外部講師(会員)のマッチングなど)を実施する。 ・県内企業等に対して施設を利用した青少年向け活動を促すとともに、インターネットや本運動の広報ツールを活用した青少年に対する情報提供を行う ・日本科学未来館で蓄積されたノウハウを積極的に導入する等、県の青少年科学館等の活動強化をはかるとともに、当該科学館と他の科学関連教育施設等との協働促進等により青少年が科学技術に触れる場の広がりをはかる ・校外活動や活動成果発表の場の提供、科学関連NPO等との相互交流の促進等を通じ、小・中・高校における科学関連活動の活性化をはかる。 ・科学教育や産業教育において、学校間交流のみならず、高校生による科学実験の発表や研究作品のデモなどを通じた小・中・高校等、縦の交流をモデル的に実施し、教育現場への情報還元等を行う。 ・過去3年間にわたって取り組んできたサイエスマンス(科学技術創造月間)事業のノウハウを活かし、年間を通じた本運動の周知徹底に資するイベントの開催や誘致等により効果的な気運醸成をすすめる。	青少年科学技術立県運動の推進のためには、国立研究施設や研究員等の活用が不可欠であるが、一定の手続きが必要であり、そのための要件は欠かさない、また同様に、地域だけの取り組みでは限界があることから、国等の主催イベントの併催や財政措置等の積極的な協力が不可欠である。	特になし	5 (補助金創設については3)	-	産業技術総合研究所において、既に年に1度、主要地域(北海道、東北、つくば、名古屋、大阪、中国、四国、九州)にある研究センターにおいて、市民に向けて一般公開(研究施設の公開、デモンストレーションの実施等)を実施し、市民への広報に努めるなど地域に役立つ研究所を目指して取り組んでいる。なお、補助金の創設は新たな財政措置を伴うものであり、不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討できないか。	5 (補助金創設については3)		産業技術総合研究所において、既に年に1度、主要地域(北海道、東北、つくば、名古屋、大阪、中国、四国、九州)にある研究センターにおいて、市民に向けて一般公開(研究施設の公開、デモンストレーションの実施等)を実施し、市民への広報に努めるなど地域に役立つ研究所を目指して取り組んでいる。なお、補助金の創設は新たな財政措置を伴うものであり、不可能。	
財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構/学校法人早稲田大学	エコユーザーの育成と参加を通じた「自律・循環」の地域づくり	3043	3043030	113310	バイオエタノール混合燃料の利用・取扱に関する課税措置の緩和(非課税化) 自動車用燃料としてすでに課税済みのガソリンにエタノールを混和するプロセスを販売店において実施した場合、法律の規定により販売店に揮発油税等が新規に課税されることとなるが、本プロジェクトが限られた地域における実証事業であること、および将来的なアルコール類混和率の向上と「エコ燃料」としての普及拡大を視野に入れたパイロット事業であることを勘案して、当該課税措置の緩和(非課税化)による支援措置を提案したい。	バイオマス由来のバイオエタノールを既存のガソリンや重油等に混入して製造する「エコ燃料」を、本県地域内において実用・実証に導入し実際に活用することにより、原料バイオマスの確保から収集・運搬、生産プロセス技術、保管・貯蔵技術、供給インフラ整備、利活用対象機器の整備、アフターケアなど、「エコ燃料」の普及を促進し社会システムに定着させていくための総合的な実証研究を実施する。 具体的には、原料確保・燃料生成・燃料輸送・販売・燃料利用機器(ボイラ等)などに関する関連事業者に、燃料消費者である一般家庭を含めた実証実験の実施と並行して、地域的な「エコ燃料」の普及促進のための組織(エコユーザーネットワーク)を設置・運営する。 *各種利用機器等の信頼性評価の実施による機器等の改良および効率的利用の技術的/ノウハウの開発を含む。 こうした取り組みを進める中で、地域住民をはじめとするエコユーザーの育成と参加をさらに促進しつつ、地域内の資源循環に資するバイオマス利用を拡大し、地球温暖化防止に寄与するカーボンニュートラルのエネルギー利用を促すとともに、参加事業者にとっての新規ビジネス機会を創出することが可能となり、新規技術のみならず、先進的な社会システムとしての新規性を創出することが期待される。	現行制度では、自動車ガソリンをはじめとする揮発油税には、製造場から出荷する際に製造者に対して揮発油税および地方道路税が課税されており、その際のアルコール混和量はガソリンに対して最大3%と規定されている。しかし、かかる課税済燃料に販売段階でさらにアルコール燃料を混和する場合には、その全量に対して改めて揮発油税等が課せられることになる。 本プロジェクトでは、自動車ガソリンへのバイオエタノールの混和量を5~20%前後まで高めた混合燃料にも対応可能な機器・装置・インフラの改良・開発と実証評価が不可欠である。このため、当該法制度(揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律)に関して、限定された地域におけるエコ燃料の製造および販売を促進するために、エタノール燃料混合に関わる課税措置の緩和(非課税化)が必要である。	総合資源エネルギー調査会燃料政策小委員会	平成15年2月より、バイオマス燃料の中期的な利用について議論を行っている。	6		揮発油税法は財務省所管であるため、税制の優遇措置は担当ではない。					
稚内市	地球環境に貢献する国際交流都市の形成	1327	1327110	113310	自由貿易地域の指定拡大	自由貿易地域の指定により、サハリン州との貿易を促進する。	サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業やインフラ整備等により稚内港を中継基地とした貨物の輸出入が増加している。フリートレードゾーンの設定によるサハリン州と我が国との人や物の自由な往来は「サハリンプロジェクト支援基地化」に大きな弾みとなるものである。当市が目指す国際交流都市の形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に繋がるものである。	ロシア連邦では、サハリン州を自由貿易地域に指定する構想をもっており、至近に位置する稚内港におけるフリートレードゾーンの設定はサハリン州と我が国との人や物の自由な往来を可能とする新たな「自由貿易圏」を形成し、地域経済の活性化、地域雇用の創出に繋がるものである。		3		国際問題であり、ある程度時間をかけて検討する必要がある。	提案の趣旨を踏まえ検討された。	3		国際問題であり、ある程度時間をかけて検討する必要がある。	
株東京リーガルマインド	「民間事業者」の範囲	3078	3078010	113320	民間委託先を株式会社等の事業法人に限定	行政サービスの民間委託先を株式会社等の普通法人に限定	行政サービスの委託先を普通法人に限定し、民間事業者による入札・プロポーザルによるコンペティションを通じて、リーズナブルな行政サービスを実施する。	民間活力による地域経済の活性化を実現させるため			3	-	行政サービスを担う事業者主体は、当該行政サービスの目的や地域ごとの事情に応じて選定されるべきものであり、その選定に当たっては、住民、行政、民間事業者の間で十分に検討がなされたものであることが望ましい。	提案の趣旨を踏まえ検討された。	3	行政サービスを担う事業者主体は、当該行政サービスの目的や地域ごとの事情に応じて選定されるべきものであり、その選定に当たっては、住民、行政、民間事業者の間で十分に検討がなされたものであることが望ましい。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府省からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省からの回答
二セコ町	公共施設住民組織による運営及び財産の委譲	1378	1378010	113330	公共施設財産の住民組織への委譲及び運営	公共施設財産の住民組織への財産及び管理運営権限の委譲の円滑化 ・地方公共団体事務の住民組織への事務委譲の円滑化	公共施設財産の住民組織への委譲及び運営の際の地方自治法第244条及び244条の2、補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律第22条の適用除外。 地方公共団体事務の住民組織への事務委譲 ・畜犬、野犬掃討、動物愛護事務 ・一般廃棄物の収集及び処理事務 ・道路の維持管理、除排雪に関する事務 ・保育所、幼稚園、学童保育に関する事務 ・産業政策の立案、事業実施に関する事務 ・公営住宅の管理運営に関する事務 ・上下水道の維持管理、運営に関する事務	補助金等により設置した公共施設財産を住民組織へ委譲し、より柔軟かつ効率的な運営を図りたいが、このような財産委譲をする場合、補助金返還等を行わなければならない。現実には、財政負担が厳しかったため、円滑に進まない状況にある。また、公共団体事務の一部に、住民組織へ移譲した方がより、効率的な運用が図られるものがあるが、個々の法律の制限があるため、事務委譲できない状況にある。これら事務の委譲を一括で行うことにより、更なる住民自治が図られ地域再生につながるものと期待される。	(公共施設財産の住民組織への財産及び管理運営権限の委譲の円滑化) ・地方自治法第244条及び244条の2 ・補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律第22条	2(公共施設財産の住民組織への財産及び管理運営権限の委譲の円滑化)	(公共施設財産の住民組織への財産及び管理運営権限の委譲の円滑化)	・当該施設の用途が維持されること(当省が転用を承認した場合を除く)、管理体制が相当程度効率化され、かつ、適切な管理体制が確保されていること、譲渡を受けた者が処分制限を承継すること、無断処分等の不適切な事態が生じた場合の責任関係が明らかになっていること、売却益が発生した場合は一定割合を国庫に納付すること、等の要件を満たす場合には、財産委譲の承認を行える蓋然性が高い。	何が新たに認められ、その時期はいつなのかを明確にされたい。	2(公共施設財産の住民組織への財産及び管理運営権限の委譲の円滑化)	(公共施設財産の住民組織への財産及び管理運営権限の委譲の円滑化)	御提案があった補助金適正化法上の処分制限財産の処分申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、当該施設の用途が維持されること(当省が転用を承認した場合を除く)、管理体制が相当程度効率化され、かつ、適切な管理体制が確保されていること、譲渡を受けた者が処分制限を承継すること、無断処分等の不適切な事態が生じた場合の責任関係が明らかになっていること、売却益が発生した場合は一定割合を国庫に納付すること、等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成する。	
足寄町 とかちベレット生産組合	木質バイオマス燃焼機器製造構想	1017	1017020	113340	関税率の引き下げ	海外製品への関税率の引き下げ	ベレットストーブの部品類を輸入し、廃校学校体育館で組立を行う。	ベレットストーブの普及を図るために、海外製品の価格の低減が重要課題である。	関税率率法	具体的な税率が関税率率法に記載されている	6	木質ベレットはHSコード44.01(木のくず)に該当し、所轄省は農水省(林野庁)であるため。	提案の内容は、ストーブの部品の輸入に関するものであり、再度回答されたい。	3			国際問題及び通商問題でもあり、ある程度時間をかけて検討する必要がある。
天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	1075	1075020	113350	「石油特区」に定める補助金対象要件への追加支援及び省内閣連補助事業要件への追加	中小水力発電の設置に対する補助については、既に「電源開発促進対策特別会計」で補助の対象になっているため「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」での補助金等の対象とはしないという関係省庁の見解が一般的であるが、中小水力発電は、電源開発を目的とする大規模水力発電事業とは異なるものであると考えられる。中小水力発電の設置に対する補助金をいわゆる「石油特区」での補助対象要件に追加し、環境省「環境と経済の好循環のまちモデル事業」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業」等補助事業実施要項にも「中小水力発電」の設置に対する補助金を追加・反映し、ダムのない中小水力発電導入促進に支援をお願いしたい。	ダムのない中小水力発電導入促進事業：ブナの森からの湧水による小型水力発電所の建設は、ブナの森がダムであり、ダム建設の必要がない理想的な水力発電システムとして、環境保全と地域資源の活用両面からシンボリックな施策となる。また、その水はバイナリー発電の冷却水としてさらに活用し、温水となった時点で園芸温室等にも利用することで、山間地域の農業振興に資するものとなり、本事業は極めてモデル性の高い事業である。中小水力発電の設置に対する補助金をいわゆる「石油特区」での補助対象要件に追加していただき、環境省「環境と経済の好循環のまちモデル事業」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業」等補助事業実施要項に「中小水力発電」の設置に対する補助金を追加していただき、導入促進のために支援をお願いしたい。	電源開発を主目的とした大規模水力発電事業と異なり、ダムを伴わない中小水力発電事業は、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のためにとられる施策として、いわゆる「石油特区」の趣旨に合致した石油代替エネルギーとして十分に要件に該当するものであるため、「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法施行令」第1条に定めるエネルギーに「中小水力」を対象要件に追加していただき、環境省「環境と経済の好循環のまちモデル事業」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業」等補助事業実施要項に「中小水力発電」の設置に対する補助金を追加していただき、導入促進のために支援をお願いしたい。	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法施行令第1条、電源開発促進対策特別会計法施行令第1条第3項第1号、中小水力発電開発費補助金交付要綱第3条	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計においては石油等の安定供給や新エネルギー・省エネルギー対策等を、電源開発促進対策特別会計においては、長期間にわたり安定的な電力供給源であり、かつ、二酸化炭素の排出量の低減にも資する原子力、水力、地熱発電施設等の設置の円滑化、利用の促進を図るための施策等を、それぞれ歳出対象としており、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計において、中小水力発電の設置について補助対象とすることはできない。ただし、電源開発促進対策特別会計の中小水力発電開発費補助金は、中小水力発電の設置について補助対象としており、具体的には、中小水力発電開発費補助金交付要綱において、中小水力発電施設を構成する設備(取水設備、導水路等)の設置や改造に係る費用を補助対象としており、現時点においてダムのない中小水力発電設備の導入促進のための支援は可能である。	5	電源開発促進対策特別会計法施行令第1条第3項第1号、及び、中小水力発電開発費補助金交付要綱第3条に基づき、中小水力発電開発費補助金により中小水力発電設置に対する補助事業を実施しており、最大で30%の補助率となっている。また、新技術を利用した導入事業については50%の補助率となっている。本事業により、ダムのない中小水力発電設備の導入促進のための支援は可能である。また、これに関連して、中小水力発電促進指導事業基礎調査委託費(未開発地点調査等)、中小水力発電促進指導事業費補助金(技術指導等)も併せて実施している。なお、補助率の引き上げは新たな財政措置を伴うこととなり、不可能。	要望内容は実現できるのか、確認されたい。また、補助対象の追加については、提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	5(補助率引上げや補助対象の追加は3)		電源開発促進対策特別会計法施行令第1条第3項第1号、及び、中小水力発電開発費補助金交付要綱第3条に基づき、中小水力発電開発費補助金により中小水力発電設置に対する補助事業を実施しており、最大で30%の補助率となっている。また、新技術を利用した導入事業については50%の補助率となっている。本事業により、ダムのない中小水力発電設備の導入促進のための支援は可能である。また、これに関連して、中小水力発電促進指導事業基礎調査委託費(未開発地点調査等)、中小水力発電促進指導事業費補助金(技術指導等)も併せて実施している。なお、補助率の引き上げ及び補助対象の追加は新たな財政措置を伴うこととなり、不可能。	
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277150	113360	業務核都市における中核的民間施設に適用される無利子融資(NTT-Cタイプ)の対象に係る第三セクター要件の撤廃	業務核都市の育成・整備を図るためには、一般民間企業による業務集積地区への立地が不可欠であることから、一定要件を満たす第三セクターのみが対象となっている無利子融資(NTT-Cタイプ)について、一般の民間企業にも適用を認める。	施策のPRに努め、業務集積地区における未利用地に、商業・教育・福祉医療等多様な都市機能や民間企業による中核的民間施設の立地を促進する。	業務核都市の育成・整備を図るためには、一般民間企業による業務集積地区への立地が不可欠であることから、一定要件を満たす第三セクターのみが対象となっている無利子融資(NTT-Cタイプ)について、一般の民間企業にも適用を認める必要がある。	日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法/第3条第1項 日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令/第1条の2第6項/法第3条第一項に規定する政令で定める事業	国は、当分の間、国民経済の基礎の充実に資する施設の整備を民間事業者の能力を活用して促進することを目的とする法律に基づき当該施設を整備する事業その他の政令で定める事業のうち、地方公共団体の出資又は提出に係る法人が行う事業でこれらの事業により整備される施設がその周辺の相当程度広範囲の地域に対して適切な経済的効果を及ぼすと認められるものに係る資金について、日本政策投資銀行及び沖縄復興開発金融公庫が行う無利子の貸付けに要する資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行等に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。	3		「地域再生構想の提案募集について」(内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日)において、「第1(2) 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため、無利子融資(NTT-Cタイプ)の対象事業者が地方公共団体の出資又は提出に係る法人(いわゆる第3セクター)に限られている理由は、国民共有の資産であるNTT株式売却収入を活用して国民共有の社会資本の整備促進を図るという本制度の基本的枠組に照らして、公共性の高い事業主体を対象とすべきであるとの考え方によるものである。このため、純民間事業者に対して無利子融資(NTT-C)を認めることは、新たな無利子融資制度(=新たな財政措置)を創設することになり、対応できない。しかしながら、無利子融資(NTT-Cタイプ)に準ずるものとして、公益性の高い事業を行っている民間事業者等に対し、日本政策投資銀行等においてNTT株式売却収入を活用した低利融資(NTT-C)を行っており、一般の融資よりも有利な融資制度を整備していることから、これを活用されたい。(注)PFI事業については、純民間事業者であっても、無利子融資を受けることが可能。(平成18年3月末までの措置)				
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277160	113370	業務核都市基本構想変更手続きの簡素化	中核的民間施設の追加等、基本構想の部分的な変更については、予備調査を廃止するなど現行の変更手続きの簡素化と、調整期間の短縮化を図る。	民間事業者の立地動向に即応し、優遇措置の簡素化が可能となるよう、タイムリーな基本構想変更を図る。	民間事業者の立地スケジュールに柔軟に対応できるよう、中核的民間施設の追加等、基本構想の部分的な変更については、予備調査を廃止するなど現行の変更手続きの簡素化と、調整期間の短縮化を図る必要がある。	「業務核都市基本構想の作成等について」(平成元年4月27日)国土庁、通商産業省、運輸省、建設省、自治省(業務核都市制度主管課長会議説明資料)	基本構想の承認申請を行おうとする都県等は、業務核都市として整備しようとする地域について予備調査を行うし、その結果を事前に主務省庁に提出するものであること。	2	直近の予備調査から一定の期間内に、中核的民間施設に係る事項の追加・修正等のみを行う場合には予備調査を不要とする。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
富山県	キャリアアップ教育推進構想	1298	#####	113380	インターシップ受入企業への助成措置	国のインターンシップ推進等に関する事業費等の使途拡大	ジュニア・インターシップ推進事業費の受入企業への助成金としての使途拡大	インターシップの実施においては、受入企業の負担が大きくなり、実施規模の拡大には、受入企業への支援が必要。			6		ジュニアインターンシップ事業については、担当省は文部科学省である。				
千葉県	「バイオマス立県ちば」の推進	1306	1306020	113390	バイオマス関連補助制度の統合	バイオマス利用の一層の促進のために、バイオマス利活用に係る補助金について、省庁間、同一省庁の部局間にわたっているものにつき、一括して補助事業が利用できるよう、制度の統合を提案する。 例えば、メタン発酵施設を利用した産地直売所を建設する場合、バイオマス利活用フロンティア整備事業(農村振興局)と農業経営総合対策事業(経営局)を併用しなければならないが、所管部局が異なる。 また、下水汚泥と食品残さを併せてメタン発酵する場合、前者が国土交通省、後者が農林水産省とに分かれるため、個別の協議が必要となり、両者の承認がないと事業の実施が不可能になるばかりでなく、両者を調整する窓口も存在しない。	千葉県では、本県の持つポテンシャルを有効に活用し、バイオマス利活用に関する先進的な取組を行なう街づくり「バイオマスタウン」の構築を進め、これらのバイオマスタウンが相乗効果を発揮した「バイオマス立県ちば」を目指すこととしている。 そのために、バイオマス利活用に取り組み事業者がバイオマス利活用に係る補助金を導入することについて、支援をすることとしている。また、これらの事業者の参入を促すための制度改正について、国に対し働きかけをすることとしている。 具体的には、バイオマス利活用に係る補助金について、省庁間、同一省庁の部局間にわたっているものにつき、一括して補助事業が利用できるよう、制度の統合を提案する。 これにより、手続き等の簡素化が進み、バイオマス関連事業の実施が一層促進されることとなる。	バイオマスは、その種類、利用技術、最終製品にも多岐にわたるため、総合的に利用することが、その推進にあたっては不可欠であるが、補助制度を利用するためには事業計画を細分化して作成するなどの必要がある。 事業者としては、行う事業は一つという認識があり、補助制度の利用にあたっての効率性の向上を望む声がある。 バイオマス事業の一体的な推進という見地からは改善をする必要がある。	地域において新エネルギーの大規模・集中導入等、先進的な取組等を行う地方公共団体等に対して、事業費の一部を補助している。 「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」に基づき認定を受けた利用計画に従って新エネルギーを導入する先進的な事業者に対して、事業費の一部を補助している。		3 2	目的の異なる補助制度をすべて統合することは困難である。しかしながら、農林水産省におけるバイオマス関係のソフト事業、ハード事業については、それぞれ総合的な支援を目的とした、バイオマス利活用フロンティア推進事業、バイオマス利活用フロンティア整備事業が利用可能である。これに加え、地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウン構想(仮称)の実現に向け、関係府省が一体となった支援を試行的に開始する。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各府省の間で連携して予算執行する等工夫が出来ないか検討されたい。		5	バイオマス関連施策については、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の場を通して関係府省間の緻密な連絡体制を取っているほか、各地方ブロックごとに各府省出先機関間での連絡を密にしている。	
浜松市	世界都市浜松・ユニバーサルデザイン構想	1370	1370030	113400	ユニバーサルデザイン商品のロゴ商標登録	ユニバーサルデザイン商品のロゴ商標登録(要望)を行う。ロゴマークを作成し、認定された製品等に対してそのマークの使用を許可し、ユニバーサルデザインに関する商品の一元化を図る。	ユニバーサルデザイン商品のロゴ商標登録(要望)を行う。一元化されたロゴマークを作成し、認定された製品等に対してそのマークの使用を許可する。	ユニバーサルデザイン商品のロゴマークを作成し、商品(マーク)の一元化を図る。民間事業者に対してその意識を向上させることにより、一般市民に対してもそのロゴマークが目に見えるのと同時にユニバーサルデザインの意識が向上し、官・民・事業者の三位一体となったユニバーサルデザインの推進が図られる。	存在しない		3	ユニバーサルデザインは、達成目標ではなく理念であることから、個々の商品についてユニバーサルデザインが否かを明確に区別することは困難。現段階では、むしろユニバーサルデザインを目指す取組自体を幅広く評価し、社会全体の改善を促すことが肝要であると考え。なお、ユニバーサルデザインを支える周辺関連分野については、国際標準や国家標準として指針やガイドラインが定められているところ。また、表彰制度として財団法人日本産業デザイン振興会が行うグッドデザイン賞にユニバーサルデザイン賞が設けられている。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。		3	ユニバーサルデザインは、達成目標ではなく理念であることから、個々の商品についてユニバーサルデザインが否かを明確に区別することは困難。現段階では、むしろユニバーサルデザインを目指す取組自体を幅広く評価し、社会全体の改善を促すことが肝要であると考え。なお、ユニバーサルデザインを支える周辺関連分野については、国際標準や国家標準として指針やガイドラインが定められているところ。また、表彰制度として財団法人日本産業デザイン振興会が行うグッドデザイン賞にユニバーサルデザイン賞が設けられている。	
宇多津町	宇多津臨海部活性化構想	2013	2013010	113410	補助金要件の改善と国庫補助制度の利便性の向上	この近隣公園内には、産業(工業)再配置補助金(旧通産省)をもらって建設した宇多津町産業資料館があるが、リニューアルするには残存価額に見合う補助金返還を求められる。また、公園のリニューアルについても補助(国交省)を受けるには修繕程度の変更でなければならない。時代のニーズに対応するにはあまりにもきびしすぎる内容であり、今後地域再生(活性化)を進めて行くうえで改善(緩和)措置を講じられたい。	現在検討中である海岸環境整備事業と並行に公園や公園施設のリニューアルを考えている。また、この公園は、国交省の道の駅の指定も受けており地域の活性化や観光客の利便性の向上のため、産業資料館の増改築を行ない施設の充実を図っていく。また、施設の運営管理を民間委託し雇用の創出を図っていく。	この地域は、国土交通省のまちづくり総合支援事業を活用し、地域の観光資源をいかしながら施設整備や面整備を総合的に推進することにより、地域の活性化を図っていききたいが、補助を受けた社会資本についてのリニューアルについては、補助金の返還が生じるといふ現行制度の障壁があり改善を望むものである。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 産業再配置促進施設整備費補助金交付規則第14条	工業再配置促進費補助金(現産業再配置促進施設整備費補助金)は、工業再配置促進法に規定する移転促進地域から誘導地域への工場移転、誘導地域における新増設を促進すべく、誘導地域に新増設を行った工場の所在地を管轄する市町村に対し、教育文化施設等の設置費に対し補助金を交付する制度である。		5	ご提案の内容を精査する必要があるものの、リニューアルが合理的な理由に基づくものであり、リニューアル後も補助目的に整合的な施設の用途が維持されるのであれば、補助金適正化法22条所定の手続を前提に、ご提案は現行制度でも可能である。また、リニューアルによって費自治体が収入を得ることがないのであれば補助金返還は必ずしも必要ではない。				
青梅市	圏央道青梅インターチェンジ周辺複合物流拠点整備構想	1037	1037040	113420	市の計画策定、整備に対する財政的支援と、本事業計画について、首都圏整備計画等に位置づけ願いたい。	首都圏整備計画に位置づけられていたことと、計画策定、整備に対する財政的支援を願いたい。	首都圏中央連絡自動車道・青梅インターチェンジの北側隣地(今井4丁目)の約53ヘクタールの農地について、東京都多摩地域や埼玉県南西部地域の産業および生活拠点地区の活動を支援する広域性の高い複合機能型物流拠点を整備する。具体的には、トラックターミナル、倉庫、卸売市場および商業施設などを誘導する。	首都圏整備計画では、物流拠点が位置づけられていない。整備の円滑な推進を図られたい。			6		今回の提案にある「首都圏整備法」について、当省の所管範囲では無いため。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都府県からの回答	
財団法人本庄国際リサーチパーク推進機構/学校法人早稲田大学	エコユーザーの育成と参加を通じた「自律・循環」の地域づくり	3043	3043020	113430	バイオエタノールの製造・利用等に関する研究開発補助金の統合化	【バイオエタノール】 バイオエタノール及びバイオエタノール混合燃料の製造・利用等に関する各種研究開発補助金の統合化 バイオエタノール由来の「エコ燃料」(バイオエタノールとその混合燃料)の現行機器への利用拡大に際しては、生成・製造技術や保管・貯蔵技術の確立(経済性の成立等)、機器使用部品の腐食調査や安全性等の技術的な開発・検証と課題解決のほか、エコ燃料の普及促進に向けた組織体制の構築及び維持・運営、利用者優遇策の導入等を含めたトータルシステムとしての包括的取り組みが必要とされることから、各種の研究開発補助金の統合化や各種普及施策等の関連施策を集中した支援措置により、円滑な実証実験の実施とこれによる普及拡大の迅速化を期待することができる。	バイオエタノール等のエコ燃料の開発・利用に関する現行の研究開発補助金は、制度上、原料バイオエタノールの種別や、技術開発及び普及促進などの対象事業別に区分された利用条件が設定されているが、本プロジェクトでは、本庄地域をフィールドとして、各種原料資源によるバイオエタノールの生成から普及促進に向けた組織体制の整備及び維持・運営等に至るトータルシステムの実証実験を計画していることから、各種研究開発補助金の統合により関連施策を集中した支援措置を受けることによって、当該実証実験の円滑な実施とこれによるエコ燃料の普及拡大が図られるものと期待される。	バイオエタノール等のエコ燃料の開発・利用に関する現行の研究開発補助金は、制度上、原料バイオエタノールの種別や、技術開発及び普及促進などの対象事業別に区分された利用条件が設定されているが、本プロジェクトでは、本庄地域をフィールドとして、各種原料資源によるバイオエタノールの生成から普及促進に向けた組織体制の整備及び維持・運営等に至るトータルシステムの実証実験を計画していることから、各種研究開発補助金の統合により関連施策を集中した支援措置を受けることによって、当該実証実験の円滑な実施とこれによるエコ燃料の普及拡大が図られるものと期待される。	バイオエタノール等のエコ燃料の開発・利用に関する現行の研究開発補助金は、制度上、原料バイオエタノールの種別や、技術開発及び普及促進などの対象事業別に区分された利用条件が設定されているが、本プロジェクトでは、本庄地域をフィールドとして、各種原料資源によるバイオエタノールの生成から普及促進に向けた組織体制の整備及び維持・運営等に至るトータルシステムの実証実験を計画していることから、各種研究開発補助金の統合により関連施策を集中した支援措置を受けることによって、当該実証実験の円滑な実施とこれによるエコ燃料の普及拡大が図られるものと期待される。	経済性の制約を克服し、バイオエタノール等のエコ燃料の開発・利用に関する現行の研究開発補助金は、制度上、原料バイオエタノールの種別や、技術開発及び普及促進などの対象事業別に区分された利用条件が設定されているが、本プロジェクトでは、本庄地域をフィールドとして、各種原料資源によるバイオエタノールの生成から普及促進に向けた組織体制の整備及び維持・運営等に至るトータルシステムの実証実験を計画していることから、各種研究開発補助金の統合により関連施策を集中した支援措置を受けることによって、当該実証実験の円滑な実施とこれによるエコ燃料の普及拡大が図られるものと期待される。	5		バイオエタノール等のエコ燃料の開発・利用に関する現行の研究開発補助金は、制度上、原料バイオエタノールの種別や、技術開発及び普及促進などの対象事業別に区分された利用条件が設定されているが、本プロジェクトでは、本庄地域をフィールドとして、各種原料資源によるバイオエタノールの生成から普及促進に向けた組織体制の整備及び維持・運営等に至るトータルシステムの実証実験を計画していることから、各種研究開発補助金の統合により関連施策を集中した支援措置を受けることによって、当該実証実験の円滑な実施とこれによるエコ燃料の普及拡大が図られるものと期待される。					
新座市	新座市「観光による地域再生」構想	1312	1312010	113440	国の地域再生施策(まちづくり交付金等)の集中実施	各府県等の地域再生施策として「まちづくり交付金」等の諸制度があるが、これらの施策の集中により、観光都市として「地域観光基本計画」を策定し、道の駅整備事業やうどん・そば等の地場産業の育成・公用車の休祭日のレンタカー利用・都市公園のワイナリー整備事業等の諸施策を効率的に推進する。	道の駅整備事業(仮称)ふるさと新座館の設置 市中央部の観光地の情報発信基地として、機能する施設として効果がある。 うどん、そば等の産業集積 地域雇用の促進・新たな地場産業の育成に効果がある。 西郷浄水場高架水橋・市庁舎の展望ラウンジの設置事業 眺望抜群の本市庁舎上階を活用し、来客者を惹きつける飲食施設を設置することで、集客の目玉にする。 公用車の休祭日のレンタカー利用 話題性に富み、かつ安価な料金設定が可能なため、来客者の利便性の向上に資する。 都市公園のワイナリー整備事業 観光の目玉となるとともに、地域雇用の促進・新たな地場産業の育成に効果がある。 都市公園内のキャンプ場整備事業 観光の目玉となるとともに、地域雇用の促進に資する。	これらの諸制度は、いずれも国の各府県の枠を超えているが、一体的な整備を行う上で、非常に有効な制度であると評価しており、左記施策を効率的に実施していくに当たって、施策の集中をお願いするもの。		6		当省の所管でない。						
神奈川県	国際観光県「かながわ」推進構想	1285	1285030	113450	産業観光への支援	京浜臨海部等で取り組んでいる産業観光振興に向けた取り組みに対する、国土交通省と経済産業省が連携した支援	新しい観光として注目されている産業観光について、モニタツアーの実施、旅行商品造成に向けた取り組み、コンベンション客・修学旅行者等の誘致を進める。	経済産業省及び国土交通省がそれぞれ事業を実施している。		8		観光立国行動計画に基づき、産業観光への取り組みについて、現在、検討を行っているところであり、特別な予算手当がされているものではない。	提案の趣旨を踏まえ検討された。	8		観光立国行動計画に基づき、産業観光への取り組みについて、現在、検討を行っているところであり、特別な予算手当がされているものではない。		
飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	1311	1311040	113460	地域イベントに係る経費への支援	・地方のもつ伝統・文化・自然を活用し、新たなイベント等の開催に対し、3年程度(軌道にのせるまで)の支援を行い、地域市民と都市との交流人口拡大が図れるようにお願いしたい。	・伝統工芸品(内山紙など)を活用し、イベントの装飾として用い、市内全域を飾り付ける(例:イベントや盆、彼岸などに一斉に灯籠を点灯、千曲川一面に灯籠流し) ・自然(雪や菜の花、棚田)を活かしたイベントを興し、都市との交流人口を増やし、滞在型観光に結びつける。	・地域の宝をいかしたイベントの企画・開催により、都市との交流人口拡大が図られ、滞在型観光、更には定住へと結びつけ、地域の活性化を図るため。		6		当省の所管でない。						
非特定営利法人:名古屋エアフロント協会	名古屋エアフロント・プロジェクト	3045	3045020	113470	フラクショナルオーナシステム用の運航・税法上の統一見解	一元化後の名古屋空港は国際ビジネス拠点構想を模索している。そのためFBO構築を民間事業者目標としているが、フラクショナルオーナーシステム等が行き渡らなければFBOな発展もありえない。そのため早急な運航・税法上の統一見解が必要である。	広大なエプロンを有する現名古屋空港が一元化するとスロット・スポットは充分すぎるほどに確保できる。国内GAの規模はまだ小さく、空港の品格向上のためにも国際ビジネス機の誘致は必須の要件である。そのためには当面フラクショナルオーナーシステムの導入が必要となる。	わが国のGAの現状は経済の中心が中央に偏っており定期便が中央から地方へ放射線状に広がっているためビジネス機が発展しない。一方で1企業のみでの機体所有も不経済の面もあり、新しい制度の導入が要望される。このような制度による機体でのアジア地域全域での活用が望まれる。		6		当省の所管でない。						



15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
(財)公害地域再生センター	公害地域の環境再生	3104	3104010	113480	施策の連携	既存の法律内では解決し得てない環境課題に関して、各種の施策を集中的に実施する。	*環境基準達成のための総合的な大気汚染施策の集中的な実施。 *積極的に環境対策に取り組む中小企業の支援体制の整備。 *環境に配慮した地域形成のための土地利用計画づくり。	*大気汚染対策としては、単体規制・車種規制だけでは限界が生じており、他の施策とあわせて地域全体で取り組む体制がなければこれ以上の改善が見込めない。 *疲弊した公害地域の環境再生のためには、区画整理や再開発といったハード整備を中心とした既存のまちづくりの範囲では限界がある。良好な環境づくりのためには、積極的にこれを推進する体制が必要である。 *激甚な公害を経験した地域においては、地域経済を中小企業が支えている場合が多い。地域の環境改善のためには、事業者が主体的になって取り組む環境保全の活動が必要であるが、低成長期にあっては具体的な取り組みには結びつかない。意欲ある事業者にインセンティブを与える支援体制が必要である。	租税特別措置法 地方税法等		5	中小企業に対する支援として、公害防止用設備を導入する企業に対する特別償却、固定資産税制等の特例、政策投資銀行等の政府系金融機関による低利融資を行っている。						
株東京リーガルマインド	デュアルシステムの促進(短期的政策)	3087	3087010	113490	デュアルシステムの促進(短期的政策)	一定の条件を満たす企業のインターンシップ受入れ義務の法制化	1. インターンシップ前の学生に対する“社会人としてのマナー研修” 2. 受入れ企業のインターンシッププログラムの作成補助 3. インターンシッププログラム実施中の一部研修講師	インターンシップ受入れにおける募集に係るコストや、受入れにおけるトラブルを過剰に意識するため、受入れが進まず、社会的に必要とされる受入量に達することができない。これによって、若年者雇用問題の解決という社会的な便益の極めて高い問題解決に関わるビジネスもまた、利益の出せるものとする事ができない。	なし		3	インターンシップの受け入れ先企業を開設する事業を経済団体等に委託して実施している。インターンシップの推進を図るため、受け入れ企業の開拓、学生と受け入れ企業のコーディネート等の事業を行う機関に対する普及啓業を目的としたシンポジウム等の開催を実施しているところ。	提案の趣旨を踏まえ検討された。	3		インターンシップの受け入れは、各企業において、自社の置かれた状況等を加味しつつ、主体的に対応すべきものであり、法令によって一律に義務化することは不適切と考える。しかしながら、要望にあるようなインターンシップ普及の必要性を十分踏まえ、38に記載したような事業を講じ、受け入れ企業の開拓を図ることとしている。		インターンシップの受け入れは、各企業において、自社の置かれた状況等を加味しつつ、主体的に対応すべきものであり、法令によって一律に義務化することは不適切と考える。しかしながら、要望にあるようなインターンシップ普及の必要性を十分踏まえ、38に記載したような事業を講じ、受け入れ企業の開拓を図ることとしている。
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066130	113500	補助事業の採択基準のローカルルール策定	画一的な基準は離島のような地域には合わないため、地域の実情に即したローカルルールを策定する。	全国画一的に採択基準により補助事業を行うのではなく、補助事業のローカルルールを策定し、地域の産業構造や立地条件に即した事業の展開や、住民要望による“まちづくり”事業の推進を容易にし、地域の活性化を図る。	補助事業の採択には費用対効果等数値の算出が求められるが、離島という特殊性などにより、画一的な基準ではクリアが困難な状況にある。費用対効果だけでは計れない地域の特事情を考慮したローカルルールにより補助事業を有効活用する。						当初の検討要請に対し、担当省庁が全て「6」と回答したため、当室にて検討したところ、貴省が担当省庁と考えられる。については、提案内容が実現できないか、検討し回答されたい。	6		当省の施策との関係が不明。	
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066140	113510	各種補助金・助成金等の一体的活用	各種補助金・助成金の一体的活用を実施する。	現在、各種補助金・助成金はそれぞれの港湾・漁業・観光・中心市街地等の各課で行われている。結果として、助成金が細切れになる傾向にあるため、それぞれが有効な効果が得られづらい傾向にある。そのため一体的に活用することでまちづくり事業を実施する。	補助金・助成金は、使用目的が細かく限定され、細切れであるため、効果的な投資ができないのが現状となっている。						当初の検討要請に対し、担当省庁が全て「6」と回答したため、当室にて検討したところ、貴省が担当省庁と考えられる。については、提案内容が実現できないか、検討し回答されたい。	6		当省の担当ではない。	